

# 沖縄県地域防災計画

(令和3年6月修正)

沖縄県防災会議



# 《目 次》

## 第 1 編 共通編

### 第 1 章 総 則

第 1 節 目 的	1
第 2 節 用 語	1
第 3 節 県土の概況	3
第 4 節 災害の想定	4
第 5 節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	21
第 6 節 県民等の責務	28

### 第 2 章 基本方針

第 1 節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	29
第 2 節 防災対策の基本理念及び施策の概要	31
第 3 節 本県の特异性等を考慮した重要事項	33
第 4 節 防災計画の見直しと推進	34

### 第 3 章 災害予防計画

第 1 節 災害予防計画の基本方針等	36
第 1 款 災害予防計画の構成	36
第 2 款 災害予防計画の推進	36
第 2 節 災害に強いまちづくり	38
第 1 款 防災対策に係る土地利用の推進	38
第 2 款 都市基盤施設の整備	38
第 3 款 地盤・土木施設等の対策及び災害危険区域の指定等	43
第 4 款 建築物・構造物等の対策	47
第 5 款 ライフライン施設等の機能の確保	49
第 6 款 危険物施設等の対策	54
第 7 款 不発弾等災害予防	56
第 8 款 気象観測施設・体制の整備	57
第 3 節 災害に強い人づくり	58
第 1 款 防災訓練	58
第 2 款 防災知識の普及・啓発	60
第 3 款 自主防災組織の育成	63
第 4 款 企業防災の促進	64
第 5 款 消防力の強化等	65
第 6 款 地区防災計画の普及等	66
第 4 節 災害応急対策活動の準備	67
第 1 款 初動体制の強化	67
第 2 款 活動体制の確立	69
第 3 款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	74
第 4 款 消防防災ヘリコプターの整備の検討	78
第 5 款 災害ボランティアの活動環境の整備	78
第 6 款 要配慮者の安全確保	79
第 7 款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保	81
第 5 節 避難体制等の整備	83
第 6 節 離島等の防災体制の強化	88
第 7 節 原子力災害予防計画	90

第8節	道路・軌道・航空機事故災害予防計画	93
第9節	海上災害予防計画	94
第10節	災害対策基金計画	94

## 第2編 地震・津波編

### 第1章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	95
第2節	地震情報・津波警報等の伝達計画	99
第3節	災害通信計画	106
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	110
第5節	災害広報計画	113
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	115
第7節	広域応援要請計画	119
第8節	避難計画	121
第1款	避難の原則	121
第2款	津波避難計画	125
第3款	広域一時滞在	126
第9節	観光客等対策計画	128
第10節	要配慮者対策計画	129
第11節	消防計画	130
第12節	救出計画	131
第13節	医療救護計画	132
第14節	交通輸送計画	136
第15節	治安警備計画	145
第16節	災害救助法適用計画	147
第17節	給水計画	149
第18節	食料供給計画	150
第19節	生活必需品供給計画	151
第20節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	153
第21節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	157
第22節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	158
第23節	住宅応急対策計画	159
第24節	二次災害の防止計画	161
第25節	教育対策計画	162
第26節	危険物等災害応急対策計画	165
第27節	在港船舶対策計画	167
第28節	労務供給計画	168
第29節	民間団体の活用計画	173
第30節	ボランティア受入計画	174
第31節	公共土木施設応急対策計画	176
第32節	ライフライン等施設応急対策計画	178
第1款	電力施設応急対策	178
第2款	ガス施設応急対策	178
第3款	液化石油ガス施設応急対策	178
第4款	上水道施設応急対策	178
第5款	下水道施設応急対策	179
第6款	電気通信設備応急対策	179
第33節	交通機関応急対策計画	180

第34節	農林水産物応急対策計画	181
第35節	米軍との相互応援計画	182
第36節	離島支援計画	183

## 第2章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	185
第2節	被災者生活への支援計画	187
第3節	中小企業者等への支援計画	190
第4節	応急金融対策	191
第5節	復興の基本方針等	192

## 第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	193
第2節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	193
第3節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	194
第4節	防災訓練	195
第5節	関係者との連携協力の確保	195
第6節	防災教育及び広報	195

# 第3編 風水害等編

## 第1章 災害応急対策計画

第1節	組織計画	196
第2節	気象警報等の伝達計画	197
第3節	災害通信計画	203
第4節	災害状況等の収集・伝達計画	203
第5節	災害広報計画	203
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	204
第7節	広域応援要請計画	204
第8節	避難計画	205
第1款	避難の原則	205
第2款	風水害避難計画	205
第3款	広域一時滞在	207
第9節	観光客等対策計画	208
第10節	要配慮者対策計画	208
第11節	水防計画	209
第12節	消防計画	211
第13節	救出計画	211
第14節	医療救護計画	211
第15節	交通輸送計画	211
第16節	治安警備計画	211
第17節	災害救助法適用計画	212
第18節	給水計画	212
第19節	食料供給計画	212
第20節	生活必需品供給計画	212
第21節	感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	212
第22節	行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画	212
第23節	障害物の除去・災害廃棄物処理計画	213

第24節	住宅応急対策計画	213
第25節	二次災害の防止計画	213
第26節	教育対策計画	213
第27節	危険物等災害応急対策計画	213
第28節	海上災害応急対策計画	214
第29節	在港船舶対策計画	218
第30節	労務供給計画	218
第31節	民間団体の活用計画	218
第32節	ボランティア受入計画	218
第33節	公共土木施設応急対策計画	218
第34節	航空機事故災害応急対策計画	219
第1款	空港及び周辺区域での事故	219
第2款	空港及び周辺区域以外での事故	219
第35節	ライフライン等施設応急対策計画	221
第36節	農林水産物応急対策計画	221
第37節	米軍との相互応援計画	221
第38節	道路事故災害応急対策計画	222
第39節	原子力災害応急対策計画	223
第1款	原子力艦災害対策	223
第2款	放射性物質管理施設災害対策	232
第40節	軌道事故災害応急対策計画	233
第41節	林野火災対策計画	234

## 第2章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設災害復旧計画	235
第2節	被災者生活への支援計画	235
第3節	中小企業者等への支援計画	235
第4節	応急金融対策	235
第5節	復興の基本方針等	235
第6節	原子力災害復旧対策	236

## 編末図表

編末図－1	気象警報等の伝達系統図	237
編末図－2	火災警報等の伝達系統図	239
編末図－3	地方海上警報等の伝達系統図	239
編末図－4	土砂災害警戒情報の伝達系統図	240
編末図－5	異常現象発見者の通報系統図	241
編末図－6	空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図	242
編末図－7	不発弾処理業務のながれ図	254
編末表－1	沖縄気象台管内警報発表基準	255
編末表－2	沖縄気象台管内注意報発表基準	256

## 巻末図表

(地震・津波編及び風水害等編に共通する図表)

巻末図－1	沖縄県災害対策本部組織図	257
巻末図－2	職員の配備体制のながれ	258
巻末図－3	災害情報連絡系統図	261
巻末図－4	自衛隊の災害派遣要請系統図	263

卷末図－ 5	危険物等災害時の通報連絡系統図	264
卷末表－ 1	沖縄県災害対策本部の部名、部長及び副部長	265
卷末表－ 2	沖縄県災害対策地方本部名称、設置場所、構成機関及び所管区域	266
卷末表－ 3	現地災害対策本部の構成及び所掌事務	268
卷末表－ 4	沖縄県災害対策本部事務分掌	269
卷末表－ 5	沖縄県災害対策本部教育部事務分掌	276
卷末表－ 6	沖縄県災害対策本部警察部事務分掌	277
卷末表－ 7	災害対策要員配備体制	279
卷末表－ 8	防災関係機関の収集情報・連絡系統	283
卷末表－ 9	自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧	284

## 資料編

1	防災関係機関一覧表	285
2	沖縄県防災会議条例	291
3	沖縄県防災会議運営要領	292
4	沖縄県防災会議幹事会運営要領	293
5	沖縄県防災会議委員名簿	294
6	沖縄県防災会議幹事名簿	296
7	沖縄県防災会議及び幹事会の開催状況	298
8	沖縄県災害対策本部条例	302
9	沖縄県災害対策本部運営要綱	303
10	沖縄県災害対策事務運営要領	324
11	沖縄県ヘリコプター等運用調整会議規約	338
12	大規模災害時における沖縄県ヘリコプター等運用調整班活動計画	340
13	沖縄県災害時協定一覧	343
14	自衛隊災害派遣の様式	357
15	災害派遣（急患空輸）要請書	361
16	災害報告様式及び記入要領等	363
17	災害危険箇所等一覧	378

# 第 1 編 共通編

共通編は、本計画の総則、基本方針、災害予防計画である。





## 第1章 総則

### 第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づいて、沖縄県の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 沖縄県の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに県民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項  
なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。
  - (1) 基本編  
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画
  - (2) 地震・津波編  
地震・津波に関する予応急対策計画、災害復旧・復興計画
  - (3) 風水害等編  
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、原子力災害、道路事故災害、鉄軌道事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画及び復旧・復興計画
  - (4) 資料編  
各編に関する資料・様式

### 第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 4 市町村防災計画 市町村地域防災計画をいう。
- 5 県本部 沖縄県災害対策本部をいう。
- 6 現地本部 沖縄県現地災害対策本部をいう。
- 7 地方本部 沖縄県災害対策地方本部をいう。
- 8 市町村本部 市町村災害対策本部をいう。
- 9 県本部長 沖縄県災害対策本部長をいう。
- 10 現地本部長 沖縄県現地災害対策本部長をいう。

## 第1編 共通編 第1章 総則

- 11 地方本部長 沖縄県災害対策地方本部長をいう。
- 12 県医療本部 沖縄県災害医療本部をいう。
- 13 地域医療本部 沖縄県地域災害医療本部をいう。

### 第3節 県土の概況

#### 1 位置

本県は、およそ北緯 24 度から 28 度まで、東経 122 度から 132 度までに位置し、北西は東シナ海、南東は太平洋に面し、四面海に囲まれた列島をなし、凸面部を太平洋に向けて南西方面に弧状に連なる琉球弧を形づくっている。

島の本数は、有人島 49、その他多くの無人島からなっている。全諸島を大きく区分すると、沖縄諸島、先島諸島、大東諸島及び尖閣諸島に大別される。

沖縄諸島は、沖縄本島を中心に伊平屋島、伊是名島、伊江島、久米島及び慶良間列島等から形成されている。

先島諸島は、更に宮古列島と八重山列島から成る。

宮古列島は、宮古島を中心に伊良部島及び多良間島等から形成され、沖縄本島からは南西に約 290km の洋上にある。

八重山列島は、石垣島を中心に西表島、波照間島及び与那国島等から形成され、沖縄本島から南西に約 410 km の洋上にある。

大東諸島は、沖縄本島の東の洋上約 400 km にあり、南大東島、北大東及び沖大東島から成る。

#### 2 面積

本県の面積は 2,276.72k m<sup>2</sup> で、全国総面積の約 0.6% を占め、都道府県中 44 番目の広さをもっている。

#### 3 地勢・地質・森林・河川の状況

地勢は沖縄本島の国頭郡部が山岳地帯で、与那覇岳（約 503m）、嘉津宇岳（約 452m）等があり、中頭郡及び島尻郡部は丘陵地帯と平地帯が多い。また、国頭郡部の地質は古生層の粘板岩及び砂岩で、中頭郡及び島尻郡部は主に島尻層、琉球石灰岩及び国頭礫層から成る。

久米島には宇江城岳（約 309m）等の山岳等があり、島の周囲の海岸沿いは平地帯となっている。

地質は火山砕屑岩、安山岩が広く分布している。

また、南大東島、北大東島は、スリバチ型をなし、地質は火山砕屑岩で形成されている。宮古島は山岳がなく、島全体がなだらかな平地で、地質は全島が琉球石灰岩から成り、西部には一部隆起の珊瑚礁で形成されている。

石垣島は北部海岸寄りに於茂登岳（約 526m）を中心にバンナ岳等の山岳地帯があり、島の中央部と海岸沿いになだらかな台地、平地帯が広がっている。地質は古生層で平久保半島、ホウラ岳周辺に分布し主に結晶片岩、千枚岩から成り、於茂登岳を中心に花崗岩が主に分布している。

西表島は沖縄本島に次ぐ面積で全般的に山岳地帯をなし、地質は島の北東部を除き、ほぼ全島に第 3 紀砂岩層が分布している石灰層を賦存している。与那国は島の中央部が丘陵地帯で西部と北部の平地を除き、第 3 紀砂岩層及び花崗岩で形成されている。

また、本県における森林面積（沖縄の森林・林業 平成 22 年版による。）は、県土総面積 226,748ha の 46% に相当する 105,246ha で、内訳は国有林 31,523ha、民有林 73,741ha と県土の大半を占めている。

本島の地形は細長く中央部を 50～100m の山地又は丘陵地帯が縦走し 35～40 度の急傾斜をなしている。なお島の幅が狭いため、流路延長が短く、河川は急流となり、これが平地部に入ると 200 分の 1 以上の緩勾配となってその変化が短い区間で著しいため山地部の崩壊土砂が流下し、一部の河川に堆積がみられる。

なお、県管理の 2 級河川として 51 水系 75 河川が指定されている。

#### 4 気候・気象・地震活動の自然災害

気候は高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は 23℃ 前後、年降水量は 2,000 mm 程度である。夏と冬の季節風の交替は顕著であり、夏は太平洋高気圧の中で南～南東の風が卓越して、蒸し暑い晴天の日が多く熱帯夜が続く。冬は大陸の高気圧が張出し、北～北東風が卓越し曇雨天の日が多い。

自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年7個強の台風が来襲し、暴風雨、高波などを伴って各所に大きな被害を与えている。

また、梅雨期を中心にした大雨による浸水、がけ崩れ、林地崩壊などの災害や冬期の低気圧や季節風による海難がある。特に近年河川流域の開発が著しいため、流出率の増大や保水力の低下等、流域条件が変化し、浸水被害も見られる。

地震活動は、列島の南東側の琉球海溝から北西側の沖縄トラフ周辺及び石垣島近海から台湾東方沖にかけて活発で、西表島近海ではときどき群発地震の発生がある。過去には死傷者や家屋の損壊などの被害を伴った地震がたびたび発生しており、1966年の与那国島近海の地震では与那国島で死者2名、石垣崩壊などの被害があった。

また、先島諸島で1万2千人を超える死者を出した1771年の八重山地震津波(明和大津波)、沖縄本島をはじめ各地に津波が襲来し、死者3名をもたらした1960年のチリ地震津波など津波による被害も受けている。

## 第4節 災害の想定

本計画は、本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、県内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

### 1 風水害

#### (1) 台風

- ア 昭和32年台風第14号 フェイ
- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| 襲来年月日     | 昭和32年9月25日、26日         |
| 最大風速      | 47.0m/s (那覇)           |
| 最大瞬間風速    | 61.4m/s (那覇)           |
| 降水量       | 70.7mm (那覇、25～26日)     |
| 死傷者・行方不明者 | 193名 (うち死者及び行方不明者131名) |
| 住宅全半壊     | 16,091戸                |
- イ 第2宮古島台風(昭和41年台風第18号 コラ)
- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 襲来年月日  | 昭和41年9月5日          |
| 最大風速   | 60.8m/s (宮古島)      |
| 最大瞬間風速 | 85.3m/s (宮古島)      |
| 降水量    | 297.4mm (宮古島、3～6日) |
| 傷者     | 41名                |
| 住宅全半壊  | 7,765戸             |
- ウ 平成15年台風第14号 マエミー
- |        |                     |
|--------|---------------------|
| 襲来年月日  | 平成15年9月10日、11日      |
| 最大風速   | 38.4m/s (宮古島)       |
| 最大瞬間風速 | 74.1m/s (宮古島)       |
| 降水量    | 470.0mm (宮古島、9～12日) |
| 死傷者    | 94名 (うち死者1名)        |
| 住宅全半壊  | 102棟 (うち全壊19棟)      |

#### (2) 地すべり

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 発生年月日 | 平成18年6月10日            |
| 発生場所  | 沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内   |
| 降雨状況  | 先行降雨量 533mm (5/1～6/9) |

## 第 1 編 共通編 第 1 章 総則

地すべりの規模	集中降雨量 88mm (6/10) 平均高さ 30m (最大 42m)、長さ約 335m 移動土量 約 34 万 m <sup>3</sup> 、地すべり面積 5 万 6 千 m <sup>2</sup> 地すべり幅 最大 260m
人的被害	なし
道路損壊	県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

### (3) 河川の氾濫 (浸水想定)

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川が氾濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測している。

なお、支川の氾濫、高潮及び内水による氾濫等は考慮されていない。

#### 浸水想定区域一覧 (平成 26 年 12 月現在)

対象水系・区間	想定降雨 (発生確率)	関係市町村 (浸水予測概要)
安里川水系 (安里川・真嘉比川・久茂地川)	安里川流域全体に日総雨量で 400mm (50 年に 1 回程度起こる大雨)	那覇市 (安里川・真嘉比川・久茂地川沿い周辺で浸水深 0.5m 未満)
安謝川水系安謝川	安謝川流域全体に 60 分の降雨量で 104mm (50 年に 1 回程度起こる大雨)	那覇市 (安謝川沿い周辺で浸水深 5m 未満)
国場川水系国場川	国場川流域全体に 60 分の降雨量で 102mm (50 年に 1 回程度起こる大雨)	南風原町 (国場川沿い周辺で浸水深 2m 未満)
小波津川水系小波津川	小波津川流域全体に日総雨量で 399mm、ピーク時の 1 時間に 95.2mm (30 年に 1 回程度起こる大雨)	西原町 (兼久川から小那覇川付近にかけて浸水深 1m 未満)
比謝川水系比謝川	比謝川流域全体に日総雨量で 380mm (50 年に 1 回程度起こる大雨)	沖縄市 (比謝川、与那原川沿い周辺で浸水深 5m 未満)
天願川水系天願川	天願川流域全体に 60 分の降雨量で 92mm (30 年に 1 回程度起こる大雨)	うるま市 (天願川沿い周辺で浸水深 5m 未満)

### (4) 高潮 (浸水想定)

本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧 (最低中心気圧 870hPa) を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。なお、高潮浸水想定結果の図を P17~18 に示す。

#### 高潮浸水想定概要

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	① 沖縄本島西側を北上 ② 沖縄本島南側を西進 ③ 沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。
宮古・八重山諸島	① 宮古島の真上を北上 ② 宮古島の西側を北上 ③ 石垣島と西表島の間を北上 ④ 西表島の西側を北上 ⑤ 宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸や河川に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

第1編 共通編 第1章 総則

(5) 土砂災害（危険箇所・区域等）

県内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が千箇所以上存在する。これらの危険箇所・区域等は表層崩壊を想定している。

県内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種 別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合 計
土砂災害危険箇所 （国土交通省、平成 14 年度）	708	236	88	1,032
土砂災害警戒区域 （国土交通省、平成 29 年度）	843	248	81	1,172
土砂災害特別警戒区域 （国土交通省、平成 29 年度）	4	5	0	9
山地災害危険地区 （林野庁、平成 19 年度）	108	231	5	344
農地地すべり危険箇所 （農林水産省農村振興局、平成 10 年度）	-	-	35	35

2 地震及び津波の被害想定

本県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の20の想定地震を設定した。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度はすべての地震で震度6弱以上と予測され、前回調査でも想定した5地震のうち4地震では震度7が予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴(予測最大震度)	備考
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が大きい(7)	前回調査 (平成21 年度)より
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が大きい(7)	
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が大きい(7)	
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が大きい(6強)	
宮古島断層	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	
八重山諸島南西沖地震	8.7	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	平成23・24 年度津波 被害想定 調査より
八重山諸島南方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す(6弱)	
石垣島南方沖地震	7.8	黒島において震度が大きい(6弱)	
石垣島東方沖地震	8.0	石垣島において震度が大きい(6強)	
石垣島北方沖地震	8.1	西表島、多良間島において震度が大きい(6強)	
久米島北方沖地震	8.1	久米島、栗国島において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が大きい(6弱)	
沖縄本島南東沖地震 3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が大きい(6強)	
八重山諸島南方沖地震 3連動	9.0	先島諸島広域において震度が大きい(6強)	
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が大きい(6強)	平成25年 度に新規 設定
宮古島スラブ内	7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(6強)	
石垣島スラブ内	7.8	石垣島市街地において震度が大きい(6強)	

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液化化危険度、建物被害（揺れ、液化化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。



(3) 予測結果の概要

死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（約1万1千人）、次いで沖縄本島南東沖地震（約9千人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大（約450人）である。

建物被害（全壊）についても、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（約5万8千棟）、次いで沖縄本島南東沖地震（約3万7千棟）となり、その多くが津波によるものである。また、津波のない想定では、沖縄本島南部スラブ内地震のケースが最大（約3万3千棟）である。

ライフラインについても沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、断水人口は約77万6千人、停電軒数は約22万4千軒に上る。

各想定地震の被害量は、次表のとおりである。

地震・津波被害量予測一覧

想定地震	死者[人] (津波)	重傷者[人] (津波)	軽傷者[人] (津波)	避難者(避難所内)[人]		全壊[棟] (津波)	半壊[棟] (津波)	断水 [人]	都市ガス 停止[戸]	下水道 被害[人]	停電 [軒]	通信機能 障害[回線]
				直後	1週間後							
沖繩本島南部断層系 による地震	173	1,261	5,903	17,153	35,885	13,610	30,639	242,587	22,438	204,106	59,729	36,087
伊祖断層による地震	147	1,277	6,133	17,534	38,406	13,375	32,499	290,955	27,177	217,921	51,690	37,512
石川-具志川断層系 による地震	184	1,282	5,826	16,114	28,171	14,614	29,531	200,213	1,851	201,988	54,942	24,169
沖繩本島南部 スラブ内地震	453	3,091	12,643	36,957	87,542	32,782	62,606	640,165	52,699	264,554	128,162	78,275
宮古島断層による地震	26	263	922	2,397	3,462	2,648	4,073	23,652	0	3,876	7,081	4,711
八重山諸島南西沖地震	26 (25)	169 (159)	416 (307)	625	394	329 (140)	834 (158)	196	0	4,477	1,204	626
八重山諸島南方沖地震	108 (107)	472 (461)	1,039 (893)	1,430	1,063	922 (721)	1,324 (446)	1,080	0	4,821	2,986	1,341
八重山諸島南東沖地震	93 (91)	681 (656)	1,880 (1,273)	5,381	2,648	1,466 (235)	5,293 (702)	12,769	897	143,117	1,027	617
沖繩本島南東沖地震	9,418 (9,349)	29,943 (29,362)	60,907 (56,830)	141,097	103,560	37,385 (28,189)	44,255 (20,659)	539,373	53,000	590,562	152,967	99,103
沖繩本島東方沖地震	6,337 (6,269)	19,178 (18,630)	40,181 (36,045)	81,377	80,288	25,151 (16,168)	38,356 (13,992)	488,878	8,112	276,396	110,047	53,533
石垣島南方沖地震	1,729 (1,727)	3,004 (2,986)	5,902 (5,788)	16,992	6,138	3,795 (3,547)	3,354 (2,694)	11,754	0	9,178	11,959	11,001
石垣島東方沖地震	2,150 (2,145)	3,277 (3,223)	6,523 (6,240)	18,546	7,865	5,066 (4,442)	4,076 (2,551)	15,075	0	13,510	15,541	13,872
石垣島北方沖地震	122 (118)	602 (560)	1,396 (1,084)	4,940	1,200	686 (188)	2,698 (931)	882	0	5,839	3,580	2,478
久米島北方沖地震	1,362 (1,324)	8,135 (7,980)	16,671 (15,472)	79,118	32,781	16,677 (12,654)	24,429 (15,408)	96,180	53,000	542,089	42,411	39,928
沖繩本島北西沖地震	641 (630)	3,817 (3,767)	8,177 (7,304)	21,632	10,092	6,426 (4,282)	11,928 (5,108)	25,535	1,150	195,186	13,196	6,983
沖繩本島南東沖地震 3連動	11,340 (11,109)	37,781 (35,846)	78,633 (69,179)	178,501	152,397	58,346 (35,308)	70,714 (22,778)	775,977	53,000	629,135	223,506	137,860
八重山諸島南方沖地震 3連動	2,432 (2,414)	4,800 (4,631)	10,416 (8,959)	27,117	17,970	10,666 (7,030)	12,954 (2,633)	79,112	2,131	183,779	23,571	19,129
沖繩本島北部 スラブ内地震	182	1,366	7,367	19,008	59,258	14,791	40,291	518,909	9,924	233,564	80,778	42,664
宮古島スラブ内地震	18	195	844	1,987	2,811	1,995	3,958	18,276	0	5,269	5,872	3,906
石垣島スラブ内地震	17	108	594	1,383	1,166	1,163	2,920	412	0	5,219	5,909	4,180

注：(津波)の欄は津波による被害数である

(4) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。そこで、市町村の地震防災対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9の地震を想定し、(2)の被害項目について予測を行った。

3 津波の浸水想定

(1) 津波浸水想定

本県の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図はP11～12に示す。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)津波浸水想定モデル一覧

	波源位置 (モデル名)	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	沖縄本島北方沖 (C01)	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖 (D01W)	80km	40km	4m	
③	沖縄本島南西沖 (H9RF)	80km	40km	4m	
④	久米島北方沖 (B04E)	80km	40km	4m	
⑤	久米島南東沖 (C02)	80km	40km	4m	
⑥	宮古島東方沖 (C04W)	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖 (D06N)	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖 (C05E)	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖1 (C06W)	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖2 (NM11)	60km	30km	20m	7.8
		40km	20km	20m	7.7
⑪	石垣島南方沖 (IM00)	15km	10km	90m	(※2)
		80km	40km	4m	7.8
⑫	石垣島北西沖 (A03N)	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖 (A01N)	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖 (GYAK)	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ⑩下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

イ 最大クラスの津波

平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図はP13～14に示す。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成24年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8 m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

第1編 共通編 第1章 総則

ウ 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図はP15～16に示す。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震(※2)	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震(※4)	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震(※2)	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震(※2)	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

※4：1791年の地震の再現モデル。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

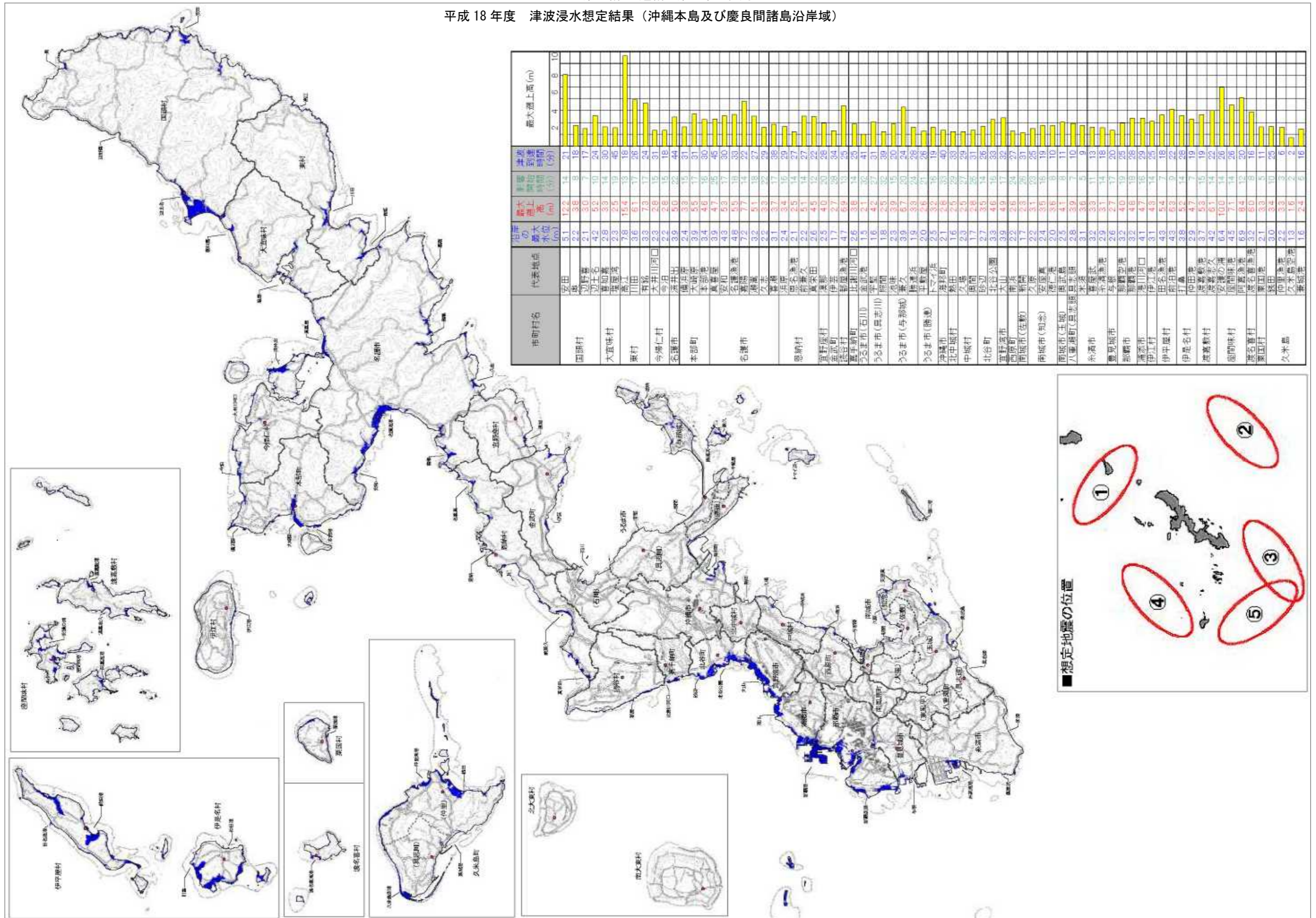
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から50cm上昇するまでの時間

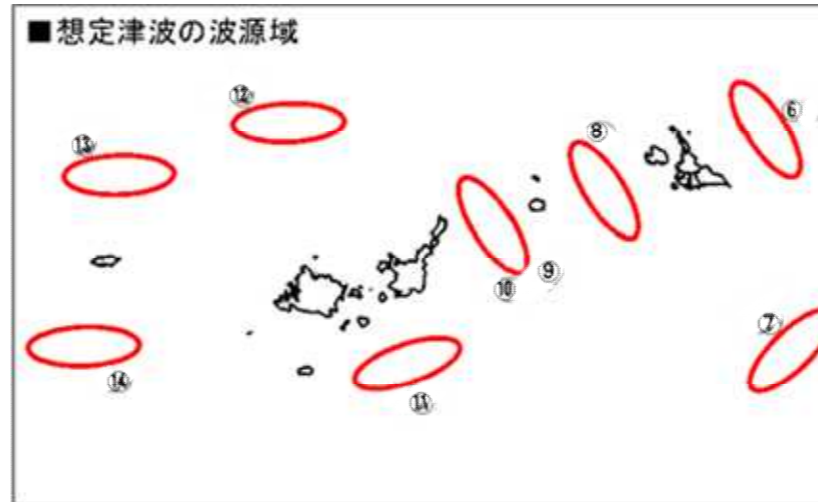
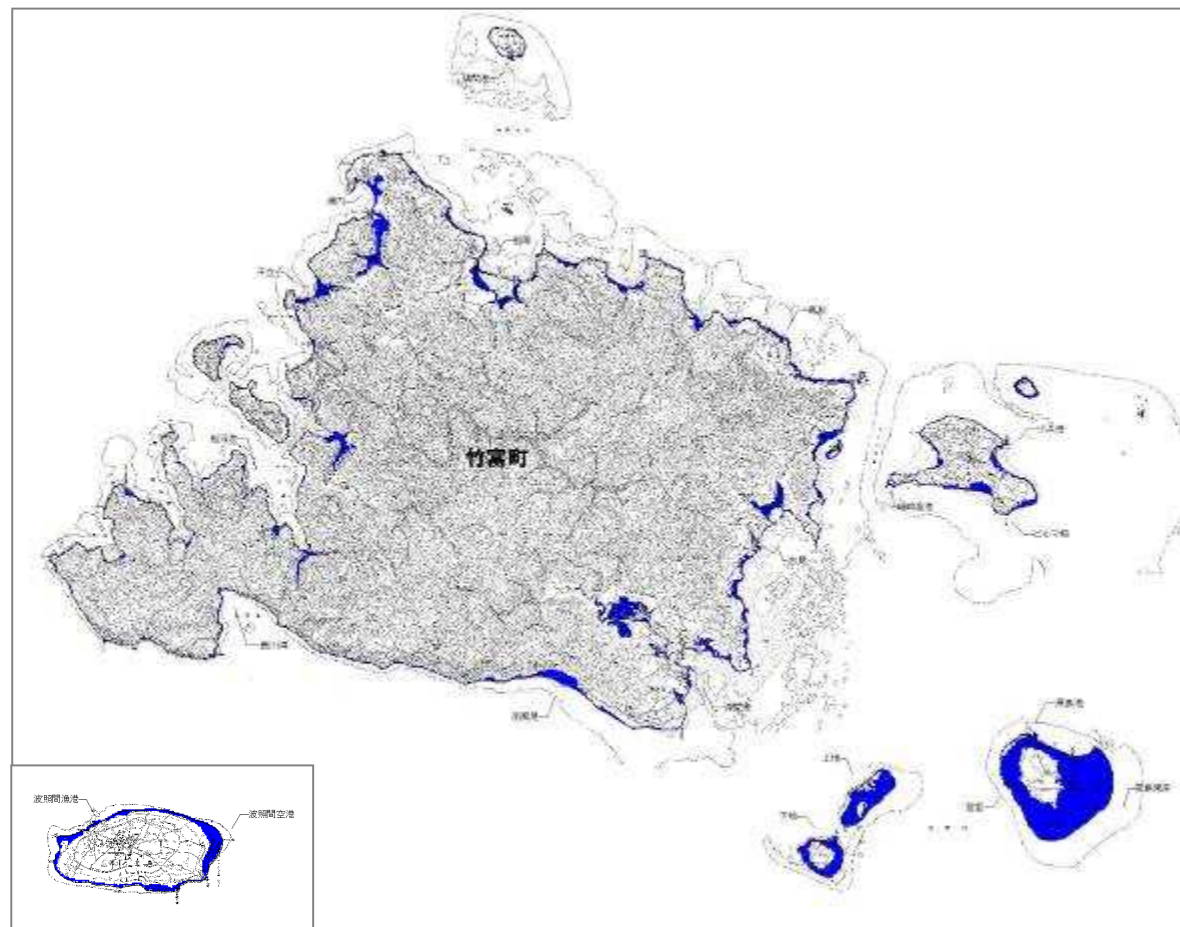
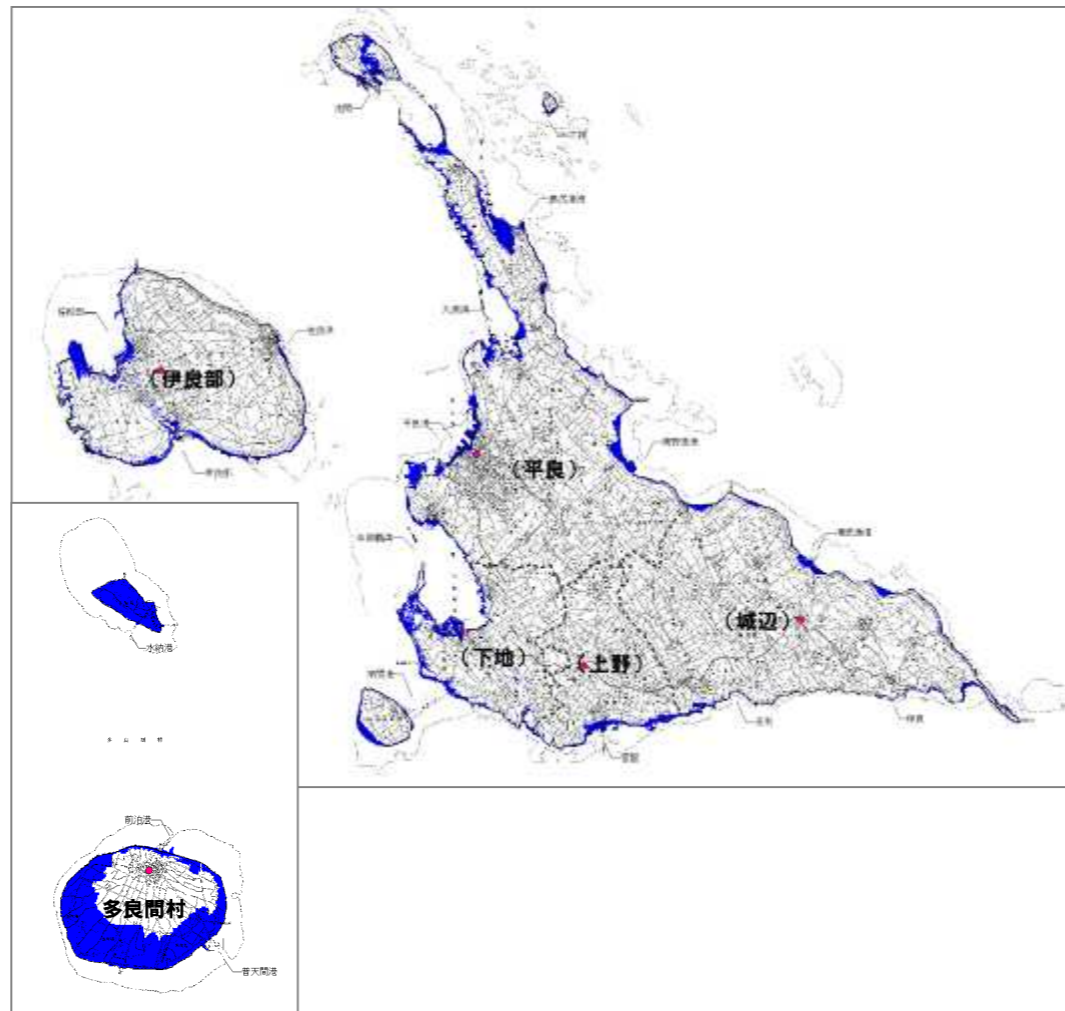
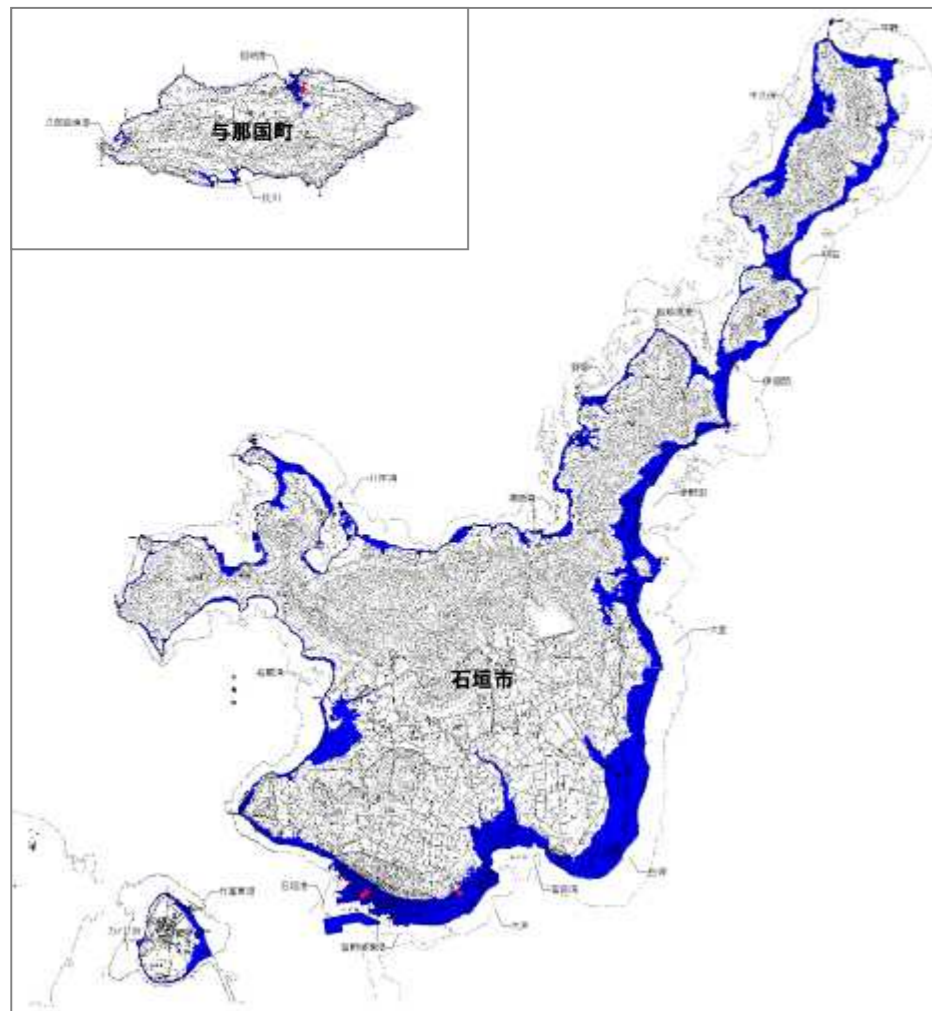
「津波到達時間」津波第1波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

平成18年度 津波浸水想定結果(沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域)



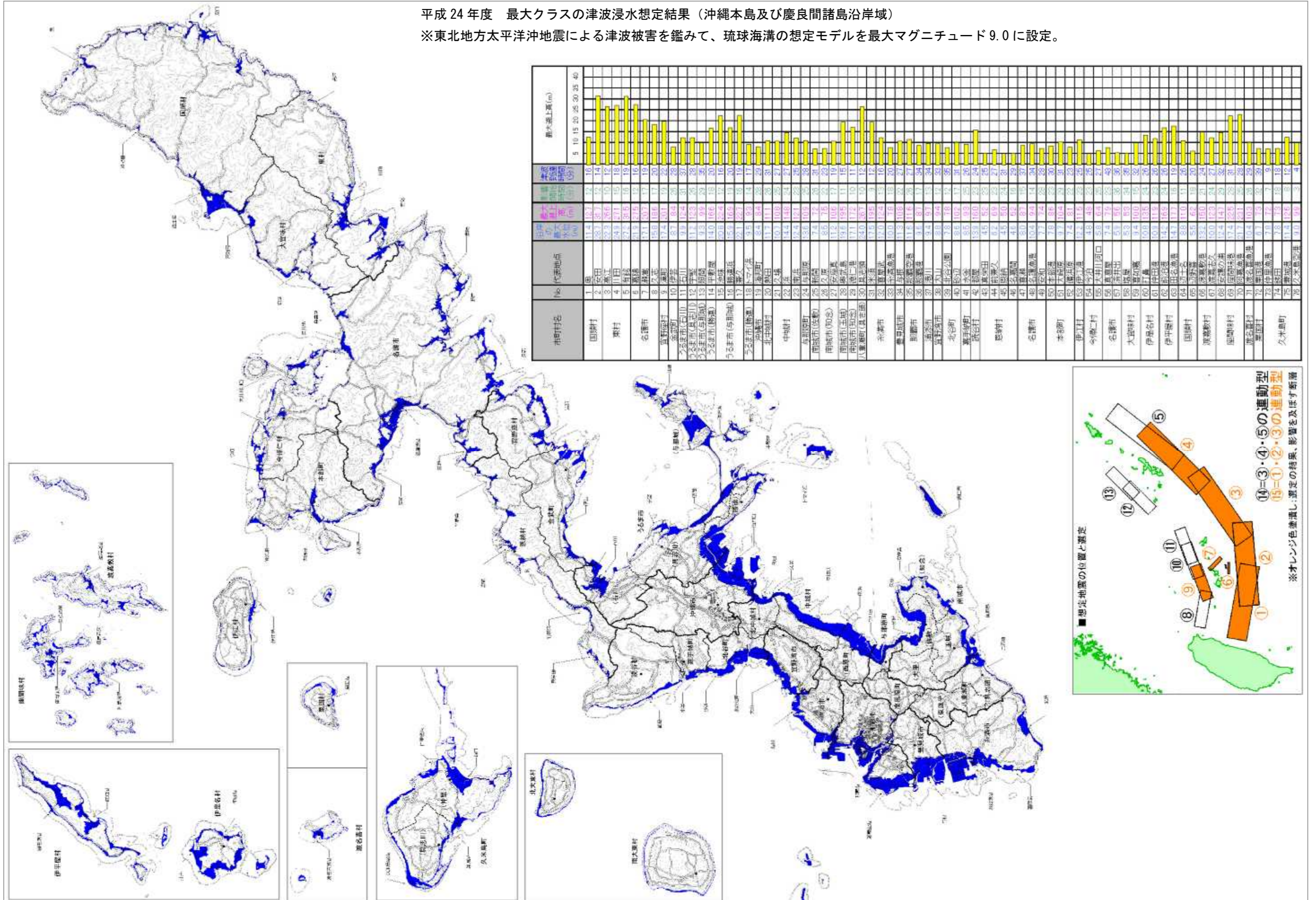
第1編 共通編 第1章 総則  
 平成19年度 津波浸水想定結果（宮古・八重山諸島沿岸域）



市町村名	島名	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)	最大遡上高 (m)			
							5m	10m	20m	30m
宮古島市(平良)	宮古島	高野漁港	8.1	11.0	4	24				
		島尻漁港	7.1	10.2	3	24				
	大神島	大神	5.6	6.9	5	26				
		池間島	4.1	9.3	4	23				
宮古島市(下地)	宮古島	大浦湾	4.0	8.6	6	20				
	宮古島	平良港	6.1	9.1	15	24				
宮古島市(上野)	宮古島	与那覇湾	5.5	7.9	15	29				
	宮古島	来間島	5.4	9.7	13	21				
宮古島市(城辺)	宮古島	宮国	4.2	9.2	5	15				
	宮古島	友利	7.5	11.8	3	13				
	宮古島	保良	4.8	11.5	2	11				
宮古島市(伊良部)	伊良部島	浦底漁港	8.9	12.0	3	19				
		佐良浜	3.2	7.2	6	27				
	伊良部島	佐和田	4.5	9.3	9	26				
		伊良部	6.4	9.3	10	32				
多良間村	多良間島	前泊港	7.2	11.5	6	11				
		普天間港	9.3	12.0	5	9				
		水納港	10.3	14.2	3	11				
石垣市	石垣島	平野	6.5	23.1	0	2				
		平久保	5.3	14.5	0	5				
		船越漁港	4.4	20.1	2	9				
		野底	4.0	8.7	3	12				
		浦底湾	3.9	11.6	3	17				
		川平湾	3.0	10.3	2	12				
		名蔵湾	3.2	4.1	5	26				
		石垣港	5.6	14.9	12	12				
		登野城漁港	12.6	19.0	5	7				
		大浜	14.4	29.8	4	7				
		宮良湾	10.0	22.0	5	8				
		白保	13.5	24.0	2	7				
		大里	11.6	33.5	1	10				
		伊野田	18.5	33.3	2	13				
伊原間	11.5	27.9	1	10						
竹富町	竹富島	竹富東港	6.4	12.2	15	17				
		カイン浜	4.4	8.5	12	13				
	西表島	浦内	4.6	5.6	11	22				
		千立	2.7	4.4	12	24				
		船浮港	1.7	3.1	16	24				
		鹿川湾	9.3	14.7	16	20				
		南風見	5.7	13.0	10	14				
		仲間港	3.5	5.6	10	13				
	鳩間島	仲間港	2.5	3.4	19	23				
		高那	2.8	4.7	13	19				
	小浜島	船浦	1.9	4.0	19	22				
		鳩間港	2.7	4.5	12	15				
	黒島	小浜港	2.7	4.3	20	20				
		細崎漁港	3.2	5.2	19	21				
新城島	ビルマ崎	4.5	7.8	16	20					
	黒島港	4.8	6.8	6	9					
波照間島	宮里	5.5	7.6	3	7					
	黒島東岸	5.3	8.3	2	7					
与那国町	与那国島	上地	3.3	8.7	7	10				
		下地	4.6	17.6	6	8				
与那国町	与那国島	波照間漁港	6.1	11.1	8	9				
		波照間空港	8.2	12.2	6	6				
		祖納港	3.9	7.6	2	7				
与那国町	与那国島	久部良漁港	2.8	3.6	1	3				
		比川	3.0	5.5	1	9				

平成24年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定。

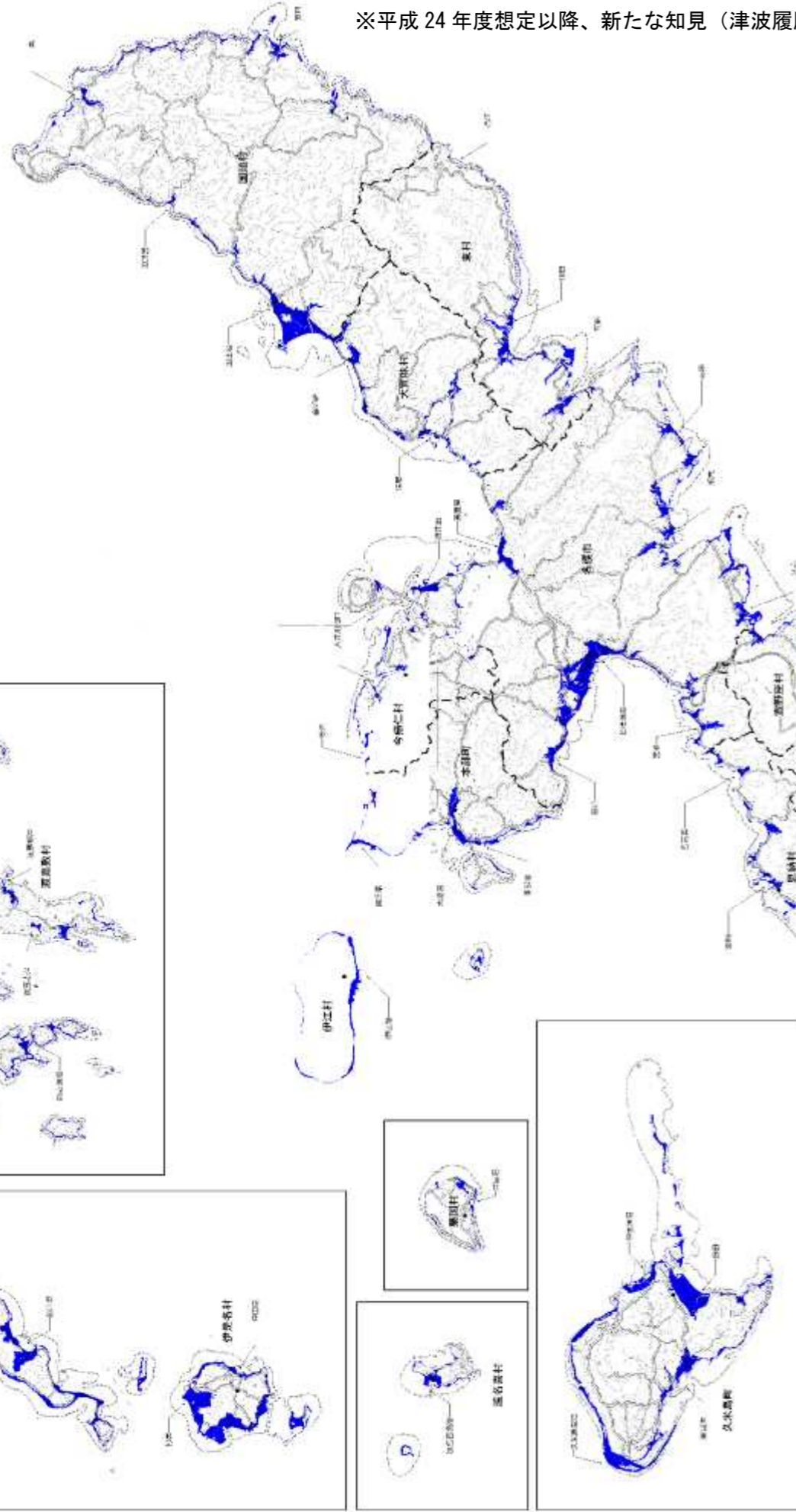
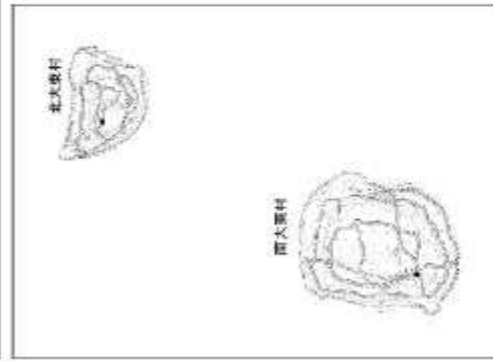
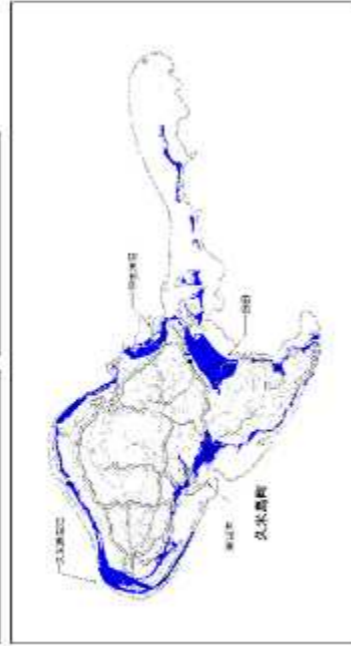
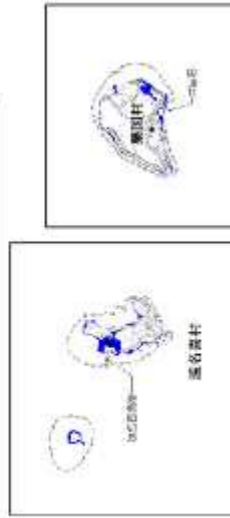
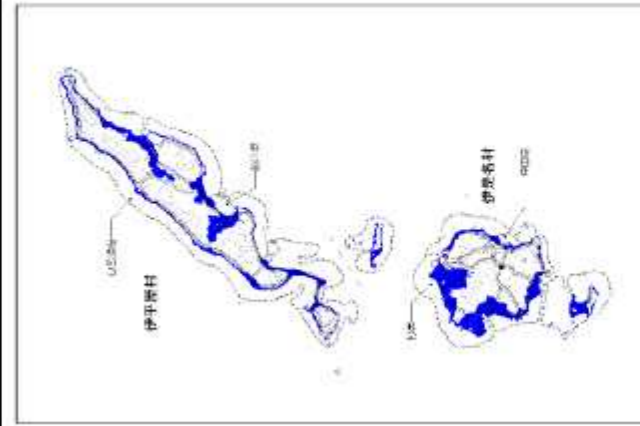
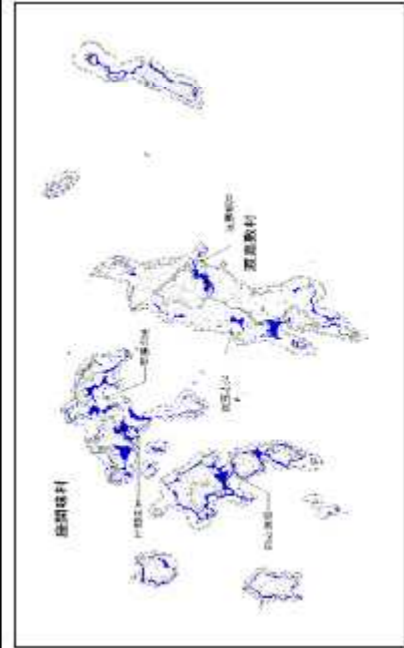




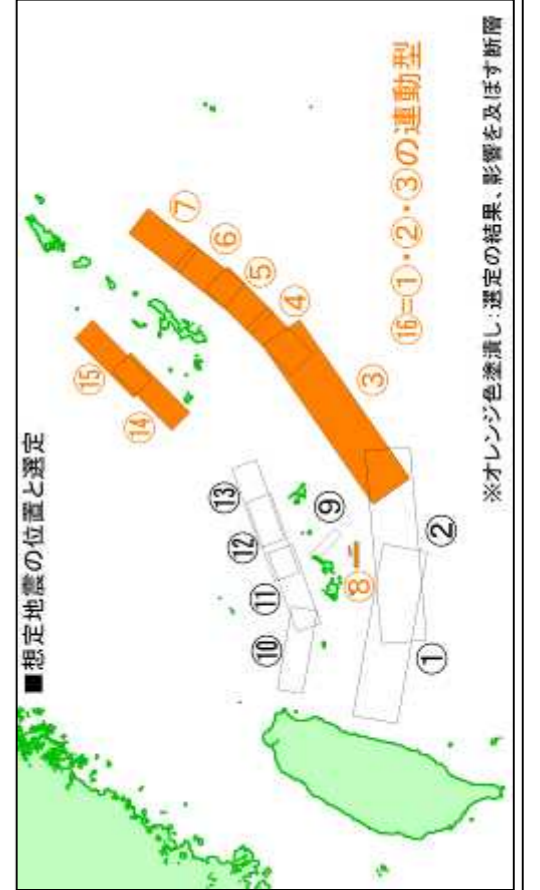


平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定。



市町村名	No.	代表地点	最大 浸水 高さ (m)	影響 開始 時間 +20 分 (分)	影響 開始 時間 +50 分 (分)	津波 到達 時間 (分)	最大浸水高 (m)			
							5	10	15	20
国頭村	1	奥	11.3	8	14	16				
東村	2	安田	19.4	8	14	17				
	3	高江	15.4	6	12	15				
	4	川田	17.4	9	17	19				
	5	有路	15.5	10	16	20				
名護市	6	高橋	25.2	7	14	17				
	7	瀬高	16.7	10	18	20				
宜野座村	8	久志	13.7	13	19	21				
	9	渡那	13.3	13	19	21				
金武町	10	伊芸	6.6	21	28	29				
うるま市(石川)	11	石川	5.7	25	33	36				
うるま市(真志川)	12	宇堅	9.1	20	26	28				
うるま市(与那城)	13	照間	5.2	25	30	32				
うるま市(船渡)	14	平敷屋	10.4	15	21	22				
うるま市(与那城)	15	池味	10.3	7	14	16				
うるま市(船渡)	16	勝連浜	14.1	16	20	21				
うるま市(与那城)	17	東久	22.4	13	18	20				
うるま市(船渡)	18	トマイ浜	7.7	11	16	17				
沖縄市	19	海部町	6.3	26	31	36				
北中城村	20	森田	7.4	23	29	31				
	21	久場	6.8	21	27	28				
中城村	22	浜	8.9	21	27	28				
	23	浜浜	9.1	21	25	27				
与那原町	24	与那原	7.1	22	27	30				
与那原市(佐敷)	25	新原	5.0	23	28	30				
南城市(知念)	26	久原	5.8	19	24	26				
南城市(玉城)	27	安座真	11.1	15	19	19				
南城市(玉城)	28	盛武島	12.6	7	13	15				
南城市(知念)	29	徳仁港	14.3	6	11	12				
八重瀬町(真志頭)	30	真志頭	23.1	6	12	14				
糸満市	31	米須	18.6	5	11	14				
	32	豊原町	11.7	10	14	17				
豊見城市	33	糸満港	7.3	15	19	21				
	34	与根	7.8	18	24	27				
那覇市	35	那覇空港	6.4	22	27	29				
	36	那覇港	7.0	21	31	33				
浦添市	37	横川	9.5	19	28	34				
	38	大山	9.1	19	30	32				
宜野湾市	39	北谷公園	7.4	19	29	35				
	40	砂辺	6.8	18	25	30				
北谷町	41	水産	7.1	17	24	26				
	42	橋原	10.0	16	23	24				
読谷村	43	真栄田	8.3	16	23	25				
	44	前兼久	7.8	17	24	27				
恩納村	45	恩納	4.3	17	26	28				
	46	名草真	5.0	17	26	28				
名護市	47	喜瀬	8.8	19	29	33				
	48	名護港	10.2	20	31	34				
本部町	49	安和	7.6	16	28	28				
	50	本部港	9.6	19	27	30				
伊江村	51	大崎港	10.7	17	28	30				
	52	備兵原	6.3	14	22	22				
今帰仁村	53	伊江港	11.8	16	22	24				
	54	今治	5.4	16	23	24				
名護市	55	大井川河口	5.3	17	26	28				
	56	真嘉比	7.2	31	43	51				
大宜味村	57	芥井出	6.0	30	47	48				
	58	塩屋	5.7	26	37	38				
伊是名村	59	豊加高	10.3	24	34	36				
	60	打農	13.8	14	23	25				
伊平屋村	61	仲田港	10.6	18	24	27				
	62	前田港	10.9	17	24	27				
国頭村	63	田名港	11.0	7	15	17				
	64	辺土名	9.3	22	33	36				
渡嘉敷村	65	辺野喜	6.3	20	24	25				
	66	渡嘉敷港	6.4	17	23	25				
座間味村	67	渡嘉敷久	7.9	17	26	27				
	68	安座の浦	11.6	17	24	27				
渡名喜村	69	座間味港	11.9	17	25	29				
	70	廻島港	15.8	21	26	28				
粟屋村	71	渡名喜港	8.9	6	13	15				
	72	栗屋港	5.9	3	10	17				
久米島町	73	仲里港	5.8	4	8	8				
	74	鉢田	6.5	13	17	18				
久米島港	75	兼城港	11.6	4	8	11				
	76	久米島港	10.3	0	3	4				

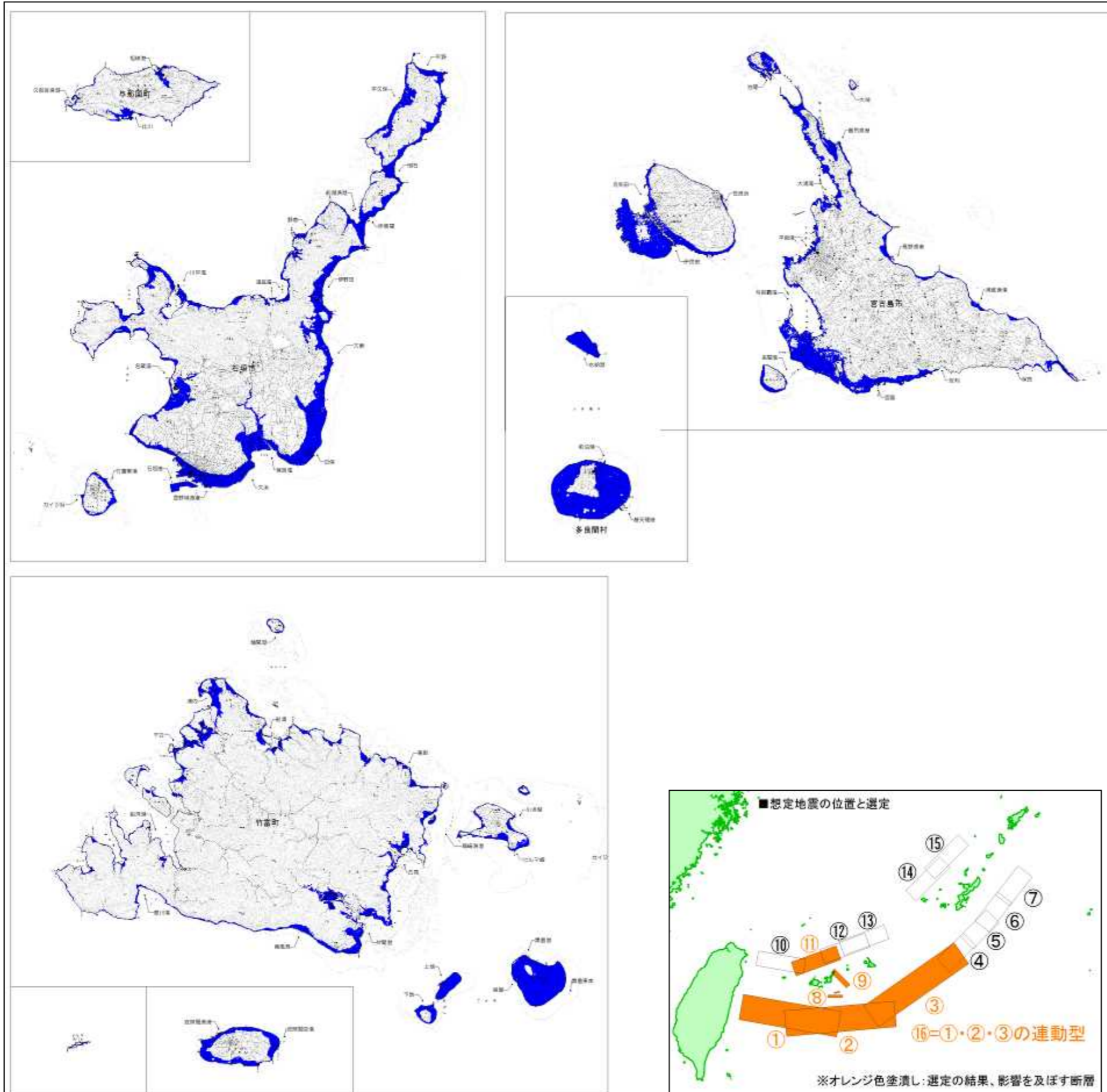


※オレンジ色塗潰し：選定の結果、影響を及ぼす断層

第1編 共通編 第1章 総則

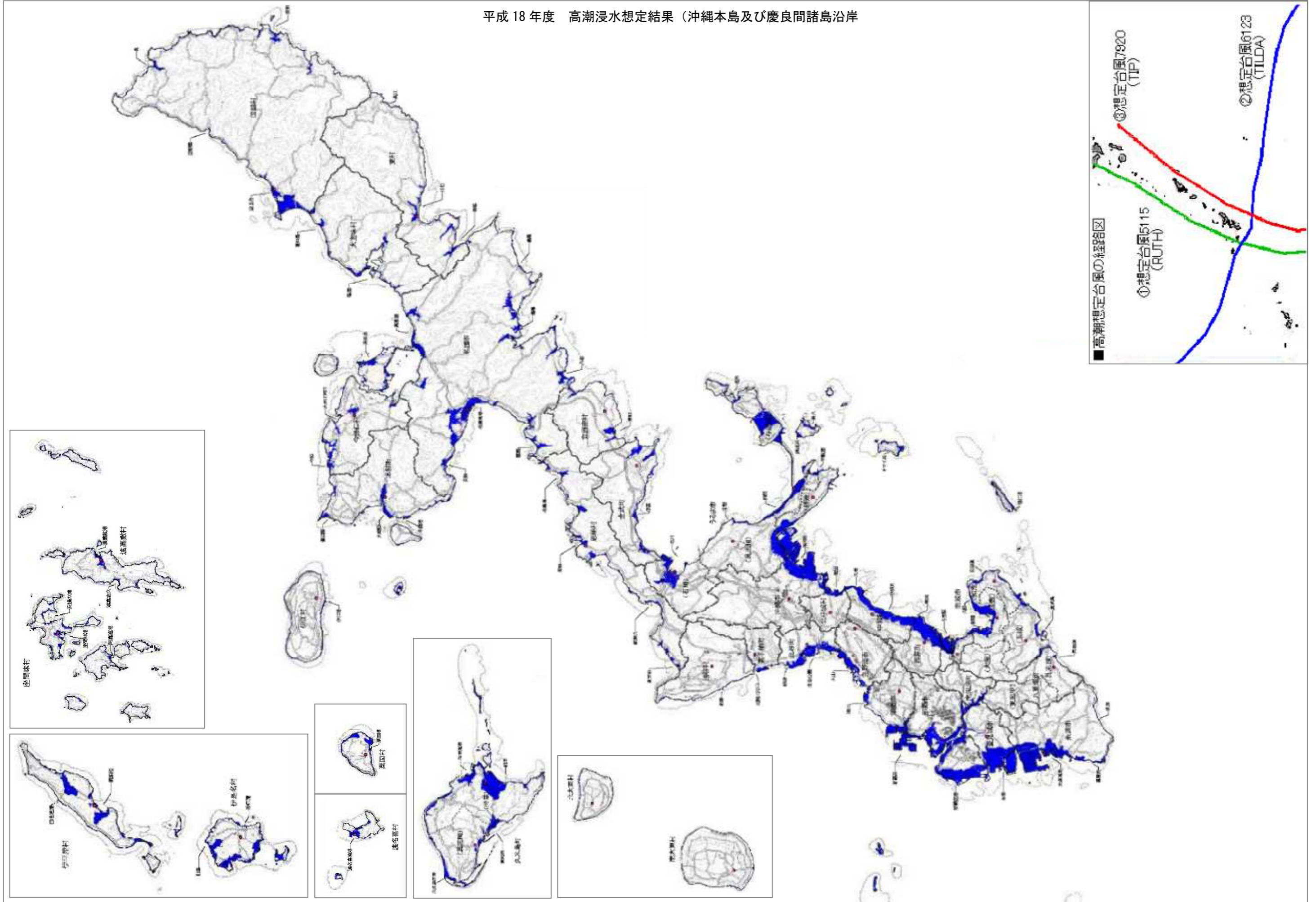
平成26年度 最大クラスの津波浸水想定結果（宮古・八重山諸島沿岸域）（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

※平成24年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定

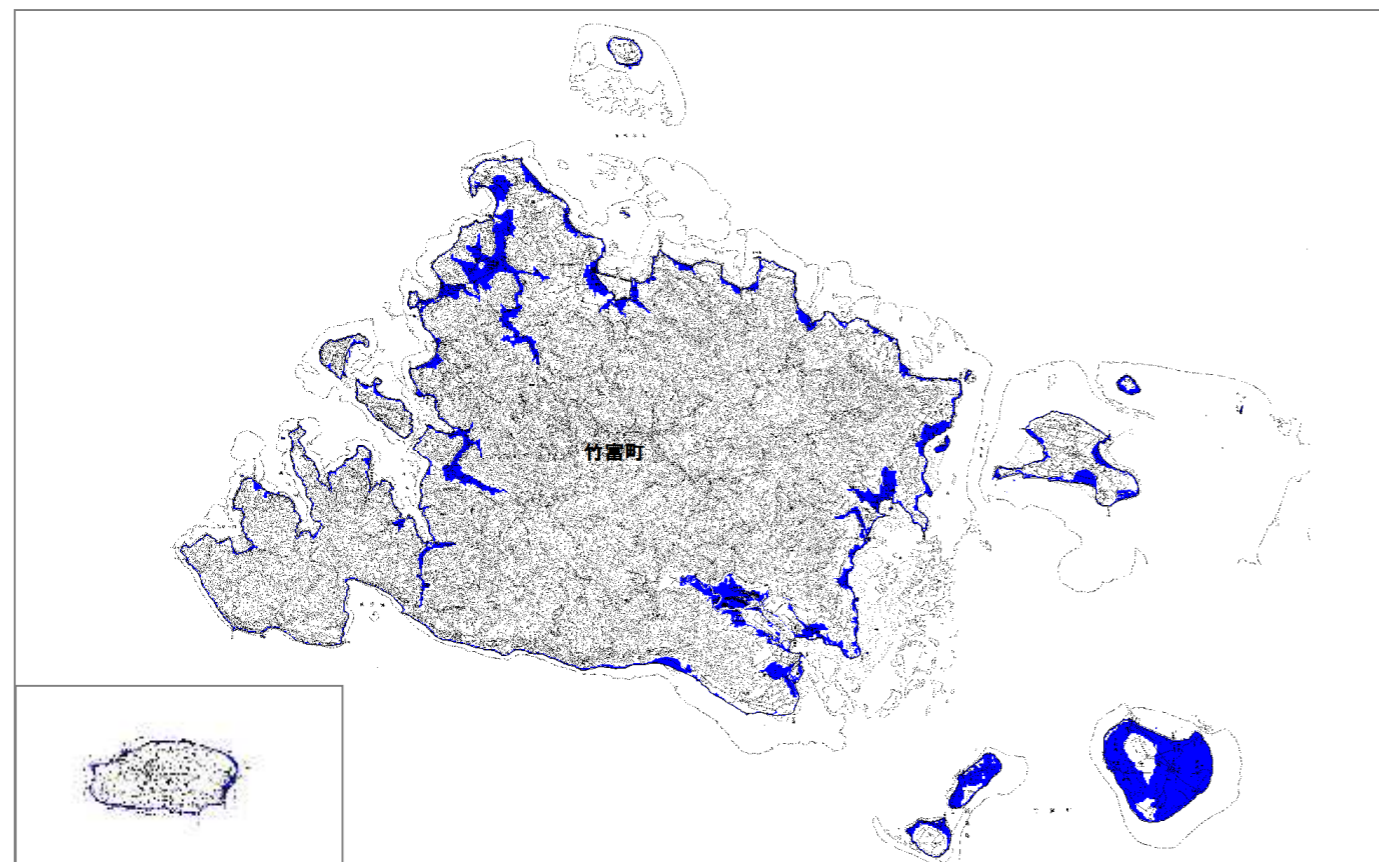
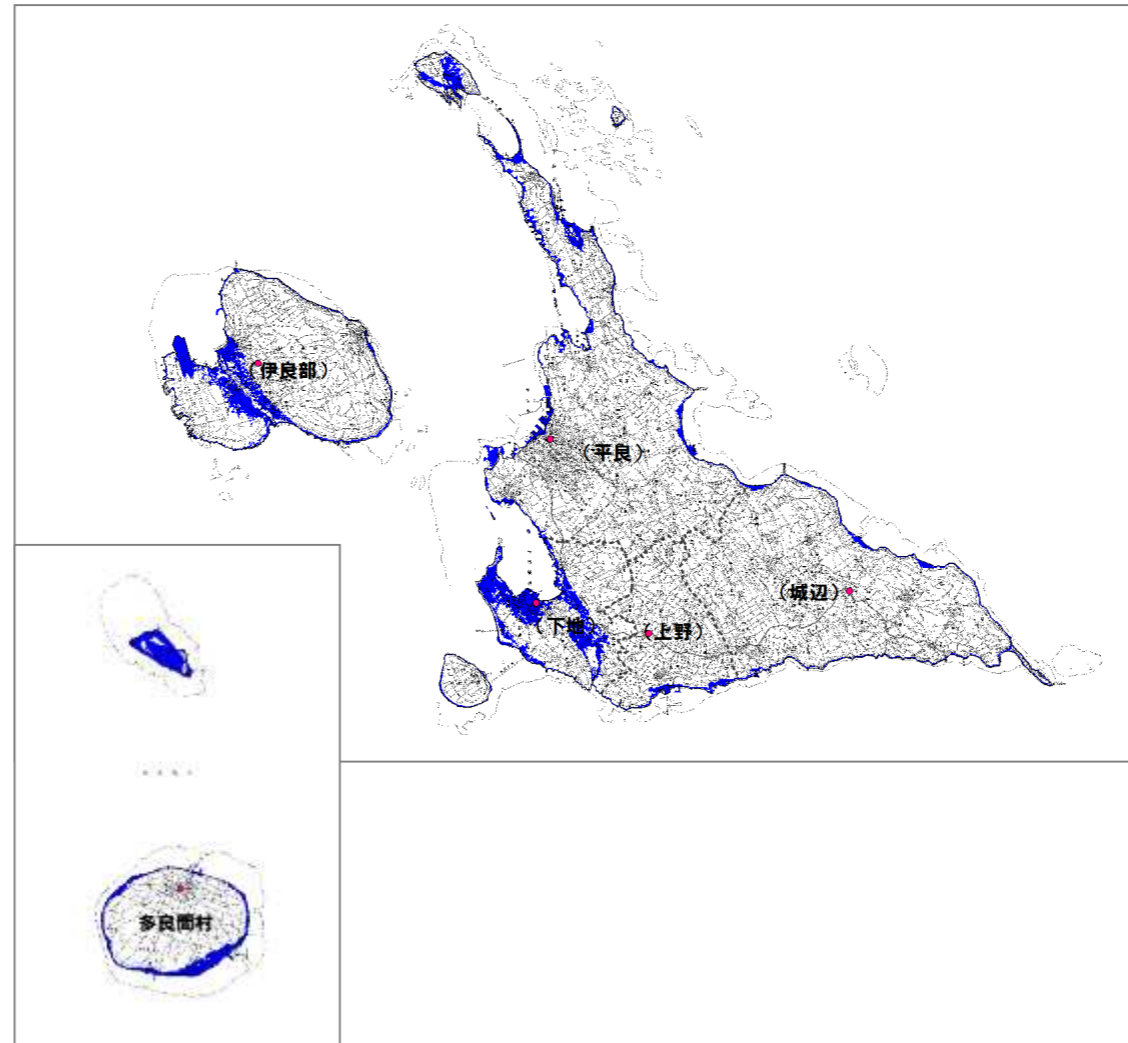
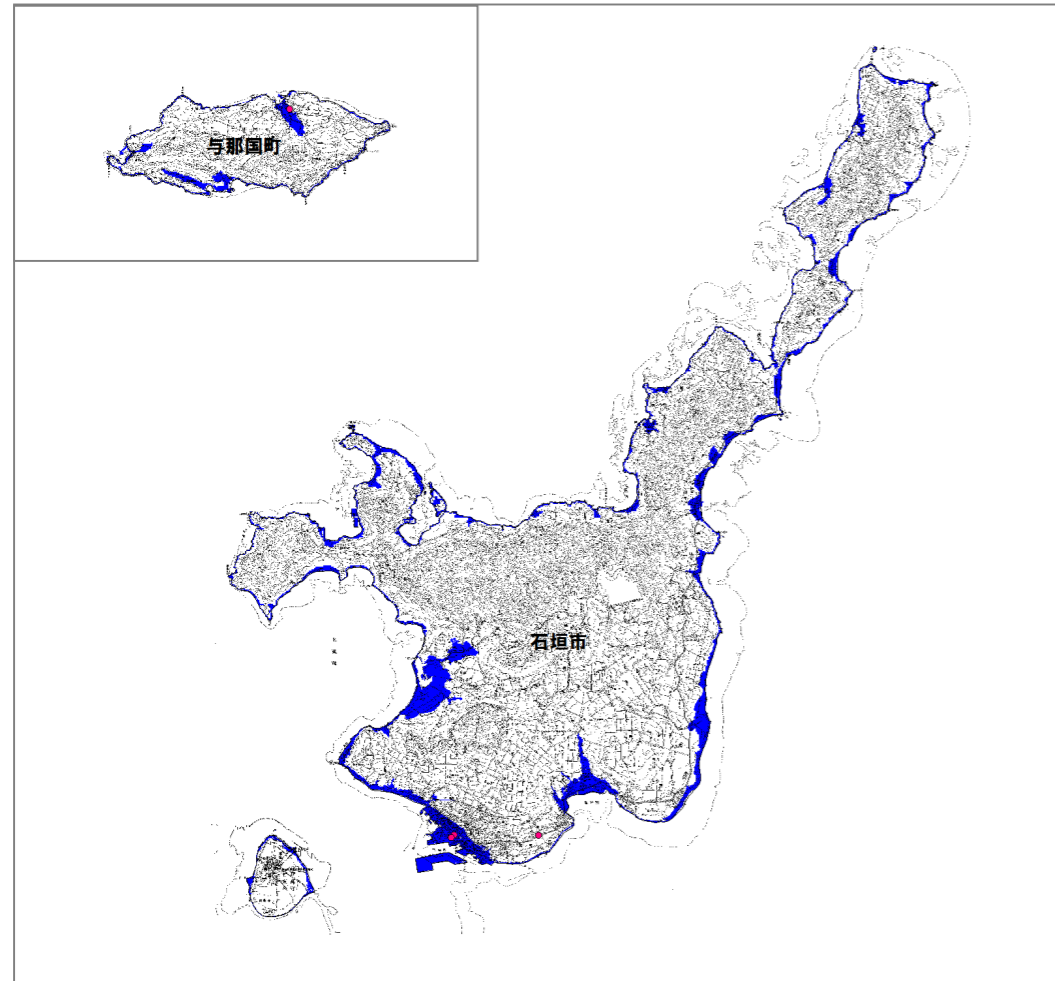


市町村名	島名	No.	代表地点	最大 遡上 高 (m)	影響 開始 時間 ±20 cm (分)	影響 開始 時間 +50 cm (分)	津波 到達 時間 (分)	最大遡上高(m)											
								5	10	15	20	25	30	35	40				
宮古島市(平良)	宮古島	1	島尻漁港	18.0	24	34	36												
		2	高野漁港	26.5	20	30	35												
宮古島市(城辺)	宮古島	3	浦底漁港	21.9	15	24	28												
		4	保良	24.7	4	14	17												
宮古島市(上野)	宮古島	5	友利	28.3	4	14	16												
宮古島市(下地)		6	宮国	26.5	5	15	19												
宮古島市(平良)	宮古島	7	与那覇湾	9.8	21	25	32												
		8	平良港	12.5	18	23	38												
		9	大浦湾	14.1	17	41	44												
宮古島市(伊良部)	伊良部島	10	池間	17.3	12	34	35												
		11	大神	17.7	24	34	37												
宮古島市(伊良部)	伊良部島	12	佐良浜	13.4	15	34	38												
		13	伊良部	25.9	10	24	31												
宮古島市(下地)	来間島	14	佐和田	15.3	9	22	33												
		15	来間港	20.0	12	17	22												
多良間村	多良間島	16	水納港	21.2	4	5	10												
		17	前泊港	22.3	5	7	11												
石垣市	石垣島	18	普天間港	17.5	2	3	9												
		19	平野	24.5	3	3	5												
		20	明石	23.9	2	8	12												
		21	伊原間	35.0	3	9	12												
		22	伊野田	38.4	3	11	15												
		23	大里	36.0	2	8	10												
		24	白保	23.4	5	6	8												
		25	宮良湾	24.2	4	5	9												
		26	大浜	26.6	3	4	7												
		27	登野城漁港	18.0	5	6	8												
		28	石垣港	14.9	11	11	12												
		29	名蔵湾	7.8	6	10	30												
		30	川平湾	14.7	1	10	15												
		31	浦底湾	16.4	3	6	17												
		32	野底	10.7	3	4	11												
		33	船越漁港	19.4	6	7	14												
		竹富町	竹富島	34	平久保	14.7	2	2	6										
				35	竹富東港	11.8	23	23	23										
黒島	36		カイジ浜	9.4	14	19	20												
	37		黒島東岸	13.2	4	10	14												
小浜島	38		宮里	11.0	2	9	11												
	39		黒島港	10.5	8	14	17												
新城島	40		小浜港	7.2	18	27	27												
	41		ビルマ崎	12.8	15	22	23												
鳩間島	42		細崎漁港	7.7	21	23	29												
	43		上地	10.9	7	14	18												
西表島	波照間島		44	下地	16.6	6	13	16											
			45	鳩間港	8.0	21	27	28											
	西表島		46	船浦	7.8	15	31	37											
			47	高那	8.0	9	32	41											
		48	古見	9.8	21	24	27												
		49	仲間港	11.9	10	16	17												
		50	南風見	23.8	6	14	18												
		51	鹿川湾	40.4	5	18	20												
		52	船浮港	8.3	12	24	29												
		53	千立	14.9	16	22	23												
54	浦内	16.9	8	24	25														
与那国町	与那国島	55	波照間漁港	23.8	2	4	14												
		56	波照間空港	18.5	3	6	7												
与那国町	与那国島	57	祖納港	10.8	9	14	19												
		58	比川	14.4	3	12	14												
		59	久部良漁港	11.9	6	12	17												

平成18年度 高潮浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸）



第1編 共通編 第1章 総則  
 平成19年度 高潮浸水想定結果（宮古・八重山諸島沿岸域）



## 第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本県の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、県内市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、県内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

### 1 指定地方行政機関

#### (1) 九州管区警察局

- ア 警察災害派遣隊の運用及び調整に関すること。
- イ 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- オ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- カ 津波警報等の伝達に関すること。

#### (2) 沖縄総合事務局

##### ア 総務部

- (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
- (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。

##### イ 財務部

- (ア) 地方公共団体に対する災害融資
- (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

##### ウ 農林水産部

- (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

##### エ 経済産業部

- (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

##### オ 開発建設部

- (ア) 直轄国道に関する災害対策
- (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- (オ) 大規模土砂災害における緊急調査

##### カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

#### (3) 九州厚生局

- ア 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- イ 関係職員の現地派遣に関すること。
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること。

#### (4) 沖縄森林管理署

- ア 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備

- イ 災害復旧用材の需給対策
- ウ 国有林における災害復旧
- エ 林野火災防止対策

(5) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
- イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
- ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
- オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等

(6) 那覇産業保安監督事務所

- ア 鉱山施設の保全、危害防止及び鉱害の防止対策
- イ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

(7) 那覇空港事務所

- ア 空港及びその周辺における航空機に関する事故、その他空港における事故に関する消火及び救助
- イ 航空運送事業者に対する輸送の協力要請
- ウ 被災者、救助物資等の航空機輸送の調整

(8) 第十一管区海上保安本部

- ア 警報等の伝達に関すること。
- イ 情報の収集に関すること。
- ウ 海難救助等に関すること。
- エ 緊急輸送に関すること。
- オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
- カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- キ 流出油等の防除に関すること。
- ク 海上交通安全の確保に関すること。
- ケ 警戒区域の設定に関すること。
- コ 治安の維持に関すること。
- サ 危険物の保安措置に関すること。

(9) 沖縄气象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(10) 沖縄総合通信事務所

- ア 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など）
- イ 災害時における非常通信の確保
- ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- エ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整

(11) 沖縄労働局

- ア 災害時における労働災害防止対策

イ 災害に関連した失業者の雇用対策

(12) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所

- ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
- イ 環境監視体制の支援に関すること。
- ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

(13) 国土地理院沖縄支所

- ア 地殻変動の監視に関すること
- イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること

## 2 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

## 3 沖縄県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (14) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整
- (15) その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置

## 4 沖縄県警察

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
- (4) 交通規制・交通管制に関すること。
- (5) 死体の見分・検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

## 5 市町村

- (1) 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保



- (10) 災害廃棄物の処理
- (11) 被災施設の災害復旧
- (12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (13) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
- (15) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

## 6 指定公共機関

- (1) NTT西日本(株)沖縄支店、NTTコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株) 電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株) 移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本銀行(那覇支店) 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する。
- (4) 日本赤十字社(沖縄県支部)
  - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。
  - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。
  - ウ 義援金の募集及び配分の協力に関すること。
  - エ 災害時における血液製剤の供給に関すること。
- (5) 日本放送協会(沖縄放送局) 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (6) 沖縄電力(株)
  - ア 電力施設の整備と防災管理
  - イ 災害時における電力供給確保
- (7) 西日本高速道路(株)(沖縄高速道路事務所)
  - ア 同社管理道路の防災管理
  - イ 被災道路の復旧
- (8) 日本郵便(株)沖縄支社(各郵便局)
  - ア 災害時における郵便事業運営の確保
  - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱
  - ウ 災害時における窓口業務の確保

## 7 指定地方公共機関

- (1) (一社)沖縄県医師会 災害時における医療及び助産の実施
- (2) (公社)沖縄県看護協会 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
- (3) (一社)沖縄県バス協会
  - ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整

イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整

- (4) 琉球海運(株)  
災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
- (5) 日本トランスオーシャン航空(株)  
災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
- (6) 沖縄都市モノレール(株)  
災害時におけるモノレール車両による救助物資等の輸送の確保及び帰宅困難者対策
- (7) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会  
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
- (8) (一社)沖縄県婦人連合会  
災害時における女性の福祉の増進
- (9) 沖縄セルラー電話(株)  
電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
- (10) (一社)沖縄県薬剤師会  
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
- (11) (社福)沖縄県社会福祉協議会
  - ア 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害ボランティアセンターの支援に関すること。
  - イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
  - ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
- (12) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
  - ア 観光危機への対応に関すること。
  - イ 観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
- (13) (公社)沖縄県トラック協会  
災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力に関すること。
- (14) 沖縄テレビ放送(株)  
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (15) 琉球放送(株)  
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (16) 琉球朝日放送(株)  
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (17) (株)ラジオ沖縄  
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (18) (株)エフエム沖縄  
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報

- (19) (一社) 沖縄県歯科医師会  
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。

**8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者**

- (1) (公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団  
外国人に関する情報提供等の協力に関すること。
- (2) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合  
観光・宿泊客の安全の確保に関すること。
- (3) (公社) 沖縄県獣医師会  
災害時の動物の医療保護活動に関すること。
- (4) (一社) 沖縄県建設業協会  
ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。  
イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。
- (5) 沖縄県土地改良事業団体連合会  
ア 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理に関すること。  
イ 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
- (6) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会  
ア 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。  
イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。  
イ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。  
ウ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。  
エ 被災農林漁業者の再建支援に関すること。
- (7) 県内各商工会議所、沖縄県商工会連合会  
ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。  
イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。  
ウ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- (8) (一社) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会  
災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関すること。
- (9) (公財) 沖縄県交通安全協会連合会  
ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること。  
イ 被災地及び避難場所の警戒に関すること。  
ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関すること。
- (10) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合  
石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関すること。
- (11) (一社) 沖縄県産業廃棄物協会  
災害廃棄物処理についての協力に関すること。
- (12) (公社) 沖縄県環境整備協会  
災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する  
こと。

- (13) 上下水道指定工事店  
災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関すること。
- (14) 危険物等取扱事業者
  - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関すること。
  - イ 災害時における石油等の供給に関すること。
- (15) 社会福祉施設管理者  
入所者及び通所者の安全の確保に関すること。
- (16) 病院管理者
  - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関すること。
  - イ 被災傷病者の救護に関すること。
- (17) 学校法人
  - ア 児童及び生徒等の安全の確保に関すること。
  - イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関すること。
- (18) 金融機関  
被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関すること。

## 第6節 県民等の責務

沖縄県民及び県内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

### 1 県民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の7日分以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

### 2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

### 3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) 災害時の事業継続、国、県、市町村の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

## 第2章 基本方針

### 第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

#### 1 想定の方

##### (1) 想定災害

###### ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章 第4節 3の「(1) 津波浸水想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

###### イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」と言う。)に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害のほか、モノレールや海底トンネルが開通したことを考慮し、軌道やトンネルでの大規模事故も想定していく必要がある。

##### (2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

#### 2 防災計画の方

県、市町村及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

県、市町村及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 県土における人口の偏在が進展し、都市部では人口の密集、危険な地域への居住等がみられる。一方、人口減少が進む離島や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

(イ) 高齢者や障害者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本県の経済力や観光立県の信用力を強化する観点からも、本県の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(オ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

(カ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

- ※1 要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
- ※2 避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による県や市町村等の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本県において発生のある可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

## 第2節 防災対策の基本理念及び施策の概要

本県は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れ、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つ。そのため、県民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、国、県、市町村及び指定公共機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、国、県、市町村を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、県、市町村、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本理念及びこれに則り実施すべき施策の概要は、以下のとおりである。

### 1 周到かつ十分な災害予防対策

災害予防段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。

(1) 基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(2) 施策の概要

ア 災害に強い県づくり・まちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等による災害に強い都市構造の形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン機能確保



- イ 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実
- ウ 県民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による県民の防災活動環境の整備等
- エ 防災に関する調査研究及び観測等を推進するための基礎データの集積、工学的、社会的分野を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、情報伝達体制の食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

## 2 迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階における基本理念及び施策の概要は以下のとおりとする。なお、防災関係機関は災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮するものとする。

### (1) 基本理念

- ア 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊娠婦等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### (2) 施策の概要

- ア 災害発生の際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動
- イ 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- エ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等広域的避難収容活動
- オ 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応
- カ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給
- キ 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持に必要な活動、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等
- ク 防犯活動等による社会秩序の維持のための対策及び物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等
- ケ 応急対策のための通信施設の応急復旧、二次災害防止のための土砂災害等の危険箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧及び二次災害の防止のための危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策の実施
- コ ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

## 3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階における基本理念及び施策の概要は、以下のとおりとする。

(1) 基本理念

災害復旧・復興段階においては、「発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。」ことを基本理念とする。

(2) 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- イ 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧
- ウ 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- エ 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な廃棄物処理
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- カ 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

4 その他

県、市町村及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

### 第3節 本県の特殊性等を考慮した重要事項

本県は本土から離れ、離島が散在するなど、防災上不利な地理的条件があるほか、年間800万人以上の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

#### 1 本土からの遠隔性、離島の散在性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、各離島への同時応援の困難等も予想される。

このため、本土から本県への応援や、本島から県内各離島等への応援が到着するまでの間を自力で乗り切れる防災資源やネットワークを充実・強化し、市町村の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- ア 市町村のニーズを踏まえた消防広域化の支援、消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- イ 市町村への先遣隊の自主派遣体制、被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- ウ 各島の浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
- エ 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- オ 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した情報収集、輸送体制の確保
- カ 多数の離島が被災した場合における、本島～各離島間の緊急輸送の中継拠点となり、各離島への対策の後方支援基地となる広域防災拠点の確保

#### 2 沖縄の置かれた特殊な諸事情、市町村の小規模性等の条件不利性

沖縄の置かれた特殊な諸事情等により、県内の消防常備化率（沖縄県70.7%、全国平均97.9%）、消防団員数の人口比率（沖縄県0.12%、全国平均0.68%）及び自主防災組織カバー率（沖縄県13.3%、全国平均77.9%）等が全国最低の水準にある。

また、県内市町村は財政力が脆弱なため防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような市町村の防災体制・対策の充実・強化への支援を推進する。

ア 消防団の拡充強化

イ 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援

ウ 市町村避難計画・ハザードマップ・要配慮者避難支援プラン等の作成支援、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備支援]

※消防常備化率は全国消防便覧（総務省消防庁、平成26年3月）、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率は消防白書（平成25年版）による。

### 3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本県の人口密集地の大部分は海拔5m以下の沿岸部に存在するほか、津波の想定結果によると地震発生から10分以内に津波が到達する地区も多数ある。

少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を県内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施

イ 市町村の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成

ウ 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備

エ 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置

オ 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

### 4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、県内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、県内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、県、市町村、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように県内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

ア 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備

イ 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置

ウ 滞留旅客の待機施設等の確保

## 第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、県、市町村、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

### 1 防災計画の効果的推進

(1) 本計画に基づき指定地方公共機関は防災業務計画を、市町村は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。

(2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して県内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市町村が地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

- (3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するに当たっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。
- (4) 県、市町村及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。
- ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底及び検証
  - イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映
- (5) 県、市町村及び指定地方公共機関等は、本計画、防災業務計画及び市町村地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (6) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。
- 個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開する。
- また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。
- (7) 県、市町村及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。
- また、県及び市町村は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。
- (8) 本計画は、本県の防災に関する総合的かつ長期的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。
- 沖縄県防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。
- (9) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

## 2 防災計画の整合性の確保

### (1) 防災計画間の整合

県、指定地方公共機関及び市町村は、防災計画間の必要な調整、県から市町村に対する助言等を通じて、本計画、防災業務計画、市町村地域防災計画、水防計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

### (2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけるととする。

## 第3章 災害予防計画

## 第1節 災害予防計画の基本方針等

## 第1款 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して県民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくりのための訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の5つ、そのほかの個別事項として「離島等の防災体制の強化」、「原子力災害予防計画」、「道路・軌道・航空機事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分し、次節以降に詳細を示す。

## 第2款 災害予防計画の推進

## 1 減災目標（実施主体：県、市町村）

県及び市町村は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

また、県は沖縄21世紀ビジョン実施計画（後期：平成31年3月）に定める各種減災施策を推進し、次の減災目標の達成に努める。

評価指標	基準値		現状 (計画策定時)		減災目標 (H33年度)
津波高潮ハザードマップ作成市町村数	36市町村	H25	38市町村	H28	41市町村
自主防災組織率	8.9%	H23	25.16%	H28	76.0%
消防職員の充足率	53.1%	H21	61.9	H27	70.0%
人口1万人当たりの消防団員数	11.7人	H22	12.0人	H28	15.0人
要配慮者支援計画策定市町村数	15市町村	H23	31市町村	H28	41市町村
離島空港施設の耐震化率	—	—	0%	H28	17%
緊急物資輸送の拠点港数(耐震岸壁設置港数)	4港	—	5港	H28	6港
道路法面等危険除去箇所数	全体で65箇所	H23	35箇所	H28	50箇所除去
災害時のライフライン確保に資する無電柱化(無電柱化整備延長)	109km	H23	143.2km	H28	173.2km
避難地に位置付けられている都市公園数	257箇所	H22	293箇所	H27	303箇所
耐震化が必要な県営住宅棟の耐震化率	89.8%	H23	92.2%	H28	93.9%
住宅の耐震化率	82.0%	H20	85.1%	H25	95.0%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.5%	H17	83.5%	H17	95.0%
公立学校耐震化率	79.9%	H24	89.9%	H28	100%
障害児・者入所施設の耐震化率(旧耐震基準施設の耐震化率)	69.5%	H22	94.4%	H28	100%
主要9河川の浸水想定区域面積	約234ha	H22	約234ha	H22	約56ha
基幹管路の耐震化率(上水道)	23.0%	H22	25%	H27	36.0%
重要な幹線等の耐震化率(下水道)	17.0%	H22	42.9%	H27	49.8%
下水道による都市浸水対策	53.5%	H22	57.4%	H27	62.1%
土砂災害危険箇所整備率(急傾斜地崩壊対策事業)	13.0%	H23	14%	H28	16.0%
土砂災害危険箇所整備率(砂防事業)	21.0%	H23	22%	H28	24.0%
土砂災害危険箇所整備率(地すべり対策事業)	24.0%	H23	28%	H28	36.0%
防護面積(高潮対策等)	58.9%	H23	82.8ha	H28	92.7%
防風・防潮林整備面積	533ha	H23	560ha	H28	593ha
港湾臨港交通施設における橋梁の耐震化率	—	—	42%	H28	67%

(注) 沖縄21世紀ビジョン実施計画前期は平成24年度～28年度、後期は平成29年度～

平成33年度

## 2 緊急防災事業の適用（実施主体：県、市町村）

他県に比べて不利な本県の特殊性を踏まえて、国等の防災事業を積極的に活用し、遅れている本県の防災対策を強力に推進する。

### (1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を策定し、県内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

### (2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、県及び市町村は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

## 3 防災研究の推進（実施主体：防災関係機関、知事公室、市町村）

本県の防災対策を効果的、効率的に進めるため、県域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

### (1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、本県の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生メカニズムと被害発生原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

### (2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、県内の防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

## 第2節 災害に強いまちづくり

国及び地方公共団体は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な住宅密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導、それぞれの災害に応じた防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

### 第1款 防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：土木建築部、市町村）

#### 1 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

##### (1) 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

##### (2) 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

#### 2 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

##### (1) 土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐとともに、県は、新規に事業を予定している市町村等に対して防災上の観点からも適切に指導していく。

##### (2) 市街地再開発事業等

ア 県は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化等の延焼火災の防止、緑地保全等の整備及び河川、下水道、道路等の浸水対策を推進する。  
また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

イ 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

##### (3) 新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

### 第2款 都市基盤施設の整備（実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村、各ライフライン事業者）

#### 1 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

県及び市町村は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路、公園、河川、砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

## 2 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

災害に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

### (1) 防災拠点機能の確保（実施主体：土木建築部）

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

### (2) 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置（実施主体：土木建築部、市町村）

広域避難地となる都市基幹公園、一時避難地となる住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ公共施設等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

### (3) 防災上重要な道路の整備（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、西日本高速道路㈱）

#### ア 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行ほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

#### イ 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないように対処する。

(ア) 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

(イ) 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

#### ウ 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

#### エ 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

#### オ 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

#### カ 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

### (4) モノレール対策（実施主体：土木建築部、沖縄都市モノレール㈱）

沖縄都市モノレールは県民や観光客の交通手段として定着しており、1日あたり平均乗客数は約5万人に上る。

軌道経営者及び道路管理者は、地震・津波、風水害等による列車事故を防止し、利用者の安全を確保するとともに、モノレール施設の被害軽減や被災した場合にも早期に運転を再開できるように次の対策等を推進する。

#### ア 施設の安全対策



軌道桁、支柱及び駅舎等の耐震性については最新基準に基づき建設されているが、基準の変更等がある場合には、軌道経営者と道路管理者は協力し、適切に対応する。

また、車両やその他設備等における安全対策は、軌道経営者が、関連法令や基準等に基づき、適切に対応する。

イ 災害時における活動体制

軌道経営者は、利用客及び施設の安全確保のため、利用客の避難や応急復旧のための資機材を整備するとともに、被害状況の把握や安全点検を実施するための人員の確保や点検体制の整備に努める。

また、地震・津波、風水害等を想定した利用者の防災マニュアルを策定する。

ウ 防災意識の普及

軌道経営者は、職員に対し施設の安全確保のための教育・訓練のほか、災害時の避難誘導や救難活動に必要な知識、技能等を習得するための教育・訓練の実践を推進する。

(5) 港湾・漁港整備事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者）

ア 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。

そのため、地震・津波、風水害等によっても大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

本県における緊急輸送港湾等の整備状況については第2編 第1章 「第14節 交通輸送計画」を参照

イ 応急復旧体制の確保

港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、港湾・漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要となる人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

(6) 空港施設整備事業（実施主体：空港管理者、土木建築部）

空港管理者は、地震・津波、風水害等に際して空港施設の被害を最小限にとどめるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。

ア 装備・資機材等の整備

(ア) 化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。

(イ) 担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。

イ 防災組織及び活動体制の整備

(ア) 空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

(イ) 関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

ウ 防災組織の普及・啓発

(ア) 航空に関する防災知識の普及を図る。

(イ) 消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平素から被害想定に基づいた訓練を実施する。

(ウ) 安全運航の徹底を図るための指導を行う。

3 火災に強いまちの形成（実施主体：土木建築部、知事公室、市町村）

(1) 火災に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ 消防活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

ウ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア 防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を火災・延焼の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ 公営住宅の不燃化推進

県営住宅等の公営住宅については、市街地特性、火災・延焼の危険度及び老朽度等を考慮し、建替えによる不燃化の推進を図る。また、市町村営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図るよう指導・支援する。

ウ 消防施設等の整備促進

県及び市町村は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。あわせて、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進を図る。

また、市町村の消防施設等については、消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

なお、県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行うとともに、総務省消防庁の林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている市町村に対し、当該事業の実施計画の策定及び林野火災用の消防施設等の計画的整備を促進する。

エ 水防、救助施設等の整備計画促進

水防、救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

(ア) 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

(イ) 救助施設等

救急業務非実施市町村においては、消防法第35条の6の規定による知事要請により、救急業務実施市町村によって行うこととし、県は当該救急業務が円滑に行われるよう、市町村間の相互応援協定の締結を積極的に支援するものとする。

(ウ) 流出危険物防除資機材

県、市町村、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- a 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- b 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- c 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- d 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

4 林野火災予防計画（実施主体：沖縄森林管理署、知事公室、農林水産部、警察本部、市町村）  
林野火災の予防、警戒及び鎮圧をし、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 林野火災対策の推進

ア 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。

イ 市町村等においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

(2) 出火防止対策

ア 県、市町村及び森林管理署等は、入山者の注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努めるものとする。

イ さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発に鑑み、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについての指導を強化する。

ウ 市町村及び森林管理署は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。

エ 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

(3) 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

ア 県及び市町村は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地の整備の促進を図るものとする。

イ 林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練等を実施する。

(4) 消防施設等の整備

※第2節 第2款 3 (2) 「ウ 消防施設等の整備促進参照」

5 津波に強いまちの形成（実施主体：土木建築部、農林水産部、知事公室、市町村）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

(4) 県や市町村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、県庁関係部局連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(5) 津波浸水想定区域等について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- (6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
- (7) 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。
- (8) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。  
なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (9) 社会福祉施設医療施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。  
また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
- (10) 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

### 第3款 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

#### 1 地盤災害防止（実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村）

##### (1) 危険性

地盤災害の発生については、沖縄本島の中南部、周辺諸島の沖積低地、石垣島の宮良川沿いや名蔵湾沿いの低地、宮古島の与那覇周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、県内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

##### (2) 対策

県内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア 県・市町村等の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に県民や関係方面への周知・広報に努める。

エ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

各種の地震災害から県土を保全し、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

#### 2 土砂災害予防計画

##### (1) 砂防関係事業（実施主体：沖縄総合事務局開発建設部、土木建築部、市町村）

###### ア 危険箇所・警戒区域等

本県は、沖縄本島及び多くの離島で構成されており、山地から海岸に至るまでの距離が短いために、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、がけ崩れ、地すべり及び土石流による災害が予想される危険箇所・警戒区域等が約1千箇所以上ある。

急傾斜、地すべり及び土石流による危険が予想される区域は、沖縄県水防計画のとおりである。

###### イ 対策

## 第1編 共通編 第3章 災害予防計画

県は、沖縄総合事務局及び市町村等と連携・協力して、警戒避難対策等による被害防止が困難な危険箇所を把握し、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法など関係法令に基づく危険区域を指定し、防災対策を講じる。

### (2) 警戒避難体制の整備（実施主体：土木建築部、市町村）

#### ア 監視装置等の整備等

県は、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計及びワイヤーセンサー等の設置並びに流木・風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

#### イ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

##### (ア) 土砂災害警戒区域

a 県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

b 当該区域の指定を受けた関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市町村地域防災計画に定め、住民等に周知を図るための措置を講ずる必要がある。

##### (イ) 土砂災害特別警戒区域

県は、関係市町村の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。

a 住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

b 建築基準法に基づく建築物の構造規制

c 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

d 勧告による移転者への融資及び資金の確保

##### (ウ) 土砂災害特別警戒区域に基づくハザードマップ等の作成、配布

市町村は、第3節第2款1「(2)市町村の役割」により、土砂災害特別警戒区域に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

## 3 治山・治水計画

### (1) 治山事業（実施主体：沖縄森林管理署、農林水産部）

#### ア 危険区域

本県における森林災害については、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。

平成19年度の山腹崩壊危険地区は176箇所、崩壊土砂流出危険地区は350箇所、地すべり危険地区は5箇所、計531箇所となっている。（資料編参照）

また、平成19年度の山地災害危険地区及び準用地区に隣接して立地する「要配慮施設」は8施設である。

#### イ 対策

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。

特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

(ア) 森林の水源かん養及び山地災害防止機能の強化

(イ) 山地災害危険地区等における治山対策

(ウ) 海岸防災林の整備

(2) 治水事業（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村）

ア 危険区域

河川の氾濫等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）」のとおりである。

イ 対策

(ア) 中南部地区及び住宅密集地区に係る河川及びダムがある河川等については50年確率降雨量を、その他の河川については30年確率降雨量を設計条件として、計画的な河川の改修を積極的に推進する。また、河川流域の自然状況や社会条件を総合的に判断し、ダムによる治水対策が有利な河川においては、総合的な治水対策を図り、県民の生命財産を災害から未然に防止する。

(イ) 特に都市河川については、河川護岸施設の整備と並行して、堆積土砂の浚渫工事を積極的に推進する。

(ロ) 慢性的浸水低地帯については雨水貯留・浸透施設の設置促進、また、建築物の新築及び改築等に際しては地盤面の嵩上げを推進する等、長期的視点からその解消策を検討する。また、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流量能力を著しく損なうことがないよう対処する。

ウ 浸水想定区域の指定と周知

(ア) 県の役割

県は、水防法に基づき指定した水位周知河川について想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(イ) 市町村の役割

a 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに避難判断水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、主として高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市町村は市町村地域防災計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

b 市町村は、市町村地域防災計画において定められた避難判断水位到達情報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

c 市町村は、第3節第2款1「(2)市町村の役割」により、水防法第15条に基づきハザードマップ等を作成、配布、研修等を実施し、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発を図る。

(ロ) 施設管理者等の役割

a 地下街等の所有者・管理者

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

b 要配慮者利用施設の所有者・管理者

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

c 大規模工場等の所有者・管理者

市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく浸水防止活動等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

4 農地等災害の予防及び防災営農の確立（実施主体：沖縄総合事務局、農林水産部、市町村）

(1) 農地防災事業の促進

ア 農地保全整備事業

県及び市町村は、降雨によって浸食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

イ ため池等整備事業

(ア) 土砂崩壊防止工事

県及び市町村は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(イ) 老朽ため池等整備工事

県及び市町村は、県下に所在するかんがい用ため池で、古いこと等から堤体及び取水施設等がそのまま放置すると、豪雨時に破堤し、下流地域に多大な被害を招くおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

ウ 地すべり対策事業

県及び市町村は、地すべり防止区域において地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業を推進する。

(2) 防災営農の確立

ア 指導体制の確立

県及び市町村は、本県農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、県及び市町村は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(ア) 指導組織の統一及び指導力の強化

県は、県出先機関への指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

また、県及び市町村は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

(イ) 防災施設の拡充

県及び市町村は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

イ 営農方式の確立

県及び市町村は、本県農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあっては、病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

5 海岸保全施設対策（実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、港湾管理者）

海岸の保全については、海岸法第2条の二に規定する海岸保全基本方針に基づき対策を推進する。概要は以下のとおり。

(1) 津波、高潮などの災害に対する適切な防護水準を確保するとともに、海岸環境の整備と保全及び海岸の適切な利用を図るため、施設の整備に加えソフト面の対策を講じ、これらを総合的に推進する。

(2) 海岸保全施設の老朽化が急速に進む中、予防保全の考え方に基づき海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図る。

- (3) 背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- (4) 水門・陸閘等については、統廃合又は常時閉鎖を進めるとともに、現場操作員の安全又は利用者の利便性を確保する必要があるときは、自動化・遠隔操作化の取組を計画的に進める。
- (5) 海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

## 6 高潮等対策（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村）

地域防災計画における高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成13年）に基づいて、次の対策を推進する。

### (1) 高潮防災施設の整備

#### ア 現況

沖縄本島及び多くの離島からなる本県の海岸線の総延長は2,029 kmで、そのうち高潮等対策が必要な海岸保全区域として平成31年3月現在までに423 kmが指定されている。

沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

#### イ 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

#### ウ 対策

(ア) 海岸を防護するため、管理または海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。

(イ) 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

(ウ) 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

(エ) 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

(オ) 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

(カ) コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

### (2) 警戒避難体制の整備

県は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成18年度～平成19年度）を市町村に普及し、高潮浸水想定区域における高潮避難計画の策定及び高潮ハザードマップの作成・普及を支援する。

市町村は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

## 7 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

## 第4款 建築物・構造物等の対策

### 1 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

#### (1) 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方



ア 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

イ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

ウ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

エ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

(2) 建築物の耐震化の促進（実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、教育委員会、市町村）

県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」により耐震診断・耐震改修を推進し、同計画に掲げた耐震化目標令和2年度までに、住宅及び特定建築物95%、県所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）を達成するため、耐震診断及び改修に係る広報及び相談、建築物所有者や市町村への支援策等を推進するとともに、推進に必要な体制や制度の整備、計画の進捗管理を行う。

市町村は、同計画を踏まえ、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標（市町村所有の公共建築物のうち特定既存耐震不適格建築物100%）の達成に向け、市町村有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。

そのほか、建築物における天井の脱落等の防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

(3) 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

県及び市町村は、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

また、県及び市町村所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

(4) ブロック塀対策

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示されたが、本県の場合、台風等の強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されていることから、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施・検討する。

ア 調査及び改修指導

市町村は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

イ 指導及び普及啓発

県は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

(5) 公共建築物等の定期点検及び定期検査

県及び市町村は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

(6) 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、県民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(7) 建築物等の適切な維持保全の周知と耐風対策の促進

県及び市町村は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努める。とともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

2 文化財災害の予防（実施主体：国、教育委員会、市町村）

建造物、美術工芸品等の有形文化財、史跡、名勝、天然記念物等を火災、台風、地震等の災害から守るため、次により災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 国、県及び各市町村は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策等に努める。
- (2) 各市町村教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平時から県警察及び消防機関と連携し、災害予防対策を実施する。
- (3) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
- (4) 県及び市町村は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (5) 市町村は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
- (6) 県は、各市町村文化財担当職員講習会等を開催して、防災措置について指導する。
- (7) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
- (8) 県及び市町村は、文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

第5款 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

1 上水道施設災害の予防（実施主体：保健医療部、企業局、市町村）

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための水道事業者及び水道用水供給事業者間の県内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互協

援協定」に基づく実践的な運用体制を整備・点検するとともに、市町村が策定する災害時の給水拠点を明確にした応急給水計画の策定を促進する。

また、県内において必要な人員、資機材が不足する場合には、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の速やかな要請と的確な受入れを行う体制等を整備する。

## 2 下水道施設災害の予防（実施主体：土木建築部、市町村）

自然災害による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

### (1) 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

県及び市町村は、下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

### (2) 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間での広域応援体制構築の支援及び「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受入体制等を整備する。

## 3 都市ガス施設等災害の予防（実施主体：那覇産業保安監督事務所、日本コミュニティーガス協会沖縄支部、沖縄ガス㈱、コミュニティーガス事業者）

「ガス事業法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

### (1) 防災計画等の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄ガス㈱、コミュニティーガス事業者は、災害による都市ガス施設及びコミュニティーガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災計画等を策定し、対策を推進する。

また、都市ガス施設の大規模事故や被災を想定した防災訓練を実施し、これらを踏まえて防災計画等を定期的に検証し、適宜見直す。

### (2) 施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進するとともに、洪水・高潮等の浸水及び土砂災害等の危険性を考慮して、都市ガス施設の安全、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害時にも都市ガスの安全と安定供給を図る施設や体制の整備等を計画的に進める。

### (3) 教育訓練及び防災知識の普及等

災害対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び県民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

## 4 高圧ガス施設災害の予防（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、市町村、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市町村、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講じるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

なお、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

### (1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

### (2) 高圧ガス消費者における保安対策

ア (一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

- イ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。
- (3) 路上における指導取締の実施  
高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。
- (4) 高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

## 5 電力施設災害の予防（実施主体：那覇産業保安監督事務所、沖縄電力(株)）

「電気事業法」および「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

- (1) 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施  
沖縄電力(株)は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。  
また、防災業務計画の見直しにあたっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。  
なお、国及び地方自治体を実施する防災訓練には積極的に参加することとする。
- (2) 施設対策  
沖縄電力(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。  
なお、以下のとおり施設毎に対策を講じる。
  - ア 火力発電設備  
機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。  
建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
  - イ 送電設備
    - (ア) 架空電線路  
電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
    - (イ) 地中電線路  
終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。  
また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
  - ウ 変電設備  
機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。  
建物については、建築基準法による耐震設計を行う。
  - エ 配電設備
    - (ア) 架空配電線路  
電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
    - (イ) 地中配電線路  
地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
  - オ 通信設備  
屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。  
上記について、地震動による液状化に対しては、機能に重大な支障が生じないよう必要に応じて設計する。
- (3) 関係機関との連携  
県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

6 通信施設災害の予防（実施主体：知事公室、企画部、市町村、各電気通信事業者）

県、市町村及び各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

(1) 県及び市町村における予防計画

ア 災害用情報通信手段の確保県及び市町村は、以下について考慮のうえ、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ア) 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(イ) 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ロ) 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(エ) 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟
- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定および関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

(オ) その他の通信の充実等

- ・県及び市町村間のネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保
- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築および収集された画像を配信する通信網の整備

イ 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

(ア) 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

- ・県本庁と各合同庁舎を結ぶ幹線系については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- ・市町村端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- ・消防本部、県出先機関（北部保健所、南部保健所、宮古保健所、北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院）及び防災関係機関（沖縄気象台、第十一管区海上保安本部、NHK沖縄放送局、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄電力（株））端末局については、単一无線回線（260MHz帯デジタル無線）を整備。
- ・陸上移動局（260MHz帯デジタル無線）は、県本庁及び各合同庁舎、知事公舎、県出先機関（北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所）、各離島市町村、陸上自衛隊那覇駐屯地に必要台数を配備する。
- ・衛星地球局は、県本庁、宮古及び八重山合同庁舎、南大東村、北大東村に設置し、地上系のバックアップを図る。
- ・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

## 第1編 共通編 第3章 災害予防計画

- (イ) 市町村は、市町村防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。
  - (ウ) 県は、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう指導する。
  - ウ 通信設備等の不足時の備え  
県及び市町村は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
  - エ 停電時の備え及び平常時の備え  
県及び市町村は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。
  - (2) 各電気通信事業者における予防計画
    - ア 電気通信設備等の予防計画  
災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。
      - (イ) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
      - (ロ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。
    - イ 伝送路の整備計画  
局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
    - ウ 回線の非常措置計画  
災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。
      - (イ) 回線の設置切替方法
      - (ロ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
      - (ハ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
      - (ニ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
      - (ホ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保
  - (3) 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等
    - ア 通信手段の確保  
県、市町村及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。
    - イ 広域災害・救急医療情報システムの整備  
県、市町村及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。
  - (4) 関係機関との連携  
県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。
- ### 7 放送施設災害の予防（実施主体：各放送機関）
- 各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。
- (1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
  - (2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
  - (3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
  - (4) その他必要と認められる事項
- ### 8 通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：知事公室、市町村、関係機関）
- (1) 優先利用の手続き

県、市町村及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

知事及び市町村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

## 第6款 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

### 1 危険物災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部、知事公室、市町村、沖縄県警察等）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

(3) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言・指導を行う。

(4) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、災害による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市町村及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

オ 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5) 化学車及び消防機材の整備

消防機関に化学車等及び消防機材の整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

**2 毒物・劇物災害予防計画（実施主体：保健医療部、市町村、沖縄県警察、消防本部、第十一管区海上保安本部等）**

(1) 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下の事項について徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
- ウ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- エ 安全教育及び訓練の実施
- オ 事故対策組織の確立

(2) 対策

県は、災害発生時による毒物・劇物の危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- ア 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- イ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ウ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導體制の確立を図る。
- エ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
- オ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

**3 火薬類災害予防計画（実施主体：那覇産業保安監督事務所、商工労働部、沖縄県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、（一社）沖縄県火薬類保安協会等）**

災害発生による火薬類の災害の発生を防止するため、国、県、市町村、沖縄県警察、第十一管区海上保安本部及び（一社）沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ア 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督・指導を行わせる。
- イ 県は、火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所に、必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

- ア 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。
- イ 県は、火薬類消費者の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

(3) 路上における指導取締りの実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

(4) 火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

**4 有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：環境部）**

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、県民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

- (1) 「PRTR法」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者における取扱状況把握及び情報提供体制の整備 PRTR法第5条第2項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が主務大臣に届け出る内容（第一種指定化学物質及び事業所ごとの排出量及び移動量）を把握するとともに、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。



※PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(2) 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

- ア 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- イ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

#### 第7款 不発弾等災害予防（実施主体：沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部、沖縄県警察、知事公室、市町村）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び県民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

##### 1 不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、おおむね以下によるものとする。また、処理のながれを編末図－7に示す。

###### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ア 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- オ 爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
- カ 信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。
  - (ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。  
なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
  - (イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
  - (ウ) 市町村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

###### (2) 海中で発見される不発弾の処理

- ア 発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
- イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ウ 危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
- エ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
- オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
  - (ア) 発見場所の所轄市町村は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
  - (イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立入りを規制する。
  - (ウ) 市町村長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

##### 2 関係機関の協力体制の確立

国、県、市町村その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

### 3 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

- (1) 不発弾磁気探査事業者、市町村及び消防機関等の関係職員に対して不発弾の特性及び火薬類取締法等関係法令に関する知識を修得させるため、必要に応じ講習会を開催する。
- (2) 県民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

## 第8款 気象観測施設・体制の整備（実施主体：沖縄総合事務局、沖縄気象台、土木建築部、市町村、関係機関）

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

### 1 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

#### (1) 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

#### (2) 観測資料等のデータベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

### 2 主要関係機関における気象観測体制の整備

県、市町村及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市町村や県民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

### 第3節 災害に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、社会全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を図る。

#### 第1款 防災訓練

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、県、市町村及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市町村において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

##### 1 防災訓練の実施に係る基本方針

###### (1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

###### (2) 地域防災計画等の検証

県や市町村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

###### (3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

###### (4) 多様な主体の参加

県民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県、市町村及び防災関係機関が連携して、多数の県民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

##### 2 各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

###### (1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場への派遣等について行うテーマ別訓練

###### (2) 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

###### (3) 傷病者等を念頭においた救出・医療訓練

###### (4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

###### (5) 物資集配拠点における集配訓練

###### (6) 民間企業・ボランティア等との連携訓練

###### (7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

##### 3 総合防災訓練等（実施主体：関係部局、市町村、防災関係機関）

###### (1) 総合防災訓練

## 第1編 共通編 第3章 災害予防計画

県は、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、県全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

市町村や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。特に離島においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

### ア 実施時期

毎年1回以上適当な時期（防災週間等）に行うものとする。

### イ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

### ウ 参加機関

県、関係市町村及び防災関係機関

### エ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

#### (ア) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練

##### (イ) 水防訓練

##### (ウ) 救出及び救護訓練

##### (エ) 炊き出し訓練

##### (オ) 感染症対策訓練

##### (カ) 輸送訓練

##### (キ) 通信訓練

##### (ク) 流出油等防除訓練

##### (ケ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）

##### (コ) その他

### オ 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

## (2) 広域津波避難訓練

県は、県民等の津波避難行動に特化した県下全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11月5日）などに実施する。これにより、県民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

### ア 津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

### イ 津波避難困難区域の把握

### ウ 米軍基地周辺での米軍との現地実施協定に基づく基地内への避難、避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

## (3) 災害対策本部運営訓練

県は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。なお、訓練の狙いは以下のとおりとする。

### ア 災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

### イ 本部会議及び各部の実践力の向上

### ウ 防災計画・マニュアルの検証

## (4) 複合災害訓練

県、市町村及び防災関係機関は、本県の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

## (5) 消防訓練

消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(6) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(7) 職員参集訓練

県及び市町村は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(8) 石油コンビナート等総合防災訓練

県及び関係機関は、特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練を実施する。なお、その詳細については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

(9) 原子力艦の原子力災害防災訓練

県は、原子力艦寄港地である関係市とともに原子力艦の原子力災害防災訓練を実施するよう努めるものとする。

## 第2款 防災知識の普及・啓発

地震・津波、風水害等を念頭においた県、市町村及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

### 1 防災知識の普及・啓発（実施主体：知事公室、市町村、防災関係機関）

(1) 県の役割

県は、沖縄県地域防災計画の概要や地震・津波、風水害の知識並びに災害時の心得などについて普及・啓発を行い、沖縄県における防災対策について住民の理解と認識を深めるように努める。

ア 防災知識の普及・啓発活動

- (ア) 日常的に、ラジオ、テレビ又は新聞等を通じて適宜広報する。
- (イ) 広報印刷物又はインターネット等を活用して防災知識の普及徹底を図る。
- (ウ) ビデオ取材のほか、写真も含めた地震・津波、風水害特集を製作して理解を深める。
- (エ) 防災関係展示会等行事を必要に応じて開催する。

イ 活用媒体

- (ア) 各報道機関
- (イ) 県及び関係機関の広報組織
- (ウ) 市町村広報担当機関

(2) 市町村の役割

ア 市町村は、災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 気象台の役割

気象台は、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、以下の取り組みを行う。

ア 緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管

理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

イ 地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

ウ 津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市町村、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

エ 土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て住民に正確な知識の普及を図る。

オ 特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(4) その他防災関係機関の役割

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災に関する事項を多く取り入れる。

(5) 普及・啓発の方法等

ア 普及・啓発の時期や内容等

(ア) 県、市町村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

a 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

b 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動(ウ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

c 災害時の家族内の連絡体制の確保

d 緊急地震速報受信時の対応行動

e 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(イ) 県及び市町村並びに気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的を開催し、県民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

(ウ) 県、市町村及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

イ 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

2 各種防災教育の実施（実施主体：国（沖縄気象台）、知事公室、教育委員会、市町村、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図るとともに、県及び市町村は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られることから、県、市町村及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する県民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行うが、その際は受講者の属性（職種・年齢層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

県及び市町村は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(3) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

### 3 消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育とは、消防職員・消防団員に対して消防学校で行う専門教育、市町村において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため消防機関等が実施する講習会等の防火管理者教育等とし、以下のとおり実施する。

ア 専門教育

(ア) 消防職員教育

・初任教育

新たに採用した消防職員の全てに対して基礎的教育訓練を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対して消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育

初任教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(イ) 消防団員の教育

・基礎教育

任用した全ての消防団員に対して基礎的教育訓練を行う。

・専科教育

主として基礎教育を修了した消防団員に対して特定の分野に関する専門的教育訓練を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者に対して、消防団幹部として一般的に必要な教育訓練を行う。

・特別教育

基礎教育、専科教育及び幹部教育以外で必要と認める教育訓練を行う。

(ウ) その他の教育

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ 一般教育

一般教育は、各市町村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育計画を定めて実施するものとする。

ウ 防火管理者教育

消防法第8条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数のものが出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、火災予防対策の強化を図る。

なお、防火管理者教育における講習会等は以下のとおり実施する。

(ア) 防火管理者講習会

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき普通講習を年1回以上実施する。

また、上級講習は春・秋に年2回実施し、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

(イ) 火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(2) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

4 災害教訓の伝承（実施主体：知事公室、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、県民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的の実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第3款 自主防災組織の育成（実施主体：知事公室、市町村）

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが、大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、県及び市町村は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

なお、本県の自主防災組織カバー率は全国と比較して低調であることから、防災施策の重要課題として推進を強化する。

1 自主防災組織整備計画の策定

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町村の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

2 住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上や、地域における自主防災組織の結成や住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知と、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。



### 3 組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市町村と協議のうえ、自主防災組織を設置するものとする。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

### 4 組織づくり

既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

- (1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
- (2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- (3) 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

### 5 活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を策定するものとする。

### 6 活動

- (1) 平常時の活動
  - ア 防災に関する知識の普及
  - イ 防災訓練の実施
  - ウ 防災資機材の備蓄
  - エ 防災リーダーの育成
- (2) 地震時の活動
  - ア 災害情報の収集・伝達
  - イ 責任者等による避難誘導
  - ウ 出火防止
  - エ 救出救護
  - オ 給食給水

### 7 資機材の整備

県及び市町村は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

### 8 活動拠点整備等

県及び市町村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

### 9 組織の結成の促進と育成

- (1) 自主防災組織の結成促進と育成  
県は、市町村による自主防災組織の結成の促進と育成を行うため、自主防災リーダー養成研修の実施や、自主防災資機材の整備等を支援する。
- (2) 消防団との連携  
県及び市町村は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。
  - ア 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
  - イ 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

## 第4款 企業防災の促進（実施主体：知事公室、市町村）

## 1 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 2 県・市町村の支援

県及び市町村は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

## 第5款 消防力の強化等（実施主体：知事公室、市町村）

### 1 消防力・消防体制等の拡充強化

県及び市町村は、以下の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

#### (1) 消防教育訓練の充実強化

※第2款 「3 消防・防火教育」参照

#### (2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

#### (3) 消防体制の充実

県は、県内の消防常備化率や消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等を踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

ア 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練を含む）

イ 市町村に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

ウ 消防広域化の支援及び消防救急無線のデジタル化・消防指令センターの共同整備・運用

エ 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

オ 消防広域化の促進（消防指令センターの整備を含む）及び消防団の体制強化を図る。

#### (4) 消防施設・設備等の整備促進

※第2節 第2款 3 (2) 「ウ消防施設等の整備促進」参照

### 2 火災予防査察・防火診断

市町村等は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

#### (1) 特定防火対象物等

市町村等は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

市町村及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

### 3 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、県内の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況である。このため、県は市町村と連携し適正な消防職員の確保を促すための働きかけを行うとともに、市町村は適正数の確保・強化を図る。

### 4 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、県内の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、県は市町村と連携して以下の取組を実施し、消防団員の充実を図る。

- (1) 市町村消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
- (2) 県民、市町村民への消防団活動の広報
- (3) 消防学校及び消防本部等による消防団員の訓練の充実強化
- (4) 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- (5) 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

## 第6款 地区防災計画の普及等（実施主体：知事公室、市町村）

### 1 地区防災計画の位置づけ

市町村の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づき一定の地区内の居住者及び事業者等が防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市町村防災会議に提案した場合、市町村防災会議は市町村地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

### 2 地区防災計画の普及

県及び市町村は、市町村内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業所等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

## 第4節 災害応急対策活動の準備

県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 地震・津波編及び第3編 風水害等編第1章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、県及び市町村は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

### 第1款 初動体制の強化（実施主体：知事公室、関係部局、市町村、防災関係機関）

突然発生する災害に、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

#### 1 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

##### (1) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限にとどめることに努める。

##### (2) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、県内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼出しが可能な体制を整える。

##### (3) 24時間体制等の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舎確保等のあり方について検討する。

##### (4) 執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

#### 2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

##### (1) 庁舎等の耐震性の確保

災害対策本部及び災害対策地方本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。

##### (2) 災害対策本部（本庁）設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部（本庁）を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

##### (3) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の飲料水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

### 3 災害情報の収集・伝達体制の充実

県は、被害情報（被害情報や市町村等における応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

#### (1) 沖縄県即時地震被害予測システムの構築

平成8年度に構築した震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生後、速やかに各市町村の被害を予測するシステムを構築する。

#### (2) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、県は以下の対策を推進していくこととする。

ア 被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。

- ・ 県の出先機関や防災関係機関に対する小型衛星地球局の整備
- ・ 災害対策本部用電話装置の整備
- ・ 被害情報収集システムの整備
- ・ 統制局無線交換網の分散化
- ・ 第二統制局の整備
- ・ ヘリコプターテレビ、遠隔監視カメラ等の画像情報システムの整備
- ・ 離島、孤立予想地区等への衛星携帯電話の配置

イ 市町村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）の導入等について支援する。

ウ 防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備するよう支援する。

エ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

#### (3) 通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

#### (4) 連絡体制等の確保

- ・ 各機関の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保
- ・ 防災関係機関が共有する防災情報形式の標準化及び共通システムの検討
- ・ 被災市町村の情報収集、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等が発生した市町村の調査、連絡調整を行う先遣調査隊員及び派遣手段等の確保

#### (5) 情報収集要領の作成

被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

### 4 情報分析体制の充実

県及び市町村は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

### 5 災害対策実施方針の備え

県及び市町村は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

### 6 複合災害への備え

県、市町村及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

**第2款 活動体制の確立（実施主体：国、知事公室、関係部局、沖縄県警察、市町村）**

多岐にわたる県や市町村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

**1 職員の防災対応力の向上**

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

**(1) 職員を対象とした防災研修の実施**

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、庁内誌に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

**(2) 防災担当職員及び災害担当職員の養成**

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。

また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

ア 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

イ 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

ウ 防災担当専門職員を養成する。

**(3) 民間等の人材確保**

県及び市町村は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

**2 物資、資機材の確保及び調達体制の充実**

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水、ブルーシート、土のう、生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、県及び市町村等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

**(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実**

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

ア 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

イ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 救助工作車等の消防機関への整備促進

エ 資機材を保有する建設業者等と市町村との協定等締結の促進

オ 各県立施設における救出救助用資機材の整備促進

カ 県下各警察署への救出救助用資機材等の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

ア 市町村に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助

イ 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

ウ 消防自動車等公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）による想定被災者数の2日分以上を目標とし、また、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく申し合わせにより、本県では、県立中部病院、県立宮古病院、県立八重山病院等に原則として2,500人分以上を確保するものとする。

併せて、緊急調達を迅速に実施できるよう（一社）沖縄県薬剤師会及び沖縄県医薬品卸業協会等との間で締結した「医薬品等の供給に関する協定」を活用し、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくものとする。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、県及び市町村は地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波、風水害の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

なお、災害対策用食料等の備蓄に関する計画及び現況は資料編に示す。

ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・飲料水・被服寝具など生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発

イ 県における市町村備蓄保管のための食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

ウ 市町村における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の促進

エ 県及び市町村による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等

オ 大手流通業者等（大型小売店舗、生活協同組合、問屋）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握

カ 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築

キ 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

ク 市町村及び上水道事業者等による給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び県民等へのポリ容器等の備蓄促進

ケ 通信手段の途絶や被災市町村の機能麻痺等を想定し、市町村からの要請を待たずに県が避難所等へ避難者の食料等を供給する体制の構築

(5) 輸送手段の確保

ア 車両の確保

県及び市町村は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

イ 船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、第十一管区海上保安本部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

ウ 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。

エ 燃料の調達

県は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

3 応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県内市町村間の応援調整や、外部からの応援を求める必要がある。

県では、九州・山口9県災害時応援協定の締結をはじめ総合防災訓練の実施など積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層の応援体制の強化を図ることとする。

(1) 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

本県は離島が散在するため、様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、県は、市町村間の相互応援協力協定の締結を促進するために必要な支援、調整を行うとともに、応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。

また、県は、市町村の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制を確保する。

市町村は、以上の点を踏まえて他市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

(2) 県内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

ア 指定地方公共機関の指定

大規模な震災時には現在指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

イ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は業務に関係する企業等から、災害時の協力・連携が円滑に行われるように県内関係企業、業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

(3) 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

イ 日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

(4) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップして関係機関と情報を共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

(5) 自衛隊との連携の充実

県及び市町村は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

(6) 在日米軍との協力体制の充実



県及び市町村は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

なお、以下の災害協定、マニュアル等が現在整備されている。

- ・災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル（県）
- ・基地立ち入りに関する協定（市町村）
- ・緊急時の消防車両の基地内通過に関する協定（消防本部）
- ・消防相互援助協約（消防本部）

(7) 大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備

大規模災害発生時においては、被災自治体のみでは対応に困難を来すことが想定されるため、国や他都道府県を含む各機関が連携して広域的な応援体制を構築する必要がある。各機関は平常時から相互に十分協議し、大規模な災害発生時に速やかに対応できるよう、各機関と締結した広域応援協定等に基づき応援体制を整えるものとする。

なお、県は大規模災害発生時に必要があると認めるときは、各種協定等に基づき、関係機関に対し、速やかに応援を要請し、応急活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、上記協定に基づき原則として九州・山口9県被災地支援対策本部長に対し応援を求める。

イ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援要請

知事は、上記の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づき、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ウ 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において災害対応業務を完結することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。

(8) 応援・受援の備え

県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・応援先・受援先の指定
- ・応援・受援に関する連絡・要請の手順、
- ・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
- ・広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

4 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

(1) 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

(2) 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

(3) 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した緊急輸送基地を選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、全市町村が管内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

(5) 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第2編及び第3編「第1章災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(6) 災害交通規制の周知

県警察は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を県民に周知する。

(7) ヘリコプター等運用調整会議

大規模災害時には、初動や応援活動のために多数のヘリコプターが必要となり、安全かつ有効にヘリコプターを活用することが課題となる。

県は、ヘリコプター保有機関等が参加する「沖縄県ヘリコプター等運用調整会議」を開催し、災害時の迅速なヘリコプターの出動、円滑な活動調整、安全な運航等の計画作成や関係機関相互の連携を推進する。

(8) 運送事業者との連携確保

県及び市町村は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の輸送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
- ・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

(9) 緊急輸送活動関係

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(10) 上記(2)を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

## 5 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、県、市町村及び防災関係機関からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

(2) 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

(3) インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、県、市町村及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障害者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

## 6 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

## 7 広域防災拠点の整備に関する検討

県は、広域的な大規模災害時に、広域的な応援や輸送等の対策を効果的に展開するため、以下のような機能をもつ防災拠点の整備を検討する。

(1) 県の備蓄拠点、災害時の物資集積拠点

(2) 航空機を活用した災害時の被災者、物資等の輸送拠点

(3) 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊災害派遣部隊、DMAT等の活動拠点

## 8 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画を策定し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

また、実効性ある業務継続体制とするため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ及びそれらのデータを扱うシステム等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

(1) 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

(2) 不動産登記の保全等

## 第3款 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

(実施主体：知事公室、関係部局、市町村、関係機関)

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、県及び市町村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

## 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

県民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

### (1) 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数委に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

### (2) 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

### (3) 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を県、市町村、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、県は、市町村や施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

ア 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

イ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検

ウ 高齢者、障害者及び外国人のための避難マニュアルの作成

エ 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市町村との調整の推進

オ 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

### (4) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、県としては以下の対策を推進していくこととする。

ア 市町村、消防機関、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）

イ 市町村に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

### (5) 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

ア 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進

イ 災害派遣医療チーム（DMAT）及び県内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

ウ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策

エ 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策

オ 地震・津波、風水害の危険性、被害想定予測負傷者を踏まえた国立病院機構、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設における応急医療体制の整備及び3日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備

カ 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。

また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うSCUの機能整備、SCUの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのSCU設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。

※SCU（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。

キ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進。

ク 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（DMATから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ調整スキームの策定等）

ケ 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む）

## 2 大規模停電への備え

(1) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。

## 3 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

ア 無線設備の整備

イ 教職員の役割の事前規定

ウ 調理場の調理機能の強化

エ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化

オ シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備

カ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備

キ 給水用・消火用井戸、雨水利用設備、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備

ク 施設の耐震化及びバリアフリー化

(2) 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

ア 緊急避難場所・指定避難所の指定

市町村は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定に当たっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

知事は、市町村長から指定避難所の指定、取消しの通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告する。

イ 緊急避難場所・指定避難所の整備

市町村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(3) 福祉避難所のリストアップ

市町村は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障害者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等福祉避難所を指定しておく。

また県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障害者等の要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

(4) 災害時福祉支援体制の整備

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣に備え、平時から研修・訓練を実施する。

(5) 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（おおむね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

(6) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

県は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間での協定の締結を図る。

また、供給可能量を把握し、調達供給体制を整備しておく。

市町村は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

(7) 物価の安定等のための事前措置

県及び市町村は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

イ 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

(8) 文教対策に関する事前措置

県及び市町村は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

ア 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

イ 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

ウ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

エ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

(9) 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

県及び市町村は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(10) 広域一時滞在等の事前措置

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

ア 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

イ 災害時の避難者の移送や受入れ等についての実施要領の作成

ウ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

エ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

オ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

(11) 家屋被害調査の迅速化

県は、市町村に対し、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なり災証明の発行を迅速化する。

市町村は、家屋被害認定調査担当者の育成、り災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

(12) 災害廃棄物処理計画の策定

市町村は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画の策定に努める。

(13) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市町村及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

**第4款 消防防災ヘリコプターの整備の検討（実施主体：知事公室）**

地震等大規模災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

そこで、県においては、消防防災ヘリコプター基地の整備や消防防災ヘリコプターの導入について、市町村と連携を図り検討していくものとする。

なお、導入によって以下のような災害応急対策活動等を迅速・的確に行うことができる。

**1 被害情報の収集**

震度4以上の地震等大規模な災害が発生した場合、直ちに出勤し被災地上空からの映像を直接災害対策本部室に電送する。

**2 物資や防災要員の輸送**

緊急に輸送が必要な物資や防災要員を現地に迅速に輸送する。

**3 負傷者の搬送**

後方医療施設に搬送が必要な負傷者を迅速に搬送する。

**4 空中消火活動**

消防車等の進入困難地域や広範囲な火災に迅速に対応する。

なお、運用を円滑に行うために、市町村消防職員による航空隊の訓練・研修、ヘリコプター基地や臨時離発着場の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターとの連携体制の確立等を並行して推進する。

**第5款 災害ボランティアの活動環境の整備（実施主体：知事公室、子ども生活福祉部、教育委員会、関係部局、市町村、社会福祉協議会）**

**1 ボランティア意識の醸成**

(1) 学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、県及び市町村は、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

(2) 生涯学習を通じた取組

県、市町村及び社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

**2 ボランティアの育成等**

(1) ボランティアの育成

県及び市町村は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

(2) 専門ボランティアの登録等

ア 県及び市町村は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平時から登録し、把握に努めるものとする。

イ 県及び市町村は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

(3) ボランティアコーディネーターの養成

県及び市町村は、日本赤十字社沖縄県支部及び県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

**3 ボランティア支援対策**

(1) 県及び市町村は、県・市町村社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

(2) 市町村及び市町村社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

(3) 市町村及び市町村社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

(4) 県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

市町村は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

(5) 県、市町村及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力

**第6款 要配慮者の安全確保（実施主体：沖縄総合事務局、知事公室、子ども生活福祉部、保健医療部、文化観光スポーツ部、土木建築部、市町村）**

高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平時から地域において、要配慮者への支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

**1 社会福祉施設等における安全確保**

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておく必要がある。

(1) 市町村防災計画への位置づけ

市町村は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市町村及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法を地域防災計画に定めるものとする。



特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

(2) 施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

(3) 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

(4) 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

(5) 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

(6) 施設間の協力体制の確保

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の相互受入れに関する災害協定を締結するよう指導し、その内容を県に登録するよう要請する。

また、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結を指導し、災害時に派遣可能な職員数を県に登録するよう要請する。

## 2 在宅で介護を必要とする者の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制の整備支援プランの策定

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定に当たっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村地域防災計画には次の事項を定めるものとする。

- ア 避難支援を行う関係者の範囲
- イ 避難行動要支援者の対象範囲
- ウ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法
- エ 避難行動要支援者の名簿の更新要領
- オ 避難行動要支援者の名簿提供における情報漏えい防止措置
- カ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項

キ 避難支援者の安全確保対策

(2) 防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

イ 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

(3) 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

3 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

(2) 施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（知事公室、文化観光スポーツ部、市町村、各交通機関等）

県、市町村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、バス、モノレール等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1 観光客・旅行者等の安全確保

(1) 避難標識等の整備、普及

県は、避難場所・避難路の誘導標識について観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を作成し、市町村、観光協会、観光・宿泊施設等に普及する。

市町村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー、モノレール等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

(2) 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市町村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

(3) 観光関連施設の耐震化促進

県及び市町村は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

## 2 外国人の安全確保

県及び市町村は、国際化の進展に伴い、本県に居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

また国は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

### (1) 外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

### (2) 外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

## 3 観光危機管理体制の整備

### (1) 観光危機管理の普及、対策の促進

県は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、市町村及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及啓発を図る。

### (2) 観光危機情報提供体制の整備

県は、国、市町村及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、市町村、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

## 第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を、県、市町村、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

### 1 基本的事項

#### (1) 避難体制の整備

##### ア 県の役割

- (ア) 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検
- (イ) 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

##### イ 市町村の役割

- (ア) 避難所の選定
- (イ) 避難所の開設及び運営方法の確立
- (ウ) 避難所の安全確保
- (エ) 住民への周知
- (オ) 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備
- (カ) 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備
- (キ) 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成
- (ク) 避難経路の点検及びマップの作成
- (ケ) 避難心得の周知（携帯品、その他心得）

##### ウ 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

- (ア) 避難計画の作成
- (イ) 避難誘導體制の整備

#### (2) 避難場所の整備等

##### ア 避難所の指定、整備

市町村は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

- (ア) 避難所は、公・私立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする
- (イ) 避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする
- (ウ) 避難場所の選定に当たっては、洪水、高潮等の浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする
- (エ) 避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする
- (オ) 当該市町村内に適当な場所がない場合は、県及び隣接市町村と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする
- (カ) 避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を受けておくものとする

##### イ 広域避難場所等の指定

- (ア) 市町村は、火災等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、公園等のスペースを指定しておくものとする。

避難場所の指定は、以下の基準によるものとする。

- a 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- b 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。

- c 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。
  - d 避難場所ごとの地区割計画の作成に当たっては、町内会、自治会区域を考慮する。
- (イ) 市町村は、避難路の指定避難場所ごとに、延焼火災等に対して十分な安全性を有する避難路を指定し、沿道の不燃化を促進するものとする。

## 2 津波避難体制等の整備

本県は、沖縄本島と大小様々な離島で構成され、多くの観光客が訪れる。

一方、県内には過去に津波による大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

### (1) 津波避難計画の策定・推進（実施主体：知事公室、市町村）

#### ア 県における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）に基づいて策定した沖縄県津波避難計画策定指針を、市町村や住民等へ周知する。

この指針は、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項に関する指針等について定めている。

- (ア) 津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む）
- (イ) 避難対象地区・人口（観光客等も含む）・避難所要時間等
- (ウ) 避難困難地区・人口等
- (エ) 避難場所（収容対象地区・収容人口含む）及び避難路等
- (オ) 職員の参集基準等の初動体制
- (カ) 避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
- (キ) 津波対策の教育及び啓発
- (ク) 避難訓練
- (ケ) 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、避難行動要支援者の避難対策その他留意すべき事項

#### イ 市町村における対策

市町村は、県が策定する上記津波避難計画策定指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定するよう努める。

なお、計画の策定や修正に当たっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

#### ウ 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設（空港、モノレール駅、フェリー・バス等のターミナル等）、医療・福祉施設、学校、ショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

#### エ 避難計画の留意点

##### (ア) 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難を支援する者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市町村は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

(イ) 消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(2) 津波危険に関する啓発（実施主体：知事公室、教育委員会、市町村）

ア 県における対策

県は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市町村及び県民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。

また、市町村と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

イ 市町村における対策

(ア) 市町村は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

- a 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む）
- b 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- c 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- d 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

(イ) 普及・啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

- a 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育
- b 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- c 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会
- d 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- e 広報誌
- f 防災訓練
- g 防災マップ（津波ハザードマップ）
- h 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- i 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

ウ 広報・教育・訓練の強化

(ア) 津波ハザードマップの普及促進

市町村の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

(イ) 津波避難訓練の実施

県は、防災関係機関、県民、観光客等が多数参加する広域的な津波避難訓練を実施する。

市町村は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

(ウ) 津波防災教育の推進

県及び市町村は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、県民の津波防災への理解向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：知事公室、市町村）

本県の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向上や津波避難困難地域の解消等を図るものとする。

ア 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

県は、沖縄県防災情報システム等により、各市町村及び消防本部に対し気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に伝達するものとする。

市町村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

県及び市町村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-アラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

ウ 避難ルート及び避難ビルの整備

(ア) 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域ではおおむね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(イ) 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(ウ) 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(エ) 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、県民への周知と理解を促進する。

(オ) 津波避難困難地域の解消

県は、津波浸水想定調査結果から予測した津波避難困難地域を市町村に提供し、津波避難困難地域図を作成、公表する。また、地域特性に応じた避難困難地域の解消策を検討し、市町村における対策を助言するほか、対策実施のための支援に努める。

市町村は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

エ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

(4) 津波災害警戒区域の指定等（実施主体：知事公室、土木建築部、市町村）

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について市町村と連携し検討する。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

ア 市町村地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を市町村地域防災計画に定める。

ウ 津波災害警戒区域を含む市町村は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ 市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。



## 第6節 離島等の防災体制の強化

広域な海域に散在する離島や本島北部地域等では、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、空港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想される。

また、高台や中高層ビルが存在しない離島では、大津波から避難できない事態も予想される。

このような本県の地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

### 1 孤立化等に強い施設整備（実施主体：道路管理者、港湾管理者、漁港管理者、空港管理者、市町村）

#### (1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、離島等の孤立化防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

#### (2) 空港対策

空港管理者等は、離島の空港について施設の耐震性や耐浪性等の確保を推進する。

また、施設の応急復旧や消防活動等を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

#### (3) 道路対策

道路管理者は、離島の重要な港湾、空港及び漁港や中山間部の孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、救護所、物資輸送拠点、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

#### (4) 通信施設対策（県、市町村、通信事業者）

県、市町村及び通信事業者は、孤立化が予想される離島等について所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

### 2 孤立化等に強い人づくり（実施主体：知事公室、市町村）

#### (1) 孤立想定訓練

市町村は、離島等の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

#### (2) 知識の普及

市町村は、離島等の孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内での自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

#### (3) 自主防災組織の育成

離島等において孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を、地域の組織力で自主的に対処できるよう、自主防災組織カバー率100%を目指す。

このため、県は、市町村と連携して自主防災リーダーの育成や自主防災資機材の整備等を支援する。

#### (4) 消防団の高度化

本県は非常備消防の離島が多く、このような地域では市町村の職員等が消防団員として消防活動を行っている。

このため、県は、市町村と連携して非常備消防町村の離島の消防団員を対象に、教育・研修や消防資機材等の整備を支援する。

### 3 地震・津波災害応急対策活動の準備（実施主体：知事公室、関係部局、市町村）

#### (1) 離島への応援体制の強化

県及び市町村は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

県及び市町村は、離島や孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに十分な量を備蓄するほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

離島等の孤立危険集落ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートを確保し、ヘリポートの開設・運用に必要な体制や資機材等の整備を推進する。

(4) 後方支援基地の確保

県は、多数の離島が被災した場合や多数の孤立集落が発生した場合に、本島と各離島・各孤立集落との緊急輸送の中継拠点となり、また、各離島、各孤立集落への災害対策の後方支援基地となる広域防災拠点の整備を推進する。

ア 県の備蓄拠点、災害時の物資集積拠点、広域搬送拠点・SCU

イ 航空機、多数のヘリコプター、災害対策車両等の集結拠点

ウ 消防や警察等の援助隊、自衛隊災害派遣部隊、DMAT等の活動拠点

4 津波避難体制の整備（実施主体：知事公室、市町村）

(1) 津波に対する啓発

過去に本県の離島に大被害をもたらした、八重山地震津波等の教訓の伝承を推進する。

(2) 津波警戒避難体制・手段の整備

島全体が低平で津波避難に必要な高台等の避難場所を確保できない離島においては、津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

## 第7節 原子力災害予防計画

(実施主体：関係部局、関係市、県警察、第十一管区海上保安本部、沖縄防衛局)

本節においては、基本法に基づき実施する原子力艦の原子力災害に係る予防体制及び事前対策を以下のとおり定める。

### 1 情報の収集・連絡体制等の整備

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

##### ア 県と防災関係機関相互の連絡体制

県は、国、関係市（うるま市）その他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、災害発生時に備え、通信設備等の充実に努める。

##### イ 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

#### (2) 情報の分析整理

##### ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び関係市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

##### イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県及び関係市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

#### (3) 通信手段の確保

県及び関係市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、第2節 第5款「6 通信施設災害の予防」に基づきあらかじめ緊急時通信施設や連絡網等の整備を行う。

#### (4) 放射能影響の早期把握のための活動

県及び第十一管区海上保安本部は、国（原子力規制委員会）と協力して、「原子力艦放射能調査指針大綱」に基づき原子力艦寄港地周辺環境の放射能水準の調査（環境放射線モニタリング）を実施する。

### 2 災害応急体制の整備

県、関係市及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

#### (1) 警戒体制を取るために必要な体制等の整備

県及び関係市は、国（外務省、沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及びモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常参集及び情報の収集・連絡が行えるように必要な体制を整備する。また、事故対策のための警戒体制をとるためのマニュアル等の作成など、必要な体制を整備する。

#### (2) 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市は、国が非常災害対策本部等を設置した場合又は知事若しくは関係市長が必要と認めた場合、県災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織、掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

県は、現地本部についても同様の準備をあらかじめ定めておく。

#### (3) 専門家の派遣要請手続等の整備

県は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は発生の通報を受けた場合等における、専門的知識を有する国の職員、モニタリングに関する専門家、国の緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請手続について、あらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

また、国が現地事故対策連絡会議を開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に派遣する職員の派遣手段等を定めておく。

(4) 緊急時放射線モニタリング体制の整備等

ア 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の対応

県は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、国（原子力規制委員会）が実施する緊急時放射線モニタリングに協力する。

イ モニタリング支援の要請

(ア) 県は、必要と認める場合、モニタリングのための海上行動に関する支援を第十一管区海上保安本部へ要請する。

(イ) 県は、必要と認める場合、ヘリコプターや艦艇を活用した空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリング活動に関する支援を防衛大臣又はその指定する者へ要請する。

3 避難収容活動体制の整備

(1) 避難計画の作成

県は、原子力艦寄港地を管轄する市に対し、その他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について必要な協力をを行う。

関係市は、必要に応じ国、県、専門家、その他防災関係機関等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画をあらかじめ作成する。

(2) 避難所等の整備

ア 避難所の整備

関係市は、県と連携し、学校や公民館等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

イ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

関係市は、県と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

ウ コンクリート屋内退避体制の整備

関係市は、県と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備を行う。

(3) 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

関係市は、県と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児等について十分配慮する。

(4) 住民等の避難状況の確認体制の整備

関係市は、県と連携し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

(5) 避難所・避難方法等の周知

関係市は、県と連携し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

4 緊急輸送活動体制等の整備

県及び関係市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、相互に協力するとともに国とも連携して道路管理の充実を図る。

5 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

(1) 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県、市町村、消防機関、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーベイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、必要に応じ他の消防機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

(2) 医療活動用資機材等の整備

県及び関係市は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

(3) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県及び関係市は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

6 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県及び関係市は、住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。また、住民等に的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、県は必要に応じ関係市に助言する。

7 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県及び関係市は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう、以下に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特性に関すること
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (4) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (5) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (6) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

8 災害復旧の備え

県及び関係市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

9 防災業務関係者に対する研修

県、県警察、関係市及び消防機関は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (4) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (5) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (9) その他緊急時対応に関すること。

10 防災訓練等の実施

県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は協力し、次の訓練項目を組み合わせた訓練の実施に努め、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急時被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練

- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

### 第8節 道路・軌道・航空機事故災害予防計画

(実施主体：沖縄総合事務局、土木建築部、市町村、西日本高速道路、沖縄都市モノレール(株)、空港管理者)

#### 1 道路事故災害予防

- (1) 危険箇所の点検・補修  
道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。
- (2) 体制・資機材の整備等  
道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

#### 2 軌道事故災害予防

- (1) 施設の保全等  
沖縄都市モノレール(株)は、軌道法等による技術基準により、車両やその他設備等の整備、改良及び保全を行う。  
また、軌道桁、支柱、駅舎等については、道路管理者と沖縄都市モノレール(株)が協力し、適切に整備、改良及び保全を行う。
- (2) 体制・資機材の整備等  
沖縄都市モノレール(株)は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、乗客等の避難・救護、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、防災マニュアル及び応急対策資機材等の整備に努める。

#### 3 航空機事故災害予防

- (1) 対策資機材等の整備  
空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。
- (2) 協力・応援体制の整備  
空港管理者、警察及び消防機関等は、航空の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。
- (3) 防災訓練  
空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

## 第9節 海上災害予防計画

(実施主体：第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、土木建築部、農林水産部、市町村、消防機関)

### 1 航行の安全確保等

- (1) 第十一管区海上保安本部等は、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。  
また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶や係留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備置き等を指導する。

### 2 災害応急対策への備え

- (1) 情報連絡体制の整備  
第十一管区海上保安本部、県及び市町村は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。
- (2) 消防、救助体制の整備  
警察及び市町村は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。  
また、市町村及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。
- (3) 油防除作業体制の整備  
県及び市町村等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。
- (4) 訓練等  
第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、市町村及び消防機関等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

## 第10節 災害対策基金計画

(実施主体：総務部、子ども生活福祉部)

災害対策基金の積立て及びその運用は、次によるものとする。

### 1 災害救助基金の積立て

県は、救助法による救助費用の弁償等に充てる災害救助金の積立てについて、災害救助基金管理規則により実施する。

### 2 被災者生活再建支援基金の拠出

県は、被災者生活再建支援金を支給するため、被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援基金に対して、全国知事会の決議等に応じて拠出する。

## 第2編 地震・津波編

地震・津波編は、地震・津波対策に係る応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。





## 第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

### 第1節 組織計画

#### 1 沖縄県災害対策本部

県本部の組織等は、「沖縄県災害対策本部条例」、「沖縄県災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

(1) 県本部の組織編成は、巻末図-1のとおりとする。

ただし、必要に応じこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

ア 本部

(ア) 本部に部及び班を設け、部に部長及び副部長、班に班長及び班員を置く。

部長及び班長は、巻末表-1に掲げる職にあるものをもって充て、班員は当該班長の所属する課(所)の職員をもって充てる。

(イ) 本部に本部会議を置く。本部会議は県本部長(知事)、副本部長(副知事、警察本部長)及び本部員をもって構成し、災害応急対策の基本的事項について協議決定する。

イ 地方本部

地方における防災の推進を図るため地方本部を置く。地方本部の名称、設置場所、構成機関及び所管区域等は、巻末表-2のとおりとする。

ウ 現地災害対策本部

激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえた迅速かつ的確な対策を行う。

(2) 事務分掌

ア 本部

(ア) 部長は、県本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(イ) 班長は、部長の命を受け班の事務を掌理する。

(ウ) 本部の各部及び各班の事務分掌は、巻末表-4のとおりである。

イ 地方本部

地方本部長は、県本部長の命を受け地方本部を統轄する。地方本部の事務分掌は、本部に準じて地方本部長が定める。

ウ 現地災害対策本部

現地災害対策本部の構成及び所掌事務は、巻末表-3のとおりである。

(3) 県本部の設置

県本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア 県の全域又は一部の地域に、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく津波警報が発表され、かつ重大な災害の発生するおそれがあるとき。

イ 地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ 県の全域又は一部の地域に、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

エ 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強以上が観測された旨発表した場合及び

沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を公表したとき。

(4) 本部設置場所

原則として、本庁舎危機管理センターに災害対策本部を、6階第2特別会議室（庁議室）に本部員会議室を設置する。

なお、大規模災害により本部長が必要であると認めるときは、本庁舎講堂に災害対策本部を設置する。

また、本庁舎が大規模地震等により使用できない場合は、以下の順位により他の県事務所の使用可能性を調査し、使用可能な場所に設置する。

ア 南部合同庁舎

イ 中部合同庁舎又は消防学校

ウ 北部合同庁舎

(5) 地方本部の設置

本部長は、地方における災害応急対策の迅速な実施を図るため必要と認めるときは、地方本部を設置するものとする。

(6) 本部設置に至らない場合の措置

ア 災害警戒本部の設置

災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

(ア) 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく津波警報（注意報を含む）が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

(イ) 地震又は津波により、県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

(ウ) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くとも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めるとき。

(エ) 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱を観測された旨発表したとき。

イ 災害対策準備体制

気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨を発表した場合、又は沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を公表したときは、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

ウ 災害警戒地方本部の設置

災害警戒本部の設置基準に準じて設置する。

(7) 本部長（知事）の参集途上における指示

本部長（知事）は、休日、夜間等の勤務時間外及び出張時に災害が発生したときは、参集途上にあっても、あらかじめ知事公舎又は公用車に配備された防災行政無線又は携帯電話等により、災害対策本部の設置、自衛隊の災害派遣要請並びに国及び他県への応援要請等災害応急対策上必要な意思決定を行い、更に必要な指示を行うものとする。

(8) 本部長（知事）の権限

本部長（知事）は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(9) 本部長が不在等の場合の責任体制

本部長（知事）が出張、休暇等による不在又は連絡不能で、特に緊急の意思決定をする場合においては、以下の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

1 知事 → 2 副知事（沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則の定めるところによる。）

→ 3 警察本部長 → 4 知事公室長 → 5 基地防災統括監 → 6 防災危機管理課長

(10) 本部会議の開催

## 第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

災害に対する応急対策について方針を決定しその実施を推進するため、本部長は副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

### (11) 合同連絡会議の開催

大地震等の大規模災害が発生した場合で、応急対策に関係する防災関係機関との十分な連携が必要な場合には、本部会議とは別に防災関係機関の長へ参加を求め、合同連絡会議を開催する。

### (12) 県本部の配備

県本部は、災害の種類、規模及び過程によって、巻末表－6の配備体制をとるものとする。

また、職員の配備のながれを巻末図－2に示す。

### (13) 夜間及び休日等における配備

#### ア 宿直員の配備

夜間及び休日等に発生する災害に対処するため、夜間及び休日等に宿直員（嘱託職員）を配備する。

宿直員は、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、又は知ったときは、市町村及び県出先事務所等に注意報、警報を伝達するとともに、別に定める「災害時緊急連絡系統図」に基づき職員に連絡するものとする。

#### イ 非常参集

各班の配備編成計画により参集が必要な職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

また、全職員は、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、自ら所属機関に参集する。

交通の途絶等により所属機関への参集が不可能な場合には、参集可能な地方本部等に参集し、応急対策に当たるものとする。

#### ウ 発災初期の災害対策要員の確保

発災初期の情報の収集・伝達、災害対策本部の設置、防災関係機関との連絡調整等初動対応を迅速に行うため、あらかじめ県庁近隣居住職員の中から発災初期の災害対策要員（情報・初期対応要員）を指定しておくものとする。

**【地震・津波の配備態勢総括表】**

災害種別		本部・地方本部別						
		災害 対策 本部	北 部 地 方 本 部	中 部 地 方 本 部	南 部 地 方 本 部	宮 古 地 方 本 部	八 重 山 地 方 本 部	
津 波	津波注意報	第1	第1	第1	第1	第1	第1	
	津波注意報（情報収集・伝達強化）	第2	第2	第2	第2	第2	第2	
	津波警報	第2	第2	第2	第2	第2	第2	
	大津波警報	第3	第3	第3	第3	第3	第3	
地 震 （ 発 生 地 域 別）	震度 4	本島又は本島周辺離島で発生	第1	第1	第1	第1	なし	なし
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第1	なし	なし	なし	第1	第1
		北大東島・南大東島で発生	第1	なし	なし	第1	なし	なし
	震度 5弱	本島又は本島周辺離島で発生	第2	第2	第2	第2	第1	第1
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第2	第1	第1	第1	第2	第2
		北大東島・南大東島で発生	第2	第1	第1	第2	第1	第1
	震度 5強	本島又は本島周辺離島で発生	第3	第3	第3	第3	第2	第2
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第3	第2	第2	第2	第3	第3
		北大東島・南大東島で発生	第3	第2	第2	第3	第2	第2
	震度 6弱 以上	本島又は本島周辺離島で発生	第4	第4	第4	第4	第3	第3
		宮古諸島・八重山諸島で発生	第4	第3	第3	第3	第4	第4
		北大東島・南大東島で発生	第4	第3	第3	第4	第3	第3

※地方本部にあつては、管内の状況又は応援要請の状況に応じ、配備体制をとるものとする。

(14) 県本部を設置したときの通知及び公表

県本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担 当 部 班	通知又は公表方法
国（消防庁）	総括情報部 総括情報班	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 又は電話、FAXで通知
本部構成員	〃 総括情報班 連絡調整班	庁内電話その他庁内LAN等迅速な方 法で通知
地方本部	〃 総括情報班	〃
関係機関	〃 〃	〃
一般	知事公室部 広報班	報道機関を通じて公表

(15) 地方本部の設置の通知

地方本部長は、本部からの通知又はその他の方法で本部等の設置を知ったときは、直ちに地方本部を構成する各班長へ通知するとともに業務を開始し、その旨を県本部長に報告する。

ただし、災害の状況に応じその設置の必要を認めない場合は、その旨を県本部長に申し出て指示を受けるものとする。

(16) 県本部の廃止

県本部は、以下の場合に廃止するものとする。

ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき。

なお、県本部を廃止したときは、(13)の要領により通知するものとする。

(17) 地方本部の廃止

ア 地方本部長は、本部からの通知又はその他の方法で本部の廃止を知ったときは、直ちに地方本部を廃止し、その旨を県本部長に報告するものとする。

イ 地方本部長は、地方本部を廃止したときは各班に通知するとともに、市町村本部に連絡するものとする。

2 市町村災害対策本部

市町村本部は、おおむね以下の基準により設置するものとする。

(1) 当該市町村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

(2) 当該市町村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。

(3) 県本部が設置された場合において、市町村本部設置の必要を認めたとき。

3 国の非常（緊急）災害現地対策本部

県は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置されたときは、非常（緊急）災害現地対策本部と連携して、災害応急対策を実施することとする。

4 防災関係機関の協力体制

本県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は県内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災関係機関の長は、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を沖縄県災害対策本部へ派遣するよう配慮するものとする。

5 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

なお、対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。

## 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

### 1 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

### 2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

#### (1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

#### (2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

#### (3) 震源・震度に関する情報

震度3以上の地震が観測されたときや大津波警報、津波警報、津波注意報発表または若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村毎の観測した震度を発表する。

#### (4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

#### (5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

#### (6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

#### (7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

#### (8) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上が観測されたとき、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

○地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

○管内地震活動図及び週間地震概況

防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週ごとの資料（週間地震概況）を作成し、毎週金曜日に発表している。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 津波警報等

地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<高さ≤10m)		
		5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や

				津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで案安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2m ≤ 高さ ≤ 1 m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

※津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※3）

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。



- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値)の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区


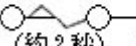
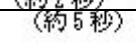





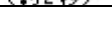
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

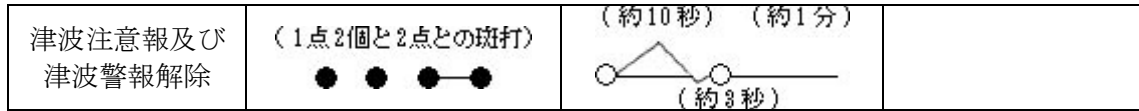
沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音	備考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)  (約5秒) 	
津波警報	(2点) 	 (約6秒)	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒) 	



(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

#### 4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

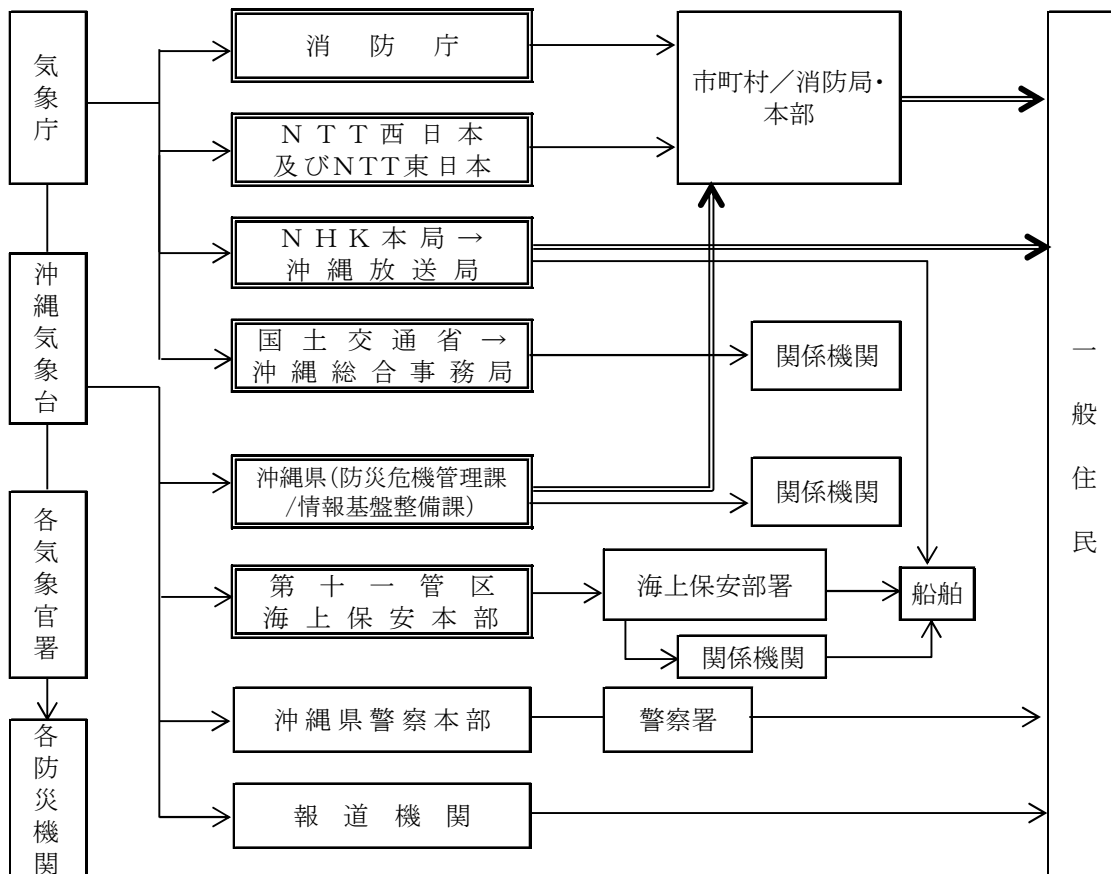
情報の発表を知り得た市町村、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに県民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

#### 5 近地地震津波に対する自衛処置（市町村）

市町村長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市町村防災行政無線や広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。



地震情報及び津波警報等の伝達系統図

(注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

## 第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

(注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3節 災害通信計画

1 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

2 通信設備の利用法（知事公室、市町村）

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

ア 非常扱いの通話

災害対策関係機関は、事前に最寄りのNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。非常通話は天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱をするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする

① 非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる 機関との間

② 緊急扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に依頼する。

通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項の表中8欄に掲げるものを除きます。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者との機関との間

通話の内容	機関等
2 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
4 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の1欄からこの欄のまでに掲げるものを除く。）相互間

イ 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター(115)に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

(2) 専用通信設備の利用

電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、以下に掲げる通信設備をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

- ア 第十一管区海上保安本部通信設備
- イ 警察通信設備
- ウ 気象官署通信設備
- エ 沖縄電力通信設備
- オ 沖縄総合事務局開発建設部通信設備

(3) 非常の場合における無線通信設備の利用

災害等による非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが著しく困難である場合は、非常通信を利用するものとする。

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発注するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国消防長会
- オ 電力会社
- カ その他人命救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの

なお、非常通信を利用するに際しては、沖縄非常通信協議会において設定した非常通信ルートを検討する。

3 県における通信（知事公室、企画部）

(1) 施設の整備

県は、本部設置に伴う通信施設の整備を行うものとする。

(2) 通信の方法

県本部における気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示、伝達等の通信は、

次によるものとする。

ア 国有、県有通信設備の利用

国や他都道府県との通信は、消防庁の消防防災無線又は国土交通省の中央防災無線を利用するものとする。

また、県内市町村及び防災関係機関との通信は、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク設備の利用による通信の確保を図るものとする。なお、必要に応じて、沖縄総合通信事務所の災害対策用移動通信機器の貸与を受けるものとする。

イ 専用通信設備の利用

(ア) 県有通信設備又は電気通信業務用電気通信設備が利用できなくなった場合、又は緊急通信の必要があるときは、2の(2)の専用通信設備の利用により通信の確保を図るものとする。

(イ) 県は、以下の専用通信設備についてはあらかじめ災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について協議を行い、災害時における通信の円滑を図るものとする。

- ・警察通信設備
- ・沖縄電力通信設備

ウ 非常通信の利用

非常災害において、有線通信設備を利用することができない場合、又はこれを利用することが困難な場合は2の(3)の非常通信設備の利用により通信の確保を図るものとする。

エ 放送局の利用

(ア) 県は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において特に必要があるとき、又は市町村からこれらに関する放送要請の依頼があり必要を認めたときは、(イ)の協議により定めた手続きにより放送を求めるものとする。

(イ) 県は、以下の放送機関とあらかじめ基本法に基づく通信設備の優先利用についての協議を行い、災害に関する放送の円滑化を図るものとする。

- ・日本放送協会沖縄放送局
- ・琉球放送株式会社
- ・沖縄テレビ放送株式会社
- ・株式会社ラジオ沖縄
- ・株式会社エフエム沖縄
- ・琉球朝日放送株式会社

オ ポータルサイト・サーバ事業者の利用

県は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において特に必要があるとき、又は市町村からこれらに関する放送要請の依頼があり必要を認めたときは、ポータルサイト・サーバ事業者にインターネットを活用した情報提供の協力を要請する。

(3) 災害対策本部長からの指揮（報告を含む）

災害対策本部長からの指揮（報告を含む）要領は、別に定める。

(4) 通信手段の需要動向の把握

県は、市町村及び防災関係機関の通信手段の需要動向を把握し、不足が生じていれば、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（移動局）の持込み等の措置を講じるものとする。

また、本庁が被災した場合については、被災の状況に応じて以下のような対応をとるものとする。

被災の状況	対応方針
A：県庁機能全壊 ○電気通信事業回線、県ネットワーク等の全ての通信システムがダウン	統制局が被災して、使用不能になった場合においても、衛星移動車等は独立して利用できるため、災害対策本部で活用する。
B：県庁機能一部損壊 ○電気通信事業回線等交換機を経由するシステムがダウン ○県ネットワークは使用可能	県ネットワークのほか、専用通信設備（警察、沖縄電力等）や非常通信等によって、通信連絡手段を確保する。

被災の状況	対応方針
C：県庁機能支障なし ○全ての通信システムが使用可能	通常のNTT回線については、輻輳等によって通話困難になる可能性が高いため、県ネットワーク、専用通信設備（警察、沖縄電力等）及び非常通信の活用を図る。

#### 4 市町村における措置（市町村）

##### (1) 有線放送設備の利用

有線放送設備のある市町村においては、住民への警報、避難の勧告及び指示等の伝達が迅速に行われるよう、その利用についてあらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

##### (2) 通信設備優先利用の協定

市町村は基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

##### (3) 放送要請の依頼

市町村は災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関する等、特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨連絡するものとする。



## 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

### 1 実施責任者

#### (1) 市町村の役割

ア 市町村の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

#### (2) 消防機関の役割

消防機関は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

#### (3) 県の役割

県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、2の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

#### (4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割

各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。

#### (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

また、ライフライン等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者への航空写真・画像等の情報提供に努める。

### 2 災害状況の収集（知事公室、警察本部、市町村）

#### (1) 災害情報の種類

県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・ 人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・ 避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・ 避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・ 医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・ 道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・ 空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・ 電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・ 港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・ 大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

#### (2) 県による災害情報の収集

県は、市町村等からの報告の他、以下の方法で情報収集を行う。

##### ア 航空機による情報

防災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部等の航空機により収集された情報を把握する。

##### イ 職員の参集途上による情報

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。

##### ウ 地方本部による情報

地方本部職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び初動対応の情報を収集する。

#### (3) 市町村による情報の収集

市町村は、職員による調査、職員の参集途上の情報、住民等からの通報、ライフライン機関等からの情報入手、119番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。

特に、情報の空白期間においては、119番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。

#### (4) 市町村被災時の情報収集

県は、市町村が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められ

る場合は、被災市町村に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

### 3 地震発生直後の第1次情報の報告（知事公室、市町村）

#### (1) 市町村の役割

- ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告するものとする。
- イ 被害の有無に関わらず、地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- ウ 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。
- エ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

#### (2) 県の役割

- ア 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したものの中から逐次報告する。
- イ 市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

#### (3) 県警察の役割

県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁及び九州管区警察局に連絡する。

### 4 災害報告（知事公室、市町村）

災害状況等の収集報告は、本計画並びに各対策部における災害報告要領によるものとする。

#### (1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害概況即報
- イ 被害状況即報
- ウ 災害確定報告
- エ 災害年報

#### (2) 報告要領

##### ア 災害概況即報

市町村は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。)に災害即報様式第1号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、総務省消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

##### イ 被害状況即報

市町村は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、市町村から地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

県は、消防庁の消防防災無線又は内閣府の中央防災無線で総務省消防庁に報告するものとする。

なお、市町村が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ 災害確定報告

市町村は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第 1 号に基づく内容を地方本部等を経て、県に報告する。

なお、報告に当たっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ 災害年報

市町村は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを災害報告様式第 2 号に基づき 4 月 15 日までに県へ報告する。

オ 県は前記ア、イ、ウ、エの報告をそれぞれ整理して、総務省消防庁又は総務省消防庁長官に報告する。

(3) 国への報告

ア 報告の要件

県は、災害が次に掲げるものである場合には、国に対して被害状況等を報告しなければならない。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

イ 報告の要領

県は、前記(2)ア、イ、ウ、エの報告をそれぞれ整理して、総務省消防庁に報告しなければならない。

なお、報告については、消防組織法第 22 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う総務省消防庁への報告と一体的に行う。

また、確定報告については、応急措置の完了後 20 日以内に、法第 53 条第 2 項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第 22 条に基づく総務省消防庁長官あての文書を各一部ずつ総務省消防庁に提出する。

その他、災害情報連絡系統図を巻末図－3 に、防災関係機関の収集情報・連絡系統を巻末表－7 に示す。

5 安否情報の提供（県、市町村）

県又は市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等の人命に関わる緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報を適切に提供するために必要なときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

## 第5節 災害広報計画

### 1 実施機関

県、市町村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努めるものとする。

### 2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

### 3 広報活動（知事公室、市町村）

#### (1) 県の役割

県は、災害情報及び被害状況等の広報を行う。

また、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供するものとする。

#### ア 被害写真の収集

(ア) 広報班に写真班を置き、現地に派遣して災害現地の写真を撮影する。

(イ) 市町村が撮影した写真の収集を図る。

(ウ) 報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。

(エ) その他現地における資料の収集を図る。

#### イ 報道機関に対する情報等の発表

県において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、以下の事項を「県政記者クラブ」を通じ、適宜行うものとする。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとるものとする。

(ア) 災害の種別（名称）及び発生年月日

(イ) 災害発生の場所又は被害激甚地域

(ウ) 被害の状況

(エ) 災害救助法適用の可否及び当該市町村名

(オ) その他判明した被害地の状況

(カ) 県における応急対策の状況

#### ウ 報道機関からの情報連絡員の派遣

災害時の広報については報道機関との連携が重要であるため、報道機関は県に情報連絡員を派遣するものとする。

#### エ 県民に対する広報

##### (ア) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、報道機関を通じ一般県民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び県の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね以下のとおりである。

① 不要不急の電話の自粛

② 被災者の安否

③ 空き病院の情報

④ 二次災害防止のためにとるべき措置

⑤ 交通情報

⑥ 食料・生活物資に関する情報

⑦ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し

##### (イ) 住民からの問い合わせに対する対応

① 来庁者に対する広報窓口を設置する。

- ② 県ホームページ、エリアメール、ツイッター及びフェイスブック等を活用し、広報活動を行う。
- (ウ) 要配慮者に対する対応
  - ① テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
  - ② 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。
- (2) 市町村の役割
  - 市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。
  - なお、その際には高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

### 1 災害派遣を要請する場合の基準

知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合
- (3) 市町村の通信途絶の状況から判断した場合

### 2 災害派遣要請（知事公室、自衛隊）

(1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ア 知事           | 主として陸上災害  |
| イ 第十一管区海上保安本部長 | 主として海上災害  |
| ウ 那覇空港事務所長     | 主として航空機遭難 |

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という）・・・巻末表－8

(3) 県（知事）から自衛隊への災害派遣要請

在沖縄3自衛隊部隊長名による「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成22年8月22日）に基づき、県（知事）から自衛隊への災害派遣要請は、災害の種類に関わらず原則として陸上自衛隊第15旅団長に行うものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請系統・・・巻末図－4

(5) 要請の内容

ア 災害派遣（緊急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第106条）

派遣命令者に対し次の事項を明確にして、文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材及び駐車場等の有無）

イ 緊急患者空輸を要請する場合

(ア) 患者の状況

- ① 入院先病院、空輸区間
- ② 患者の氏名、性別、生年月日、年令、職業、住所、病名、感染症・意識・要至急入院・手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見

(イ) 付添者等

- ① 付添人の氏名、年令、患者との続柄、職業、住所、添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所

(ウ) 特記事項等

- ① 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数
- ② 搭載医療器材及びその大きさ、重量
- ③ 現地の風向、風速、天候、視界

(エ) その他参考となるべき事項（地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材）

(オ) 緊急患者空輸要請書

資料編のとおり

(6) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

### 3 市町村長の派遣要請要求等（知事公室、市町村）

#### (1) 知事への派遣要請要求

市町村長は、基本法第68条の2に基づき、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

#### (2) 防衛大臣等への通知

市町村長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市町村長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

### 4 派遣部隊の活動内容（自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

- (1) 被害状況の把握（偵察行動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の搜索救助
- (4) 水防活動（土のう作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

### 5 派遣部隊との連絡調整（知事公室、市町村、自衛隊）

- (1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
- (2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあたる。
- (3) 災害の発生が予想される場合、県及び市町村は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

### 6 県及び市町村の準備すべき事項（知事公室、市町村）

自衛隊派遣に際しては、県及び市町村は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、県及び市町村と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市町村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。

- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市町村において準備するものとする。
- (5) 県及び市町村（特に離島市町村）は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

## 7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

### (1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

#### ア 警察官がその場にいない場合（自衛隊法第94条）

(ア) 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）

(イ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

(ウ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

#### イ 市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市町村長へ通知）

(イ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市町村長へ通知）

(ウ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市町村長へ通知）

### (2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市町村が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失

イ 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

## 8 派遣部隊の撤収（知事公室、市町村、自衛隊）

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、関係市町村長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

## 9 経費の負担区分等（知事公室、市町村）

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び市町村の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。

ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金

イ 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金

ウ 岸壁使用料

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

## 10 ヘリポートの準備（市町村）

市町村は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

## 11 自衛隊の自主派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の



派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。

災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 12 近傍災害派遣（自衛隊）

自衛隊法第83条第3項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

## 第7節 広域応援要請計画

### 1 他都道府県等への応援要請

県は、県下に大規模な災害が発生し、県単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、応援協定に基づき応援の要請を行う。

### 2 国等への応援要請（知事公室、市町村）

#### (1) 県の応援要請

##### ア 指定行政機関等の職員の派遣要請、あつせん

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員、地方公共団体又は独立行政法人の職員の派遣についてあつせんを求める。

また、災害応急対策のため必要があるときは、基本法第74条の3に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

##### イ 都道府県知事への応援の要求

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

##### ウ 内閣総理大臣への応援の要求

知事は、市町村への指示又は他の市町村の応援若しくは他都道府県への応援のみでは、応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、県又は被災市町村への応援を求める。

##### エ 県内市町村への指示

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

#### (2) 市町村の応援要請

##### ア 職員の派遣、あつせん

市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条及び30条に基づき、上記機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し上記機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

##### イ 他の市町村への応援の要求

市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

##### ウ 知事への応援の要求

市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

### 3 防災関係機関における応援要請（知事公室、警察本部、市町村、消防機関）

#### (1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

#### (2) 消防機関

大規模災害発生時において、市町村は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等に

ついて応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

4 海外からの支援の受入れ（知事公室）

県は、国の非常災害対策本部等から海外からの支援受入れの連絡があった場合には、支援受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は関係省庁と連絡調整を図り、その受入れ体制を整備する。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、市町村と連携を図る。

5 市町村機能の支援（知事公室、総務部、企画部）

県は、市町村の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のように市町村の支援を行う。

(1) 県調査隊の派遣

被災市町村に対しヘリコプター等により県職員による調査隊を派遣し、被害情報を把握するとともに、県等による被災市町村への支援について連絡調整を行う。

なお、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

(2) 県職員等の派遣

被災市町村の機能をバックアップするために必要な市町村のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を行う。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して被災市町村への支援を要請する。

(3) 応援職員の調整

被災市町村からの応援職員の派遣要請に基づき、国及び他の都道府県等に職員の派遣を要請するとともに、各市町村への配置や輸送等の調整を行う。

(4) 県による代行

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、市町村に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置の全部または一部を当該市町村に代わって行うものとする。

ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

## 第8節 避難計画

## 第1款 避難の原則

## 1 実施責任者

地震後の延焼火災や余震等による二次災害から避難するために、避難準備・高齢者等避難開始の発令による高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの勧告、指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

## (1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

## (2) 避難勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市町村長ができない場合に代行

## (3) 避難指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市町村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市町村長から要請がある場合又は市町村長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

## (4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市町村長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市町村長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市町村長から要請がある場合又は市町村長（委任を受けた職員含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市町村長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき

第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、 高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、 高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難勧告・避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市町村長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、知事の補助機関として市町村長が行うものとする。

また、広域避難等において市町村のみで対応不可能な場合は、県、近隣市町村等の協力を得て実施する。

2 避難勧告等の運用（市町村）

(1) 避難勧告・避難指示（緊急）等の種類

避難勧告等の種類及び基準は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備 情報・高 齢者等避 難開始  自主避難	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。 <基準> ①本市町村において震度4が観測され、市町村長が必要と認めたとき ②遠地震による津波が到達すると予想される時 <sup>注1</sup> ③市町村長が必要と認めたとき	なし
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要なと認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。 <基準> ①震度6弱の地震が発生したとき ②市町村長が必要と認めたとき <sup>注2</sup>	
避難指示 (緊急)	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。 <基準> ①津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 <sup>注3</sup> が発表されたとき ②強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市町村長が必要と認めたとき ③震度6強以上の地震が発生したとき ④市町村長が必要と認めたとき	災害対策基本法 第60条
警戒区域 の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第116条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法 第63条

注1：津波の到達時間から概ね3時間前までに避難準備・高齢者等避難開始情報を発令するものとする。

注2：津波警報等が入手できない場合など。

注3：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発令するものとする。

- ア 発令者
- イ 対象区域
- ウ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定の理由
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ その他必要な事項

(3) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して防災行政無線、サイレン、広報車、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

また、必要に応じて放送局、ポータルサイト・サーバ事業者に、放送設備やインターネットを活用した情報伝達の協力を第3節3の(2)に準じて要請する。

(4) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

- ア 市町村長の措置
  - ・市町村長→知事（防災危機管理課）
- イ 知事の措置
  - (ア) 災害対策基本法に基づく措置
    - ・知事（防災危機管理課）→市町村長
  - (イ) 地すべり等防止法に基づく措置
    - ・県知事（海岸防災課）→所轄警察署長
- ウ 警察官の措置
  - (ア) 災害対策基本法に基づく措置
    - ・警察官→所轄警察署長→市町村長→知事（防災危機管理課）
  - (イ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
    - ・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→知事（防災危機管理課）→市町村長
- エ 自衛官の措置
  - ・自衛官→市町村長→知事（防災危機管理課）
- オ 水防管理者の措置
  - ・水防管理者→所轄警察署長

(5) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

県及び市町村は、市町村長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成17年6月28日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

(6) 解除の基準

ア 避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

イ 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

3 避難の実施の方法（市町村）

市町村は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障害者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア 避難に当たっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ 誘導に当たっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、市町村の避難行動要支援者の避難支援プランに基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、地域の市町村は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確認するものとする。

#### 4 避難所の開設及び収容保護（子ども生活福祉部、市町村）

(1) 避難所の設置

市町村は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

(2) 福祉避難所の設置

市町村は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(3) 広域避難

被害が甚大なため市町村内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

県は、被災市町村の要請に基づいて、避難可能な公共施設や民間施設を把握し、受入先市町村及び施設管理者と避難収容について調整を行う。

(4) 設置及び収容状況報告

市町村長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

#### 5 避難者の移送（企画部）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第14節 交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

#### 6 避難所の運営管理（市町村）

市町村は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市町村は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所との情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

市町村は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに

来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

市町村は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

イ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

ウ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

エ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

7 避難長期化への対応（子ども生活福祉部、市町村）

市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

8 県有施設の利用（企画部、市町村）

市町村は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市町村から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

9 船舶の利用（企画部、市町村、第十一管区海上保安本部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、市町村は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市町村から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

10 在宅避難者等の支援（市町村）

市町村は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第2款 津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

1 実施責任者

津波から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第1款の「1 実施責任者」のとおりとする。

2 避難勧告・指示等の発令（市町村）



避難勧告・指示等の運用については、第1款の「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

市町村は、市町村津波避難計画の定めにより、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から伝達を受けた津波警報等を、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等で住民等へ伝達するよう努める。
- (2) 強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難勧告・指示を行う。  
なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。
- (3) 津波警報・避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

### 3 避難場所（市町村）

避難先は、市町村津波避難計画で定められた、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビルや津波避難タワー等とする。

### 4 避難誘導（市町村）

#### (1) 住民等の避難誘導

市町村津波避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、水防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障害者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

#### (2) 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている市町村は、基地と連携して、米軍基地へ避難誘導する。

### 5 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

### 6 避難所の開設・収容保護（市町村）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第1款 避難の原則」のとおりとする。

## 第3款 広域一時滞在

### 1 広域一時滞在の協議等（知事公室、子ども生活福祉部、市町村）

#### (1) 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長に協議する。

#### (2) 県知事への報告

- 協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。
- (3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ  
協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。
  - (4) 公示及び報告  
協議元市町村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、知事への報告を行う。
  - (5) 広域一時滞在の終了  
協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。

## 2 県外広域一時滞在の協議等（知事公室、子ども生活福祉部）

- (1) 被災市町村の協議の要求  
被災した地域の市町村長（協議元市町村）は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受入れについて協議することを求める。
- (2) 県知事の協議  
県知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- (3) 内閣総理大臣への報告  
知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (4) 公示、報告  
知事は、受入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。  
また、協議元市町村長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。
- (5) 広域一時滞在の終了  
協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、知事に報告する。  
知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

## 3 県外広域一時滞在の受入れ（知事公室、子ども生活福祉部）

- 知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。
- 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を知事に報告する。
- 知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

## 4 知事による代行及び特例（知事公室、企画部、子ども生活福祉部）

- 知事は、災害の発生により市町村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在有の必要があると認めた場合は、被災市町村の実施する措置を代わって実施する。
- また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

## 5 知事等の助言（知事公室、企画部、子ども生活福祉部）

- 知事は、被災市町村長（協議元市町村）から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言する。
- また、知事は、内閣総理大臣に助言を求めることができる。

## 第9節 観光客等対策計画

### 1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市町村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

### 2 避難情報の伝達及び避難誘導（市町村、観光施設の管理者、交通機関）

#### (1) 市町村の役割

市町村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市町村職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

#### (2) 観光施設等の役割

津波情報や市町村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

#### (3) 交通機関の役割

津波情報や市町村の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル、モノレール駅、空港施設及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所（駅での一時避難を含む）に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

### 3 避難収容（文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者）

#### (1) 収容場所の確保

市町村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、市町村から県有施設の一時的な使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

#### (2) 安否確認

市町村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、市町村からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、情報の集約と一元管理を行う。

#### (3) 飲料水・食料等の供給

市町村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

### 4 帰宅困難者対策（文化観光スポーツ部、市町村）

#### (1) 情報の提供

県及び市町村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

#### (2) 帰宅困難者対策

県及び市町村は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

## 第10節 要配慮者対策計画

### 1 実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び市町村とする。  
なお、避難計画の基本的な事項は、「第8節 避難計画」のとおりである。

### 2 避難行動要支援者の避難支援（市町村）

市町村は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、市町村要配慮者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員等の支援者の協力を得て、要援護者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

### 3 避難生活への支援（子ども生活福祉部、保健医療部、土木建築部、市町村）

#### (1) 避難時の支援

市町村は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

県は、福祉保健所を通じて情報を収集するとともに、市町村の要請に基づき、専門的人材の確保及び派遣並びに入所施設の確保などの広域支援を行う。

#### (2) 応急仮設住宅への入居

県及び市町村は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

#### (3) 福祉サービスの持続的支援

市町村は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市町村の要請に基づき必要な体制を支援する。

#### (4) 沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）の派遣

県は、県社会福祉協議会と連携して、大規模災害時に避難所等において高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の支援を行う福祉専門職等からなる沖縄県災害派遣福祉チーム（DWA Tおきなわ）を派遣する。

### 4 外国人への支援（知事公室、文化観光スポーツ部、市町村）

市町村及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

## 第11節 消防計画

### 1 実施責任者

市町村は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防活動を実施する。

### 2 相互応援計画（知事公室、消防機関）

#### (1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第39条の規定に基づき、全市町村がいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

#### (2) 他都道府県による応援

##### ア 消防庁長官への要請

知事は、災害等非常事態が発生した場合において、県内の消防力をもってこれに対処することができないとき、総務省消防庁長官に対し以下の事項を明らかにして、緊急消防援助隊等の応援について要請するものとする。（消防組織法第44条）

(ア) 災害の発生日時・場所・概要

(イ) 必要な応援の概要

(ウ) その他参考となるべき事項

なお、応援要請連絡（様式）は、資料編のとおり。

##### イ 緊急時における消防庁長官の措置

消防庁長官は、災害発生時において被災地に対する消防の広域応援の必要があるにもかかわらず、通信の途絶等により知事との連絡をとることができないとき、知事の要請を待たずに、他の都道府県知事に対し消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

### 3 非常事態における知事の指示（知事公室）

(1) 知事は、災害等の非常事態の場合において緊急の必要があるときは、市町村長又は消防長に対して災害防御の措置について必要な指示を行うものとする。（消防組織法第43条）

(2) 知事は、危険物等に関する当該規制事務について権限を有する者に対して当該危険物等の製造施設貯蔵所等の使用の停止及び危険物等の引渡し、移動、詰替え等の禁止又は制限等の保安措置を要請するものとする。

## 第12節 救出計画

### 1 実施責任者

市町村をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。  
また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 2 救出の方法（知事公室、警察本部、市町村、消防機関）

被災者の救出は、市町村においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

#### (1) 市町村の役割

ア 市町村は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ 市町村は、当該市町村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

#### (2) 県警察の役割

県警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

#### (3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は、市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊、他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

#### (4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

### 3 救出用資機材の調達（市町村、消防機関）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

### 4 惨事ストレス対策（知事公室、消防機関）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

## 第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、市町村及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

### 1 実施責任者

市町村は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市町村長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市町村長が実施する。

### 2 医療救護活動に関する組織体制

県は、医療救護活動の実施に当たり、医療関係団体及び機関の協力の下、次の組織体制をとる。

- (1) 県医療本部（県医療本部長：保健医療部長）  
医療救護活動全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。
- (2) 県DMA T調整本部  
災害派遣医療チーム（DMA T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。
- (3) 県D P A T調整本部  
災害派遣精神医療チーム（D P A T）に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、県医療本部の下に設置する。
- (4) 災害医療調整班  
県の医療救護活動に関し、医療関係団体及び機関等の調整を行うため、本部災害医療コーディネーター、県DMA T調整本部及び県D P A T調整本部並びに医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び日本赤十字社等医療関係団体及び機関のリエゾンをもって構成する組織を、県医療本部の下に設置する。
- (5) 地域医療本部（地域医療本部長：保健所長）  
地域における医療救護活動に関し総合調整するため、県災害医療本部の下に、保健所の所管区域ごとに設置する。
- (6) 現場におけるDMA T本部  
必要に応じて、地域のDMA Tの指揮及び関係機関等の調整を行う、災害拠点病院DMA T活動拠点本部を災害拠点病院等に設置する。また、県は必要に応じて航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）を設置し、広域医療搬送に関わるDMA Tの活動を統括するDMA T・S C U本部を設置する。
- (7) 現場におけるD P A T本部  
必要に応じて、地域のD P A Tの指揮及び関係機関等の調整を行うD P A T活動拠点本部を設置する。

### 3 情報収集と共有

- (1) 災害時の情報伝達手段  
県は、既存の電話、F A X、広域災害救急医療情報システム（E M I S）、沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及びインターネットを活用し情報を収集する。
- (2) 情報収集・提供体制  
沖縄県医療本部は、傷病者の発生状況、道路その他のインフラの被害状況等医療救護活動に影響を及ぼす情報を県災害対策本部及び地域医療本部（地方本部）から、医療機関及び医薬品等医療救護活動に関する情報を地域医療本部を通じ医療関係機関等から収集し、時系列に整理（クロノロジーの作成）するとともに、収集した情報を的確に分析して、その結果を災害時の医療救護活動に反映させる。  
また、災害時の医療救護活動に必要な情報を、適時医療関係機関等へ提供する。

(3) 県民への情報提供

被災地内の住民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市町村又は地域医療本部が主体となっていく。また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等県民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

4 医療救護の実施

(1) 県の活動

ア DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、以下の機関にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。

- (ア) 沖縄県DMAT指定病院
- (イ) 沖縄県DPATとして登録された機関
- (ウ) 日本赤十字社沖縄県支部
- (エ) 沖縄県医師会
- (オ) 沖縄県歯科医師会
- (カ) 沖縄県薬剤師会
- (キ) 沖縄県看護協会
- (ク) 国、他都道府県

イ DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

(2) 市町村の活動

ア 医療救護所の設置及び運営等

市町村は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

イ 市町村に派遣された医療救護班等への支援

市町村は、当該市町村に県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(3) DMATの活動

- ア 病院支援
- イ 地域医療班
- ウ 現場活動
- エ 広域医療搬送
- オ その他必要な事項

(4) DPATの活動

- ア 精神科病院支援
- イ PTSDを始めとする精神疾患発症の予防等の支援
- ウ その他必要な事項

(5) 医療救護班の活動

- ア 避難所及び医療救護所における医療
- イ 病院及び診療所の支援
- ウ 避難所の状況把握と改善
- エ 在宅患者及び避難所の医療及び健康管理等
- オ その他必要な事項

5 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に次の活動を行う。

(1) 被災地域の医療機関

- ア 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
- イ 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。
- ウ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護



班の派遣を要請する。

(2) 非被災地域の医療機関

- ア 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。
- イ 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。
- ウ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

6 傷病者の搬送

(1) 傷病者の搬送調整

県医療本部は、地域医療本部及び被災地内医療機関等から搬送の要請があった場合は、搬送先を決め、消防機関等へ通知するとともに、県本部と搬送のための輸送手段（車両、ヘリ等航空機及び船舶）等について調整する。

(2) 広域医療搬送

ア 広域医療搬送の決定

被災地域や県内医療機関だけでは治療、収容することができない重傷者及び在宅人工透析患者、在宅酸素患者、在宅人工呼吸装置患者等、継続的な治療を必要とする者等の搬送が必要となった場合、県は、国と協議して広域医療搬送を決定する。

イ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置

沖縄県医療本部は、県本部と協議して、その時点での状況に応じて、航空搬送拠点周辺の適切な場所にSCUを設置する。

7 助産体制（保健医療部）

(1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

(2) 助産の方法

ア 医療救護班等による助産

(ア) 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えないものとする。

(イ) 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記2における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ア) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

(イ) (ア)の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

8 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保

県は、沖縄県医師会、沖縄県薬剤師会、沖縄県医薬品卸売業協会及び赤十字血液センターと連携し、医薬品等の需給状況を把握するとともに、適切に供給できる体制を整備する。

また、県内の医薬品では不足する場合は、九州・山口9県災害時応援協定に基づき、災害時緊急医薬品等の支援を要請する。

更に甚大な被害の災害となった場合には厚生労働省に対し、医薬品等の支援を要請する。

9 被災者の健康管理とこころのケア（保健医療部、市町村）

(1) 被災者の健康状態の把握

県は、被災地の現地災害対策本部及び保健所並びに被災地域外の近隣市町村等より、被災地の情報の収集を行い、こころのケア対策会議を開催する。

(2) DPATの編成及び活動

ア 沖縄県DPATは、発災当日から遅くとも72時間以内に被災地域に派遣されるDPAT先遣隊と沖縄県DPATに登録された機関により編成される。

イ 被災地域での活動

(ア)被災地での活動は、現地災害対策本部と連携して行われる。

(イ)活動内容については、別途「沖縄DPA T活動マニュアル」に定める。

ウ DPA T派遣要請及び受入調整

(ア)県は、必要に応じて、国に対してDPA T派遣斡旋の要請又は他都道府県に対してDPA T派遣協力要請を行う。

(イ)県DPA T調整本部は派遣されたDPA Tの受入調整を行う。

(3) こころのケア

県保健所には相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築する。

沖縄県立総合精神保健福祉センターは、保健所及び市町村へ技術援助を行うとともに、精神保健に関する県の総合的な中核拠点として、全県的なこころのケアに関する情報の集約と発信を行い、こころのケア対策の全般を担う。

市町村は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

(4) 継続的治療への支援

県は、人工透析等、継続的な治療を実施する医療機関の稼働状況を把握し、市町村からの要請に基づいて、広域的な搬送及び受け入れの体制を構築する。

市町村は、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

第14節 交通輸送計画

1 実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとし、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下のとおりとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

- ア 道路法に基づく規制 道路の管理者
- イ 道路交通法に基づく規制 県公安委員会
- ウ 災害対策基本法に基づく規制 県公安委員会

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第31節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- イ 輸送の実施機関において輸送することが不可能と認められる場合
- ウ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- エ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

(4) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

なお、第2次、第3次緊急輸送道路については、同計画を参照。

機能区分	道路種別	路線名	区間
第1次緊急輸送道路	高速道路	沖縄自動車道	許田IC～那覇IC
	高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地IC～西原JCT
	国道(指)	国道58号	名護市宮里4丁目(北)～恩納村瀬良垣、恩納村山田～那覇市奥武山町
	国道(指)	国道332号	那覇市字鏡水～那覇空港
	国道(指)	国道58号那覇西道路	那覇市若狭～那覇市鏡水
	国道(指外)	国道449号	本部町瀬底大橋～名護市安和
	国道(指外)	国道449号名護BP	名護市安和～名護市宮里4丁目(北)
	主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
	主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎1丁目～恩納村仲泊
	主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
	主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
	一般県道	県道20号線	沖縄市高原～沖縄市上地
	一般県道	県道42号線	沖縄県庁南口～那覇市久茂地
	一般県道	具志川沖縄線	うるま市前原～うるま市豊原
	一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺
	市町村道	那覇市道(天久安里線)	那覇市上之屋～おもしろまち
	市町村道	那覇市道(久米若狭線)	那覇市若狭～那覇市久茂地
	市町村道	沖縄市道	沖縄市美原1丁目～沖縄市美原4丁目
	港湾道路	臨港道路港湾1号線	那覇ふ頭～那覇市曙
	港湾道路	臨港道路港湾2号線	新港ふ頭～那覇市安謝
港湾道路	臨港道路那覇1号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋	
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区2号線	浦添市西洲	

第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

	港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区3号線	浦添市西洲
	港湾道路	臨港道路若狭1号線	那覇市若狭
	港湾道路	臨港道路若狭2号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル
	港湾道路	臨港道路新港2号線	新港ふ頭地区
	港湾道路	臨港道路1号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路3号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路6号線	中城港湾新港地区
	港湾道路	臨港道路7号線	中城港湾新港地区
久米島	主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港～久米島町役場
宮古島	主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前
宮古島	主要地方道	平良城辺線	宮古島市平良西里～袖山入口
宮古島	一般県道	平良新里線	平良市平良～袖山入口
宮古島	一般県道	高野西里線	平良港～北給油所
宮古島	市町村道	宮古島市道(中央縦線)	平良西里～北給油所
宮古島	港湾道路	臨港道路漲水2号線	平良港交差点～宮古島海上保安部入口
宮古島	港湾道路	臨港道路漲水中央線	平良港
石垣島	国道(指外)	国道390号	石垣市美崎町～石垣市白保
石垣島	一般県道	新川白保線	石垣市白保
石垣島	一般県道	石垣空港線	石垣空港～石垣市真栄里
石垣島	市町村道	石垣市道(新栄町縦1号線)	石垣市新栄町
石垣島	市町村道	石垣市道(美崎新栄通り)	730交差点～石垣市役所
石垣島	港湾道路	臨港道路浜崎町線	石垣市新栄町～石垣港
	農道	うるま市農道	うるま市与那城池味～与那城桃原
久米島	市町村道	久米島町道(真泊1号線)	久米島町奥武島～宇根
宮古島	一般県道	池間大浦線	宮古島市平良池間～平良大浦
宮古島	市町村道	来間大橋線	宮古島市下地～来間島
宮古島	市町村道	宮古島市道(皆愛3号線)	宮古島市下地
宮古島	市町村道	宮古島市道(皆愛営道線)	宮古島市下地
宮古島	市町村道	宮古島市道(洲鎌7号線)	宮古島市下地
石垣島	一般県道	平野伊原間線	石垣市平久保～伊原間
石垣島	一般県道	川平高屋線	石垣市川平

(5) 緊急輸送港湾

緊急輸送上、重要な港湾は以下のとおりである。

港湾名	管理者	施設名	所在地
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁(-13.0m)耐震:1バース	那覇市
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	那覇市
重要港湾 石垣港	石垣市	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	石垣市
地方港湾 伊江港	沖縄県	岸壁(-7.5m)耐震:1バース	伊江村
地方港湾 兼城港	沖縄県	岸壁(-5.5m)耐震:1バース	久米島町
地方港湾 本部港	沖縄県	岸壁(-9.0m)耐震:1バース	本部町
重要港湾 平良港	宮古島市	岸壁(-7.5m)耐震:1バース	宮古島市

また、今後港湾計画の改訂を行い、以下の港湾が加わる予定である。

港湾名	管理者	施設名	所在地
重要港湾 中城湾港	沖縄県	岸壁(-11.0m)耐震整備予定	うるま市

(6) 緊急輸送漁港

緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。

漁港名	管理者	施設名	所在地
糸満漁港	沖縄県	-6.0m岸壁(1) : 1 バース	糸満市
渡名喜漁港	沖縄県	-5.0m岸壁 : 1 バース	渡名喜村
波照間漁港	沖縄県	5号岸壁 (-5.0m) : 1 バース	竹富町
阿嘉漁港	沖縄県	-4.5m岸壁(3) : 1 バース	座間味村

2 交通の規制（総務部、土木建築部、農林水産部、警察本部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)、港湾管理者、漁港管理者）

(1) 規制の種別

災害地における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(ア) 道路法に基づく規制（道路法第46条）

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(イ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ 緊急輸送のための規制

(ア) 基本法に基づく規制（基本法第76条）

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 危険箇所における規制

県、市町村又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明らかに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ 県公安委員会の措置

県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(イ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア 使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ 証明書等の交付

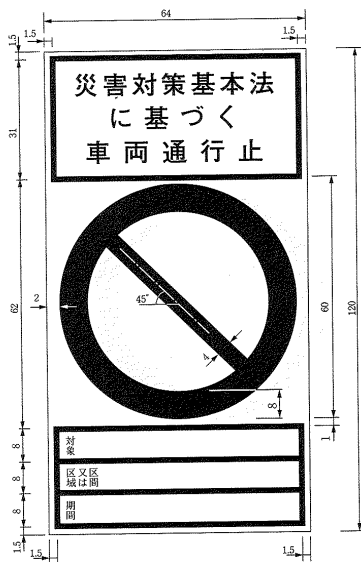
県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

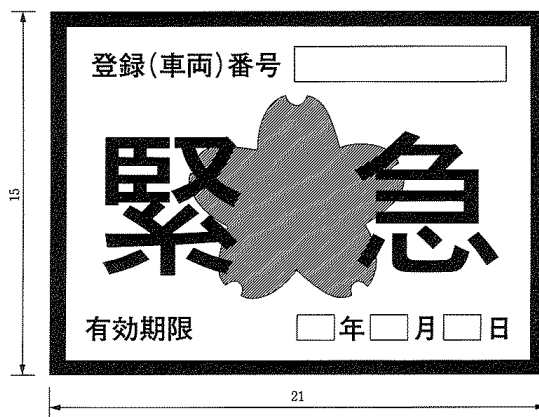
(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式1



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2



- 1 色彩「有効」の文字を月及び日とする。の反射角ものとする

は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、期限、「年」、「月」、及び「日」黒色、登録(車両)番号並びに年、を表示する部分を白色、地は銀色

2 記号の部分に、表面の画像が光度に応じて変化する措置を施する。3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 印 公安委員会 印			
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使用者	住 所	(      )      局      番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて社団法人沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等という。」）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ 警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいる場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者等である市町村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

3 緊急輸送（知事公室、企画部、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 輸送対象



緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

ア 第1段階

- (ア) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料及び水等の生命維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

(2) 輸送の方法

ア 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- (ア) 道路輸送
- (イ) 海上輸送
- (ウ) 空中輸送
- (エ) 人力による輸送

イ 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

ア 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、おおむね以下の順位によるものとする。

- (ア) 応急対策を実施する機関に属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両
- (ウ) 営業用の車両等
- (エ) 自家用の車両等

イ 県における車両等の確保

車両等を確保する必要がある場合は、県の各部（局）は出納事務局物品管理課に対し、その確保を要請する。

ウ 民間車両による輸送

(ア) 県及び市町村における措置

県又は市町村において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

- ① 災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めるときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区間、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。
- ② 上記により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
- ③ 輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。
- (ウ) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への輸送要請
  - ① 県又は指定地方行政機関の長は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認め

## 第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

るときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請するものとする。

- ② 県又は指定地方行政機関の長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対して当該運送を行うべきことを指示する。

### エ 燃料の確保

県又は市町村において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

## (4) 海上輸送

### ア 海上輸送の実施

災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げて輸送を実施するものとする。特に緊急の場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

### イ 県有船舶による輸送

市町村は、県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由  
(イ) 応援を必要とする期間  
(ウ) 応援を必要とする船舶数  
(エ) 応急措置事項  
(オ) その他参考となるべき事項

### ウ 第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部所属船艇の派遣要請等については、以下のとおりとする。

- (ア) 市町村長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。  
(イ) 知事は、(ア)の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めたときは、第十一管区海上保安本部長に対し、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。  
(ウ) 県及び市町村における要請後の措置等は、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

### エ 民間船舶による輸送

#### (ア) 県及び市町村における措置

県又は市町村において民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

#### (イ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

- a 災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めるときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し航路、船舶、運送すべき人又は物を指定して航海を要請する。  
b ①により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。  
c 航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

## (5) 空中輸送

### ア 空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により離島市町村等へ緊急に空中輸送の必要を生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

### イ 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第6節 自衛隊災害派遣

要請計画」の定めるところによるものとする。

ウ ヘリポートの整備

市町村は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、第6節 自衛隊災害派遣要請計画の定めるところによる。

4 広域輸送拠点の確保（知事公室、市町村）

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市町村に輸送するために、空港や港湾に近接する施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

市町村は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

## 第15節 治安警備計画

### 1 災害時における警察の任務

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 2 災害時における警備体制（警察本部）

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次により災害警備体制を確立するものとする。

#### (1) 警備体制の種別

警備体制は、以下のとおりとする。

##### ア 準備体制

台風が接近し、又は大雨、高潮、洪水等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

##### イ 警戒体制

管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。

##### ウ 非常体制

大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

#### (2) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、県警本部及び警察署に災害警備本部を設置するものとする。災害警備本部の名称組織については、警察本部長が定めるものとする。

#### (3) 警備部隊の編成

警察本部長又は署長は、災害警備本部等を設置したときは、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、所要の警備部隊を編成するものとする。

#### (4) 警備部隊の運用

県警察は災害の種別、規模、態様に応じ、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

### 3 災害警備措置要領

警備体制発令時における警備措置は以下のとおりとし、その実施運用は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところによる。

#### (1) 準備体制段階

準備体制をとったときは、おおむね以下に掲げる活動を行うものとする。

ア 災害警備連絡室（本部）の設置

イ 気象、災害情報の収集及び伝達

ウ 事前広報

エ 関係機関との連絡

オ 装備資器材の準備

カ 通信の確保

キ 警察施設の防護

#### (2) 警戒体制段階

警戒体制をとったときは、(1)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。

ア 災害警備（準備）本部の強化

イ 警備本部要員の招集

- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
  - エ 装備資器材の事前配備
  - オ 広報体制の確立
  - カ 警備部隊の応援要請
  - キ 補給
- (3) 非常体制段階  
非常体制をとったときは、(1)及び(2)に掲げる活動のほか、おおむね以下に掲げる活動を行う。
- ア 避難誘導及び警戒措置
  - イ 被害調査
  - ウ 救出・救助活動
  - エ 行方不明者の捜索及び死体の見分
  - オ 犯罪の予防及び検挙
  - カ 応援部隊の派遣調整
  - キ 交通秩序の維持及び交通規制の実施
  - ク 広報活動

#### 4 被災地の社会秩序の維持（警察本部、第十一管区海上保安本部）

##### (1) 被災地の安全確保

警察は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

##### (2) 海上の安全確保

第十一管区海上保安本部は、被災地付近の海上において巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努める。

第16節 災害救助法適用計画

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市町村長は、県が行う救助を補助するものとする。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の種類は、以下のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、市町村防災計画に定めるところにより市町村長が実施するものとする。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町村毎に行うものとする。

- (1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被害世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 当該市町村における被害がいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
  - ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
  - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口	被害世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

3 救助法の適用手続き（子ども生活福祉部、市町村）

(1) 市町村の役割

ア 災害の発生に際し、市町村における被害が2の適用基準のいずれかに該当するときは、法

に基づく災害報告要領により、当該市町村長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。

イ 災害の事態が急進して、知事による救助法の実施を待つことができないときは、市町村長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

ア 県は、市町村からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市町村に通知するとともに、関係行政機関及び内閣府に通知又は報告するものとする。

イ 救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

**4 救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準**

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第1

(2) 実費弁償の方法及び程度

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則19号）別表第2

**5 救助の組織**

県本部が設置された場合における救助の組織は、「第1節 組織計画」に定めるところによるものとする。なお、県本部を設置するに至らない場合には、平常の組織をもって対処するものとする。

## 第17節 給水計画

### 1 実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めたときは、市町村が実施する。

### 2 供給の方法（保健医療部、企業局、市町村）

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (3) 供給の方法は、県の調整池及び市町村の配水池等（以下「配水池等」という。）を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
  - ア 貯水量、位置等を考慮の上、配水池等から給水車等に補給し、配水池及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送するものとする。
  - イ 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。
  - ウ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器（以下「搬送容器」という。）に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。
- (4) 給水の方法としてその他に、ろ水器によるろ過給水、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
  - ア ろ水器によるろ過給水
    - (ア) 給水能力、範囲等を考慮の上、比較的汚染の少ない井戸等を水源に選定してろ水基地とし、ろ水器によりろ過したのち塩素剤による消毒を行うものとする。
    - (イ) ろ過消毒した水は、搬送容器に入れ、適切な方法により給水する。
  - イ 容器による搬送給水
    - (ア) 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。
    - (イ) 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。
- (5) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

### 3 医療施設等への優先的給水（市町村）

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

### 4 県における給水（知事公室、保健医療部、企業局）

県は、水道事業者等のみでは給水が困難と判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 所要量及び運搬ルート等の給水に関する情報管理
- (2) 給水班の派遣
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) 厚生労働省、他都道府県、日本水道協会等への応援要請
- (5) ペットボトル等の確保及び供給



## 第18節 食料供給計画

### 1 実施責任者

災害時における食料の調達及び供給は、市町村が実施する。ただし、救助法が適用された場合は、知事又は知事から委任された市町村長が実施する。

### 2 食料の調達（知事公室、子ども生活福祉部、農林水産部、市町村）

#### (1) 市町村

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

#### (2) 県

ア 市町村から食料供給の要請があったとき又は被災市町村の被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口9県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、当該市町村に供給する。

イ 食料の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第14節の「3 緊急輸送」に基づいて実施する。

### 3 炊出等の食品の給与（子ども生活福祉部、市町村）

被害者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

#### (1) 給与の方法

ア 炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ 救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ 炊き出しは市町村長が行うものとする。

エ 炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、市町村長が行うものとする。

オ 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、公民館、寺社等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ 炊き出し施設の選定にあつては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を受けておくものとする。

キ 炊き出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

ク 食料の提供に当たっては、食物アレルギーの被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

#### (2) 給与の種別、品目及び数量

##### ア 種別

(ア) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）

(イ) 食品給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって3日以内の食料品を支給する）

##### イ 給与品目及び数量

(ア) 給与品目は米穀又はその加工品及び副食品とする。

(イ) 給与数量は、1人1日精米換算 300g以内とする。乾パン、麦製品（乾うどん等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

### 4 要配慮者等に配慮した食料の給与（市町村）

市町村は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

## 第19節 生活必需品供給計画

### 1 実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は、知事が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村長が実施する。

### 2 給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、当該市町村において救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

### 3 給与又は貸与の品目

原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。

(品目例)

寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

### 4 物資の調達（企画部、子ども生活福祉部、市町村）

#### (1) 市町村の役割

あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

#### (2) 県の役割

ア 市町村から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を当該市町村に緊急輸送する。

イ 備蓄物資又は県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。

ウ 市町村が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、市町村からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。

エ 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

オ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

### 5 救援物資の受入れ（子ども生活福祉部、市町村）

#### (1) 救援物資の受入れ

市町村は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。

市町村で救援物資の受入れができない場合は、県が市町村のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

#### (2) 受け入れルールの作成

救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

#### (3) 救援物資の受入れ方法

県が救援物資を行う場合は、以下のとおりとする。

## 第2編 地震・津波編 第1章 災害応急対策計画

- ア 市町村のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供されるよう調整する。
- イ 広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。
- ウ 広域輸送拠点での受入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
- エ 市町村からの要請に基づき、トラック、ヘリコプター又は船舶等で輸送する。

## 第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

### 1 感染症対策（環境部、保健医療部、保健所設置市、市町村）

#### (1) 実施責任者

ア 市町村は、県の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。

イ 保健所設置市は、市町村の役割に加え、保健所設置市として県と相互に連携して感染症対策を行うものとする。

ウ 県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行うものとする。

#### (2) 感染症対策実施の組織

市町村や保健所（保健所設置市の設置する保健所を含む。以下同じ。）は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成するものとする。

##### ア 市町村感染症対策班の編成

市町村は、感染症対策実施のため、市町村感染症対策班を編成するものとする。

##### イ 疫学調査班の編成

保健所は疫学調査のため疫学調査班を編成するものとする。

#### (3) 感染症対策の指示

県及び保健所設置市は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたらせるものとする。特に、県においては、被害激甚な市町村に対しては職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせるものとする。

また、県は感染症対策上必要と認めたときは、当該市町村に対しその範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市町村は速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、県又は市町村の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

ア 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示

イ 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示

ウ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示

エ 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

#### (4) 感染症対策の実施

##### ア 県の役割

###### (ア) 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

###### (イ) 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む。）に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

###### (ウ) 臨時予防接種

県は感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

###### (エ) 患者等に対する措置

県は、災害地に発生した一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第46条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わない場合は入院させることができ、法第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。

災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院又は診療所に移送するものとする。

(オ) 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除

県は、必要と認めた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

イ 保健所設置市の役割

保健所設置市は、後述ウの市町村の役割に加えて以下の役割を担う(管轄区域内に限る)。

(ア) 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

(イ) 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者(保護者を含む。)に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

(ウ) 患者等に関する措置

一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第46条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わない場合は入院させることができ、法第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。

ウ 市町村の役割

(ア) 清潔方法

市町村は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は管理者)に対し清潔を保つよう指導するものとする。

また、市町村は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

(イ) 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

(ウ) ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

(エ) 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市町村は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

(オ) 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情のない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

(カ) 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ① 疫学調査
- ② 清潔の保持及び消毒の実施
- ③ 集団給食
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ 健康診断

## 2 保健衛生（保健医療部、市町村）

### (1) 被災者の健康管理

県及び市町村は、以下により被災者の健康管理を行う。

#### ア 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

#### イ 要配慮者への配慮

高齢者、障害者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

#### ウ 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

## 3 し尿の処理（環境部、市町村）

### (1) 実施責任者

市町村は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。

ただし、被害が甚大なため当該市町村において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

### (2) し尿の収集

市町村は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

### (3) 仮設便所等のし尿処理

市町村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

### (4) 清掃用薬剤の調達

市町村は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

## 4 食品衛生監視（保健医療部、保健所設置市）

### (1) 実施責任者

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

### (2) 活動内容

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

#### ア 救護食品の監視指導及び試験検査

#### イ 飲料水の簡易検査

#### ウ その他食品に起因する危害発生の防止

## 5 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・收容計画（環境部、保健医療部、市町村）

### (1) 実施責任者

#### ア 犬及び負傷動物対策

県及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等收容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び收容を行うものとする。

#### イ 特定動物（危険動物）対策

県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合

には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ 危険動物対策

県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

6 ペットへの対応（環境部、市町村）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び市町村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置

ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

市町村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

## 第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の処理及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。

### 1 実施責任者

行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めたときは、市町村が実施する。

### 2 行方不明者の搜索（市町村、警察本部、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

市町村等は、関係機関の協力により搜索班を編成し、警察、第十一管区海上保安本部及び自衛隊の協力得て、行方不明者の搜索を実施するものとする。

### 3 遺体の取扱い（警察本部、保健医療部、市町村、第十一管区海上保安本部、県医師会、県歯科医師会）

#### (1) 遺体の収容・安置

ア 市町村は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。

イ 発見された遺体は、市町村が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。

ウ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市町村が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。

#### (2) 遺体の調査、身元確認

ア 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。

イ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。

ウ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。

#### (3) 遺体の処理

ア 遺体について、医師による死因、その他の医学的検査を実施する。

イ 調査及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

ウ 市町村は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体取扱いに伴う感染予防のための資機材を整備し、検視場所及び遺体安置所への配備に努めるものとする。

### 4 遺体の埋葬（市町村）

埋葬又は火葬は市町村長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市町村が実施する。

### 5 広域火葬（保健医療部）

市町村で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。



## 第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

### 1 実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市町村長が必要と認めるときは、市町村長が実施する。

### 2 障害物の除去（土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

#### (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市町村は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

##### ア 対象者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

(イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

(ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

##### イ 除去の方法

市町村は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

#### (2) 倒壊住宅

市町村は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

#### (3) 道路関係障害物

道路管理者は、死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

#### (4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

### 3 災害廃棄物の処理（環境部、市町村）

#### (1) 災害廃棄物処理体制の確保

市町村は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」又はこれ踏まえあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市町村のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

#### (2) 仮置場、最終処分地の確保

被災市町村内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

#### (3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

#### (4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

## 第23節 住宅応急対策計画

### 1 実施責任者

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

### 2 応急仮設住宅の設置等（子ども生活福祉部、土木建築部、市町村）

#### (1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、救助法が適用されない場合で、市町村が必要と認めるときは、市町村が実施する。

#### (2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

#### (3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

#### (4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

県及び市町村は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

#### (5) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障害者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

#### (6) 賃貸住宅借り上げによる収容

県及び市町村は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

#### (7) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

### 3 住宅の応急修理（土木建築部、市町村）

#### (1) 実施者

住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は市町村）が実施する。

救助法が適用されない場合で、市町村が修理の必要を認めるときは、市町村が実施する。

#### (2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

#### (3) 修理の方法

ア 住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は市町村）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ 応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最少限必要な部分を対象とする。

### 4 県営住宅の活用（土木建築部）

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、被災市町村に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その住居の安定

を図る。

**5 住家の被災調査（企画部、市町村）**

市町村は、り災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市町村の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

**6 被災者台帳の作成（子ども生活福祉部、市町村）**

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置が漏れなく、効率的に実施されよう努める。

県は、災害救助法に基づく被災者の救助を行った者について、被災者台帳を作成する市町村から情報提供の求めがあったときは、被災者台帳に関連する情報であって自らが保有するものを提供する。

## 第24節 二次災害の防止計画

### 1 実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市町村が実施する。県は、市町村に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

### 2 被災建築物の応急危険度判定（土木建築部、市町村）

市町村は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市町村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

### 3 被災宅地の危険度判定（土木建築部、市町村）

市町村は、地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市町村の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市町村は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

### 4 降雨等による水害・土砂災害の防止（土木建築部、市町村）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市町村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

### 5 高潮、波浪等の対策（土木建築部、市町村）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市町村と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市町村は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

## 第25節 教育対策計画

### 1 実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

#### (1) 市町村の役割

ア 市町村立小中学校その他の文教施設の災害復旧は市町村が行う。

イ 市町村立小中学校児童生徒に対する応急教育は市町村教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は当該市町村で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ 救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市町村長が行う。

#### (2) 県の役割

ア 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。

イ 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。

#### (3) 私立学校

私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

### 2 応急教育対策（教育委員会、市町村）

災害時における応急教育はおおむね以下の要領によるものとする。

#### (1) 小中学校

##### ア 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(ア) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(イ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(ウ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(エ) 市町村教育委員会は、応急教育に当って当該市町村内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

##### イ 教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市町村教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

##### ウ 教科書、教材及び学用品の支給方法

###### (ア) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市町村は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市町村からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

###### (イ) 支給

###### ① 救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあつては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあつては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

###### ② 救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市町村又は本人の負担とする。

- エ 被災児童生徒の転校及び編入  
被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。
- (2) 県立学校
- ア 学校施設の確保  
授業実施のための校舎等の施設の確保は、(1)に準ずるものとする。  
ただし、他の施設利用のための応援要請等の手続等は、以下によるものとする。
- (ア) 応援の要請  
各学校長は、管理外の施設を利用しようとする場合は、県教育委員会に対して、その旨を要請するものとする。
- (イ) 応援の指示等  
要請を受けた県教育委員会は、隣接の適当な県立の学校等に対して、施設を利用させるよう指示するものとする。  
なお、当該地域に適当な県立学校等の施設がないときは、その地域の適当な公共施設等の利用について、当該施設の管理者に協力を要請するものとする。
- イ 教育職員の確保  
災害に伴い教職員に欠損が生じたときは、学校長は、県教育委員会に対して教職員派遣の要請をする。要請を受けた県教育委員会は、ただちに教職員を派遣する。
- ウ 応急教育  
災害に伴う被害程度によって授業ができないときは休校とする。  
ただし、正規の授業が困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。  
応急教育の実施に当たっては、以下の点に留意して行なうものとする。
- (ア) 生徒の教科書等の滅失状況等
- (イ) 災害に伴う交通機関の状況あるいは、学校外の施設利用の際における通学の関係等
- エ 教科書及びその他の学用品の支給等  
災害により教科書等が滅失したのに対し、当該地域でその入手が困難なときは、その学校において取りまとめて調達の支援をするものとする。  
ただし、特別支援学校（高等部を除く）にあっては、(1)のウに定める方法により調達配給するものとする。
- オ 授業料等の減免措置  
生徒の保護者等が被災した場合は、その被災の程度に応じて沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例等の規定に基づき、授業料等の減免等の措置をとる。
- (3) 私立学校  
私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施に当たるものとする。  
私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市町村教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。
- 3 学校給食対策（教育委員会、市町村）  
市町村教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。
- 4 社会教育施設等の対策（教育委員会、市町村）  
社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。
- 5 罹災児童・生徒の保健管理（教育委員会、市町村）  
県及び市町村は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6 文化財の保護（教育委員会、市町村）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市町村指定の文化財は、市町村教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

## 第26節 危険物等災害応急対策計画

### 1 石油類（警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

#### (1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

#### (2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

#### (3) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

#### (4) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

#### (5) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に別途定めるものとする。

### 2 高圧ガス類（商工労働部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

#### (1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ 充填容器等を安全な場所に移す。

#### (2) 市町村の役割

市町村は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

#### (3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

ア 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

#### (4) 県警察

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

#### (5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

### 3 火薬類（商工労働部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）

#### (1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。



イ 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県

県は、次の保安措置を実施する。

ア 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

**4 毒物劇物（保健医療部、警察本部、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部）**

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市町村の役割

市町村は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

以上の危険物等災害時の通報連絡系統を、巻末図－5に示す。

## 第27節 在港船舶対策計画

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県警察本部、市町村及び各漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

### 1 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

### 2 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第8節 避難計画」による。

## 第28節 労務供給計画

### 1 実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

### 2 労務者の供給の方法（市町村）

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

### 3 救助法による賃金職員等の雇上げ（市町村）

市町村が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

#### (1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

#### ア 被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

#### イ 医療及び助産における移送賃金職員等

(ア) 医療班では処理できない重症患者又は医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならぬ患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(イ) 医療班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ウ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

#### ウ 被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

#### エ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

#### オ 救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ア) 被服、寝具、その他の生活必需品

(イ) 学用品

(ウ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(エ) 医薬品、衛生材料

#### カ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

#### キ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

#### (2) 賃金職員等雇上げの特例

ア 上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇い上げる必要がある場合、市町村は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

(ア) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目

(イ) 賃金職員等の所要人員

(ウ) 雇上げを要する期間

(エ) 賃金職員等雇上げの理由

イ 県は市町村から要請を受け、その必要を認めるときは、厚生労働省にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 従事命令、協力命令（市町村）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〔従事命令等の種類と執行者〕

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市町村長
		〃 第65条2項	警察官、海上保安官
		〃 第65条3項	自衛官（市町村長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	〃 第8条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条1項	知事 市町村長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃 第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

命令区分（作業対象）	対象者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(2) 損失に対する補償

県又は市町村は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。（基本法第82条第1項）

(3) 実費の弁償

県は従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第35条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。（基本法第82条第2項）

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（救助法第24条第5項）

(4) 傷害等に対する補償

ア 県の役割

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第2項）

イ 市町村の役割

市町村は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により市町村長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、当該市町村は基本法施行令第36条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第84条第1項）

（従事命令、協力命令）

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

(保管命令)

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条 第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は日本工業規格A5とする。

(管理、使用、収用)

管理第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条 第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 を使用する。 収用 年 月 日 処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(変 更)

変更第 号	公 用 変 更 令 書	住 所 氏 名	
災害対策基本法 <sup>第71条</sup> 第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、 これを交付する。 年 月 日			
処分権者 氏名			印
変更した処分の内容			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

(取 消)

取消第 号	公 用 取 消 令 書	住 所 氏 名	
災害対策基本法 <sup>第71条</sup> 第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に 係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付 する。 年 月 日			
処分権者 氏名			印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 第29節 民間団体の活用計画

### 1 実施責任者（企画部、市町村）

- (1) 民間団体の活用は、市町村が当該市町村の民間団体の協力を求めて行うものとする。  
なお、当該市町村で処理できない場合は、隣接市町村に協力を求めて行うものとする。
- (2) 大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは被災市町村において処理できない場合においては、当該市町村から民間団体の活用の要請があったときに、県が行うものとする。

### 2 組織及び活動内容

- (1) 組織  
民間団体の組織としては、青年団体及び女性団体その他の団体とする。
- (2) 活動内容  
活動内容は被害の程度によって異なるが、おおむね以下のとおりとし、各自の体力、経験等に応じて可能な活動に当たるものとする。
  - ア 被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
  - イ 災害後の炊き出しの応援



## 第30節 ボランティア受入計画

### 1 ボランティアの募集（子ども生活福祉部、市町村）

県及び県社会福祉協議会に設置される沖縄県災害ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう市町村災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、市町村災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

### 2 ボランティアの受入れ（子ども生活福祉部、市町村）

市町村災害ボランティアセンターは、沖縄県災害ボランティアセンター、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のボランティア団体等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

### 3 ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 専門ボランティア

- ア 医療救護（医師、看護師、助産師等）
- イ 無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
- ウ 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
- エ 住宅の応急危険度判定（建築士）
- オ その他災害救助活動において専門技能を要する業務

#### (2) 一般ボランティア

- ア 炊き出し
- イ 清掃
- ウ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- エ 被災地外からの応援者に対する地理案内
- オ 軽易な事務補助
- カ 危険を伴わない軽易な作業
- キ 避難所における各種支援活動
- ク その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に関する支援
- コ その他必要なボランティア活動

### 4 ボランティアの活動支援（子ども生活福祉部、市町村）

県、市町村及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

#### (1) 活動場所の提供（県、市町村）

- ア 沖縄県社会福祉協議会が設置する沖縄県災害ボランティアセンターの役割【沖縄県社会福祉協議会（県総合福祉センター）、県庁舎】
  - (ア) ボランティアの活動方針の検討
  - (イ) 全体の活動状況の把握
  - (ウ) ボランティアニーズの全体的把握
  - (エ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
  - (オ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
  - (カ) ボランティア活動支援金の募集、配分
  - (キ) 市町村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ 市町村災害ボランティアセンターの役割【市町村社会福祉協議会、市町村庁舎等】

- (ア) 避難所等のボランティア活動の統括
- (イ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
- (ウ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
- (エ) ボランティアの紹介
- (オ) ボランティアニーズの把握とコーディネート
- (カ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

県及び市町村は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供（県、市町村）

県及び市町村は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市町村は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

県及び市町村は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

### 第31節 公共土木施設応急対策計画

#### 1 実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

#### 2 施設の防護（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

##### (1) 道路施設

###### ア 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局開発建設部は、管理する国道についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

###### イ 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 各土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

(イ) 所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

(ウ) 土木事務所長の災害に関する報告は、「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

###### ウ 市町村道

市町村道の管理者である市町村における措置は、以下のとおりとする。

(ア) 市町村長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県道路管理課及び所管土木事務所長に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

(イ) 市町村長は、自動車の運転者が、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市町村長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

##### (2) 港湾・漁港施設

###### ア 県の役割

(ア) 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(イ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

###### イ 市町村における措置

市町村長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

- (ア) 被害の発生した日時及び場所
- (イ) 被害内容及び程度
- (ウ) 泊地内での沈没船舶の有無

#### 3 応急措置（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

##### (1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事（土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路(株)）

(1) 応急工事の体制

ア 要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

(ア) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法

(イ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア 道路施設

(ア) 応急工事

被害の状況に応じておおむね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

- ・ 障害物の除去
- ・ 路面及び橋梁段差の修正
- ・ 排土作業又は盛土作業
- ・ 仮舗装作業
- ・ 仮道、さん道、仮橋等の設備

(イ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ 港湾・漁港施設

(ア) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(イ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ウ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

## 第32節 ライフライン等施設応急対策計画

### 第1款 電力施設応急対策（沖縄電力(株)）

県地域における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

#### 1 実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

#### 2 関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、沖縄県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

### 第2款 ガス施設応急対策（沖縄ガス(株)）

県内における災害時のガスの供給のための応急対策は、次によるものとする。

#### 1 実施方針

沖縄ガス(株)における応急対策は、同社が定める防災計画により実施するものとする。

#### 2 関係機関の協力体制

被害地に対するガス供給を確保するための応急対策をとる場合、ガス供給事業者は、警察、消防をはじめ関係機関に十分連絡の上、これら諸機関の協力を求めるとともに、必要に応じて県災害対策本部等と協議して措置するものとする。

なお、漏洩事故における対策には、以下の事項に重点をおいて処置するものとする。

- (1) 警察、消防機関等への通報
- (2) ガス漏れ応急処置
- (3) 火災及び消防警戒区域の設定に対する協力
- (4) 地域住民の避難、救出

### 第3款 液化石油ガス施設応急対策（液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

### 第4款 上水道施設応急対策（保健医療部、企業局、市町村）

#### 1 上水道の応急対策

水道事業者は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

#### 2 広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。その際、簡易水道等の小規模水道事業の応急復旧に対する支援に配慮する。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

**第5款 下水道施設応急対策（土木建築部、市町村）**

下水道施設に被害が発生した場合、市町村は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠枿及び取付管等の復旧を行う。

**第6款 電気通信設備応急対策（電気通信事業者）**

電気通信関係機関は、県地域における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

### 第33節 交通機関応急対策計画

#### 1 モノレール

沖縄都市モノレール(株)は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、那覇市との「大津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書」に基づく駅上での待機又は最寄りの高台・避難ビルへの誘導など、適切に判断する。

また、被害が発生したときは、速やかに応急復旧を行う。

#### 2 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

#### 3 フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

#### 4 空港

空港施設の管理・運営管理者及び航空会社は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機又は最寄りの高台・避難ビルへの誘導などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

## 第34節 農林水産物応急対策計画

### 1 農林水産物の対策（農林水産部）

県は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、ただちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

### 2 農産物応急対策（農林水産部、市町村）

#### (1) 種苗対策

ア 災害により農作物のまきかえ及び植え替えを必要とする場合は、被災市町村は関係の農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ 市町村長の要請を受けた農業協同組合各支店は、直ちに要請を取りまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

ウ 県は、連合会等から種苗のあっせん依頼の要請があった場合、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

#### (2) 病害虫防除対策

##### ア 緊急防除対策

災害により病害虫が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病害虫防除協議会に諮り、病害虫緊急防除対策を樹立し、市町村長に対し具体的な防除を指示するものとする。

##### イ 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

### 3 家畜応急対策（農林水産部、市町村）

#### (1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想される時、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、市町村においてあらかじめ計画しておくものとする。

#### (2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は市町村等の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

診断の必要な家畜は、市町村長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者に対して市町村に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

#### (3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市町村の要請に基づき、県は政府保有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料については沖縄県農業協同組合に対し必要数量の確保を要請し、供給についてあっせんを行うものとする。

### 4 水産物応急対策（農林水産部、市町村）

#### (1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するためのあっせんの措置を講ずるものとする。

#### (2) 魚病等の防除指導

災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験研究機関に対し、防除対策について指導を行わせるものとする。



### 第35節 米軍との相互応援計画

#### 1 相互連携体制の構築（知事公室、市町村）

本県において大規模災害が発生した場合における応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、米軍と県との相互連携体制を構築することは重要である。

そこで、県及び市町村は、以下で述べる米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模及び態様の情報収集並びに伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

#### 2 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」（知事公室）

本県において、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害が及び、又はそのおそれがある場合、「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に基づいて沖縄県と在沖米軍が相互に連携し、人命救助、緊急輸送、障害物除去等の被災者救援活動や被害防止措置等を行う。

#### 3 基地立入りに関する協定（市町村）

市町村は、「都道府県又は地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍施設及び区域への限定された立入りについて」（平成19年4月27日）の日米合意に基づき、災害時における住民等の避難誘導等における米軍施設及び区域への立入りについて米軍との協定の締結を進めている。

市町村は、協定が成立した後に当該協定に基づき、災害時には必要に応じて在日米軍施設及び区域への避難を実施する。

なお、県は、市町村における当該協定の締結に係る各種支援を実施する。

#### 4 緊急時における消防車両の基地内通過に関する協定（消防機関）

消防機関は、「在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入りについて」（平成13年1月11日）の協定をもとに消防本部と米軍が締結した、消防車両等の米軍施設・区域の通過についての協定に基づき、必要に応じて在日米軍施設・区域内への緊急車両等の立入りを行う。

#### 5 消防相互援助協約（消防機関）

消防機関は、「消防相互援助協約」に基づき、米軍及び消防本部の管轄区域に隣接する区域で火災又は災害が発生した場合、米軍と相互応援を行う。

## 第36節 離島支援計画

### 1 実施責任者

県は、地震・津波により離島に甚大な被害が発生、又は予測される場合、県本部における離島の災害応急対策の強化方針を決定し、防災関係機関及び被災していない市町村との連携により、本島からの空輸を中心とした総合的な離島支援体制をとる。

なお、個別対策の実施内容は、それらの対策を規定した本章の各節に準ずる。

### 2 方針の決定（知事公室）

#### (1) 県本部による方針の決定

県は、離島の災害応急対策を強化する必要があると認めるときは、県災害対策本部会議において、その方針を決定するものとする。

#### (2) 県内市町村への指示

上記方針を決定した場合において、知事は、必要に応じて被災していない市町村長に対し他の市町村長を応援すべきことを指示する。

### 3 初期情報の収集（知事公室、総務部）

県は、離島支援のための輸送拠点や中継基地となる空港、ヘリポート、港湾等の被害状況を速やかに把握するため、以下の手段で初期情報を収集するものとする。

#### (1) 県調査隊の派遣

地方本部による情報収集に加え、県調査隊をヘリコプター等で被災市町村に派遣する。県調査隊は、被害状況の把握及び県本部との連絡調整を行う。

#### (2) 他機関からの情報収集

離島にある国等の事務所から情報を収集する。

#### (3) 被害状況調査の要請

航空機による被害状況調査を自衛隊、第十一管区海上保安本部等に要請する。

### 4 輸送拠点の設置・運用（知事公室、関係部局）

県は、離島支援のための拠点を空港等に設置する。

#### (1) 輸送拠点の設置

本島及び離島の空港等に輸送拠点を設置する。

#### (2) 後方支援基地の設置・運営

県は、被害状況を踏まえ、本島と被災した離島の間地点等に位置する空港等に、災害応急対策の中継拠点となる後方支援基地を設置する。その際、運用のための調整事務所を設置して、後方支援基地運用の総合調整を実施する。

### 5 輸送手段の確保（知事公室、企画部）

#### (1) 要請

県は、離島への要員、物資等の輸送のため、自衛隊、第十一管区海上保安本部及び民間企業等に航空機による輸送の要請を行う。

また、港湾、漁港の復旧による海上輸送に備え、県有船舶を確保するとともに、海上輸送関係機関と調整を行う。

#### (2) ヘリコプター等運用調整会議

県は、後方支援基地等におけるヘリコプター等の効果的運用を図るため、ヘリコプター等運航機関、輸送拠点及び後方支援基地の責任者等が参加するヘリコプター等運用調整会議を開催し、安全管理や運航調整等を行う。

6 支援体制確保（関係各部）

県は、防災関係機関、市町村、協定団体等と連携して離島支援のため要員、資機材等の確保等の支援体制を確保する。おおむね、次の支援が考えられる。

- (1) 被災者支援
  - ア 捜索、救助（捜索要員、捜索資機材）
  - イ 医療救護（医療班、医薬品）
  - ウ 衛生（仮設トイレ）
  - エ 食料、飲料水、生活必需品
  - オ 遺体収容（検視・検案要員、柩・ドライアイス）
  - カ 要配慮者対策（専門職）
- (2) 傷病者、要配慮者の移送と受入れ
- (3) 帰宅困難者の移送
- (4) 重要施設の点検、応急復旧
  - ア 道路、橋梁
  - イ 港湾
  - ウ 空港
  - エ 上下水道、電気、通信
- (5) 被災市町村の支援  
応援職員、資機材
- (6) 被災者の広域一時滞在

## 第2章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

#### 1 災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

#### 2 災害復旧事業計画（各担当部局、市町村）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

##### (1) 公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 〃
- ウ 道路 〃
- エ 砂防 〃
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 港湾施設復旧事業計画
- ケ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- コ 漁港施設復旧事業計画
- サ 公園災害復旧事業計画

##### (2) 水道施設復旧事業計画

##### (3) 農林水産業施設災害復旧事業計画 ※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 文化財災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

#### 3 県及び市町村における措置（各担当部局、市町村）

##### (1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、県又は市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

##### (2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事を行うものとする。

## 第2節 被災者生活への支援計画

県及び市町村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

### 1 災害相談（子ども生活福祉部、市町村）

#### (1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市町村その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設に当たっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、県本庁、県土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

#### (2) 市町村の相談窓口等の開設

市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 2 罹災証明書等の発行（子ども生活福祉部、土木建築部、市町村）

市町村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示や罹災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査や罹災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

また、県は市町村に対し、技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

### 3 住宅の復旧（土木建築部、市町村）

#### (1) 災害住宅融資

##### ア 災害復興住宅資金

県及び市町村は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市町村は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

##### イ 個人住宅（特別貸付）建設資金

市町村は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市町村は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

#### (2) 災害公営住宅の建設

県及び市町村は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

### 4 生業資金の貸付（市町村）

#### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市町村は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

#### (2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

(3) 母子寡婦福祉資金

市町村は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市町村及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付ける。

5 被災世帯に対する住宅融資（市町村）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金

(2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金

(3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（市町村）

(1) 災害弔慰金の支給

市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

7 災害義援物資、義援金の募集及び配分（子ども生活福祉部、市町村）

(1) 義援物資の受入れ

県、市町村は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

(2) 義援金の受入れと配分

県、市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

8 租税の徴収猶予及び減免等（総務部、市町村、沖縄国税事務所）

(1) 地方税の特別措置

県、市町村は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア 地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税な

ど)について一部軽減又は免除する。

イ 徴収の猶予

県及び市町村は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ 期限の延長

県及び市町村は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9 職業のあっせん（商工労働部、沖縄労働局、市町村）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市町村と連携して以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

10 被災者生活再建支援（子ども生活福祉部、市町村）

県及び市町村は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、市町村の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

市町村は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

11 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県、市町村等はそれらの制度の普及促進に努める。



### 第3節 中小企業者等への支援計画

#### 1 農業者への融資対策（農林水産部）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

県は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

#### 2 林業者への融資対策（農林水産部）

県は、被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

#### 3 漁業者への融資対策（農林水産部）

県は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

#### 4 中小企業者への融資対策（商工労働部）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

##### (1) 緊急連絡会の開催

県は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

##### (2) 金融相談の実施

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

## 第4節 応急金融対策

### 1 銀行券の発行及び通貨の供給の確保

#### (1) 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行那覇支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

#### (2) 輸送、通信手段の確保

日本銀行那覇支店は、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。

### 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

#### (1) 決済システムの安定的な運行に係る措置

日本銀行那覇支店は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

#### (2) 資金の貸付け

日本銀行那覇支店は、災害時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

### 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行那覇支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を適切に講じるよう要請する。

### 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行那覇支店は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導を行う。

#### (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

#### (2) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

#### (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

#### (4) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

### 5 各種措置に関する広報

3及び4に定める要請を行ったときは、関係機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

## 第5節 復興の基本方針等

### 1 復興計画の作成（企画部、市町村）

県及び市町村は、大規模な地震により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

### 2 がれき処理（環境部、市町村）

県、市町村及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

### 3 防災まちづくり（土木建築部、市町村）

県及び市町村は、防災まちづくりに当たり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

### 4 特定大規模災害時の復興方針等（企画部、市町村）

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講じる。

#### (1) 県の措置

県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。県復興方針を定めた場合は関係市町村へ通知し、国への報告を行う。

また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。

#### (2) 市町村の措置

市町村は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

## 第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（次の16市町村）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本県における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、共通編 第3章及び地震・津波編 第1章及び第2章によるものとする。

### 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定市町村

名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、東村、与那原町、渡嘉敷村、座間味村、南大東村、北大東村、伊平屋村、八重瀬町、多良間村（以下「関係市町村」という。）
--

## 第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

### 1 建築物、公共施設等の被害軽減

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。

- (1) 住宅
- (2) 公共建築物
- (3) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設
- (4) 石油コンビナート施設
- (5) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

### 2 防災施設等の整備

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

- (1) 消防施設、消防水利
- (2) 病院、社会福祉施設
- (3) 緊急輸送道路・港湾・漁港
- (4) 非常通信施設・設備

## 第2節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

### 1 津波防護施設の整備等

推進地域の河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、水門及び閘門を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、第1章「第2節 地震・津波に強いまちづくり」を推進するものとする。

- (1) 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
- (2) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等
- (3) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

### 2 南海トラフ地震防災対策計画の促進

県及び関係市町村は、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ

フ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

### 3 津波避難計画等の整備

関係市町村は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮し、避難勧告・指示等の判断・伝達、避難誘導等を円滑に実施するための体制や手段等を検討し、南海トラフ地震津波避難計画の策定に努める。

### 4 救助

関係市町村、消防機関、県警察は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結等に努める。

## 第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震・津波編 第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、地震・津波編 第1章「第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

#### (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施 状況等に関する情報の収集・伝達等

県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、地震・津波編 第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

#### (4) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急 対策に係る措置

#### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第2章「第2節 地震情報・津波警報の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

県は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、直ちに防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

#### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

#### (3) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### (4) 県のとるべき措置

県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## 第4節 防災訓練

県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するように努める。

訓練の方法等は、共通編 第3章 第3節の「第1款 防災訓練」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

## 第5節 関係者との連携協力の確保

県、関係市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。

## 第6節 防災教育及び広報

県、関係市町村、防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。広報、教育の方法等は、共通編 第3章 第3節の「第2款 防災知識の普及・啓発」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

### 第3編 風水害等編

風水害等編は、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、原子力災害、道路事故災害、鉄軌道事故災害、航空機事故災害及び海上災害等に対する応急対策計画及び復旧・復興計画である。





## 第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

### 第1節 組織計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、応急対策を実施するための組織は、地震・津波編 第1章「第1節 組織計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

なお、県本部の設置、本部設置に至らない場合の措置については、次のとおり行う。

#### 1 県本部の設置

県本部は、以下に掲げる場合に設置するものとする。

- (1) 県の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 暴風、大雨その他の異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- (3) 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。
- (4) 県の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
- (5) 上記のほか、県の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

#### 2 本部設置に至らない場合の措置

##### (1) 災害警戒本部の設置

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部及び災害警戒地方本部を設置する。

なお、災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

ア 県の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

イ 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により県の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

ウ 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき。

##### (2) 災害対策準備体制

気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、防災危機管理課職員による災害対策準備体制をとるものとする。

##### (3) 災害警戒地方本部の設置

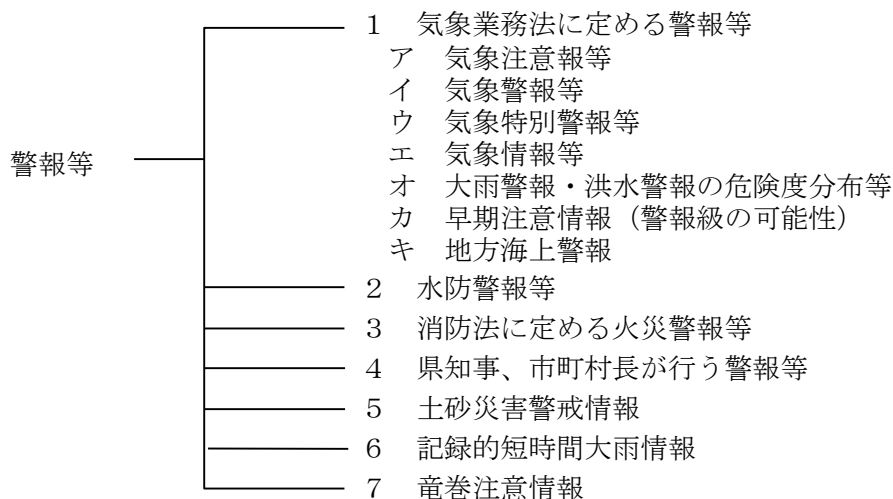
災害警戒本部の設置基準に準じ設置する。

## 第2節 気象警報等の伝達計画

(実施主体：沖縄气象台、第十一管区海上保安本部、知事公室、土木建築部、沖縄県警察、市町村、関係機関)

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象特別警報・警報・注意報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

### 1 警報等の種類及び発表基準



#### (1) 気象業務法に定める警報等

##### ア 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。（発表基準は編末表-2参照。）

##### イ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う。（発表基準は編末表-1参照）

##### ウ 気象特別警報

気象によって重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合その旨を警告して行う予報。最大級の警戒を呼びかけて行う。

##### エ 気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意の報発中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大型	500km 以上 800km 未満	強い	33m/s 以上 44m/s 未満
超大型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛烈な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

##### オ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。例えば土砂災害警戒判定メッシュ情報では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及びような土砂災害がすでに発生

していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では「土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする」とされている。また、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断として、例えば、水位周知河川においては水防団待機水位を超えた状態で流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準に到達し急激な水位上昇のおそれがある場合、その他河川等においては洪水警戒の発表に加えさらに流域雨量指数の予測値が洪水警戒基準に到達する場合を参考に目安を設定することが考えられている。なお、警戒の危険度分布等の概要は次のとおりである。

警戒の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警戒（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警戒（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警戒の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警戒等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警戒等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

カ 早期注意情報（警戒級の可能性）

警戒級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性について〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

キ 地方海上警戒

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(7) 地方海上予報区の範囲と細分名称

- ・ 沖縄気象台担当地方海上予報区  
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）
- ・ 細分名称  
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）

### 第3編 風水害等編 第1章 災害応急対策計画

東シナ海南部 (SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA)

沖縄南方海上 (SEA SOUTH OF OKINAWA)

#### (1) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし (英文 NO WARNING)	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報 (英文 FOG WARNING)	濃霧により視程が 500m 以下 (0.3 カリ以下)
海上風警報 (英文 WARNING)	最大風速が 13.9~17.2m/s (28 ノット以上 34 ノット未満)
海上強風警報 (英文 GALE WARNING)	最大風速が 24.5m/s 以上 (34 ノット以上 48 ノット未満)
海上暴風警報 (英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5~32.7m/s (48 ノット以上)
海上台風警報 (英文 TYPHOON WARNING)	台風による風の最大風速が 32.7m/s 以上 (64 ノット以上)

#### (2) 水防警報等

##### ア 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のア・イ・ウに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

##### イ 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

##### ウ 氾濫警戒情報

県は、県指定の水位情報周知河川において氾濫危険水位に達した場合、沖縄県水防計画に基づいて関係市町村等に氾濫警戒情報を伝達する。

市町村は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。また、市町村地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、住民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

#### (3) 消防法に定める火災警報等

##### ア 火災警報

市町村の区域を対象として、当該市町村長が消防法の規定により沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときにこれを発する。

この場合、警報を発する具体的な基準は、地域的特性を加味してそれぞれの市町村の火災予防条例施行規則においてこれを定める。

##### イ 火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、気象官署がそれぞれ担当区域に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 県知事、市町村長が行う警報等

知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

また、市町村長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村毎に土砂災害警戒情報を発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が土砂災害警戒判定メッシュ情報で確認できる。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

市町村長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁が府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、気象庁が一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報	沖縄気象台	沖縄本島及び久米島 (周辺離島を含む)
洪水 〃 強風 〃 波浪 〃		
高潮 〃 濃霧 〃	南大東島地方気象台	南大東村及び北大東村

雷 // 乾燥 // 霜 // 低温 //	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内
大雨(土砂災害、 浸水害)警報 洪水 // 暴風 // 波浪 // 高潮 // 大雨特別警報 暴風 // 波浪 // 高潮 //	石垣島地方気象台	沖縄県八重山事務所管内
記録的短時間大雨 情報(発表のみ) 竜巻注意情報(発表 のみ)	気象庁	沖縄県
火災警報	各市町村長	各市町村別
水防警報	県知事	河川、湖沼又は海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台(南大東 島地方気象台を除く)	各市町村別(伊是名村、粟国村、渡名喜村、 多良間村、南大東村、北大東村を除く)

### 3 気象警報等の伝達

- (1) 気象警報等の伝達系統図  
編末図-1に示す。
- (2) 火災警報等の伝達系統図  
編末図-2に示す。
- (3) 地方海上警報等の伝達系統図  
編末図-3に示す。
- (4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図  
編末図-4に示す。
- (5) 「N T T西日本及びN T T東日本」に通知する警報等

#### ア 警報の種類

沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が「N T T西日本及びN T T東日本」に通知する警報の種類は、暴風警報、暴風特別警報、大雨警報、大雨特別警報、高潮警報、高潮特別警報、波浪警報、波浪特別警報及び洪水警報とする。

#### イ 通知の方法

気象庁と「N T T西日本及びN T T東日本」をオンライン接続することにより、沖縄気象台、宮古島地方気象台、石垣島地方気象台及び南大東島地方気象台が発表する警報事項をN T T西日本及びN T T東日本に通知する。

### 4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

- (1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象	
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等

第3編 風水害等編 第1章 災害応急対策計画

地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見者の通報系統図  
編末図－5に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市町村長、各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市町村長に通報する。

ウ 通報を受けた市町村長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

### 第3節 災害通信計画

(実施主体：知事公室、企画部、市町村、非常通信協議会構成機関)

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、地震・津波編 第1章「第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第4節 災害状況等の収集・伝達計画

(実施主体：各防災関係機関)

災害状況等の収集・報告は、地震・津波編 第1章「第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市町村（消防本部）は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- 1 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（総務省消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから、適宜、報告するものとする。
- 2 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- 3 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- 4 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

### 第5節 災害広報計画

(実施主体：知事公室、市町村、各報道機関)

災害時における情報及び被害状況等の広報は、地震・津波編 第1章「第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市町村における災害広報については、市町村防災計画の定めるところにより行うものとする。具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

- 1 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期）
  - (1) 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
  - (2) 台風・気象情報
  - (3) 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
  - (4) 警報
  - (5) 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
  - (6) 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
  - (7) 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
  - (8) 公共交通機関の運行状況
  - (9) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
  - (10) 避難情報（準備情報）
- 2 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）

避難情報（避難勧告・指示とその理由、避難所等）



**3 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）**

- (1) ライフラインの状況（利用規制・自粛呼び掛け、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- (2) 医療機関の状況
- (3) 感染症対策活動の実施状況
- (4) 食料、生活必需品の供給予定
- (5) 災害相談窓口の設置状況
- (6) その他住民や事業所のとるべき措置

**第6節 自衛隊災害派遣要請計画**

（実施主体：知事公室、市町村、自衛隊）

災害時における自衛隊の派遣要請は、地震・津波編 第1章「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第7節 広域応援要請計画**

（実施主体：知事公室、総務部、企画部、県警察、市町村、消防機関）

大規模災害発生時において本県単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、地震・津波編 第1章「第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行う。

## 第8節 避難計画

(実施主体：知事公室、企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、県警察、市町村、消防機関、沖縄総合事務局開発建設部、沖縄気象台、第十一管区海上保安本部)

### 第1款 避難の原則

避難の原則は、地震・津波編 第1章 第8節「第1款 避難の原則」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第2款 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難勧告・避難指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第1款 避難の原則」によるものとする。

#### 1 実施責任者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、地震・津波編 第1章 第8節 第1款「1 実施責任者」のとおりとする。

#### 2 避難勧告・避難指示（緊急）等の発令（市町村、土木建築部、沖縄気象台、沖縄総合事務局開発建設部）

避難勧告・避難指示（緊急）等の運用については、地震・津波編 第1章 第8節 第1款「2 避難勧告等の運用」のとおりとする。

市町村は、市町村風水害避難計画の定めにより、次の点に留意して、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令に当たる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第60条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

- (1) 全国瞬時警報システム（J-アラート）等により伝達を受けた大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報、氾濫警戒情報等を地域衛星通信ネットワーク及び防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 避難勧告等の判断は、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、気象台や河川管理者、砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。
- (3) 県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部は、市町村から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

#### 避難勧告等の意味合いと判断の目安

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【災害共通】</li> <li>・切迫した災害の前兆があるとき</li> <li>【浸水想定区域】</li> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> </ul>

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始	【災害共通】 ・災害の前兆がある場合 【浸水想定区域】 ・避難判断水位に到達したとき 【土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき
避難準備・高齢者等避難開始	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【浸水想定区域】 ・氾濫注意水位に到達したとき

※具体的な判断基準は、風水害を対象とした避難勧告等判断・伝達マニュアルを参考とする。

- (3) 警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 避難情報の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- (5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

### 3 避難場所（市町村）

避難先は、市町村風水害避難計画で定められた、浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

### 4 避難誘導（市町村）

#### (1) 住民等の避難誘導

市町村風水害避難計画で定められた方法による。

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市町村職員など、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される氾濫到達時間や交通規制を考慮するものとする。

#### (2) 米軍基地内への避難

米軍基地内への避難について、米軍との現地実施協定が締結されている市町村は、基地と連携して米軍基地へ避難誘導する。

### 5 船舶等の避難（第十一管区海上保安本部）

第十一管区海上保安本部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

### 6 避難所の開設・収容保護（市町村）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、

「第1款 避難の原則」のとおりとする。

**第3款 広域一時滞在**

災害時の広域一時滞在は、地震・津波編 第1章 第8節「第3款 広域一時滞在」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

**第9節 観光客等対策計画**

(実施主体：文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)

災害時における観光客等の対策は、地震・津波編 第1章「第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第10節 要配慮者対策計画**

(実施主体：知事公室、子ども生活福祉部、保健医療部、土木建築部、文化観光スポーツ部、市町村、観光施設の管理者、交通機関)

災害時における災害時要援護対策は、地震・津波編 第1章「第10節 要配慮者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 水防計画

(実施主体：土木建築部、市町村、消防機関)

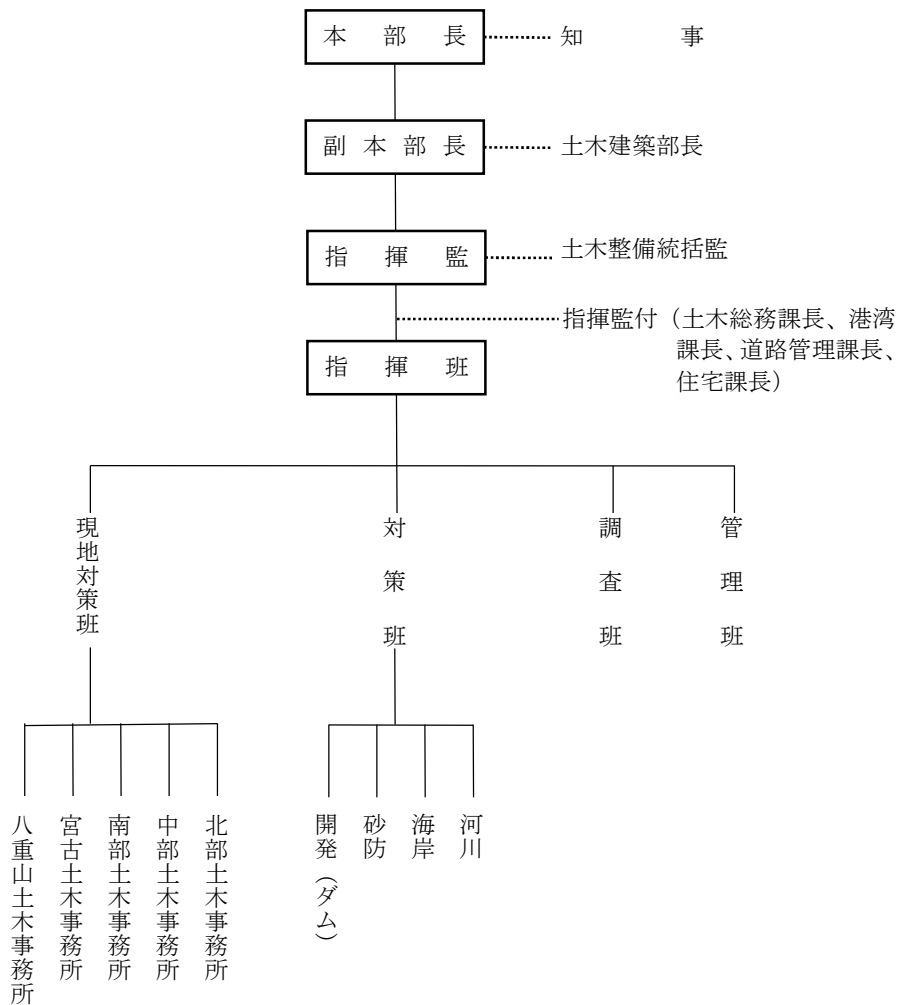
水防計画については沖縄県水防計画の定めるところによるものとし、その概要は以下のとおりである。

なお、水防計画の策定に当たっては、災害時における水防活動従事者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報提供等水防と河川管理の連携強化に努めるものとする。

1 県の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときか洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、県は土木建築部海岸防災課に沖縄県水防本部（以下「水防本部」）を設置し、次の組織をもって水防事務を処理する。但し、災害対策基本法に基づく沖縄県災害対策本部が設置された場合は、同本部の一環として水防業務の遂行に努めるものとする。

(1) 組織系統図



(2) 水防本部の事務分担

班名	班長	副班長又は班員	事務
指揮班	海岸防災課長	河川課長	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策
管理班	海岸防災課及び河川課管理班長	海岸防災課及び河川課管理班員	水防業務全般にわたる企画、水防資器材の整備、各班の連絡調整
調査班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 企画開発班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 企画開発班員	公共土木施設の災害状況の記録、報告 災害応急復旧の調査 気象情報の整備
対策班	海岸防災課 災害砂防班長 海岸班長 河川課 河川班長	海岸防災課 災害砂防班員 海岸班員 河川課 河川班員	河川、海岸、砂防、ダムの水防対策、指導
現地対策班	各土木事務所長	職員	所管区域の水防指導及び対策、現地の災害調査

(3) 各土木事務所等の所管区域

各土木事務所等の所管区域は、沖縄県行政組織規則第 232 条に規定する所管区域のとおりとする。

名称	所管区域
沖縄県北部土木事務所	名護市、国頭郡、島尻郡伊平屋村及び伊是名村
沖縄県中部土木事務所	うるま市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、中頭郡
沖縄県南部土木事務所	那覇市、糸満市、豊見城市、南城市 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村除く）
沖縄県宮古土木事務所	宮古島市、宮古郡
沖縄県八重山土木事務所	石垣市、八重山郡

(4) 水防本部の設置

洪水、高潮又は地震による津波に関する注意報又は警報が発せられ、災害の発生が予想されると認めるときは、水防本部を土木建築部海岸防災課内に設置する。

2 水防管理団体の水防組織

水防管理者（市町村長）は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを、警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防機関、水防団及びその他必要な機関を組織しておくものとする。

## 第12節 消防計画

(実施主体:知事公室、消防機関)

災害時における消防活動は、地震・津波編 第1章「第11節 消防計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第13節 救出計画

(実施主体:知事公室、市町村、消防機関)

災害時における救出活動は、地震・津波編 第1章「第12節 救出計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第14節 医療救護計画

(実施主体:保健医療部、知事公室、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)

災害時における医療救護は、地震・津波編 第1章「第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第15節 交通輸送計画

(実施主体:企画部、総務部、土木建築物、県警察、市町村、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、西日本高速道路株)

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、地震・津波編 第1章「第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

- 1 各道路管理者及び県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市町村に伝達する。

- 2 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

## 第16節 治安警備計画

(実施主体:県警察)

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、地震・津波編 第1章「第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



### 第17節 災害救助法適用計画

(実施主体:子ども生活福祉部、保健医療部、市町村)

救助法に基づく被災者の救助は、地震・津波編 第1章「第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第18節 給水計画

(実施主体:保健医療部、企業局、市町村)

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、地震・津波編 第1章「第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第19節 食料供給計画

(実施主体:知事公室、農林水産部、市町村)

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、地震・津波編 第1章「第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第20節 生活必需品供給計画

(実施主体:子ども生活福祉部、市町村)

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、地震・津波編 第1章「第19節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第21節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

(実施主体:環境部、保健医療部、市町村)

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編 第1章「第20節 感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第22節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画

(実施主体:保健医療部、県警察、市町村、第十一管区海上保安本部、自衛隊)

災害により死亡したと推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬は、地震・津波編 第1章「第21節 行方不明者の搜索、遺体処理及び埋葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画**

(実施主体：環境部、土木建築部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路株)

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、地震・津波編 第1章「第22節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第24節 住宅応急対策計画**

(実施主体：土木建築部、企画部、市町村)

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、地震・津波編 第1章「第23節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第25節 二次災害の防止計画**

(実施主体：土木建築部、市町村)

住宅等の応急危険度判定、土砂災害や高潮等の二次災害防止対策は、地震・津波編 第1章「第24節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第26節 教育対策計画**

(実施主体：教育委員会、市町村)

災害時における応急教育対策は、地震・津波編 第1章「第25節 教育対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第27節 危険物等災害応急対策計画**

(実施主体：商工労働部、保健医療部、県警察、市町村、消防機関、第十一管区海上保安本部)

危険物等による災害については、地震・津波編 第1章「第26節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第28節 海上災害応急対策計画

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講じる。

1 連絡調整本部の設置

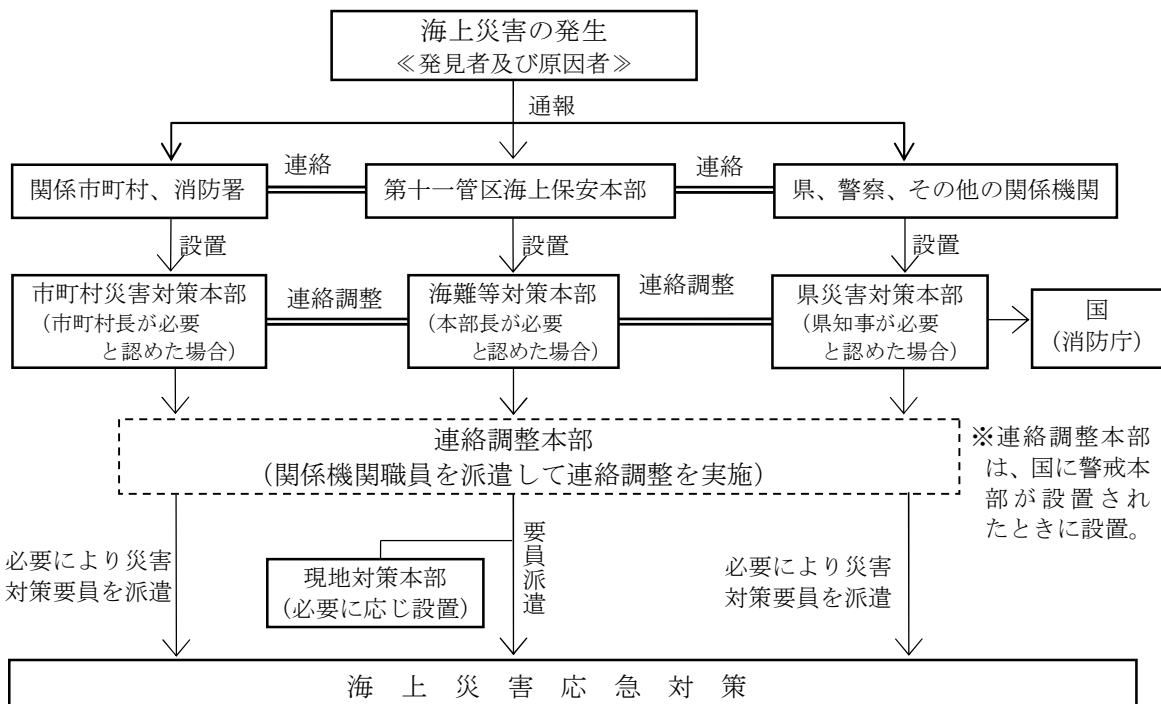
海上事故により油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察
- (8) 関係市町村、消防署
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 指定海上防災機関
- (12) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



#### 4 第十一管区海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部が実施する災害応急対策は、以下のとおりとする。

##### (1) 非常体制の確立

- ア 管内を非常配備とする。
- イ 大規模海難等対策本部を設置する。
- ウ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- エ 巡視船艇・航空機により被害状況調査を実施する。
- オ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告や出入港の制限等の措置をとる。

##### (2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

- ア 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者にも周知する。
- イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。
- ウ 大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知する。

##### (3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。

##### (4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

##### (5) 緊急輸送

地震・津波編 第1章 第14節「3 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

##### (6) 物資の無償貸付け又は譲与

物資の無償貸付け若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付け又は譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

##### (7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

##### (8) 流出油等の防除等

船舶又は海洋施設その他施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

##### (9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報

提供等の措置を講ずるものとする。

(10) 警戒区域の設定

第8節「第1款 避難の原則」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ巡視船艇等及び航空機により以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安については、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 危険物積載船舶については、必要に応じ移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

## 5 その他関係機関の実施事項

(1) 沖縄総合事務局の役割

救援船舶のあっせん並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

(2) 陸上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア 遭難者の救護

イ 沿岸住民の避難に必要な支援

ウ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(3) 海上自衛隊の役割

要請又は状況により自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項

ア 被害状況の調査

イ 遭難者の救出・救護

ウ 死傷病者の救出・搬送

エ 行方不明者の搜索

オ 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援

カ 人員・物資の輸送等

キ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援

(4) 県の役割

ア 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示

イ 応急物資のあっせん及び輸送手段の調整

ウ 自衛隊、地方公共団体に対し応援要請その他の応急措置

エ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力

オ 防除資機材及び消火資機材の整備

カ 規模に応じ、災害対策本部等の設置

キ 危険物施設に対する措置に関して市町村長からの要求に基づく指導又は助言

ク 災害救助法適用に関する措置

ケ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報

コ 災害の状況及び監視結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施

(5) 市町村及び消防署の役割

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

- イ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
  - ウ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施
  - エ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
  - オ 沿岸及び地先海面の警戒
  - カ 沿岸住民に対する避難の指示及び勧告
  - キ 消火作業及び延焼防止作業
  - ク その他海上保安官署等の行う応急対策への協力
  - ケ 防除資機材及び消火資機材の整備
  - コ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
  - サ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- (6) 県警察の役割
- ア 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
  - イ 危険防止又は民心安定のための広報活動
  - ウ 住民の避難誘導
  - エ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
  - オ 交通の秩序の維持及び通信の確保
  - カ 人命救助の実施
  - キ 災害情報の収集及び関係機関への伝達
  - ク 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
  - ケ 関係防災機関の活動に関する支援
- (7) 事故関係機関
- ア 海上保安官署への事故発生の通報
  - イ 遭難船舶乗組員の救助
  - ウ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施
  - エ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告
  - オ 消火活動等消防機関への協力
  - カ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達
  - キ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣
- (8) 指定海上防災機関
- ア 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施
  - イ 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施
  - ウ 県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言
- (9) その他関係機関、団体
- 自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認められた場合は、海上保安官署、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

## 6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ、次に掲げる対策を講ずるものとする。

### (1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

### (2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ア 船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じ船舶交通の整理、指導を行う。
- イ 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、

工事施工区域・工事期間の調整等及び事故防止に必要な指導を行う。

**第29節 在港船舶対策計画**  
(実施主体：第十一管区海上保安本部)

災害時の在港船舶の安全確保は、地震・津波編 第1章「第27節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施する。

**第30節 労務供給計画**  
(実施主体：市町村)

災害時における労務者及び職員等の確保は、地震・津波編 第1章「第28節 労務供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

**第31節 民間団体の活用計画**  
(実施主体：企画部、市町村)

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）の編成及び活動は、地震・津波編 第1章「第29節 民間団体の活用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第32節 ボランティア受入計画**  
(実施主体：子ども生活福祉部、市町村、社会福祉協議会)

災害ボランティアの募集、受入れ等は、地震・津波編 第1章「第30節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第33節 公共土木施設応急対策計画**  
(実施主体：土木建築部、農林水産部、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路㈱)

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第31節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第34節 航空機事故災害応急対策計画

(実施機関: 空港管理者、知事公室、土木建築部、市町村、県警察、第十一管区海上保安本部)

#### 第1款 空港及び周辺区域での事故

県内に設置されている国管理・地方管理空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、以下により実施する。

##### 1 空港災害応急対策本部の設置

那覇空港、下地島空港、宮古空港、石垣空港、伊江島空港、久米島空港、南大東空港、与那国空港、多良間空港、北大東空港、波照間空港、粟国空港、慶良間空港及び空港周辺における航空機事故に対する捜索並びに消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、関係機関の協力により、当該空港に空港災害応急対策本部を設置する。

##### 2 空港災害応急対策の内容

空港災害応急対策の目的は、主として航空機事故が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港の安全確保を図る。

##### 3 事故処理要領

事故処理に当たっては、迅速かつ適切に対処するため、那覇空港事務所航空事故処理規程、「消火救難業務に関する協定」、空港緊急時対応計画及び消火救難業務処理要領に基づき、効果的な事故処理を実施する。

##### 4 空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、編末図－6のとおりとする。

#### 第2款 空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、県、市町及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

##### 1 空港管理者

空港の利用に当たっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

##### 2 県の役割

- (1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
- (2) 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を指示する。
- (3) 医療救護活動を実施する必要がある時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
- (4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

##### 3 市町村

- (1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。



- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
- (4) 災害の規模が大きく地元市町で対応できない場合は、応援協定に基づき他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### 4 県警察の活動

- (1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生の恐れがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等を活用し、捜索活動を実施する。
- (2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間僻地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

#### 5 第十一管区海上保安本部の活動

- (1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。
- (2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

**第 35 節 ライフライン等施設応急対策計画**

(実施主体：企業局、土木建築部、市町村、沖縄電力(株)、沖縄ガス(株)、液化石油ガス販売事業所、電気通信事業者)

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、地震・津波編 第1章「第32節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

**第 36 節 農林水産物応急対策計画**

(実施主体：農林水産部、市町村)

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、地震・津波編 第1章「第34節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれのあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて、周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

**第 37 節 米軍との相互応援計画**

(実施主体：知事公室、市町村、消防機関、在沖米軍)

風水害等における在沖米軍との災害協力は、地震・津波編 第1章「第35節 米軍との相互応援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

## 第38節 道路事故災害応急対策計画

(実施主体：土木建築部、県警察、市町村、沖縄総合事務局、西日本高速道路株)

### 1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市町村は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。
- (3) 県は市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。
- (4) 県警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

### 2 応急活動及び活動体制の確立

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 関係機関は、第2章「第1節 組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

### 3 救助・応急、医療及び消火活動

- (1) 道路管理者は市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- (2) 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

### 4 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。
- (4) 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

### 5 その他

- (1) 災害復旧への備え  
道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。
- (2) 再発防止対策  
道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 39 節 原子力災害応急対策計画  
(実施主体：各防災関係機関)

この計画は、本県に寄港する原子力艦に起因する原子力災害及び医療用等に使用される放射性物質管理施設における災害発生時の応急措置について定める。

第 1 款 原子力艦災害対策

1 実施機関及び業務内容

原子力防災に関し実施機関となる防災関係機関及びその業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 指定地方行政機関の役割

ア 沖縄防衛局の役割

(ア) 災害情報の伝達

(イ) 日米地位協定等に基づく損害賠償

(ウ) 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整

(エ) 地方公共団体等への連絡調整支援等

イ 九州管区警察局の役割

(ア) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整

(イ) 災害に関する情報収集及び連絡調整

ウ 沖縄総合事務局の役割

(ア) 財務部

災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整

(イ) 農林水産部

汚染農水産物等の出荷制限等についての指導

(ウ) 経済産業部

復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

(エ) 運輸部

a 陸上及び海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整

b 陸上における緊急輸送用車両及び海上における緊急輸送用船舶のあっせん、確保

エ 九州厚生局の役割

(ア) 災害状況の情報収集、通報に関すること。

(イ) 関係機関との連絡調整に関すること。

オ 沖縄森林管理署の役割

林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導

カ 那覇空港事務所の役割

航空機による輸送の安全確保に必要な措置

キ 第十一管区海上保安本部の役割

(ア) 巡視船艇、航空機等による情報伝達

(イ) 避難に関する情報の伝達、避難誘導

(ウ) 自治体からの要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援

(エ) 原子力規制委員会が行う原子力艦の寄港に伴う放射能調査への協力

(オ) 巡視船艇、航空機等による海上における救助・救急活動

(カ) 船舶航行制限及び航泊禁止等の措置

(キ) 海上における治安の維持活動

(ク) その他要請に基づく地方公共団体等への支援

ク 沖縄気象台の役割

災害時における気象情報の発表及び伝達

(2) 自衛隊の役割

ア 国（原子力規制委員会）が実施する緊急時モニタリングの支援

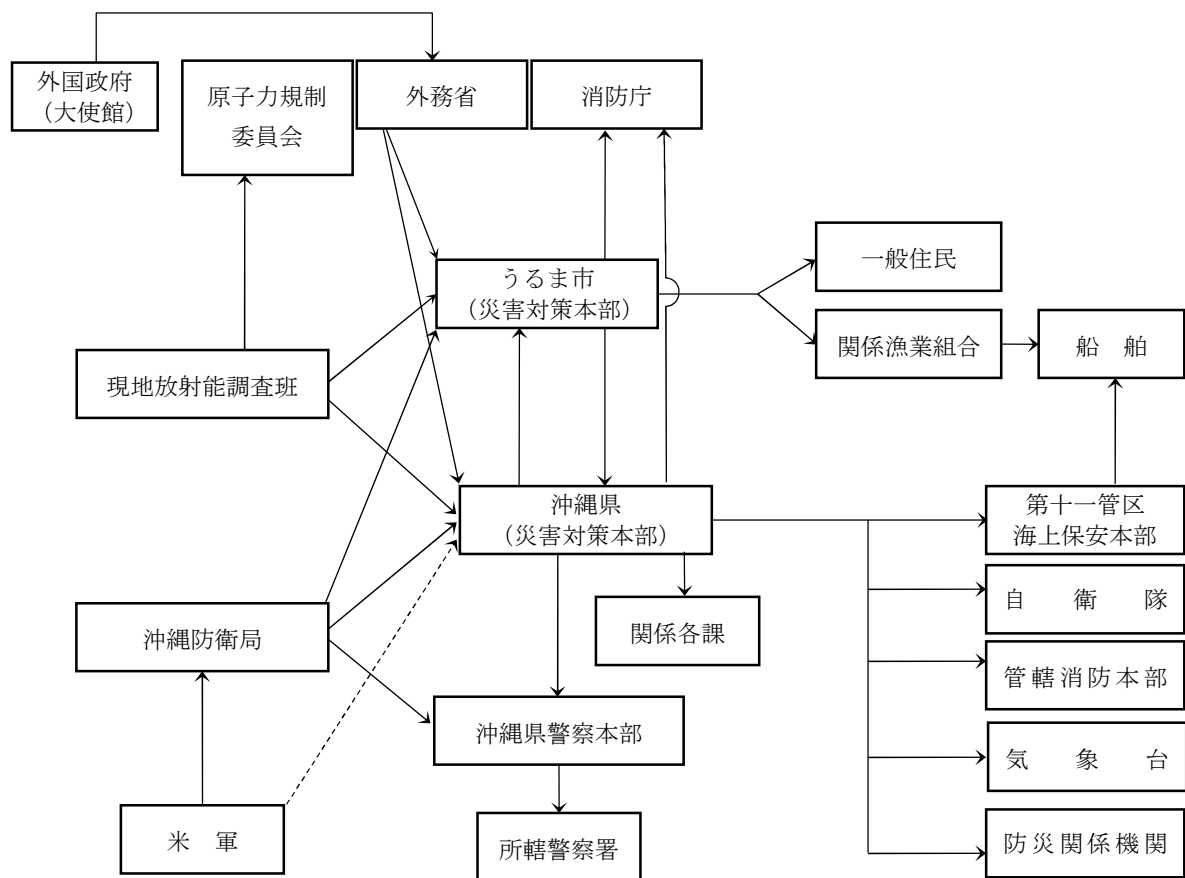
イ 避難の援助

- ウ 応急医療・救護
  - エ 人員及び物資の緊急輸送
  - オ その他災害対策に必要な処置で対処可能な処置
- (3) 沖縄県の役割
- ア 原子力防災体制の整備
  - イ 通信施設及び通信連絡体制の整備
  - ウ 医療体制の整備
  - エ 緊急被ばく医療の実施
  - オ 安定ヨウ素剤の確保等
  - カ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
  - キ 教育及び訓練の実施
  - ク 国への専門家の派遣要請
  - ケ 災害発生時における国、市等との連絡調整
  - コ 災害状況の把握及び伝達
  - サ 自衛隊への災害派遣要請
  - シ 国（原子力規制委員会）が実施する放射能水準調査・放射線モニタリング及び緊急時モニタリングへの協力及びモニタリングの実施
  - ス 被ばく者の診断及び措置への協力
  - セ 防護資機材の整備
  - ソ 市長が行う住民等への飲料水・飲食物の摂取制限に係る指示及び協力
  - タ 市長が行う住民等への汚染農水産物等の出荷制限に係る指示及び協力
  - チ 災害復旧
  - ツ 市長が行う各種制限措置の解除への助言
  - テ 風評被害等の影響の軽減
  - ト 相談窓口の設置
  - ナ その他災害対策に必要な措置
- (4) 県警察の役割
- ア 住民等の屋内退避、避難誘導
  - イ 立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
  - ウ 緊急輸送のための交通の確保
  - エ 犯罪の予防等社会秩序の維持
  - オ その他災害警備に必要な措置
- (5) 関係市（うるま市）の役割
- ア 災害情報の収集・連絡体制の整備
  - イ 活動体制の整備
  - ウ 安定ヨウ素剤の確保等
  - エ 救急・救助体制の整備
  - オ 情報伝達体制の整備
  - カ 防災訓練の実施
  - キ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
  - ク 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
  - ケ 国・県及び関係機関との連絡調整
  - コ 災害状況の把握及び伝達
  - サ 自衛隊の派遣要請（県への要求）
  - シ 他の地方公共団体等への応援要請
  - ス 住民の退避、避難のための勧告又は指示等
  - セ 飲料水、飲食物の摂取制限
  - ソ 汚染農水産物等の出荷制限等
  - タ 災害復旧
  - チ 各種制限措置の解除
  - ツ 風評被害の軽減

- テ 相談窓口の設置
- ト 防護資機材の整備
- ナ 広報活動
- ニ その他災害対策に必要な措置
- (6) 指定公共機関の役割
  - ア NTT西日本沖縄支店の役割  
災害時における通信の確保
  - イ 日本銀行那覇支店の役割  
銀行券の発行並びに通貨・金融の調整を行うとともに資金決済の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する。
  - ウ 日本赤十字社沖縄県支部の役割  
災害時における医療救護等の実施
  - エ 日本放送協会沖縄放送局の役割  
災害状況及び災害対策に関する放送
- (7) 指定地方公共機関の役割
  - ア (一社)沖縄県医師会の役割  
災害時における医療救護等の実施
  - イ (一社)沖縄県バス協会の役割  
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
  - ウ 琉球海運(株)の役割  
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

2 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(1) 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制



通報系統図

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動情報、災害情報等の連絡

(ア) 県と関係機関等との連携

- ・ 県は、県警察、気象台、第十一管区海上保安本部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、国（外務省・沖縄防衛局）及び関係市から通報・連絡を受けた事項や自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。
- ・ 県は、関係指定行政機関を通じて、自ら行う応急対策活動状況等について、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議及び非常災害対策本部等に報告する。

(イ) 関係市と関係機関との連携

- ・ 関係市は、関係機関との間において、国（外務省・沖縄防衛局）から通報・連絡を受けた事項等や自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

イ 災害対策本部設置後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(ア) 情報の共有

県は、災害対策本部、現地災害対策本部において情報収集活動を行う。

また、県は、原子力艦事故の状況やモニタリング情報、医療関係情報、住民避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

通報基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日 中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報するための基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

3 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

ア 事故対策のための警戒体制

(ア) 災害警戒本部の設置

県は、以下のいずれかの場合、速やかに職員を非常参集させ、知事公室長を本部長とする災害警戒本部を設置し、国、関係市、関係指定行政機関その他関係機関と連携し、情報収集や連絡調整を行うとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

- ・ 国（外務省・沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生のおそれ又は発生に関して連絡があったとき。
- ・ 放射性物質の漏洩等の影響が周辺に及ぶおそれがある場合で、事故の規模、予想される被害等により、知事公室長が必要と認めるとき。

(イ) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下のいずれかの基準による。

- ・ 本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなると認めるとき。
- ・ 災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害対策本部の設置

(ア) 県は、以下のいずれかの場合、直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置し、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に実施する体制をとる。

- ・ 内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置したとき。
- ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認める

とき。

- (イ) 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）及び総務省消防庁長官に報告するとともに、必要と認める者に連絡する。
- (ウ) 県防災危機管理課は、災害対策本部総括情報部として被害状況及び応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係部局にまたがる対策の調整を行う。

ウ 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

エ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、次のいずれかの基準による。

- (ア) 国の非常災害対策本部が廃止されたとき。
- (イ) 本部長が、事故が終結し災害応急対策が完了したと認めるとき、又は対策の必要がなくなったと認めるとき。

(2) 県警察の活動体制

県警察は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合は、直ちに県警本部に県警察警備本部を、関係警察署に警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立するとともに、県、関係市及び関係機関と連携して以下の応急対策を実施する。

- ア 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
- イ 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- ウ 緊急輸送のための交通の確保
- エ 周辺住民等への情報の伝達
- オ その他必要な措置

(3) 関係市の活動体制

ア 関係市においても、事故等の状況に応じ、県の活動体制に準じた体制をとる。

イ 関係市は、災害応急対策上必要と認めるときは、以下の応急対策を実施する。

- (ア) 救出・救助・救急活動
- (イ) 周辺住民等に対する災害広報
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 周辺住民等に対する屋内退避又は避難の勧告、指示、避難誘導
- (オ) 避難所の開設・運営管理
- (カ) その他必要な措置

ウ 関係市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告する。

(4) 広域的な応援体制

ア 県は、国（外務省・沖縄防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生の通報を受けた場合等、必要に応じ、専門家の助言・指導を得るため、国に対して、専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を求める。

イ 関係市長は、当該市の地域に係る原子力艦の原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、若しくは知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

ウ 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市長を応援するよう指示する。

エ 知事は、関係市長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し広域応援の要請を行う。

(ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請

(イ) 総務省消防庁長官への緊急消防援助隊の派遣要請等

オ 知事及び関係市長は、原子力艦に係る事故災害対策のため必要と認めるときは指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請する。

また、知事は内閣総理大臣に対し、関係市長は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

カ 自衛隊の派遣要請等

「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて災害派遣の要請、受入れ等を実施する。



(5) 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、関係市、消防機関その他防災関係機関は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

ア 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防護資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

イ 防災業務関係者の被ばく管理

県、関係市及び関係機関は、防災業務関係者の被ばく管理について、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月改訂、以下「防災指針」という。）による放射線防護に係る指標値を上限として、適切に行う。

なお、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦について適切に配慮する。

防災業務関係者の被ばく管理（出典：原子力施設等の防災対策について－原子力安全委員会）

1 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。

2 ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、原子力施設の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が災害の拡大の防止及び人命救助等、緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて必要があれば、目の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限とする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。特に女性については、上記指標にかかわらず、胎児防護の観点から適切な配慮が必要である。

(6) モニタリング

ア 国のモニタリングへの協力

県は、国が実施する緊急モニタリングに対し、職員の派遣等の支援を実施する。

イ 県によるモニタリング

県は、常時観測を行っているモニタリングポストでの測定値の他、必要に応じて放射線線量計を確保し環境放射能のモニタリングを実施し、その結果を公表する。

また、必要に応じて食品、飲料水、農作物、水産物等の放射性物質の検査を実施する。

4 屋内退避、避難収容等の防護活動

(1) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

ア 避難の指示等

県は、関係市に対し国の非常災害対策本部等の屋内退避又は避難に関する指導又は助言の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行う。

また、関係市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。

また、県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

イ 情報の伝達

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

ウ 避難状況の確認

関係市は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

判断基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難を実施するための判断基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）  
※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

応急対応範囲（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施する範囲

	原子力空母	原子力潜水艦
コンクリート屋内退避 または避難を実施する範囲	半径1km以内	半径0.5km以内
屋内退避を実施する範囲	半径1kmと3kmで 囲まれる範囲	半径0.5kmと1.2kmで 囲まれる範囲

## (2) 要配慮者への配慮

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、避難誘導に関して高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。

関係市は、避難所での生活に関して要配慮者に十分配慮し、特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童及び妊産婦の避難所での健康状態の把握に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

## (3) 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

関係市長が屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った区域については、県警察など関係機関は、外部から車両等が進入しないよう必要な措置を講じるなど、勧告又は指示等の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、関係市が避難を勧告又は指示した区域から円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うとともに、区域外部からの車両等の進入を規制する。

## (4) 飲食物、生活必需品等の供給

県は、関係市から避難所等において必要となる食料・水・被服寝具等の生活必需品の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

県警察及び海上保安本部は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域（海上を含む。）において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする

## 5 犯罪の予防等社会秩序の維持

県警察は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安確保に努める。

また、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った区域については、関係機関とともに、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

## 6 飲料水、飲食物の摂取制限等

### (1) 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、モニタリングの結果、防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言・指示等に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係

市に指示する。

(2) 農水産物等の採取及び出荷制限

県は、モニタリングの結果、農水産物等の汚染が防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言及び指示等に基づき、農水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農水産物等の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう、関係市へ指示する。

関係市は、県の指示に基づき、農水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農水産物等の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

【飲食物摂取制限に関する指標】

(出典：食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値－厚生労働省)

対 象	放射性セシウム
飲料水	1 0 B q / k g 以上
牛乳	5 0 B q / k g 以上
一般食品	1 0 0 B q / k g 以上
乳児用食品	5 0 B q / k g 以上

【放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の許容値に関する指標】

(出典：放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について－農林水産省)

対 象	放射性セシウム最大値
肥料・土壌改良材・培土	4 0 0 B q / k g
飼料(牛・馬)	1 0 0 B q / k g
飼料(豚)	8 0 B q / k g
飼料(家きん)	1 6 0 B q / k g
飼料(養殖魚)	4 0 B q / k g

(3) 飲料水の供給

関係市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市町村防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

また、応急給水について他の市町村の支援を必要とする場合は、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づいて、応援給水の要請を行う。

7 緊急輸送活動

県、県警察、関係市及び防災関係機関は、緊急輸送について必要があるときは、本編 第2章「第14節 交通輸送計画」に基づいて実施するほか、緊急輸送のための交通確保について、次のとおり実施する。

(1) 県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行う。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

(2) 第十一管区海上保安本部は、緊急輸送が円滑に行われるよう、必要に応じ船舶の交通を規制し、又は禁止する。

8 救助・救急及び医療活動

(1) 救助・救急活動

ア 初動活動等必要な措置

第十一管区海上保安本部、県警察及び消防機関は、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

消防機関は、傷病者が発生した場合は二次汚染等に留意しつつ、迅速に医療機関に搬送す

る。

イ 総務省消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他消防本部、自衛隊に対し応援を要請するものとする。

ウ 資機材の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

県及び関係市は、必要に応じ、他の公共団体又は民間機関の協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動等

ア 緊急被ばく医療活動の実施

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、国及び関係市と連携して、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

イ 医療従事者の派遣要請

県及び関係市は、必要と認められる場合は、国立病院等及び県立病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣（以下「医療班等」という。）、薬剤及び医療機器等の提供を要請する。

ウ 汚染検査等の実施

医療班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院機構等を中心に各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

また、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

エ 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射線防護のため安定ヨウ素剤の服用を関係市へ指示する。

関係市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、服用を指示する。

9 住民等への的確な情報伝達活動

(1) 住民等への情報伝達活動

ア 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する情報提供が迅速かつ的確に行われるよう国及び関係市との連携を図るとともに、テレビ・ラジオ等を有効に活用するため、放送事業者、新聞社等の報道機関への報道要請を行うことにより、住民等への情報伝達を図る。

関係市は、住民等への情報提供を図るため、防災行政無線及び広報車等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

第十一管区海上保安本部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇による周知を図る。

イ 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、以下に配慮する。

(ア) 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

(イ) 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

(ウ) 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

ウ 要配慮者への配慮等

県及び関係市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した

伝達を行う。

エ 広報内容の確認

県、関係市は、国の非常災害対策本部等からの情報を十分に内容確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体と相互に連絡を取り合うものとする。

オ 多様な情報伝達手段の活用

県及び関係市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(2) 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び関係市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

**第2款 放射性物質管理施設災害対策（実施主体：放射性物質管理施設等の管理者）**

医療用等に使用される放射性物質管理施設において、火災その他の事故が発生した場合、その管理者は、従業者自ら救助活動を実施する場合、又は消防機関等へ出動の要請をする場合、救助活動を行う者に対し発災場所が放射性物質管理施設であること、被ばく危険範囲及び当該放射性物質の性質を十分に周知させるものとする。

**第40節 軌道事故災害応急対策計画**  
(実施主体：土木建築部、沖縄都市モノレール株)

軌道経営者及び道路管理者は、軌道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施する。

**1 災害対策本部等の設置**

軌道経営者は、軌道施設に係る災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

**2 情報連絡体制の整備**

鉄軌道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集伝達に努める。

**3 災害応急措置及び復旧対策**

軌道経営者及び道路管理者は被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、早期運転再開のため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧を行う。

また、軌道経営者は、以下の措置を可及的速やかに行う。

- (1) 不通区間が生じた場合は、早期に運転を再開できるように努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材等の確保を図る。
- (3) 非常緊急に関わるものの輸送を速やかに行う。

**4 旅客等への広報**

- (1) 乗務員は、災害の情報等について必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため被害状況等について案内等を行う。

**5 避難誘導**

- (1) 乗務員は、列車又は軌道施設等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、最寄りの停車場まで運転を継続するか、又は旅客の避難に最適な位置で停止し、旅客を安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、老幼婦人等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

**第41節 林野火災対策計画**  
(実施主体：知事公室、県警察、市町村)

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

**1 県の活動**

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 地元市町村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

**2 市町村の活動**

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく地元市町で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

**3 県警本部の活動**

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立入禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

## 第2章 災害復旧・復興計画

2

### 第1節 公共施設災害復旧計画 (実施主体：各部局、市町村、沖縄総合事務局)

公共施設の災害復旧対策は、地震・津波編 第2章「第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

### 第2節 被災者生活への支援計画 (実施主体：子ども生活福祉部、土木建築部、総務部、商工労働部、市町村、沖縄労働局)

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業あっせん等は、地震・津波編 第2章「第2節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第3節 中小企業者等への支援計画 (実施主体：農林水産部、商工労働部)

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、地震・津波編 第2章「第3節 中小企業者等への支援」に定める対策のほか、風水害等の被害特性をふまえるものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

### 第4節 応急金融対策 (実施主体：日本銀行那覇支店)

災害時の応急緊急金融対策は、地震・津波編 第2章「第4節 応急金融対策」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

### 第5節 復興の基本方針等 (実施主体：企画部、子ども生活福祉部、土木建築部、市町村)

復興計画やまちづくりは、地震・津波編 第2章「第5節 復興の基本方針等」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。



**第6節 原子力災害復旧対策**  
(実施主体：知事公室、うるま市、沖縄防衛局)

**1 基本方針**

国及び県の非常災害対策本部等の解散後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

**2 各種制限措置の解除**

県は、国の指導・助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物等の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除実施状況を把握する。

**3 災害地域住民に係る記録等の作成**

(1) 災害地域住民の記録

県は、関係市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明又は避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

関係市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

(2) 影響調査の実施

県は、国と協力し、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査をする。

関係市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

県及び関係市は国と協力し、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

**4 被害等の影響の軽減**

(1) 心身の健康相談体制の整備

県及び関係市は、国とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場周辺地域の住民等から心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

(2) 風評被害等の影響の軽減

県、関係市及びその他関係機関は、国と連携して、必要に応じ原子力艦の原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行う。

**5 損害賠償**

国（防衛省）は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合、日米地位協定等に基づき適切に処理を行う。

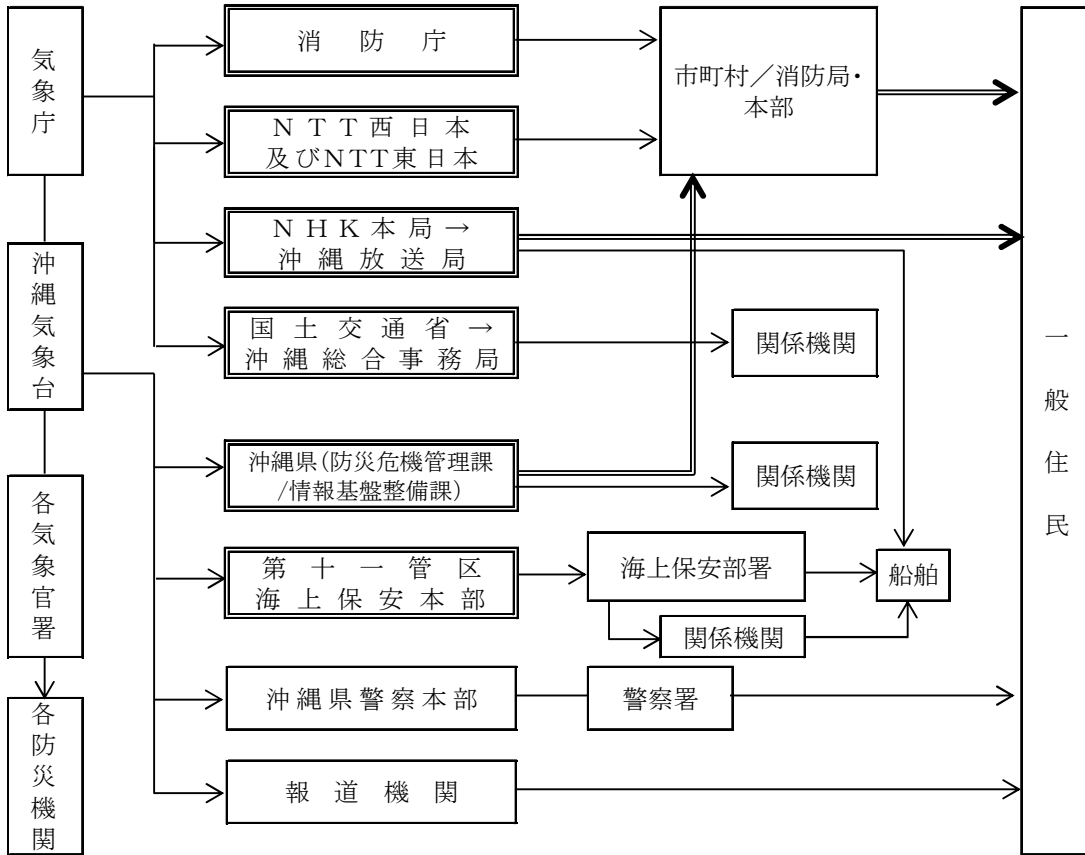
## 風水害等編 編末図表

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 編末図－1 | 気象警報等の伝達系統図           |
| 編末図－2 | 火災警報等の伝達系統図           |
| 編末図－3 | 地方海上警報等の伝達系統図         |
| 編末図－4 | 土砂災害警戒情報の伝達系統図        |
| 編末図－5 | 異常現象発見者の通報系統図         |
| 編末図－6 | 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図 |
| 編末図－7 | 不発弾処理業務のながれ図          |
| 編末表－1 | 沖縄気象台管内警報発表基準         |
| 編末表－2 | 沖縄気象台管内注意報発表基準        |



編末図－1 気象警報等の伝達系統図

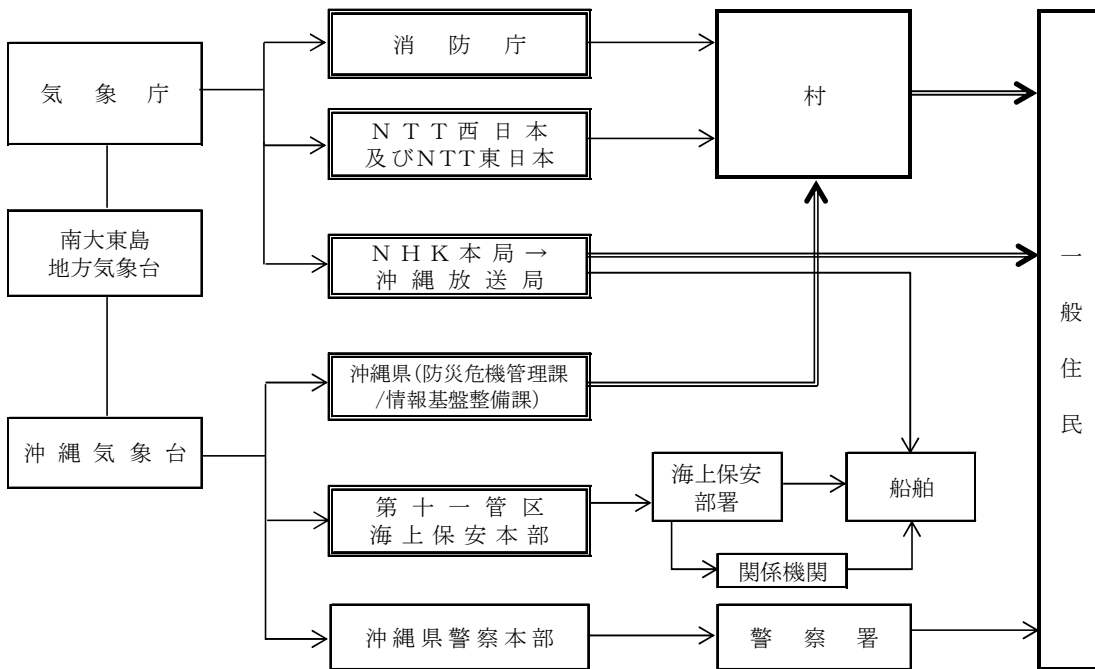
【沖縄本島地方】



※ 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

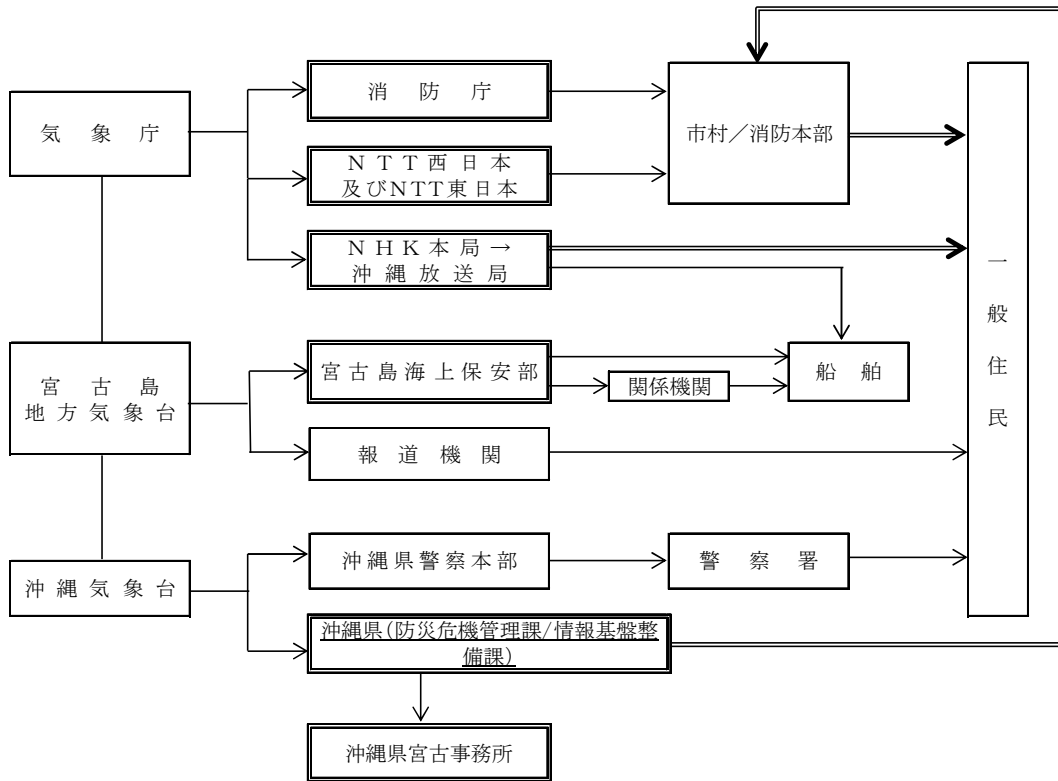
※ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

【大東島地方】

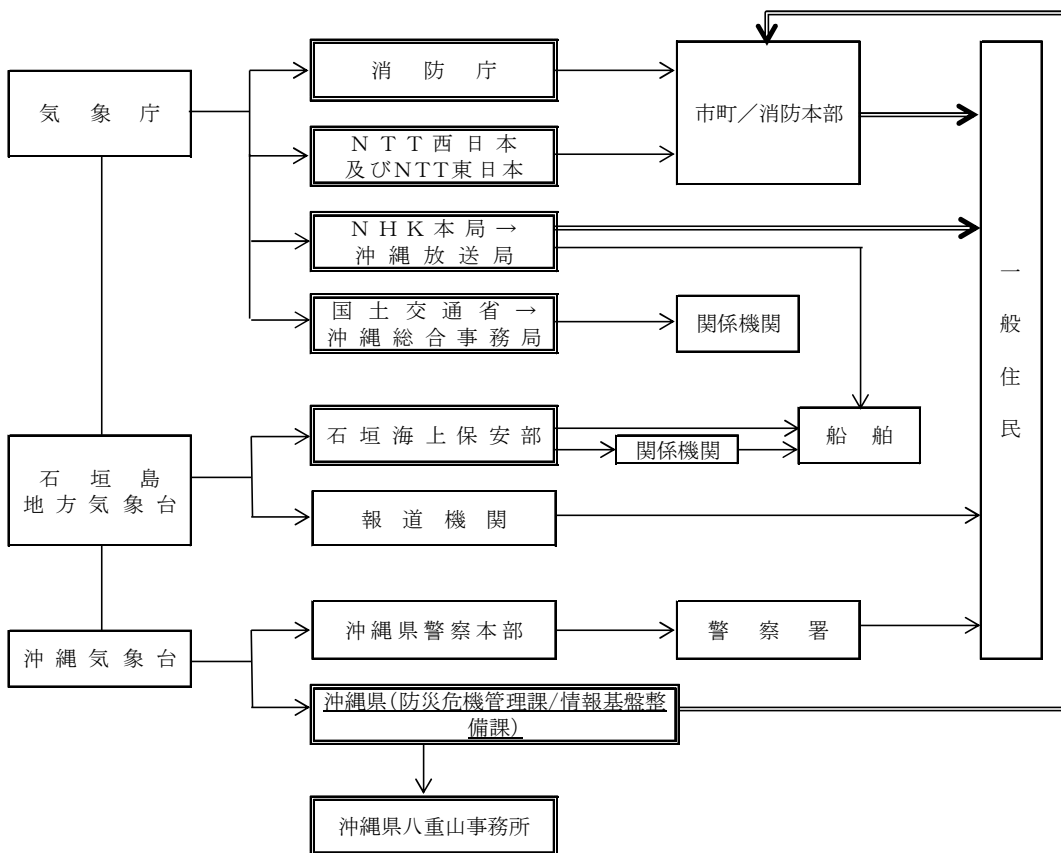


風水害等編 編末図表

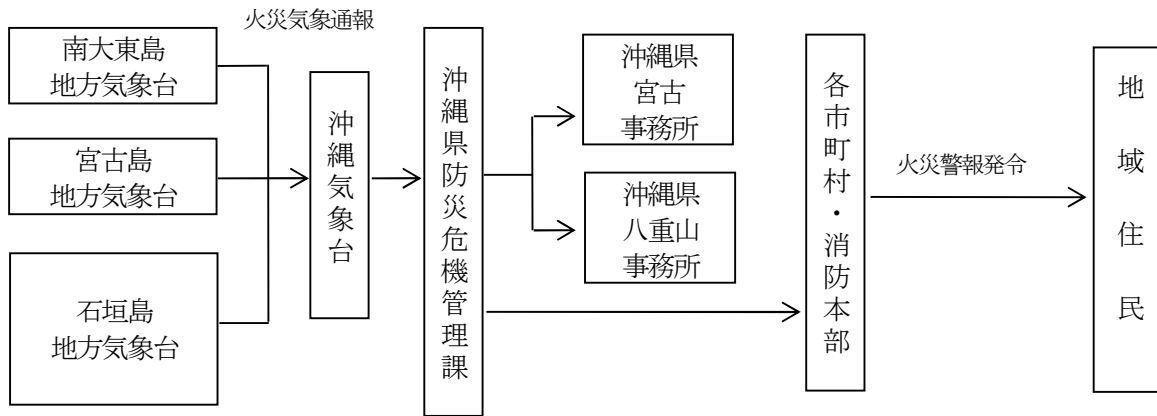
【宮古島地方】



【八重山地方】



編末図－２ 火災警報等の伝達系統図

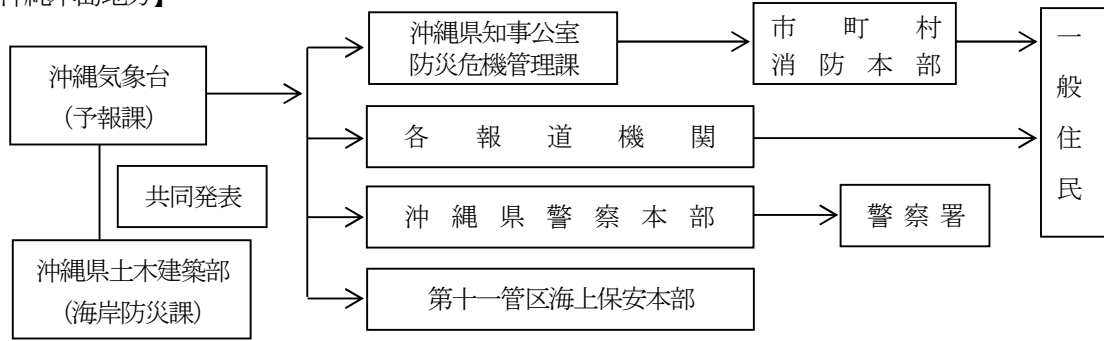


編末図－３ 地方海上警報等の伝達系統図

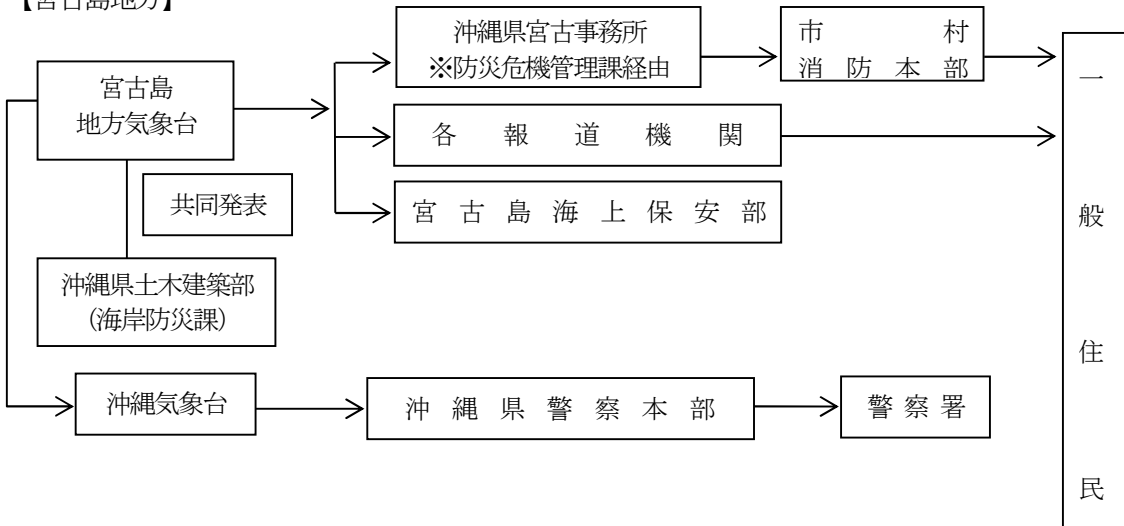


編末図－4 土砂災害警戒情報の伝達系統図

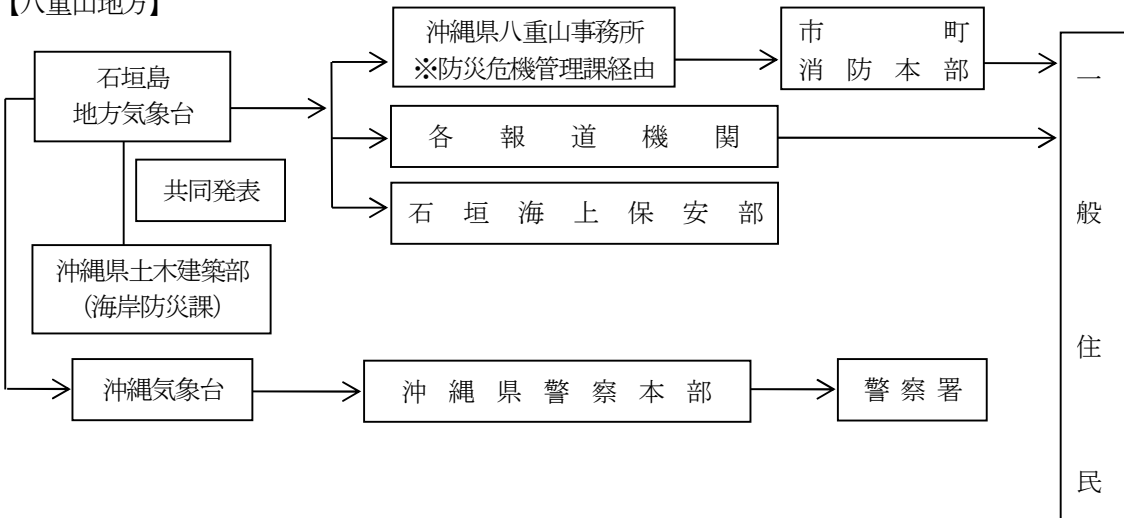
【沖縄本島地方】



【宮古島地方】

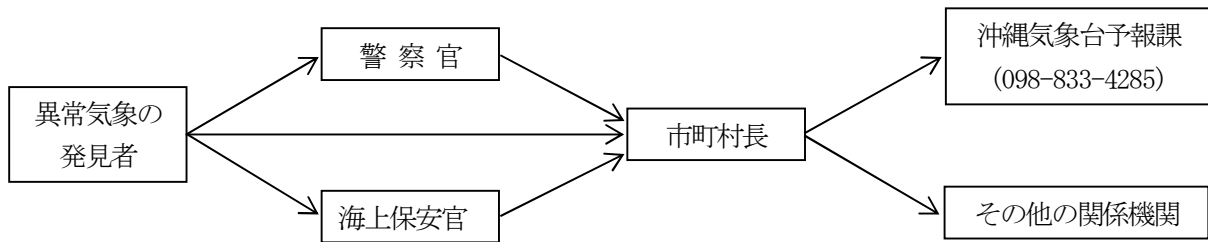


【八重山地方】

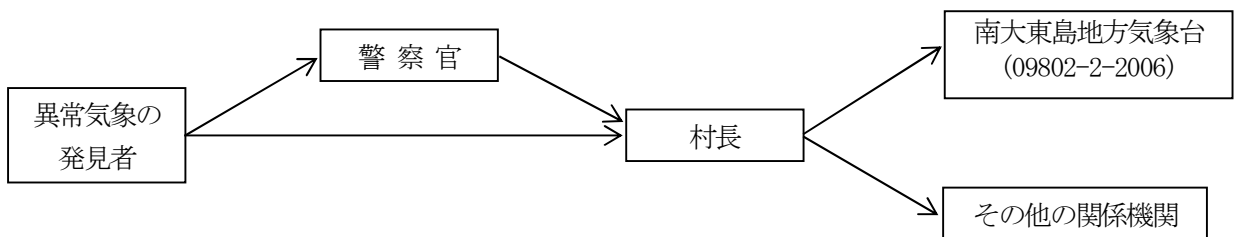


編末図－5 異常現象発見者の通報系統図

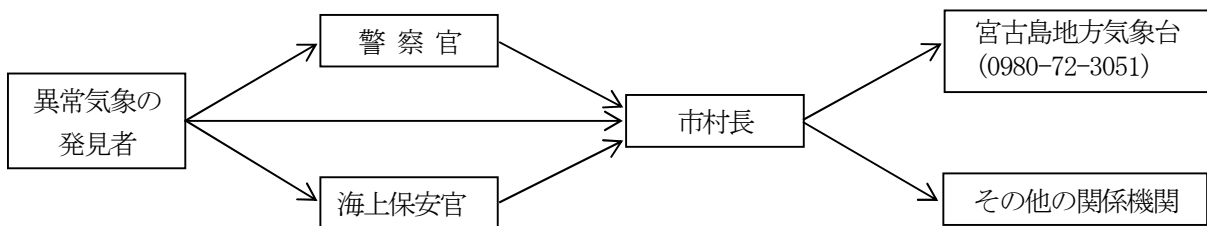
【沖縄本島地方と周辺離島】



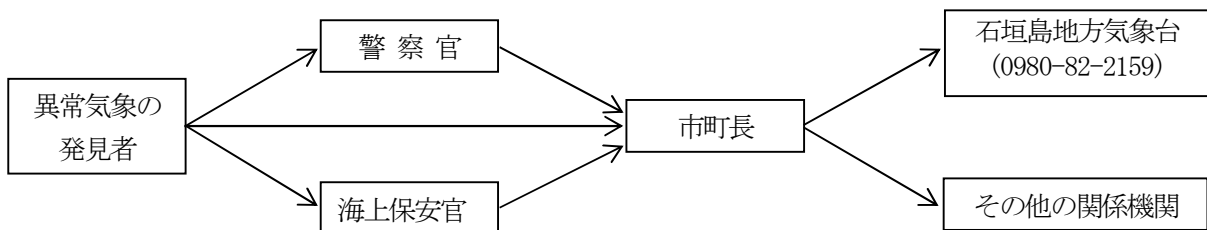
【南大東村及び北大東村】



【沖縄県宮古事務所管内】



【沖縄県八重山事務所管内】





編末図－6 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

(1) 下地島空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

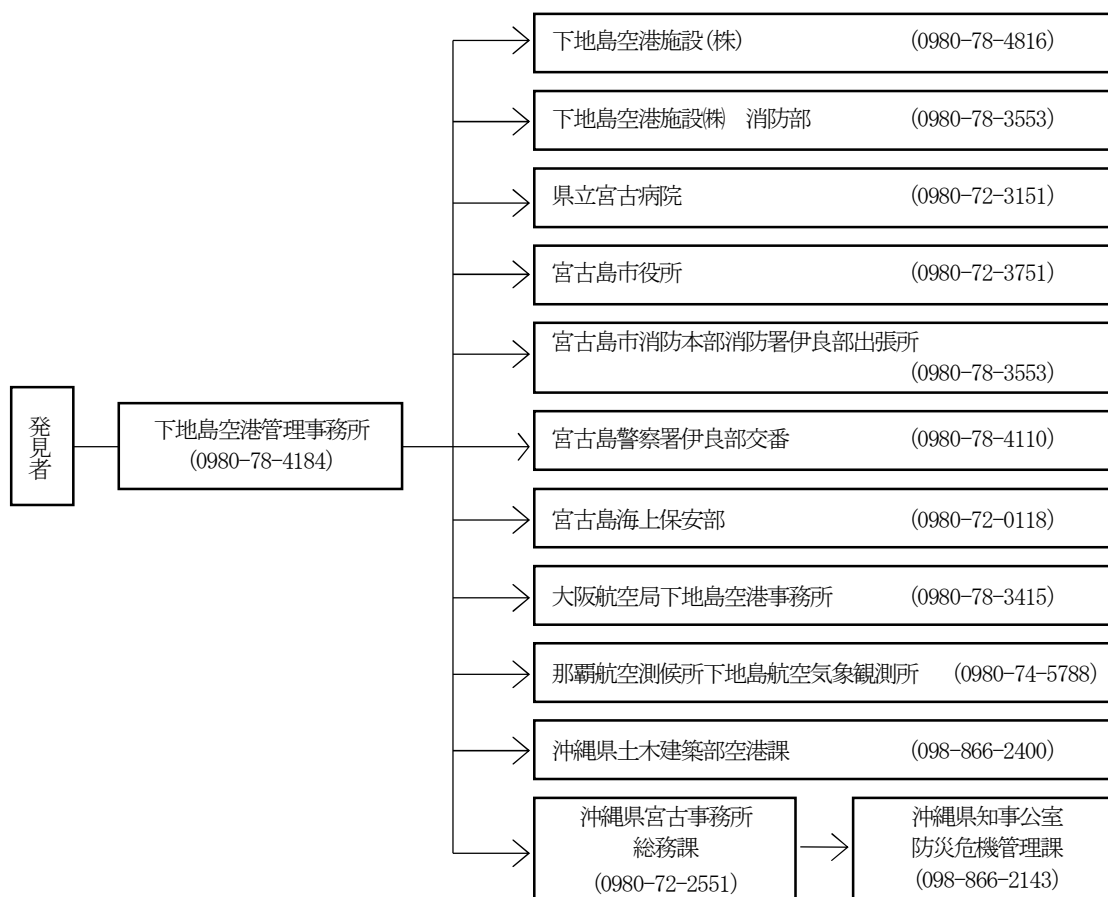
下地島空港消火救難隊

隊長：下地島空港管理事務所長

副隊長：下地島空港施設(株)社長

班名	構成機関
通報連絡班	・下地島空港管理事務所 ・大阪航空局下地島空港事務所 ・那覇航空測候所下地島航空気象観測所
消火救難班	・下地島空港施設(株)消防部 ・県立宮古病院 ・下地島空港管理事務所 ・宮古島市消防本部消防署伊良部出張所
警備班	・宮古島警察署伊良部交番 ・下地島空港施設(株)

緊急通報連絡系統図



(2) 宮古空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

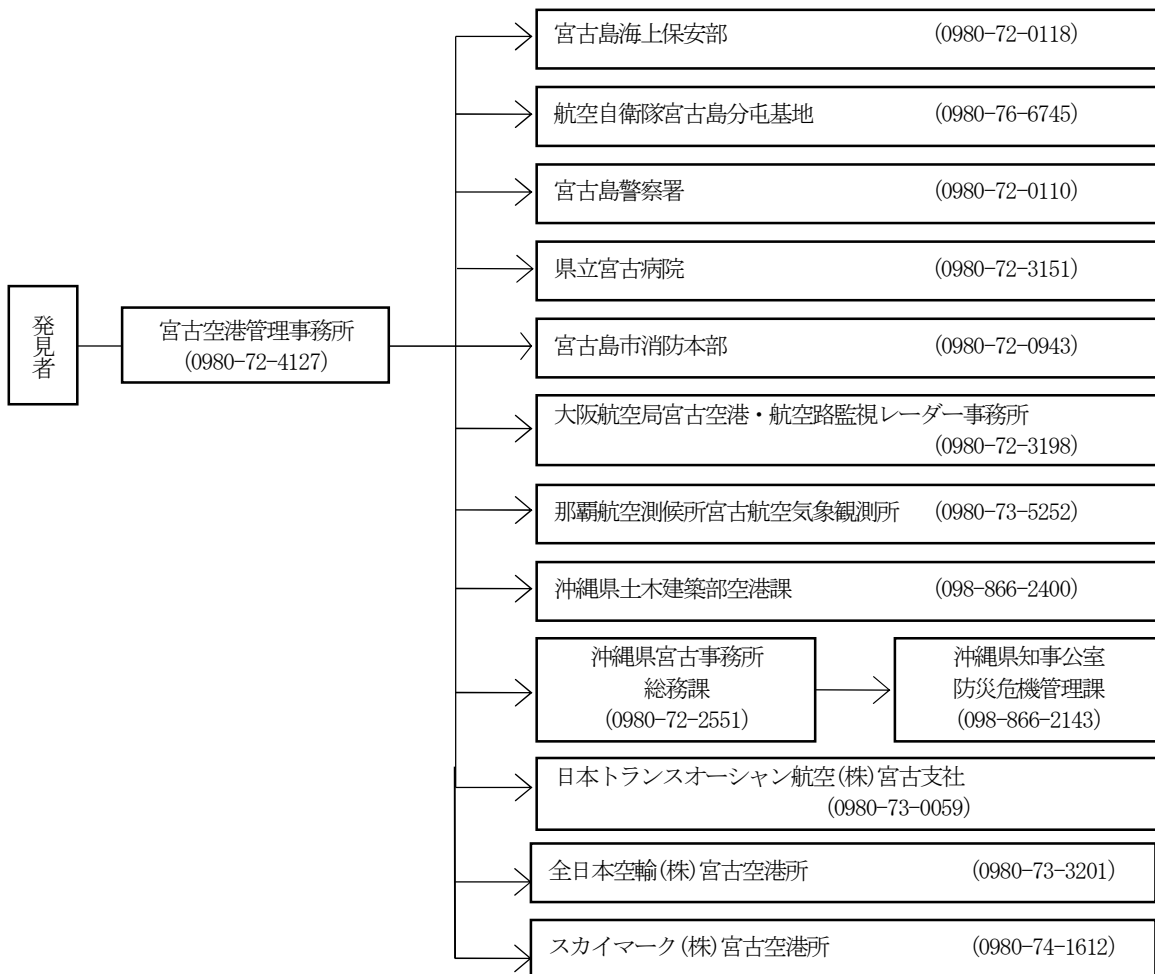
宮古空港消火救難隊

隊長：宮古島市長

副隊長：宮古島市空港課長

班名	構成機関
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪航空局宮古空港</li> <li>宮古空港管理事務所</li> <li>航空路監視レーダー事務所</li> </ul>
消火救難班	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮古島市消防本部</li> <li>宮古空港管理事務所</li> <li>J T A サザンスカイサービス(株)宮古空港所</li> <li>(有)エアーク宮古空港所</li> <li>日本トランスオーシャン航空(株)宮古支社</li> <li>スカイマーク(株)宮古空港所</li> </ul>
警備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮古島警察署</li> <li>宮古空港ターミナルビル(株)</li> <li>宮古空港管理事務所</li> <li>(有)宮古ビル管理</li> <li>(株)りゅうせきロジコム宮古物流センター</li> </ul>

緊急通報連絡系統図



(3) 石垣空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

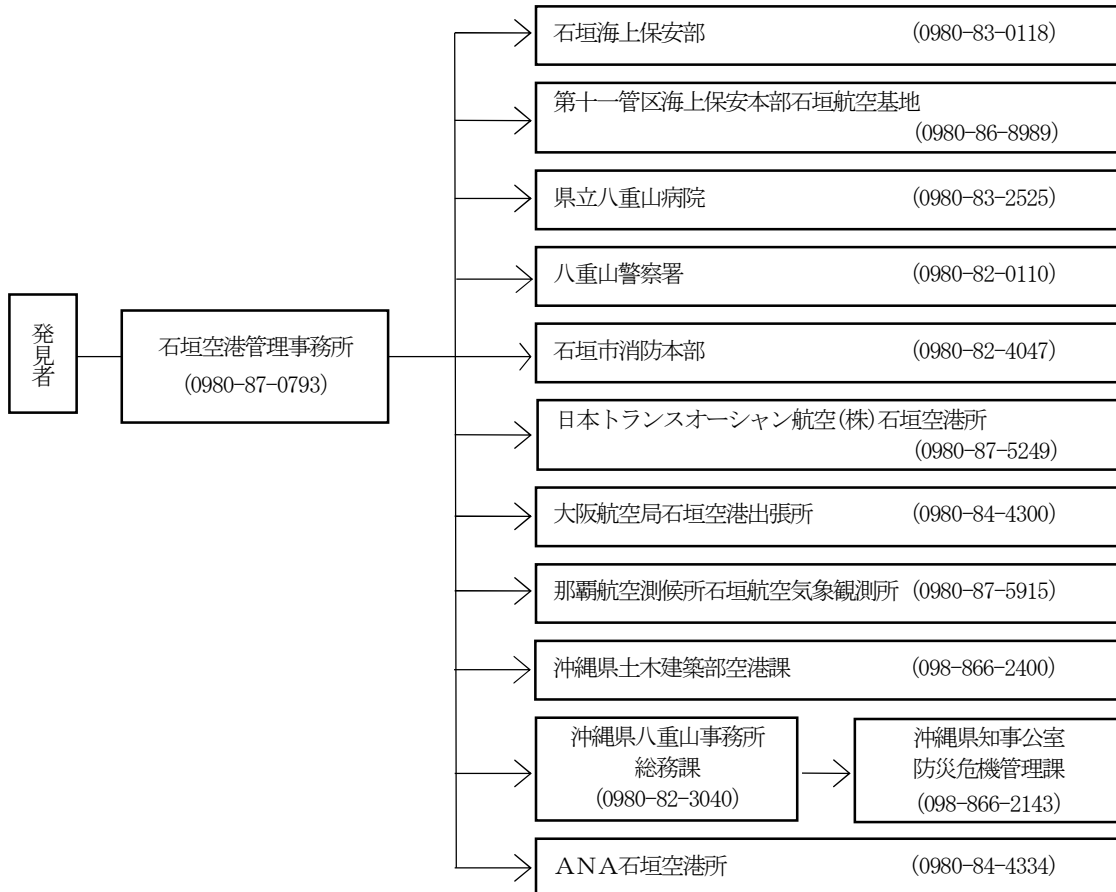
石垣空港消火救難隊

隊長：石垣市長

副隊長：石垣市空港課長

班名	構成機関
通報連絡班	・大阪航空局石垣空港出張所 ・石垣空港管理事務所
消火救難班	・石垣市消防本部空港出張所 ・石垣市消防本部 ・県立八重山病院 ・日本トランスオーシャン航空(株)石垣空港所
警備班	・八重山警察署 ・石垣空港管理事務所 ・J T A石垣空港所 ・ANA石垣空港所

緊急通報連絡系統図



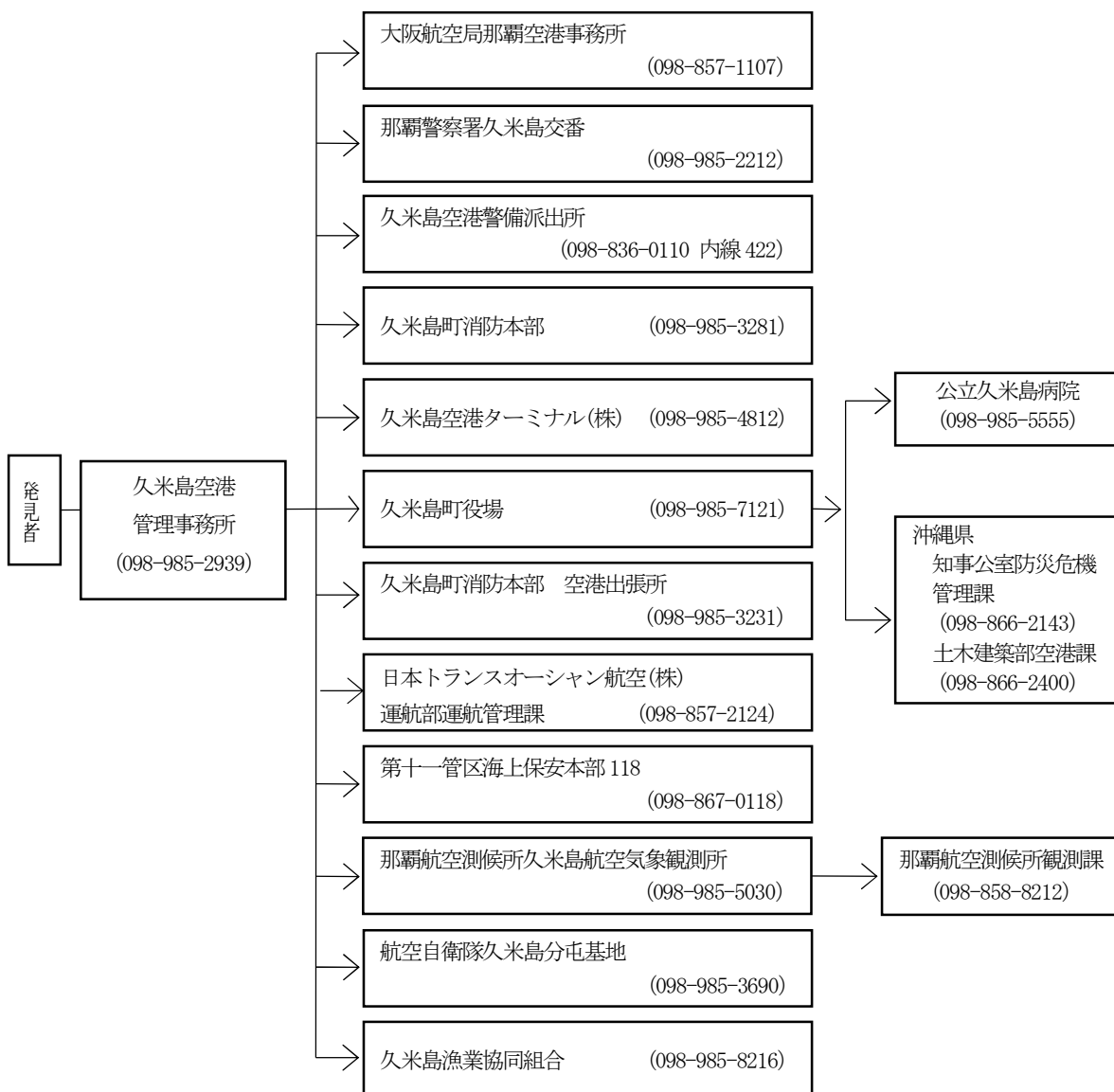
(4) 久米島空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

久米島空港消火救難隊

隊長：久米島空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・久米島空港管理事務所
消火救護班	・久米島空港管理事務所 ・久米島町消防本部（久米島町消防団）
警戒班	・那覇警察署久米島交番 ・久米島町役場
協力班	・公立久米島病院

緊急通報連絡系統図



(5) 南大東空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

南大東空港消火救難隊

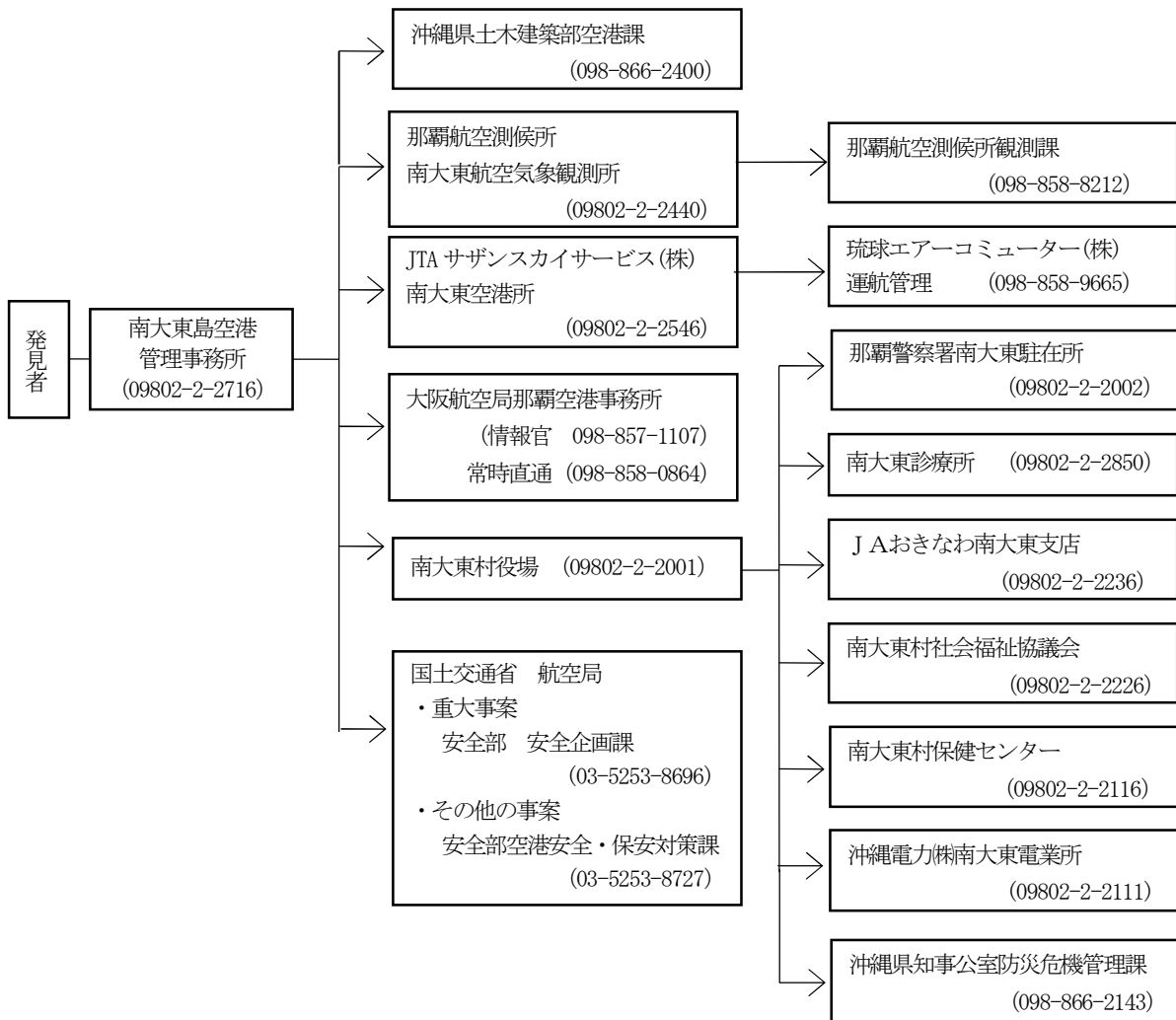
隊長：南大東空港管理事務所長

副隊長：南大東村消防団長

J T A サザンスカイサービス南大東空港所長

班名	構成機関
通報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>南大東空港管理事務所</li> <li>J T A サザンスカイサービス南大東空港営業所</li> <li>那覇航空測候所南大東航空気象観測所</li> </ul>
消火救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>南大東空港管理事務所</li> <li>南大東村消防団</li> <li>南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所</li> </ul>
警戒班	<ul style="list-style-type: none"> <li>那覇警察署南大東駐在所</li> </ul>
協力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>J A おきなわ南大東支店</li> <li>南大東村社会福祉協議会</li> </ul>

緊急通報連絡系統図



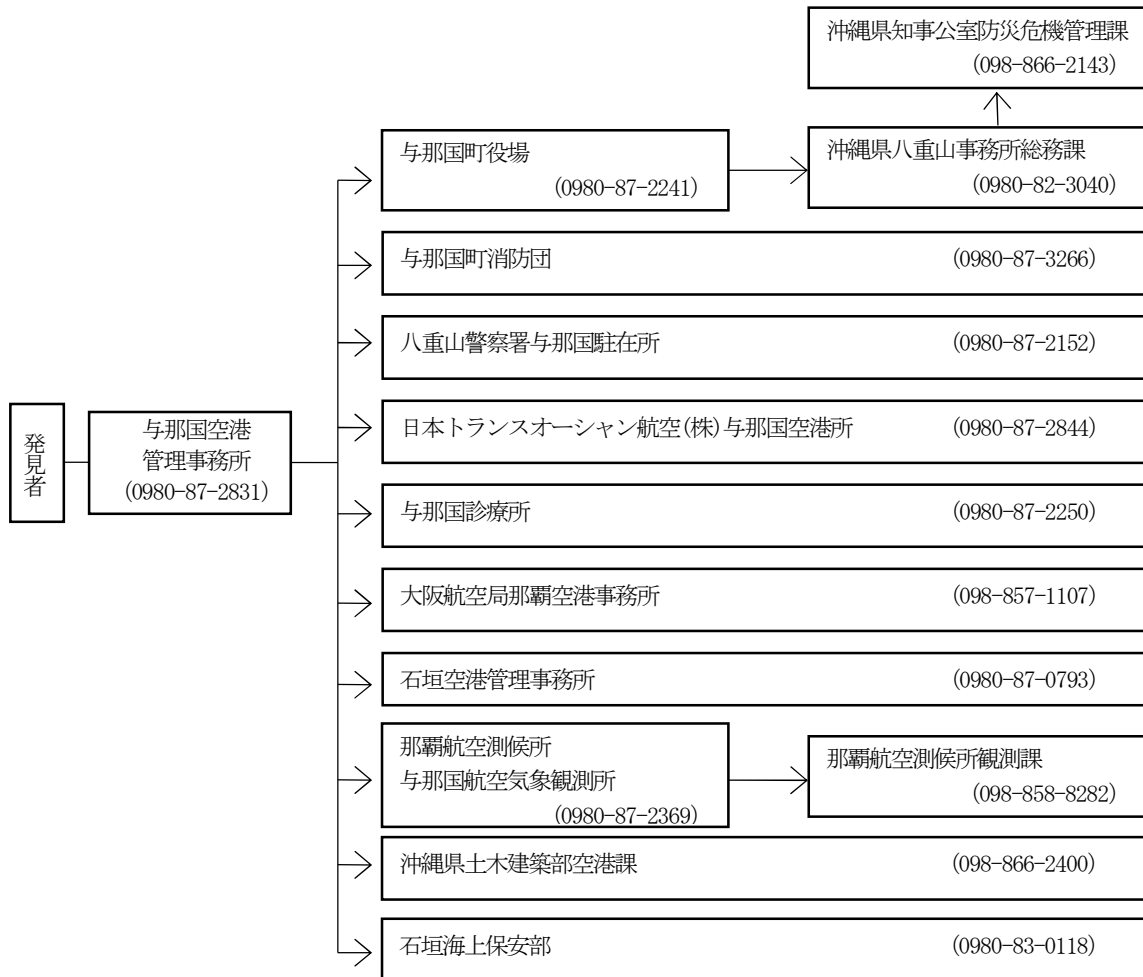
(6) 与那国空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

与那国空港消火救難隊

隊長：与那国町長

班名	構成機関
通報連絡班	・与那国空港管理事務所 ・日本トランスオーシャン航空(株)与那国空港所
消火救難班	・与那国町消防団 ・与那国診療所 ・日本トランスオーシャン航空(株)与那国空港所
警戒班	・八重山警察署与那国駐在所 ・空港ターミナル売店 ・与那国町役場 ・八重山ビル管理空港保安検査隊
協力班	・沖縄電力与那国電業所 ・沖縄地区税関石垣支署与那国監視署

緊急通報連絡系統図



(7) 多良間空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

多良間空港消防救難隊

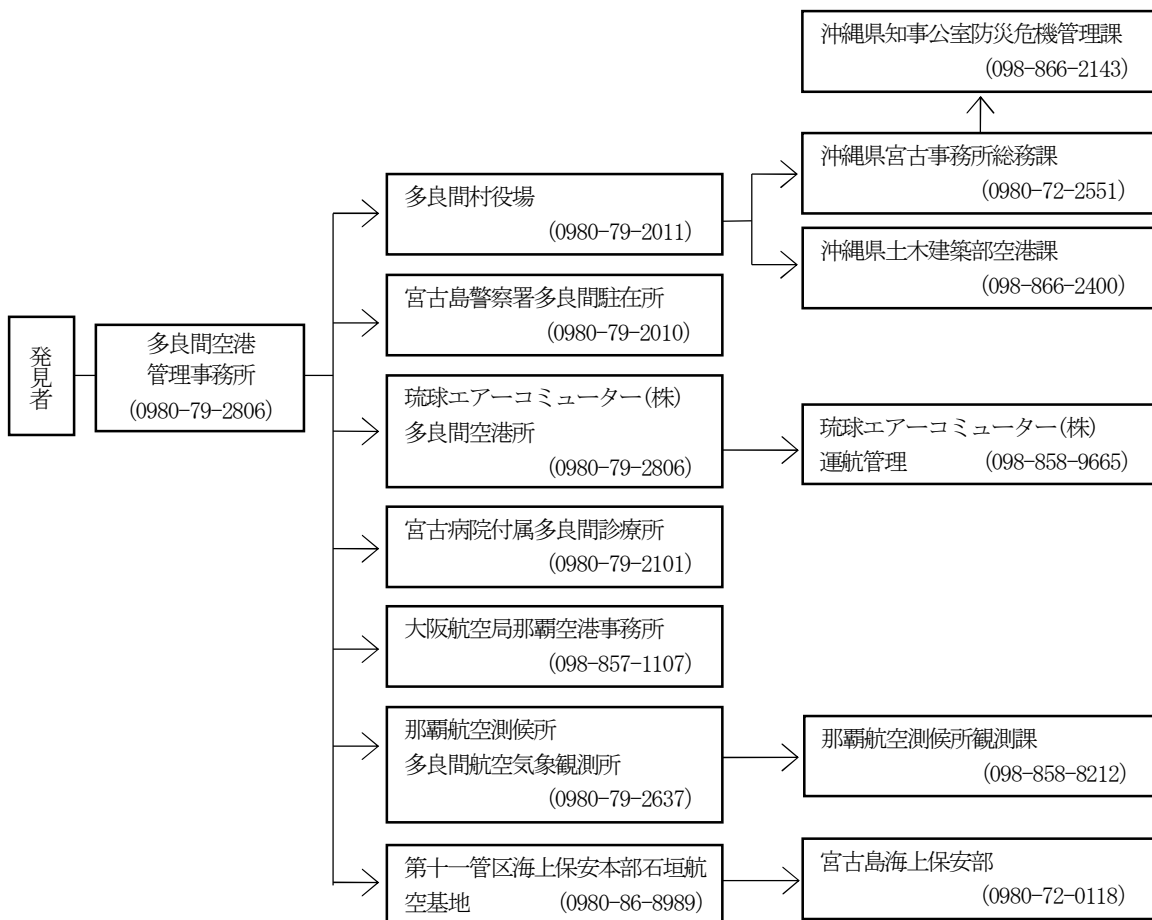
隊長：多良間村長

副隊長：多良間空港管理事務所長

琉球エアークommューター(株)多良間空港所長

班名	構成機関
通報連絡班	・多良間空港管理事務所 ・琉球エアークommューター(株)多良間空港所
消防救護班	・多良間村消防団 ・宮古病院附属多良間診療所
警戒班	・宮古島警察署多良間駐在所

緊急通報連絡系統図



(8) 北大東空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

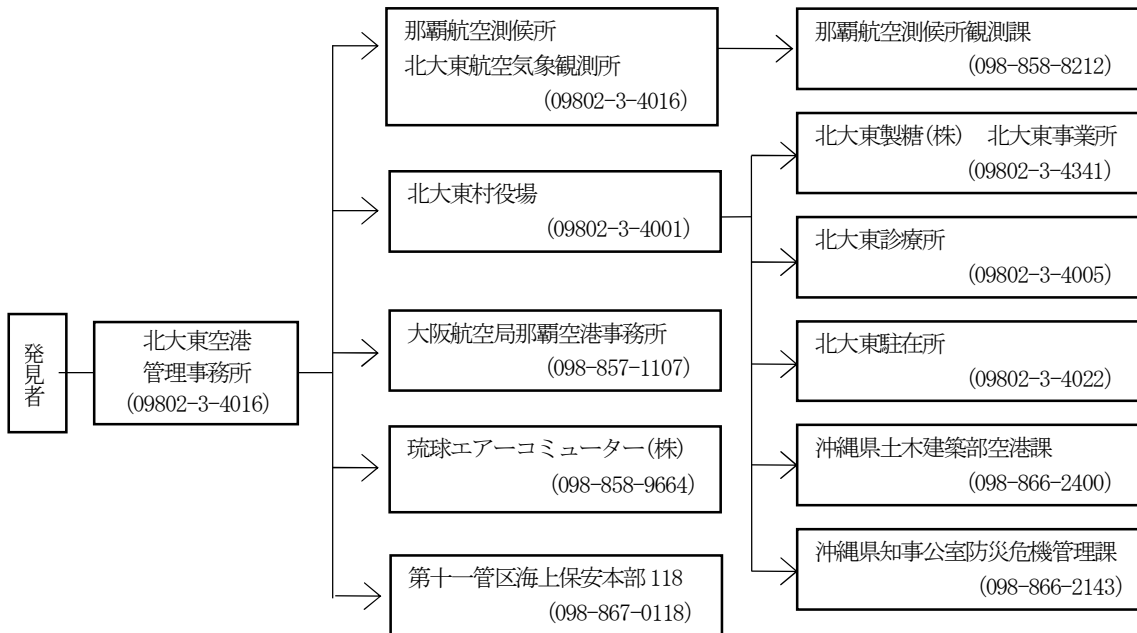
北大東空港消火救難隊

隊長：北大東村長

副隊長：北大東空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・北大東空港管理事務所 ・北大東村役場
消火救護班	・北大東村消防団 ・南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所
警戒班	・那覇警察署北大東駐在所

緊急通報連絡系統図





(9) 波照間空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

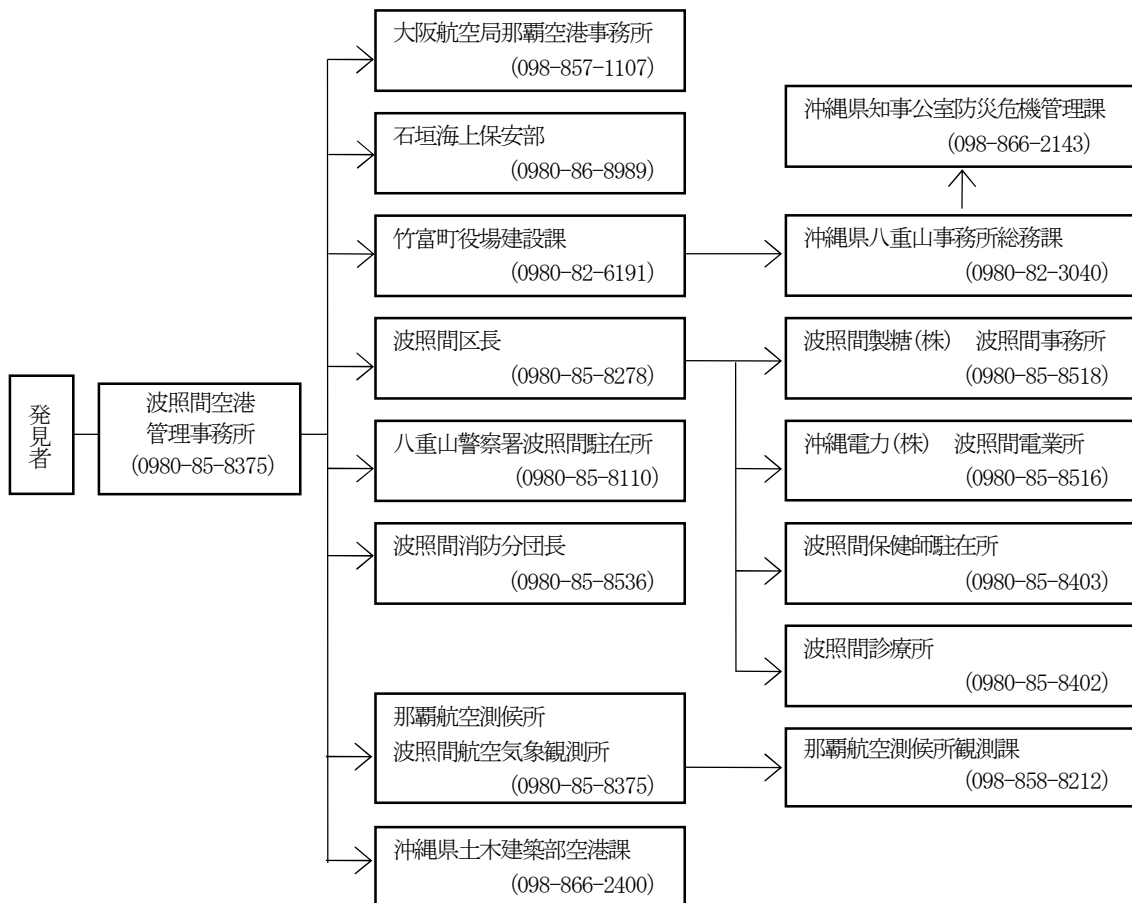
波照間空港消火救難隊

隊長：竹富町長

副隊長：波照間空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・波照間空港管理事務所
消火救護班	・波照間消防分団 ・県立八重山病院付属波照間診療所 ・波照間保健婦駐在所
警戒班	・八重山警察署波照間駐在所
協力班	・波照間製糖(株)波照間事業所 ・沖縄電力(株)波照間電業所

緊急通報連絡系統図



(10) 栗国空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

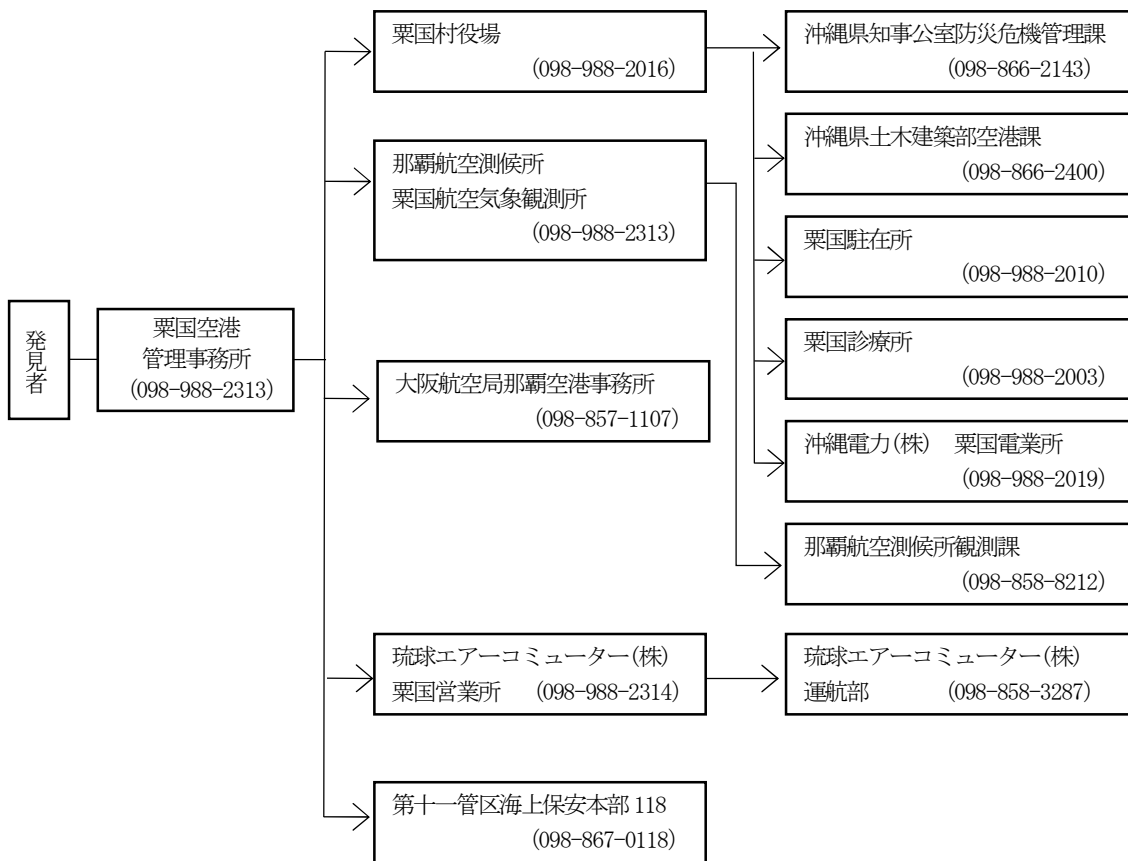
栗国空港消防救難隊

隊長：栗国村長

副隊長：栗国空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・栗国空港管理事務所 ・琉球エアークommューター(株)栗国営業所
消火救護班	・栗国村消防団 ・南部医療センター・こども医療センター附属栗国診療所
警戒班	・那覇警察署栗国駐在所
協力班	・栗国村青年会 ・沖縄電力(株)栗国電業所

緊急通報連絡系統図



(11) 慶良間空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

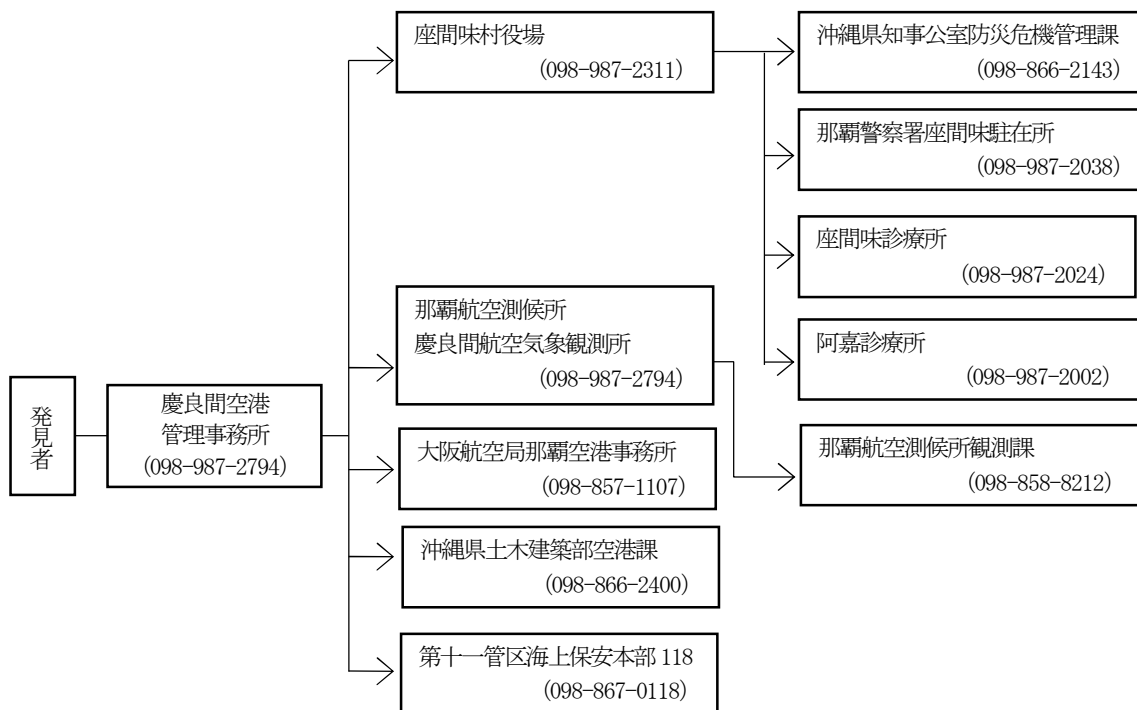
慶良間空港消火救難隊

隊長：座間味村長

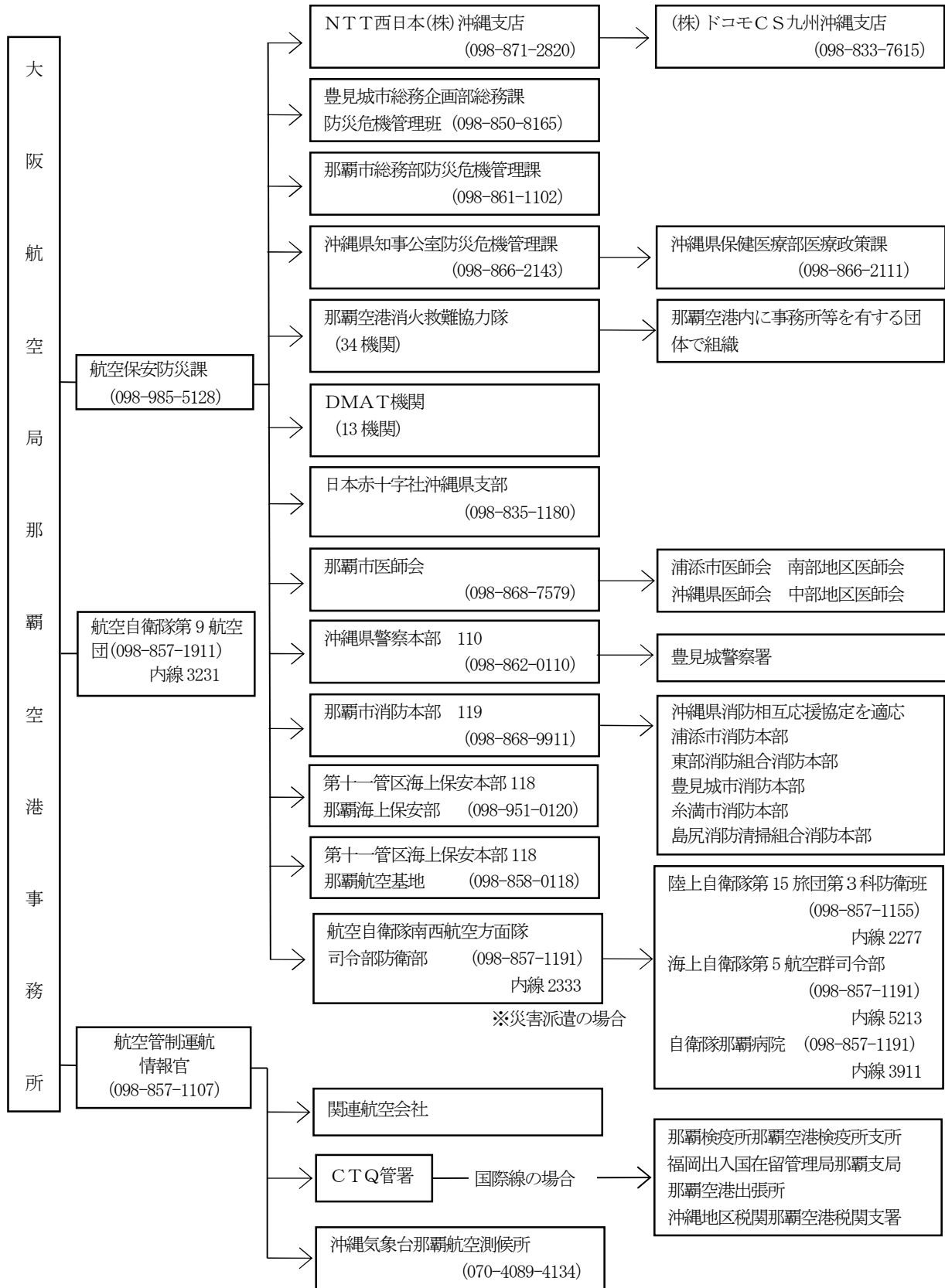
副隊長：慶良間空港管理事務所長

班名	構成機関
通報連絡班	・慶良間空港管理事務所
消火救護班	・座間味消防団 ・南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所
警戒班	・那覇警察署座間味駐在所

緊急通報連絡系統図

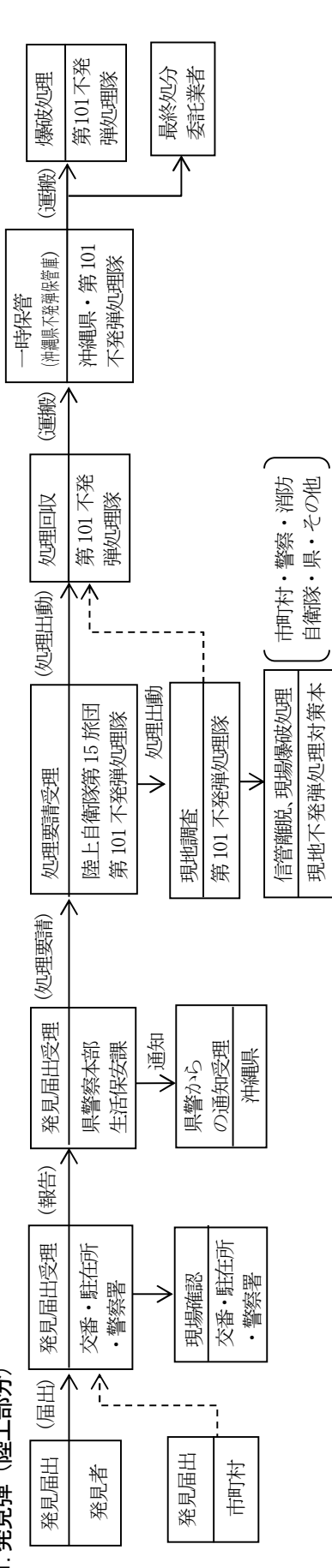


(12) 那覇空港災害緊急通報連絡系統図

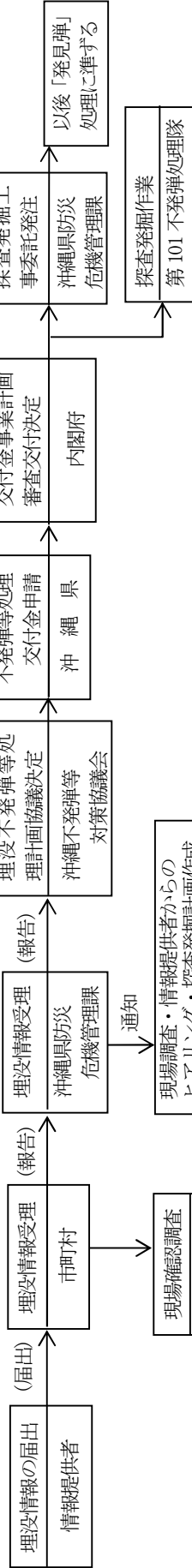


編末図一 7 不発弾処理業務の流れ

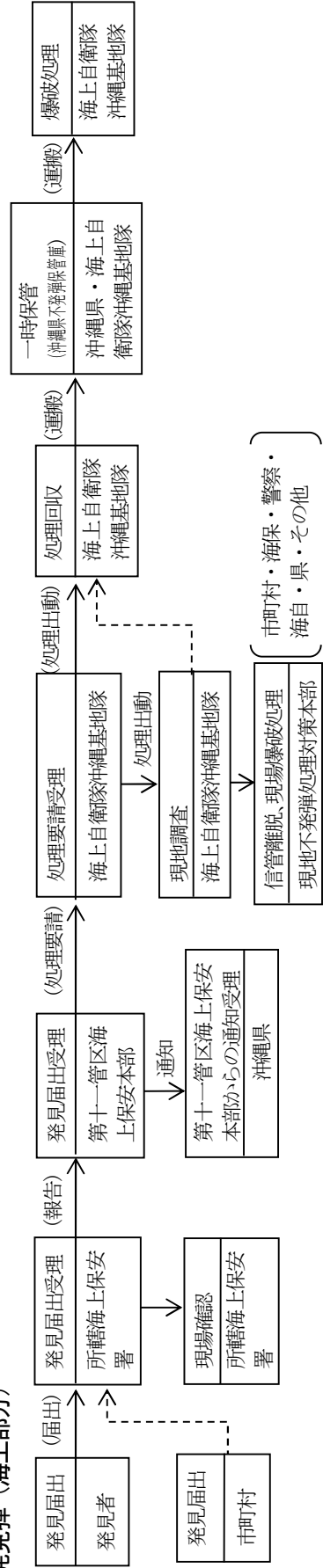
1. 発見弾 (陸上部分)



2. 埋没弾 (陸上部分)



3. 発見弾 (海上部分)



編末表－1 沖縄気象台管内警報発表基準

沖縄気象台管内 警報基準

発表官署	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域(市町村)	警報				暴風 (平均風速)	波浪 (有義波高)	高潮 (高潮位)	記録的短時間大雨 R1(mm)
					大雨		洪水					
					(浸水害)表面雨量指数	(土砂災害)土壌雨量指数	河川名	流域雨量指数				
沖縄気象台	沖縄本島地方	本島中南部	南部	那覇市	安里川	6.8	5.8	12	25 ※1	6.0 ※2	2.0	110
					国徳川	13.4	13.3	12				
					龍波川	11.2	-	-				
					安里川	10.2	8.1	24				
				牧港川	7.8	-	-					
				浦添市	小瀨川	7	-	-				
					安里川	7.9	6.8	12				
					宇地泊川	7.8	-	-				
					龍波川	11.7	-	-				
				糸満市	龍波川	9.6	8.6	11				
					国徳川	13.4	13.3	12				
					龍波川	11.2	-	-				
				豊見城市	長堂川	6.3	-	-				
					龍波川	4.2	4.1	11				
					龍波川	9.1	-	-				
				南城市	龍波川	7.1	-	-				
					長堂川	3.3	-	-				
					長堂川	4.9	-	-				
				西原町	小波津川	7.6	6.7	16				
					与那原町	23	197	-				
			南風原町	国徳川	7.8	-	-					
				長堂川	5.8	5.2	11					
				安里川	4.3	3.4	24					
			八重瀬町	龍波川	10	9	11					
				龍波川	9.1	-	-					
				龍波川	9.6	8.6	11					
			長堂川	長堂川	5.8	5.2	11					
				宜野湾市	25	190	普天間川	9.8	-	-		
				沖繩市	牧港川	11.2	-	-				
			宇地泊川		7.8	-	-					
			比謝川		9.6	9.5	10					
			中部	うるま市	白比川	5	4.8	10				
					与那原川	5.3	-	-				
					川崎川	4.5	-	-				
				読谷村	天願川	10.8	9.7	9				
					川崎川	5.6	-	-				
					比謝川	18	-	-				
				嘉手納町	長田川	8.8	-	-				
					比謝川	16.4	-	-				
				北谷町	白比川	6.8	6.1	11				
					普天間川	11	-	-				
			北中城村	白比川	5	4.8	10					
				普天間川	9.8	-	-					
			中城村	白比川	5	4.8	10					
				普天間川	9.8	-	-					
			慶良間・粟国諸島	渡嘉敷村	16	156	-	-	-			
				座間味村	16	217	-	-	-			
				粟国村	15	-	洪水警報は発表しない					
				渡名喜村	19	-	洪水警報は発表しない					
			伊是名・伊平屋	伊平屋村	21	193	-	-	-			
伊是名村	17	-		-	-	-						
本島北部	国頭地区	国頭村	奥川	8.7	-	-						
			辺野喜川	9	-	-						
			佐手川	7	-	-						
			与那川	8.5	-	-						
			比地川	11	9.9	9						
			田喜里川	7.6	-	-						
			奥徳川	5.9	-	-						
			善久川	9.8	-	-						
			安波川	13.9	-	-						
			安波川	13.9	-	-						
	大宜味村	田喜里川	7.6	-	-							
		大泉川	9.8	8.6	10							
		平勝川	6.6	-	-							
	東村	慶佐次川	7.3	-	-							
		福地川	12.9	-	-							
名護地区	名護市	源河川	10.6	-	-							
		羽地大川	9	-	-							
		我部指羽川	6	5.5	8							
		屋敷川	8.8	-	-							
		西屋敷川	7.4	-	-							
	大浦川	8.5	-	-								
	汀地川	10.8	9.7	8								
	今帰仁村	大井川	8.2	7.7	10							
		大井川	6.1	-	-							
	本部町	南名川	8.2	-	-							
大小岬川		7.7	-	-								
恩納・金武地区	伊江村	18	254	洪水警報は発表しない								
	恩納村	15	161	徳首川	5.9	5.8	7					
	宜野座村	16	168	宜野座福地川	8.1	-	-					
	金武町	20	224	徳首川	7.3	-	-					
久米島	久米島町	15	178	-	-	-						
	南大東島地方	12	-	洪水警報は発表しない								
大東島地方	北大東村	12	-	洪水警報は発表しない								
	宮古島地方	21	150	洪水警報は発表しない								
宮古島地方気象台	宮古島	21	150	洪水警報は発表しない								
	多良間島	40	-	洪水警報は発表しない								
石垣島地方気象台	八重山地方	石垣島地方	石垣市	喜原川	10.3	-	-					
				龍波川	6.2	-	-					
				名護川	9.4	-	-					
	竹富町	竹富町	14	157	仲間川	12.1	-	-				
		浦内川	14.6	-	-							
与那国島地方	与那国町	16	175	田原川	4	3.6	9					

令和2年8月6日現在

・「土壌雨量指数基準」は、該当する市町村内における最低値を示す。

・「流域雨量指数基準」は、10倍した基準値を記載している。

・洪水基準の空欄は、主要な河川は存在しないことを表している。

・記録的短時間大雨のR1は、1時間雨量(mm)を示す。

※1 陸上及び各市町村の面している海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。ただし、「渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、伊平屋村、伊是名村、久米島町」は陸上と海上に分けない。

※2 糸満市、国頭村、名護市は、2海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。その他の市町村は海域を分けない。

風水害等編 編末図表

編末表-2 沖縄気象台管内注意報発表基準

発表 官署	府県予報区	一次轄 分区域	市町村等存 在 ま と め た 地 域	沖縄気象台管内 注意報基準										注 意 報			
				大 雨		河川名	洪水			強風 [m/s] (平均風速)	波浪 [m] (有義波高)	高潮 [m] (高潮位)	雷	乾燥 <湿度> [AND]	濃霧 <視程> [OR]	低温 <気温>	霧 <気温>
				(浸水害) 表面 雨量 指数	(土砂災害) 土壌 雨量 指数		流域 雨量 指数	表面 雨量 指数	総合基準								
沖 縄 気 象 台	沖 縄 本 島 地 方	本 島 中 南 部	那覇市	安謝川	5.4	5.2	8	2.5 ※2	1.3	15 ※1	2.5 ※2	1.3	最小 50% 実効 60%	陸上 100m 海上 500m ※3	最低気温 5℃ 以下	最低気温 5℃ 以下	
				国徳川	8.4	7.5	12										
				綾波川	8.9	8.8	8										
			浦添市	安里川	8.1	7.3	8										
				牧港川	6.2	-	-										
				小湾川	5.6	-	-										
			糸満市	安謝川	6.3	6.1	8										
				宇地泊川	6.2	-	-										
			豊見城市	輪得川	9.3	9.2	8										
				綾波川	7.6	6.1	11										
				国徳川	8.4	7.5	12										
			南城市	綾波川	8.9	8.8	8										
				長望川	5	-	-										
				輪得川	3.3	3.2	7										
			西原町	雄穂川	7.2	-	-										
				綾波川	5.6	4.5	12										
				長望川	2.6	2.5	6										
			与那原町	牧港川	3.9	-	-										
				小波津川	6.1	5.6	12										
			南風原町	与那原町	1.3	1.3	-										
				国徳川	6.2	4.4	10										
		長望川		4.6	4.5	8											
		八重瀬町	安里川	3.4	3.1	8											
			輪得川	8	7.9	7											
			雄穂川	7.2	-	-											
		宜野湾市	綾波川	7.6	6.1	11											
			長望川	4.6	4.5	8											
			昔天間川	7.8	-	-											
		冲縄市	牧港川	8.9	-	-											
			宇地泊川	6.2	-	-											
			比謝川	7.6	7.5	10											
		うるま市	白比川	4	3.5	10											
			与那原川	4.2	-	-											
			川崎川	3.6	2.9	10											
		読谷村	天願川	8.2	8.1	6											
			川崎川	4.5	4.4	8											
			比謝川	14.4	11.5	10											
		嘉手納町	長田川	7	5.6	10											
			比謝川	13.1	-	-											
			白比川	5.4	4.3	9											
		北谷町	昔天間川	8.8	-	-											
			白比川	4	3.5	10											
			昔天間川	7.8	-	-											
		中城村	中城村	1.1	1.3	-											
			渡嘉敷村	1.2	1.0	-											
座間味村	1.2		1.5	-													
慶良間・ 粟国諸島	粟国村	9	182	洪水注意報は発表しない													
	渡名喜村	12	182	洪水注意報は発表しない													
	伊保名・ 伊平屋	伊保名村	14	135	-												
本 島 北 部	伊平屋	伊保名村	13	149	-												
	国頭地区	奥川	6.9	-	-												
		辺野喜川	7.2	-	-												
佐手川		5.6	-	-													
大宜味村	与那川	6.8	-	-													
	比地川	8.8	8.7	6													
	田舎里川	6	-	-													
東村	奥間川	4.7	-	-													
	昔久川	7.8	-	-													
	安波川	11.1	-	-													
名護地区	田舎里川	6	-	-													
	大俣川	7.8	7.7	9													
	平南川	5.2	-	-													
今帰仁村	慶佐次川	5.8	-	-													
	福地川	10.3	-	-													
	新川川	6	-	-													
本郷町	源河川	8.4	6.7	9													
	羽地大川	7.2	5.8	9													
	我部相河川	4.8	4.7	5													
伊江村	屋部川	7	6.9	5													
	西屋部川	5.9	5.8	5													
	大浦川	6.8	-	-													
本郷町	汀間川	8.6	6.9	8													
	大井川	6.5	6.4	9													
	大井川	4.8	-	-													
伊江村	瀬名川	6.5	6.4	7													
	大小堀川	6.1	-	-													
	伊江村	8	177	洪水注意報は発表しない													
恩納・ 金武地区	恩納村	9	112	徳首川	4.7	4.6	5										
	宜野座村	12	117	宜野座福地川	6.4	-	-										
	金武町	12	156	徳首川	5.6	-	-										
久米島	久米島町	10	124	-	-	-	-										
	南大東島 地方気象台	南大東村	7	-	洪水注意報は発表しない												
	北大東村	7	-	洪水注意報は発表しない													
宮古島 地方気象台	宮古島 地方	宮古島	9	120	洪水注意報は発表しない												
	多良間島	多良間村	23	-	洪水注意報は発表しない												
	石垣島 地方気象台	石垣島 地方	石垣市	11	84	宮良川	8.2	-	-								
石垣市		石垣市	11	84	雄穂川	4.9	-	-									
竹富町		竹富町	10	125	名蔵川	7.5	-	-									
与那国島 地方	与那国島 地方	与那国町	12	140	新川川	5.6	5.4	5									
	竹富町	竹富町	10	125	仲間川	9.6	-	-									
	与那国町	与那国町	12	140	浦内川	11.6	-	-									

・「土壌雨量指数基準」は、該当する市町村内における最低値を示す。  
 ・「流域雨量指数基準」は、10倍した基準値を記載している。  
 ・洪水基準の空欄は、主要な河川は存在しないことを表している。  
 ※1 陸上及び各市町村の面している海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。ただし、「渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、伊平屋村、伊保名村、久米島町」は陸上と海上に分けない。  
 ※2 糸満市、国頭村、名護市は、2海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。その他の市町村は海域を分けない。  
 ※3 海上とは各市町村の面している海域(東シナ海側、太平洋側)の値である。ただし、「渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、伊平屋村、伊保名村、久米島町」は海域を分けて海上とする。

令和2年8月6日現在

# 巻末図表

## 地震・津波編及び風水害等編に共通する図表

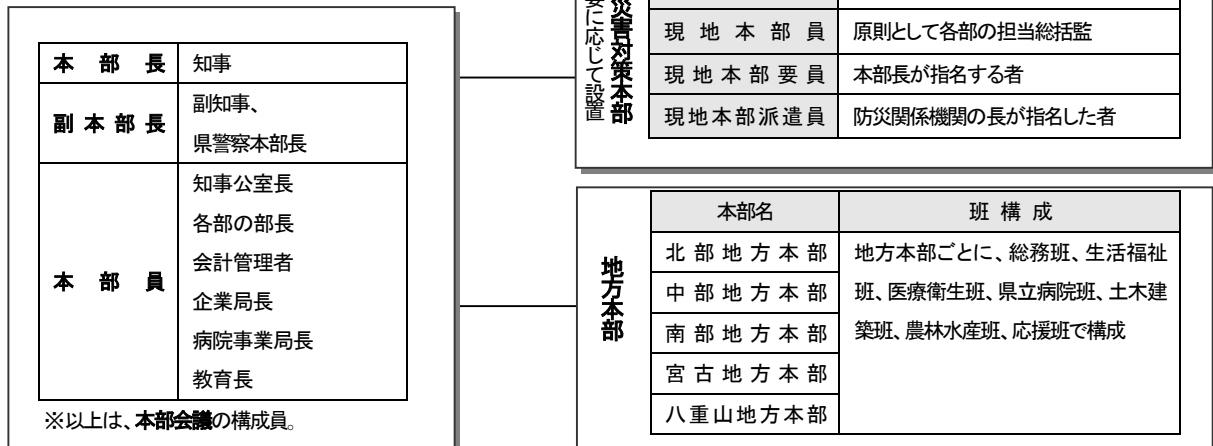
- 巻末図－1 沖縄県災害対策本部組織図
- 巻末図－2 職員の配備体制のながれ
- 巻末図－3 災害情報連絡系統図
- 巻末図－4 自衛隊の災害派遣要請系統図
- 巻末図－5 危険物等災害時の通報連絡系統図
  
- 巻末表－1 沖縄県災害対策本部の部名、部長及び副部長
- 巻末表－2 沖縄県災害対策地方本部名称、設置場所、構成機関及び所管区域
- 巻末表－3 現地災害対策本部の構成及び所掌事務
- 巻末表－4 沖縄県災害対策本部事務分掌
- 巻末表－5 沖縄県災害対策本部教育部事務分掌
- 巻末表－6 沖縄県災害対策本部警察部事務分掌
- 巻末表－7 災害対策要員配備体制
- 巻末表－8 防災関係機関の収集情報・連絡系統
- 巻末表－9 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧





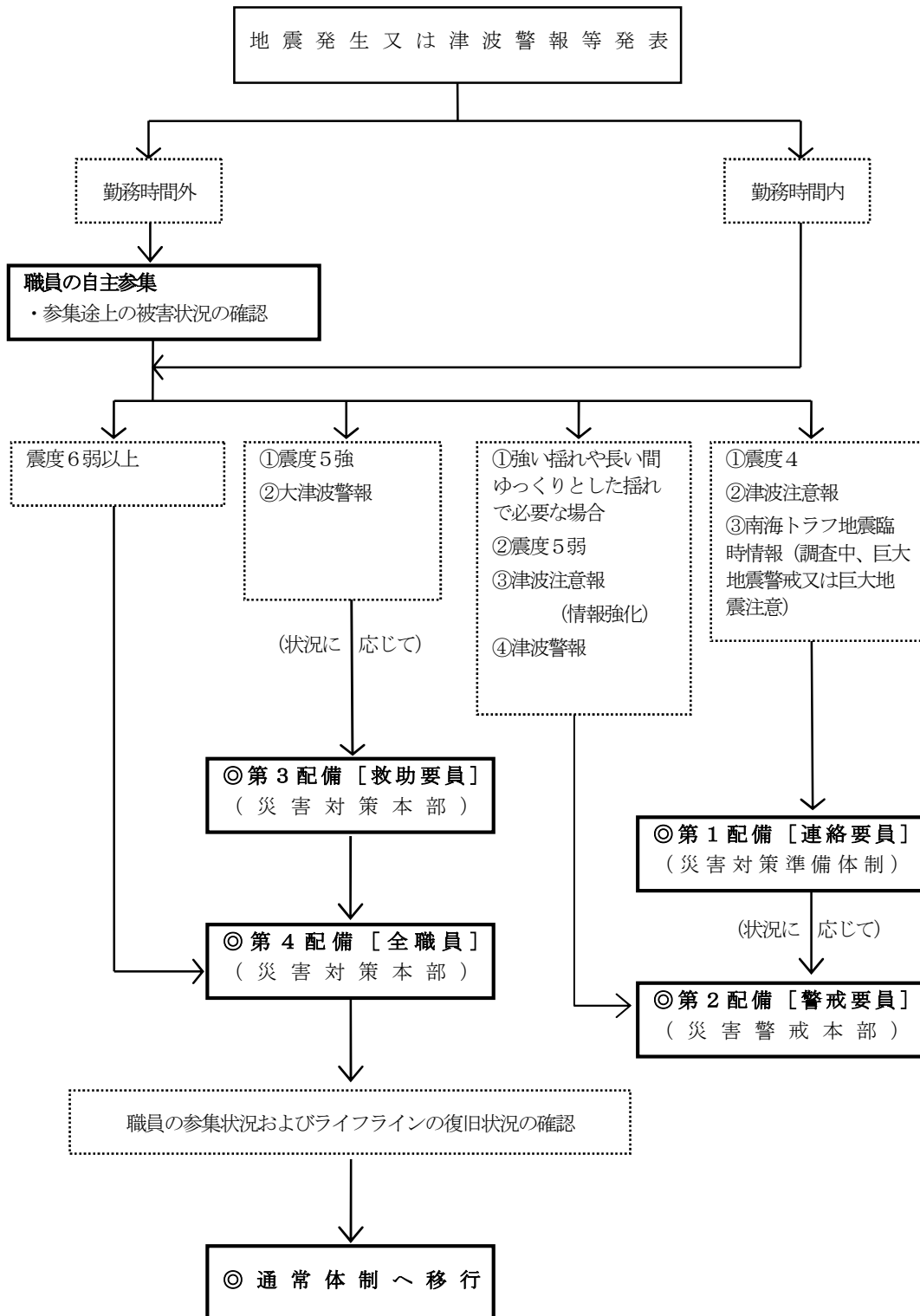
巻末図表

巻末図－1 沖縄県災害対策本部組織図



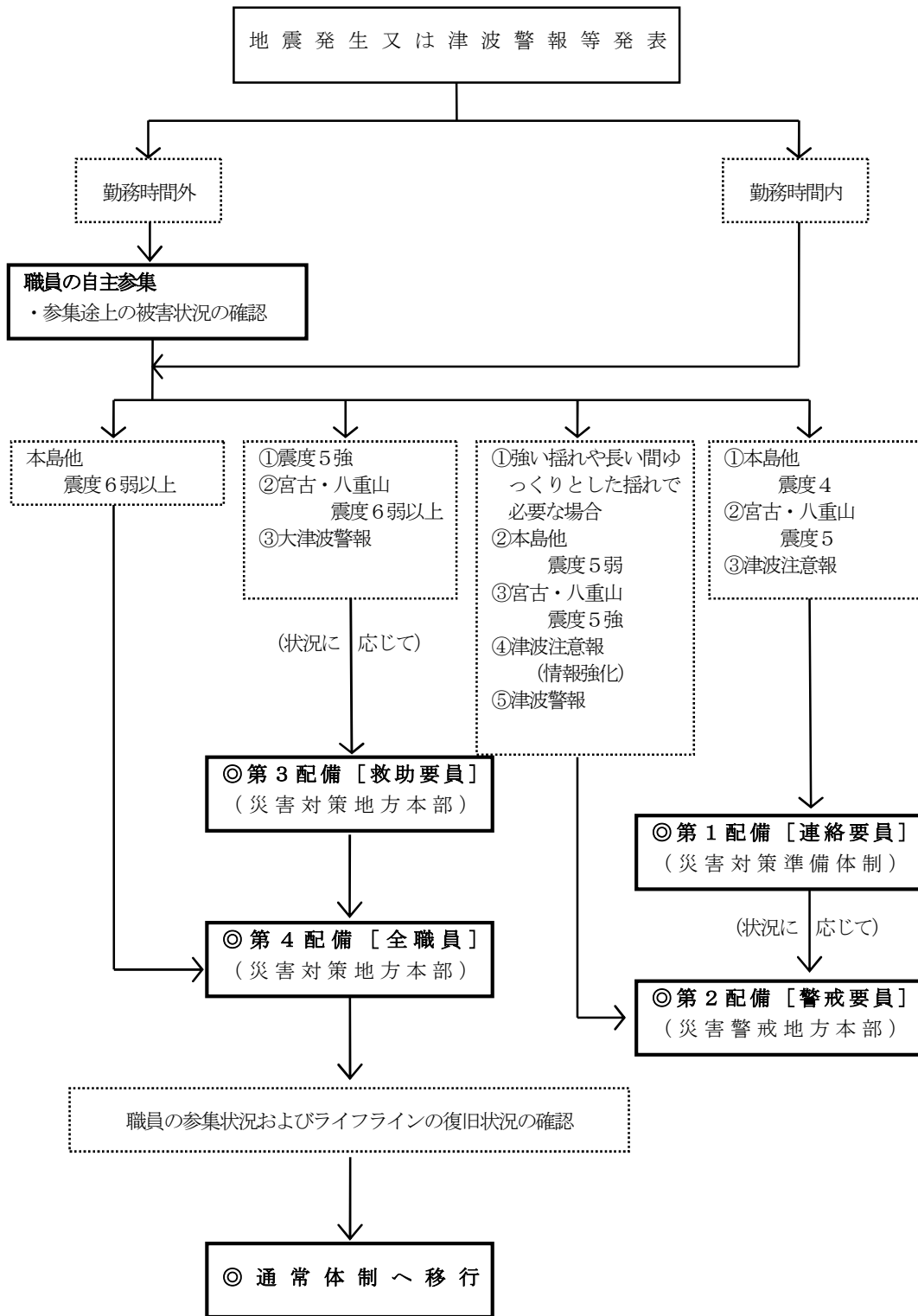
部及び班	
部名	班構成
総括情報部	総括情報班、連絡調整班
知事公室部	知事公室総務班、広報班、基地対策班、辺野古新基地建設問題対策班
総務部	総務班、人事班、職員厚生班、財政班、税務班、管財班、行政管理班、東京連絡班
企画部	企画総務班、交通政策班、土地対策班、統計班、科学技術振興班、総合情報政策班、地域・離島班、市町村班
環境部	環境総務班、環境保全班、環境整備班、自然保護班、環境再生班
子ども生活福祉部	子ども生活福祉総務班、高齢者福祉介護班、青少年・子ども家庭班、子ども未来政策班、子育て支援班、障害福祉班、消費・くらし安全班、平和援護・男女参画班
保健医療部	保健医療総務班、医療政策班、健康長寿班、地域保健班、衛生業務班、国民健康保険班
農林水産部	農林水産総務班、流通・加工推進班、農政経済班、営農支援班、園芸振興班、糖業農産班、畜産班、村づくり計画班、農地農村整備班、森林管理班、水産班、漁港漁場班
商工労働部	商工労働総務班、アジア経済戦略班、ものづくり振興班、中小企業支援班、企業立地推進班、情報産業振興班、雇用政策班、労政政策班
文化観光スポーツ部	文化観光総務班、観光振興班、MICE推進班、文化振興班、空手振興班、スポーツ振興班、交流推進班
土木建築部	土木総務班、技術・建設業班、用地班、道路街路班、道路管理班、河川班、海岸防災班、港湾班、空港班、都市計画・モノレール班、下水道班、建築指導班、住宅班、施設建築班
出納部	出納総務班、物品管理班
企業部	企業総務班、配水管理班、建設班
病院事業部	県立病院班
教育部	総務班、教育支援班、施設班、学校人事班、県立学校教育班、義務教育班、保健体育班、生涯学習振興班、文化財班、教育事務所班
警察部	
監査委員会部	監査班
労働委員会部	調整審査班
人事委員会部	人事委員会総務班、職員班
議会部	議会事務局総務班、議事班、政務調査班

巻末図－2 職員の配備体制のながれ



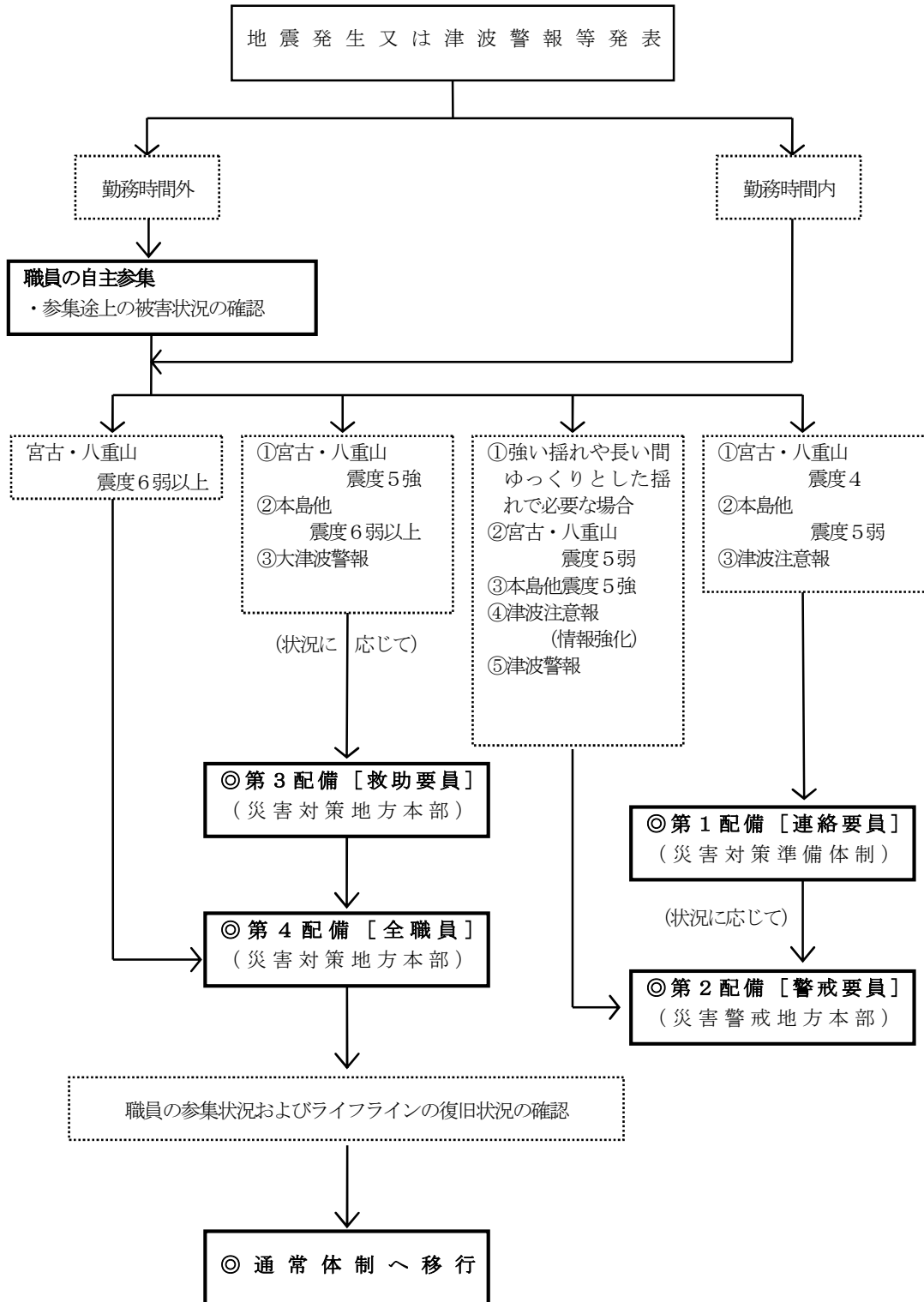
【職員の配備体制のながれ① (本庁勤務職員)】

巻末図表



【職員の配備体制のながれ②（北部・中部・南部地方本部所属機関勤務職員）】

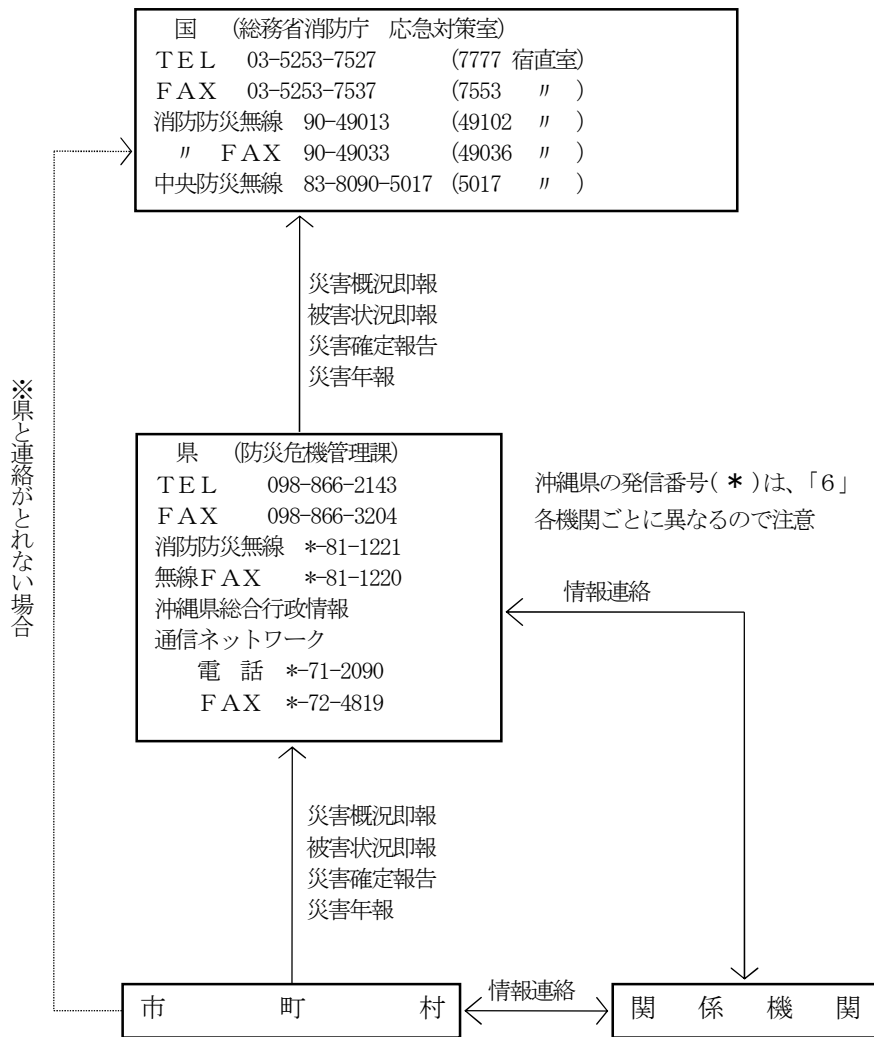
巻末図表



【職員の配備体制のながれ③（宮古・八重山地方本部所属機関勤務職員）】

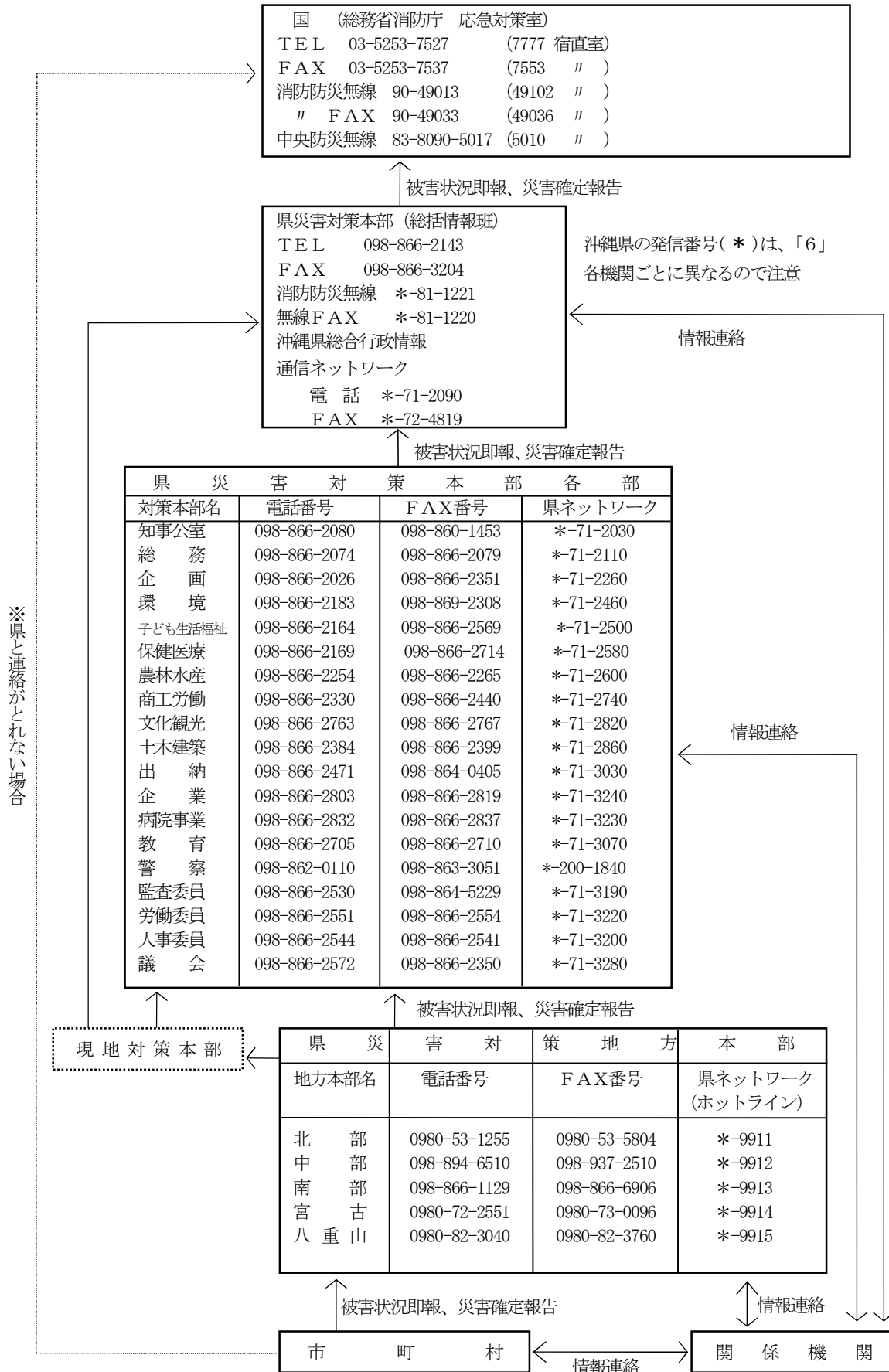
巻末図表

巻末図-3 災害情報連絡系統図



【県災害対策本部未設置時】

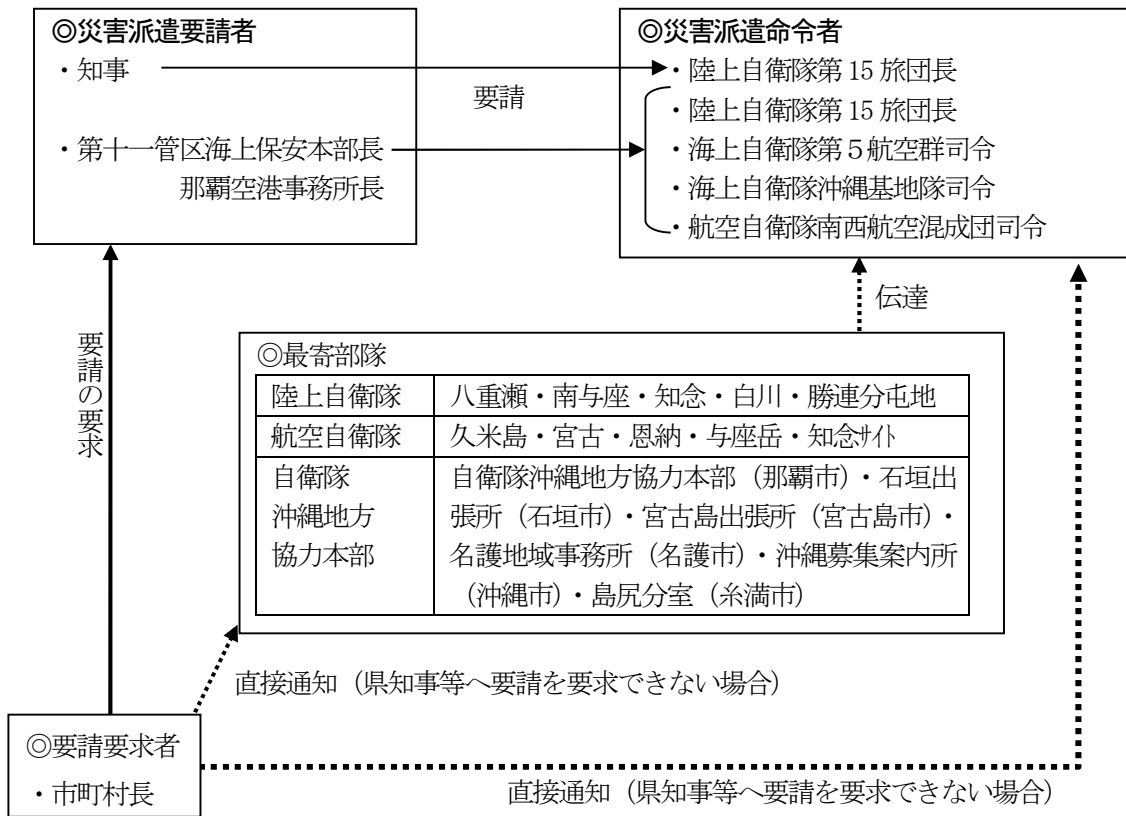
巻末図表



【県災害対策本部設置時】

巻末図表

巻末図－4 自衛隊の災害派遣要請系統図



- (1) 最寄りの部隊の住所及び通報先……………付表
- (2) 緊急時における通報を実施した市町村等は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

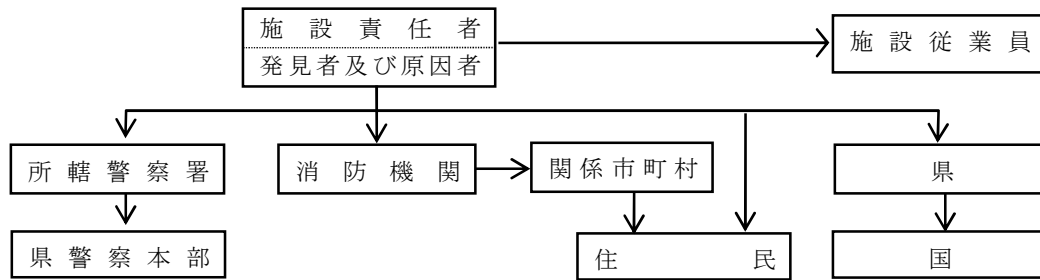
付表 最寄り部隊の住所

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457	
自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942	
自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742	
自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市大西 1-21-27	0980-52-4064	
自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608	
自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1 F	098-992-4141	

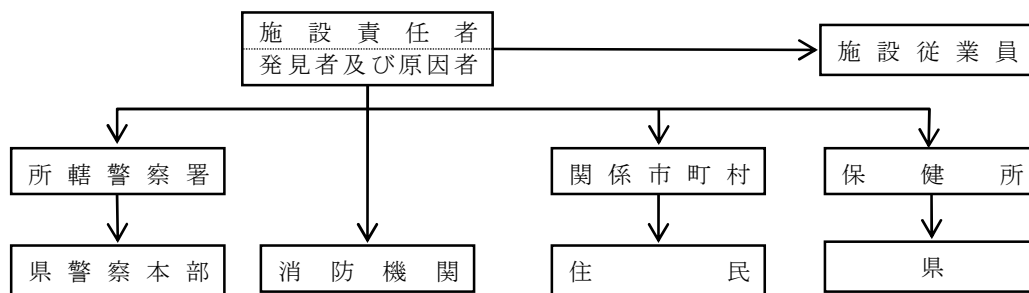


巻末図－5 危険物等災害の通報連絡系統図

1. 石油類、高圧ガス類、火薬類



2. 毒物劇物



巻末図表

巻末表－１ 沖縄県災害対策本部の部、部長及び副部長

(沖縄県災害対策本部。令和３年４月１日)

部 名	部 長	副部長
総括情報部	知事公室長	秘書防災統括監
知事公室部	知事公室長	基地対策統括監
総務部	総務部長	総務統括監
企画部	企画部長	企画調整統括監
環境部	環境部長	環境企画統括監
子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監
保健医療部及び 沖縄県災害医療本部	保健医療部長	医療企画統括監 保健衛生統括監
農林水産部	農林水産部長	農政企画統括監
商工労働部	商工労働部長	産業振興統括監
文化観光スポーツ部	文化観光スポーツ部長	観光政策統括監
土木建築部	土木建築部長	土木企画統括監
出納部	会計管理者	会計課長
企業部	企業局長	企業企画統括監
病院事業部	病院事業局長	病院事業統括監
教育部	教育長	教育管理統括監
警察部	警察本部長	警備部長 交通部長
監査委員部	監査委員事務局長	監査課長
労働委員会部	労働委員会事務局長	調整審査課長
人事委員会部	人事委員会事務局長	人事委員会事務局総務課長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長

巻末図表

巻末表－２ 沖縄県災害対策地方本部名称、設置場所、構成機関及び所管区域

(沖縄県災害対策本部運営要綱。令和3年4月1日)

名称及び設置場所	地方本部長及び地方副本部長	管轄区域	構成機関	班名及び班長名
沖縄県災害対策北部地方本部  北部合同庁舎 (名護市)	地方本部長 北部土木事務所長  地方副本部長 北部農林水産振興センター所長 北部保健所長	北部土木事務所 の管轄区域	北部土木事務所 北部福祉事務所 北部保健所 北部農林水産振興センター 県立北部病院 名護県税事務所 その他北部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 北部土木事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉事務所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 県立病院班 班長 県立北部病院長 土木建築班 班長 北部土木事務所長 農林水産班 班長 北部農林水産振興センター所長 応援班 班長 名護県税事務所長
沖縄県災害対策中部地方本部  中部合同庁舎 (沖縄市)	地方本部長 中部土木事務所長  地方副本部長 中部農林土木事務所長 中部保健所長	中部土木事務所 の管轄区域	中部土木事務所 中部福祉事務所 中部保健所 中部農林土木事務所 中部農業改良普及センター 県立中部病院 コザ県税事務所 その他中部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 中部土木事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉事務所長 医療衛生班 班長 中部保健所長 県立病院班 班長 県立中部病院長 土木建築班 班長 中部土木事務所長 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長 応援班 班長 コザ県税事務所長
沖縄県災害対策南部地方本部  南部合同庁舎 (那覇市)	地方本部長 南部土木事務所長  地方副本部長 南部農林土木事務所長 南部保健所長	南部土木事務所 の管轄区域	南部土木事務所 南部福祉事務所 南部保健所 南部農林土木事務所 南部農業改良普及センター 南部林業事務所 南部医療センター・こども医療センター 那覇県税事務所 その他南部土木事務所管内に所在する出先機関	総括班 班長 南部土木事務所長 生活福祉班 班長 南部福祉事務所長 医療衛生班 班長 南部保健所長 県立病院班 班長 南部医療センター・こども医療センター院長 土木建築班 班長 南部土木事務所長 農林水産班

巻末図表

				班長 南部農林土木事務所 長 応援班 班長 那覇県税事務所長
沖縄県災害対 策宮古地方本 部  宮古合同庁舎 (宮古島市)	地方本部長 宮古事務所長  地方副本部長 宮古事務所総務 課長 宮古保健所長	宮古事務所の 管轄区域	宮古事務所 宮古福祉事務所 宮古保健所 宮古農林水産振興セ ンター 宮古土木事務所 県立宮古病院 その他宮古事務所管 内に所在する出先機 関	総括班 班長 宮古事務所総務課長 生活福祉班 班長 宮古福祉事務所長 医療衛生班 班長 宮古保健所長 県立病院班 班長 県立宮古病院長 土木建築班 班長 宮古土木事務所長 農林水産班 班長 宮古農林水産振興セ ンター所長  応援班 班長 宮古事務所県税課長
沖縄県災害対 策八重山地方 本部  八重山合同庁 舎 (石垣市)	地方本部長 八重山事務所長  地方副本部長 八重山事務所総 務課長 八重山保健所長	八重山事務所 の管轄区域	八重山事務所 八重山福祉事務所 八重山保健所 八重山農林水産振興 センター 八重山土木事務所 県立八重山病院 その他八重山事務所 管内に所在する出先 機関	総括班 班長 八重山事務所総務課 長 生活福祉班 班長 八重山福祉事務所長 医療衛生班 班長 八重山保健所長 県立病院班 班長 県立八重山病院長 土木建築班 班長 八重山土木事務所長 農林水産班 班長 八重山農林水産振興 センター所長  応援班 班長 八重山事務所県税課 長

(地方本部各班の役割)

班 名	基本的役割
総括班	地方本部の総括に関すること。
生活福祉班	生活支援に関すること。
医療衛生班	医療及び衛生並びに地域災害医療本部の運営に関すること。
県立病院班	医療に関すること。
土木建築班	土木関係対策に関すること。
農林水産班	農林水産関係対策に関すること。
応援班	他班の応援に関すること。

巻末図表

巻末表－３ 現地災害対策本部の構成及び所掌事務

区 分	内 容
構 成	現 地 本 部 長 原則として副知事 現 地 本 部 員 原則として各部の担当統括監 現 地 本 部 要 員 本部長が指名する者 現 地 本 部 派 遣 員 防災関係機関の長が指名した者
所掌事務	1 被害状況、復旧状況の情報分析に関すること 2 市町村、関係機関との連絡調整に関すること 3 現場部隊の役割分担及び調整に関すること 4 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること 5 本部長の指示による応急対策の推進に関すること 6 各種相談業務の実施に関すること 7 その他緊急を要する応急対策の実施に関すること
設置場所	災害現地又は県出先機関あるいは市町村庁舎
要員等の輸送方法	航空機保有防災機関へ輸送を依頼する

巻末図表

巻末表－４ 沖縄県災害対策本部事務分掌

(沖縄県災害対策本部運営要綱。令和３年４月１日)

部名	班名及び班長	分掌事務
総括情報部	総括班 班長 防災危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置及び廃止に関すること。</li> <li>2 防災関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 地方本部との連絡調整に関すること。</li> <li>4 各部の分掌事務の調整に関すること。</li> <li>5 本部の庶務に関すること。</li> <li>6 被災市町村への指導、助言及び応援に関すること。</li> <li>7 災害情報等の収集及び伝達に関すること。</li> <li>8 災害現地視察調査に関すること。</li> <li>9 被害調査書の作成及び配布に関すること。</li> <li>10 非常通信の運用に関すること。</li> <li>11 自衛隊への災害派遣要請に関すること。</li> <li>12 広域応援要請に関すること。</li> <li>13 市町村長又は消防長に対する災害防衛活動の指示に関すること。</li> <li>14 消防庁への災害報告及び国との連絡調整に関すること。</li> <li>15 国等からの災害調査団の受入れの総括に関すること。</li> <li>16 災害時における危険物等の保安に関すること。</li> <li>17 各部間の連絡調整に関すること。</li> <li>18 各部への本部決定事項の伝達に関すること。</li> </ol>
知事公室部	知事公室総務班 班長 秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関すること。</li> <li>3 本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。</li> <li>4 国の災害対策本部長等の対応に関すること。</li> </ol>
	広報班 班長 広報課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関するテレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。</li> <li>2 災害写真の撮影、収集及び収録に関すること。</li> <li>3 記者発表に関すること。</li> </ol>
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携にかかる連絡に関すること。
	辺野古新基地建設問題対策班 班長 辺野古新基地建設問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
総務部	総務班 班長 総務私学課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関すること。</li> <li>3 東京連絡班との連絡に関すること。</li> <li>4 災害関係文書の收受及び発送に関すること。</li> <li>5 災害関係資料等の印刷に関すること。</li> <li>6 私立学校及び私学関係団体との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	人事班 班長 人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関係職員の服務及び動員に関すること。</li> <li>2 災害対策基本法第 29 条第 1 項の規定に基づく職員の派遣要請及び第 31 条の規定に基づく職員のあっせん要求に関するこ</li> </ol>

巻末図表

		と。
職員厚生班 班長 職員厚生課長		1 災害応急対策に従事する職員の公務災害に関すること。 2 職員の健康管理に関すること。 3 被災職員に対する諸給付金及び貸付けに関すること。
財政班 班長 財政課長		1 災害対策費の資金計画に関すること。 2 災害応急対策及び復旧対策の財源措置に関すること。 3 県議会に提案する事項に係る議会事務局との連絡調整に関すること。
税務班 班長 税務課長		1 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免に関すること。 2 被災市町村の納税者に対する県税に係る納入期限の延期に関すること。
管財班 班長 管財課長		1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 2 県有財産の被害調査及び災害対策に関すること。 3 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。 4 その他本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関すること。
行政管理班 班長 行政管理課長		1 臨時の組織又は職の設置に関すること。 2 臨時の権限の配分に関すること。
東京連絡班 班長 東京事務所長		国会及び政府機関との連絡調整並びにこれらの機関に対する資料配布に関すること。
企 画 部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	交通政策班 班長 交通政策課長	災害時における交通体系の連絡調整に関すること。
	県土・跡地利用対策班 班長 県土・跡地利用対策課長	災害時における開発区域の保全に関すること。
	統計班 班長 統計課長	災害統計に関すること。
	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	デジタル社会推進班 班長 デジタル社会推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	情報基盤整備班 班長 情報基盤整備課長	1 防災行政無線による通信の確保に関すること。 2 庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び発信に係る指導に関すること。
	地域・離島班 班長 地域・離島課長	1 水の需要及び供給についての連絡調整に関すること。 2 災害時における地域離島の振興対策に関すること。
環 境	市町村班 班長 市町村課長	1 被災市町村の行政指導に関すること。 2 被災市町村の特別交付税及び災害復旧資金に関すること。
	環境総務班 班長 環境政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 環境の総合対策に関すること。
	環境保全班 班長 環境保全課長	1 公害の調査及び対策に関すること。 2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関する

巻末図表

部		こと。
	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関すること。
	自然保護班 班長 自然保護課長	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 動物の保護及び収容に関すること。
	環境再生班 班長 環境再生課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
子ども生活福祉部	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害派遣福祉チームに関すること。
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 災害時における老人福祉に関すること。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	保護・援護課 班長 保護・援護課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	1 災害時における青少年対策に関すること。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	消費・くらし安全班 班長 消費・くらし安全課長	1 災害救助法の適用に関すること。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関すること。 4 災害時における消費生活の総合調整に関すること。 5 ボランティア総合窓口の設置に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。 7 生活再建支援に関すること。 8 災害時における交通安全対策に関すること。
	女性力・平和推進班 班長 女性力・平和推進課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。
	保健医療部	保健医療総務班 班長 保健医療総務課長
医療政策班 班長 医療政策課長		1 沖縄県災害医療本部の設置及び運営に関すること。 2 災害時における医療に関すること。 3 医療関係施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。 4 防災計画に基づく救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。 5 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。
健康長寿班 班長 健康長寿課長		避難住民等に対する健康相談、指導等に関すること。



巻末図表

	地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における保健衛生対策に関する事。 2 災害派遣精神医療チームに関する事。 3 災害時における助産に関する事。
	感染症対策班 班長 感染症対策課長	災害時における感染症対策に関する事。
	衛生薬務班 班長 衛生薬務課長	1 災害時の食品衛生に関する事。 2 水道及び生活衛生関係営業施設の被害調査に関する事。 3 飲料水の供給に関する事。 4 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関する事。 5 災害時における死体の埋葬処理に関する事。 6 災害時における医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。 7 薬務関係施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 8 災害時における毒物及び劇物に関する事。
	国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料(国民健康保険税を含む。)及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。
農 林 水 産 部	農林水産総務班 班長 農林水産総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 農業関係の被害調査の取りまとめに関する事。
	流通・加工推進班 班長 流通・加工推進課長	1 応急措置の用に供する副食物(農産物に限る。)の流通対策及び確保に関する事。 2 卸売市場との連絡調整に関する事。 3 主食の確保に関する事。
	農政経済班 班長 農政経済課長	1 農業協同組合の共同利用施設の被害調査に関する事。 2 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。 3 被害農家等に対する農業災害資金に関する事。
	営農支援班 班長 営農支援課長	1 農作物の病虫害防除に関する事。 2 被災農家に対する生活指導に関する事。 3 農業の被害調査及び防災指導(農地、農業用施設及び農地海岸保全施設に関するものを除く。)に関する事。
	園芸振興班 班長 園芸振興課長	所管の応急措置の用に供する農作物の種苗の補給に関する事。
	糖業農産班 班長 糖業農産課長	1 農作物の技術対策及び指導に関する事。 2 災害時における農業災害補償に関する事。
	畜産班 班長 畜産課長	1 家畜伝染病の防疫に関する事。 2 家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関する事。
	村づくり計画班 班長 村づくり計画課長	農山村地域における災害応急対策及び被害調査に関する事。
	農地農村整備班 班長 農地農村整備課長	1 県有土地改良施設の被害調査に関する事。 2 農業用貯水池及びため池の災害応急対策及び被害調査に関する事。 3 農地、農業用施設及び農地海岸保全施設の被害調査・報告及び災害応急対策に関する事。
	森林管理班	1 民有林及び林業施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。

巻末図表

	班長 森林管理課長	と。 2 林産物の被害調査に関する事。 3 災害救助に要する木材の流通対策に関する事。 4 山林関係災害に対する金融に関する事。
	水産班 班長 水産課長	1 水産物、水産施設、漁船及び漁具の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 被害漁業者に対する災害資金に関する事。 3 災害時における水産物の流通対策に関する事。
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	漁港基本施設及び漁港区域内海岸保全施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
商 工 労 働 部	商工労働総務班 班長 産業政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 大阪事務所との連絡に関する事。 4 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関する事。 5 LPガス等の調達の調整に関する事。
	アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関する事。
	マーケティング戦略推進班 班長 マーケティング戦略推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	ものづくり振興班 班長 ものづくり振興課長	工場等製造業施設の被害調査に関する事。
	中小企業支援班 班長 中小企業支援課長	1 災害時における中小企業に関する事。 2 被災商工業者に対する金融に関する事。 3 店舗等商業施設の被害調査に関する事。
	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	情報産業企業からの情報手段に関する事。
	雇用政策班 班長 雇用政策課長	災害時における雇用対策に関する事。
	労働政策班 班長 労働政策課長	1 災害時における労働紛争の予防及び解決の促進に関する事。 2 災害時における中小企業の労働対策に関する事。 3 災害復旧に要する労働力の確保に関する事。 4 災害時における職業訓練生等の安全衛生に関する事。
	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部	文化観光総務班 班長 観光政策課長
観光振興班 班長 観光振興課長		観光客への情報提供等に関する事。
MICE推進班 班長 MICE推進課長		観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
文化振興班 班長 文化振興課長		文化施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
空手振興班		部内各班又は他部の応援に関する事。

巻末図表

	班長 空手振興課長	
	スポーツ振興班 班長 スポーツ振興課長	社会体育施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	交流推進班 班長 交流推進課長	災害時における海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関する事。
土木 建築 部	土木総務班 班長 土木総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。
	技術・建設業班 班長 技術・建設業課長	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	用地班 班長 用地課長	災害時における沖縄県の公共工事の施工に伴う損失補償基準に関する事。
	道路街路班 班長 道路街路課長	所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関する事。
	道路管理班 班長 道路管理課長	1 所管する道路及び橋りょうの災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 交通不通箇所及び通行路線に関する事。 3 災害時における緊急通行道路及び橋りょうに関する事。
	河川班 班長 河川課長	1 河川、県有ダム、溝渠及び水路の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 災害時における公有水面(海面を除く。)の管理に関する事。
	海岸防災班 班長 海岸防災課長	1 水防活動の総括に関する事。 2 海岸及び堤防の災害応急対策及び被害調査に関する事。 3 災害時における公有水面(所管する海面に限る。)の管理に関する事。 4 土砂災害に係る災害応急対策及び被害調査に関する事。 5 高潮対策に関する事。
	港湾班 班長 港湾課長	1 港湾の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 災害時における公有水面(所管する海面に限る。)の管理に関する事。
	空港班 班長 空港課長	空港施設関係の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレール課長	都市モノレールの災害応急対策及び被害調査に関する事。
	都市公園班 班長 都市公園班長	都市公園の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	下水道班 班長 下水道課長	下水道の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	建築指導班 班長 建築指導課長	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 2 民間建築物の被害調査に関する事。 3 被災宅地危険度判定に関する事。
	住宅班 班長 住宅課長	1 県営住宅の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 被災者の県営住宅への入居のあっせんに関する事。 3 沖縄振興開発金融公庫の住宅資金融資のあっせんに関する事。
	施設建築班 班長 施設建築課長	1 所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関する事。

巻末図表

		2 災害救助法適用時における被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関すること。
出納部	出納総務班 班長 会計課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害対策本部の歳入歳出外現金の出納に関すること。 4 義援金及び見舞金の保管及び出納に関すること。
	物品管理班 班長 物品管理課長	1 災害時における庁内自動車の管理及び輸送に関すること。 2 救援物資等の出納、保管及び管理に関すること。 3 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。
企業部	企業総務班 班長 企業局総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	配水管理班 班長 配水管理課長	1 水道及び工業用水道施設（建設班が所管するものを除く。）の災害応急対策及び被害調査に関すること。 2 災害時における配水に関すること。
	経理班 班長 経理課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	建設班 班長 建設課長	所管する建設工事現場の災害応急対策及び被害調査に関すること。
病院事業部	病院事業総務班 班長 病院事業総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。 3 災害時における医療及び助産に関すること。
	病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	所管の医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
監査委員会	監査班 班長 監査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
労働委員会	調整審査班 班長 調整審査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
人事委員会	人事委員会総務班 班長 人事委員会事務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	職員班 班長 職員課長	部内他班又は他部の応援に関すること。
議会部	議会議務局総務班 班長 議会議務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被害状況の総括に関すること。
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	政務調査班 班長 政務調査課長	部内各班又は他部の応援に関すること。

巻末図表

巻末表－５ 沖縄県災害対策本部教育部事務分掌

(沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程。平成27年4月1日)

班名	班長	分掌事務
総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 教育部所管の被害状況及び災害対策計画の総括に関すること。</li> <li>3 被災市町村の教育委員会に対する法令指導の総括に関すること。</li> <li>4 災害についての広報活動に関すること。</li> <li>5 被災職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県負担教職員を含む。）に対する諸給付金の給付及び資金の貸付けに関すること。</li> <li>6 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
教育支援班	教育支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教材等学校備品の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 学用品（県立学校教育班及び義務教育班の分掌に係るものを除く。）の給与、農産物等の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>3 被災生徒に対する授業料の減免等に関すること。</li> <li>4 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
施設班	施設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 学校施設以外の教育施設の災害対策に係る技術的協力に関すること。</li> <li>3 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
学校人事班	学校人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担職員に係る人事配置等に関すること。</li> <li>2 職員の健康管理に関すること。</li> <li>3 災害応急対策に従事する職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）の公務災害に関すること。</li> <li>4 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
県立学校教育班	県立学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立学校の学用品の給与に関すること。</li> <li>2 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
義務教育班	義務教育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村立学校の学用品の給与に関すること。</li> <li>2 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
保健体育班	保健体育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立学校及び市町村立学校の臨時休業に関すること。</li> <li>2 幼児児童生徒の被害調査及び防災教育に関すること。</li> <li>3 幼児児童生徒の避難に関すること。</li> <li>4 災害時の学校給食に関すること。</li> <li>5 災害時の学校における保健衛生に関すること。</li> <li>6 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
生涯学習振興班	生涯学習振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
文化財班	文化財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。</li> <li>2 部内各班の応援に関すること。</li> </ol>
教育事務所班	教育事務所長	<p>所管区域内における教育部の分掌事務に係る情報の収集及び報告に関すること。</p>

巻末図表

巻末表－6 沖縄県災害対策本部警察部事務分掌

(沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく大規模地震災害警備実施要領)

警備本部長等	幕僚	班	班長	分掌事務
本部長 警察本部長  副本部長 警備部長  本部長付 総務課秘書官	警務部長	総括・実施班	警備第二課長	1 警備実施の総括に関すること。 2 警備本部の設置及び運用に関すること。 3 実施部隊、航空隊及び特務隊の運用に関すること。 4 災害情報の収集及び被害調査に関すること。 5 警察活動の記録に関すること。 6 警察庁、管区警察局及び他都道府県警察に対する報告、連絡に関すること。 7 関係機関との連絡及び調整に関すること。 8 通信統制に関すること。
	生活安全部長			
	地域部長			
	刑事部長	情報班	警備第一課長	1 災害に伴う警備情報の収集に関すること。 2 実施情報隊の運用に関すること。
	交通部長			
	情報通信部長	交通対策班	交通企画課長	1 交通情報の収集に関すること。 2 交通の確保及び規制に関すること。 3 市民に対する災害地交通情報の早期伝達に関すること。 4 緊急・輸送車両の取扱いに関すること。 5 交通関係機関との連絡に関すること。 6 運転免許の事務に関すること。 7 関係機関との連絡及び調整に関すること。 8 交通規制隊、運転免許隊及び交通機動隊の運用に関すること。
		捜査班	捜査第一課長	1 被災地における各種犯罪捜査に関すること。 2 検視見分に関すること。 3 現場鑑識活動に関すること。 4 身元不明者の捜査手配に関すること。 5 検視見分隊、身元確認隊、捜査隊、鑑識隊及び機動捜査隊の運用に関すること。
		生活安全班	生活安全企画課長	1 被災地における各種犯罪の予防に関すること。 2 生活必需関連物資を巡る経済事犯の取締り等市民生活の安全対策に関すること。 3 行方不明者の手配に関すること。 4 生活保安隊、生活安全対策隊の運用に関すること。 5 地域安全情報の提供に関すること。
		要望苦情処理班	生活保安課長	1 災害に関連する各種要望苦情の処理に関すること。 2 要望苦情処理隊の運用に関すること。
		人事・装備班	警務課長	1 他都道府県警察に対する援助要請に関すること。 2 装備資機材の配分及び補給に関すること。 3 人事調査隊及び装備隊の運用に関すること。
広報班		広報相談課長	1 災害広報、報道関係機関との連絡に関すること。 2 広報隊の運用に関すること。 3 被災者等からの要望・苦情の受理に関すること。	
受援連絡班		外事課長	1 受援連絡隊の運用に関すること。	
留置管理班		留置管理官	1 被留置者の分散留置、避難誘導、開放に関すること。	
給与・補給	会計課長	1 部隊の活動に関する予算経理に関すること。		

巻末図表

		班		<ul style="list-style-type: none"> <li>2 部隊の補給・給食に関する事。</li> <li>3 警察施設の被害調査に関する事。</li> <li>4 施設調査隊及び補給隊の運用に関する事。</li> </ul>
		訟務対策班	監察課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部隊員の功過調査に関する事。</li> <li>2 その他特命事項</li> </ul>
		救護班	厚生課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療・厚生に関する事。</li> <li>2 職員・家族の被害調査に関する事。</li> <li>3 救護隊の運用に関する事。</li> </ul>
		通信班	機動通信課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 通信施設の整備、管理及び運用に関する事。</li> <li>2 非常通信に関する事。</li> <li>3 警察通信施設の被害調査に関する事。</li> <li>4 機動警察通信隊の運用に関する事。</li> </ul>

巻末図表

巻末表－7 災害対策要員配備体制

1. 地震・津波

【災害対策要員配備体制①（本庁勤務職員）】

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、沖縄県内で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合 4 気象庁が、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒又は巨大地震注意）を発表した場合	1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
第2配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くとも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。 3 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 (災害対策本部) (救助体制)	1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第4配備 (災害対策本部) (非常体制)	1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であつても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、沖縄県の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合	1 全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。



巻末図表

【災害対策要員配備体制②（北部・中部・南部地方本部所属機関勤務職員）】

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的裕がある場合</li> <li>2 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度4が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の連絡担当要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は待機の体制をとる</li> </ol>
第2配備 (災害警戒地方本部) (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合</li> <li>2 各地方本部において強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。</li> <li>3 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合</li> <li>6 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・班の警戒地方本部要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は配置につく体制をとる</li> </ol>
第3配備 (災害対策地方本部) (救助体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相当規模の災害が発生した場合</li> <li>2 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく</li> </ol>
第4配備 (災害対策地方本部) (非常体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合</li> <li>2 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全職員が配置につく</li> </ol>

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

巻末図表

【災害対策要員配備体制③（宮古・八重山地方本部所属機関勤務職員）】

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合</li> <li>2 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度4が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部の連絡担当要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は待機の体制をとる</li> </ol>
第2配備 (災害警戒地方本部) 〈警戒体制〉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合</li> <li>2 各地方本部において強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めたとき。</li> <li>3 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5弱が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>5 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合</li> <li>6 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部・班の警戒地方本部要員は配置につく</li> <li>2 その他の職員は配置につく体制をとる</li> </ol>
第3配備 (災害対策地方本部) 〈救助体制〉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相当規模の災害が発生した場合</li> <li>2 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度5強が観測された旨発表した場合</li> <li>3 気象庁が、北部・中部・南部地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> <li>4 気象庁が、沖縄県が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく</li> </ol>
第4配備 (災害対策地方本部) 〈非常体制〉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害により県下全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合</li> <li>2 気象庁が、宮古・八重山地方本部管内で震度6弱以上が観測された旨発表した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全職員が配置につく</li> </ol>

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

巻末図表

2. 風水害等

【災害対策要員配備体制】

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕がある場合	1 防災危機管理課及び関係課の指定職員は配置につく 2 各部の連絡調整員は待機の体制をとる
第2配備 (災害警戒本部) 〈警戒体制〉	1 県の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報の発表に伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処を要する場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に、災害が発生するおそれがあり、警戒を要する場合	1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 (災害対策本部) 〈救助体制〉	1 県の全域又は一部の地域に、気象業務法に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が発表され、かつ重大な災害の発生する恐れがある場合 2 暴風、豪雨その他異常な自然現象により、県の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 3 大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、県の全域又は一部の地域に、重大な被害が発生した場合 4 県の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用する災害が発生した場合	1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第4配備 (災害対策本部) 〈非常体制〉	災害により県下全域にわたる被害が発生し、又は局地的であつても被害が特に甚大な場合	1 全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

巻末図表

巻末表－8 防災関係機関の収集情報・連絡系統

情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部 (総務)]     C[消防機関] --&gt; B     B --&gt; D[本部 (統括情報班等)]     E[警察本部] --&gt; D             </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部 (総務)]     B --&gt; C[本部 (統括情報班等)]     D[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; E[土木建築部]     F[西日本高速道路株式会社] --&gt; E     G[地方本部 (土木)] --&gt; E     H[輸送関係機関] --&gt; E     I[警察本部] --&gt; C             </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部 (農林)]     A --&gt; C[地方本部 (土木)]     B --&gt; D[農林水産部]     C --&gt; E[土木建築部]     D --&gt; F[本部 (統括情報班等)]     E --&gt; F     G[大阪航空局那覇空港事務所] --&gt; F     H[沖縄総合事務局開発建設部] --&gt; F             </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR     A[ライフライン関係機関] --&gt; D[本部 (統括情報班等)]     B[輸送関係機関] --&gt; D     C[市町村 (水道)] --&gt; E[保健医療部]     C --&gt; F[企業部]     E --&gt; D     F --&gt; D             </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[教育事務所]     B --&gt; C[教育部]     B --&gt; D[文化観光スポーツ部]     B --&gt; E[総務部]     C --&gt; F[本部 (統括情報班等)]     D --&gt; F     E --&gt; F     G[県立文教施設] --&gt; C     H[民間文化施設] --&gt; D     I[私立学校] --&gt; E             </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[所管部]     B --&gt; C[本部 (統括情報班等)]     D[市町村] --&gt; E[地方本部 (総務)]     E --&gt; C     F[県有施設] --&gt; B             </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部 (総務)]     B --&gt; C[本部 (統括情報班等)]     D[警察本部] --&gt; C             </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受入れ状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部 (総務)]     B --&gt; C[本部 (統括情報班等)]     D[救援部門] --&gt; C             </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR     A[市町村] --&gt; B[地方本部 (総務)]     B --&gt; C[本部 (統括情報班等)]     D[関係機関] --&gt; E[各部]     E --&gt; C             </pre>

巻末図表

巻末表－8 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

災害派遣命令者の所在地等

	宛先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 2277～2279  FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123	司令部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308  FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報 通信ネットワーク *6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連 平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊第15旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊5空群 海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊5空群 海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団